

大滿洲國建設錄

駒井德三著

中央公論社

農業國大滿洲



卷頭の言葉

一、日本は日清戰爭によつて支那より割讓を受けた遼東半島を露獨佛の三國干渉によつて支那に還附するの餘儀なきに至つた。然るに支那は我が還附直後露支秘密協定を結び、遼東半島のみならず南北滿洲全土の領土權を露西亞の爪牙に委ぬるを敢てした。これに對して日本は決死的抗議を敢行すべく其處に三十七、八年の日露戰爭が惹起され、幸にして露西亞の勢力は南滿より驅逐された。若し一、日露戰爭なかりせば現在の滿洲全土は擧げて露西亞の領土となつたことは疑ふの餘地はない。併しそれは日本の生命線が中絶される所以であり、若し露西亞が滿洲を獲得し更に朝鮮に魔手を伸ばさば、日本の存立は非常に危險な狀態に陷つたことゝ思ふ。窮すれば通ずるの譬へか、斷乎膺懲の劍を以て起つた我が日本は、滿洲に於ける露西亞の勢力を掃蕩し、此處に始めて日本の滿洲經營が行はるゝことゝなつた。

一、併し國力未だ充分に伸張せざりし日本にして北方の強豪露西亞を一戰能くこれを驅逐し得た

のは、日英同盟による英國の間接的援助あり、これに負ふところ甚大であつたと思ふ。然るに米國大統領ルーズベルト氏は、日露の戰役酣なるに及んで人道に名を藉り日露媾和の勸告斡旋に勗め、遂にポーツマス條約締結となつた。米國のこの行動が、米が滿洲に垂涎しその手懸りを得んが爲であつたことは、ポーツマス媾和條約直後米のハリマンが活躍した滿鐵買收計畫に於て明かにせられ、爾來米は滿洲經營に對して屢々提案、計畫を試み、彼の對滿野望の容易ならざるを事實の上に裏書するに至つた。その代表的事例として、日露戰爭直後ハリマンの糸を引ける奉天總領事ストレートの滿洲銀行設立計畫、更に國務卿ノックスの滿鐵中立提議、更に又滿鐵の併行線たる錦愛鐵道敷設計畫等がそれである。

後にワシントン會議に際して米國は、日英同盟を廢棄せしむるために暗々裡に策謀し、これに成功せし米國は愈々アングロ・サクソン民族に君臨して、その對日惡意外交は漸く露骨不遜ならんとした。思ふに米國の眞意は、以夷制夷の支那を躍らせ故意に滿洲問題の紛糾を導き、我が陸軍をして滿洲に支那兵並にサヴエート赤衞軍と戰はしめ、我が海軍を打つに米英聯合の精鋭艦隊を以てし、スラブ民族の代表者たる蘇同盟と東亞の代表者たる日本とを相搏たしむる

ことによつて兩者をして再び立つ能はざらしめ、同時に漢土の利を擅恣獨占せんとするにあることは瞭かである。今や米國外交はスチムソン・ドクトリンの名の下に着々その野望を遂げつつあるではないか？　まさに日本は累卵の危險に臨せるものと言ふべく、私は本書に於て機會ある毎に日本國民の反省熟慮の必要を説かんことに力めた。

更に露西亞は一度南滿より驅逐せられ今回の滿洲事變に於ては絶對中立主義に終始したりと雖も、これは同國の内政上の事情に因るものであつて、彼の五ケ年計畫完成後の對滿政策の積極的たるべきは、我々の想像に難くないところである。如何に武士道に生き軍神の護りを誇る日本と雖も、斯くの如く米、露、英、支の諸大國を相手取つて起つには異常の決心を必要とすることは申すまでもない。

一、第一期の我が滿洲經營は後藤新平伯による滿鐵を根幹とした大陸經營であつて、伯は滿鐵に對して支那の再び買收し得ない程の高價投資を敢てし、後に露、英との外交々渉に依つて滿蒙問題即××權の確立を企圖した。次いで後藤伯幕下の逸材中村是公氏がこれを引繼ぎ、我が滿洲經營は着々その進捗を見んとした。然るに政友會の支持の下に立ちし山本權兵衞伯、憲政

會の加藤高明伯は後藤式大陸經營策を以て放漫雜駁なりとして、中村雄次郎男を滿鐵總裁に起用し、これを更改緊縮せんとした。時恰も加藤伯の對支二十一ヶ條問題の前後であつたが、當時の滿鐵理事樺山資英氏は堂々憚るところなく滿洲獨立論を主張した。卽ち二十一ヶ條々約締結の如き空漠不徹底な政策を採るは徒に勞多くして酬いらるゝところ尠かる可し、須く滿洲の獨立を目指して進まざる可からざるを强調した。又それより先、關東都督府の外事總長大内丑之助氏は、桂公後藤伯の兩氏に獻言し滿洲を以て國際法上の永久中立國たらしめんと企圖した。併しこの計畫が中途に於て挫折するや、同氏は氏特有の高邁なる識見から、滿洲に於ける我が企業をこの儘に放置せば我が權益は畢竟退嬰を餘儀なくせらるゝ運命を洞察してこれに備ふべき準備を高唱した。當時在滿邦人中に兩氏の如き達識者ありたるは、まさに鷄群中の一鶴と稱すべく、適々私はその頃樺山理事の下に滿鐵社員であり、また大内外事總長には特別の友誼に與つてゐたが、今日にしても當時を顧るに轉た感慨深きものがある。爾來滿洲に駐在したる所謂名士より殆ど傾聽に價ひする意見を聞き得なかつたことは私の甚だ遺憾とする所である。

一、其後日本に於ける政黨政治の弊害は愈々深くなり、外政に對する政黨人の考は徒に萎縮退嬰して、遂に我が國防線滿洲を監視する最高責任者關東都督を文官制に改むるに至つたことが、日本の勢力をして滿洲から日に〱萎靡退歩を餘儀なくせしむるにいたらしめた。關東廳の當局にも滿鐵の幹部にも最早や骨がなくなつた。然るに我が軍部のみは「滿蒙なくんば國軍なし、國軍なくんば滿蒙なし」と確信し、眞劍に滿蒙の知識を蒐め、顧慮し痛念し切齒した。卽ち事の滿蒙に關する限り軍部は我が最高權威であつた。思想的には自由主義或は社會主義、又國際的には聯盟的平和主義が滔々として全世界の一大流行となりしも、我が軍部ばかりは滿蒙に關する限り一歩たりとも讓らなかつたことは、滿洲國の成立を見たる今日から見て非常な卓見であつたと私は固く信ずる。

一、然らば、何が故に軍部が滿蒙問題解決のために敢然蹶起したか？　軍部這回の行動のほかに我が權益の擁護、××權の確保を完うし得る方法ありや？　人は軍部の行動を批判する前に先づ代るべき對策を示すべきであらう。支那に於ける日本權益の排除、日本人放逐策の着々たる實行、これが理論、交渉によつて解決出來なかつたことは我々の苦々しい經驗が明かに物語る

ところであり、鳴物入りの國際會議が水掛論に終始して何等の打開策を講じ得なかつたことも我々の胸中に生なましく記憶されてゐるではないか？　勢ひ、實力解決の途を採るほか他に途がなかつたのである。併しこの勢ひは已むに已まれぬ「生存權確保」の熱情に驅られた我が國民大衆の作り上げた勢ひである。見よ國軍に對する國民大衆の聲援を、而もこれは日本の中級層、下級層の熱意ではなかつたか？　日出でゝ三竿に上つたが未だ醒めざる者に政黨あり、富豪ありで、今日の滿蒙維新には多くの政黨人、多くの富豪者流は、殆ど沒交渉であつたと言つて過言ではなからう。

一、併し、我々はこの滿蒙維新に於て日本の生存權確保と、從來軍閥の壓制下に呻吟し續けてゐた在滿民衆の解放救濟とが適々渾然一致したる事實を忘却してはならない。支那兵による柳條溝滿鐵線路爆破事件を導火線として皇軍の神速果敢の行動となり、忽にして東北軍閥は掃蕩せられ、官僚は軍閥の後に續いて逃亡し、あとに農商民のみの東三省は、自然政治的大變革たるに止まらず、社會的にも革新の一轉機に際した。今回の滿洲建國の事實を專ら日本の大陸的野心なりと速斷し、一個の革命過程であつたことに氣附かざる人は、滿蒙に對する認識不足を

自ら自白するものである。奉天に起つた變革は純然たる革命であり、吉林、チ、ハルのそれが政變であつたことは、その歷史的過程によつて疑の餘地なきところである。

一、かゝる一つの回天的な行動を利導するには、總ての手段が男性的でなければならない。然るにこれに對する國際的の批判は總て女性的であり、日本にも女性的批判を加へんとする多數の人々があつたことを私は非常に遺憾とする。元來支那人には日本人や露西亞人のやうに國家意識とか統治能力が更にない。それがまさに日本人の援助、加勢を必要とした所以であり、日本が國運を賭して隣人の急に赴いた一大理由であると信ずる。若し然らずして張學良を盟首とする東北軍閥潰滅後、日本が更に××を與へなかつたとせば、其處に豫期し得るものは、第二の軍閥政治か、赤化政治か、或は赤化を加味した農民戰爭の連續かに相違なかつたであらう。これ等は凡て滿洲住民並に日本人の排斥するところであり、殊に現在日本は赤化禍に對して非常な脅威を痛感しつゝあるを以て、この點に於ては日本も滿洲も共に同じ立場に置かれたるものと言へよう。

一、今日の滿蒙維新によつて、軍閥の誅求をまぬがれ得たことは、滿洲國人にとつて至上の幸福

であり、今日滿洲獨立國家の生誕は滿洲國人の總意として當然の希望の實現であつた。曾て滿洲の財物と威力とを携へて關内に進出する滿洲軍閥の存在は、漢土の統一和平を阻害する癌であつたが、今や全くその患根は斷たれ、一方軍閥禍より解放せられた新國家の出現は、支那全土に傳へられて彼等漢人を覺醒せしむるに與つて力あるべく、漢土の和平に貢献するところ尠しとしないであらう。而も新國家は立國當初中外に聲明して機會均等、門戸開放を誓ひ、豐富なる在滿資源を全世界に開放せんことを公約せるは、國際正義の見地より見て、萬人の欣びに堪へぬところと信ずる。斯くして始めて日、露、支三國間に介在する「東洋のバルカン」滿洲は永久に安泰にして、以て東洋禍亂の源を斷つことを得ることゝならう。

一、私は適々滿洲に深き關係を有し、這回滿洲事變に直接關係し、滿洲國成立するや日本人として新政府の樞機に參劃することを得、新國家成立過程を身を以て體驗した一員である。これ等の回天的歷史過程を私の記憶が未だ新たなる間に率直明快に記錄しておくことは、後年の史家を過またしめざる所以と信ずる。今日滿洲事變の經緯、滿洲國成立の過程、その事情等を論述する著書は汗牛充棟も唯ならずと雖も、總て第三者の側面觀的著述であつて、我々當事者の目

から見て甚だ遺憾に思はれるところ尠しとしない。今日にしてこれが是正さるゝことなく徒に等閑に附せらるゝとせば、獨り後年の史家を過またしむるのみならず、滿洲國の將來、祖國日本の將來の上に思はざる不幸を招來するやも計り難い。これ私が靜思推敲の餘暇なき身を以て敢て本書を著して世に問はんとする所以に他ならない。乞ふ、微衷を諒とされたい。

滿洲問題は今後愈々その重大性を加へ、我等大和民族の將來は益々多事多端であらう。日本帝國の大陸に對して採るべき方策を樹立すべき重大時局に當面せる今日、更に〳〵滿蒙に對する正しき認識を深め、反省自重、他日に備ふるの固き決意と用意を切望して已まない。

一、更に私は本書を著述するに至つた一つの理由を明かにして置きたい。否寧ろその理由こそ本書を私が敢て世に問ふ使命である。世人は屢々東洋平和の樹立確保のために立つ者は我が大和民族を措いて他に求むるを得ないと說くが、然らば如何にしてこれを實行するかに就いて曾てその具體策を示したるを聞かない。今回米國大統領は民主黨のルーズベルト氏となり、米國の對日外交は稍々親日的たるべしと一般に樂觀せられたが、最近の報道に依れば、米國は依然スチムソン・ドクトリンを以て國際外交の米國精神たらしむる旨を在外使臣を通じ列國に通告

せしめたとある。即ち暗に對日敵意外交を中外に聲明せるに他ならぬではないか？　從來秘に私の案ずるところを卒直簡明に披瀝すれば、絶えず戰禍動亂を繰り返へしつゝある隣邦支那を和平統一して東洋和平の基礎を固むる者は米國を盟主とするアングロ・サクソン人種がこれを行ふか、然らずんば滿支兩國人と相提携して我々大和民族自らこれに當らねばならぬと確信し來つた。併し我々祖國の同胞は云ふに及ばず、滿支兩國人と雖も、血縁を異にする碧眼紅毛のアングロ・サクソン人に依て徒にその專制を極めしむるを潔しとせざる可く、我々日本人自ら立つて東洋平和の爲に赴くは人情の自然、理の當然と言はねばならない。今やアングロ・サクソン人の世界經綸政策は日に〲その攻勢を誇りつゝある秋、これと對立する我々亞細亞民族は何處までも融和提携して一個の强き國家シンディケートを構成し、蹶起對抗を誓はなければならない。玆に融和提携と云ふが、如何にしてその實を擧ぐるか？　私の滿洲、支那に對する多年の研究、體驗は、彼等滿支兩國人を强く把握しリードす可しと敎へる。滿支兩國人を眞に理解する人々は、私と同じ見解に到達するものと私は固く信じて疑はない。從來動もすれば、日本人は徒に安價な同情に墮して彼等に眞の幸福を齎らすことを忘却し勝ちである。

我が滿支兩國人に臨むに際しては、先づ慈母の愛を以て東洋平和の幸福を說き知らしむると同時に、正しき理解ある鞭を以て强く彼等を鞭韃發奮せしめねばならない。換言すれば我々日本人は、彼のマホメツトが左にコーランを翳しつゝ右に劍を持して回々敎の布敎に臨みし態度に倣はなければならない。滿洲國の建設が東洋和平確立の第一步なりと言ふ意味も正に其處に存するのであつて、我が日本は滿洲國と愈々善隣の誼みを深むると共に隣邦支那の和平統一を援け、日、支、滿三國は一環となつてアングロ・サクソンに及びスラブに斷乎對抗しなければならない。

本書は題して「大滿洲國建設錄」と名付け、滿洲國成立過程の歷史的回顧を試みると共に、來るべきアングロ・サクソン及びスラブ禍に對する國民大衆の用意、反省を促さんとするものであることを、讀者諸君に特に訴へて置きたい。

昭和八年一月

於新京　駒井德三

大滿洲國建設錄　目次

大滿洲國建設錄

滿洲事變の渦中に投じて

其一

序

滿洲事變發生以來滿洲に關する政治上、經濟上、社會上其他各方面からの無責任な批判論評が幾多行はれ、この種の書籍雜誌の類だけで優に一の圖書館を設け得る程の數にのぼつてゐるが、其の總ては第三者の側面觀であつて其渦中にあり其當事者として實際に携つて來た者の目から見ると頗るいかゞはしいものが多く、未だ事の眞相を傳へるものがない。若しこれが是正されることなく、過つて巷間に傳へ殘されるならば、後世の史家を惑はすこと甚しく將來社會に與ふる損失も尠しとしないであらう。そこで、私が自分自身其渦中の人として餘り時日の經過しない内に其眞相を傳へておくことは、獨り日本國民のみならず滿洲國々民の子々孫々のために相當意義あることゝ思ふから、新國家創業の秋政務多端の餘暇を偸みこの際特に滿洲國の建設錄を發表

しておきたいと決心するに至つた所以である。

誰が云ひ出したものか知らぬが、「滿洲は日本の生命線なり」と云ふ言葉が滔々一世に渦卷きかへす流行語となつた。なる程軍事國防上から見た滿洲は日本の生命線たるに相違なからう。併し更に廣く我が國民經濟の立場をも含めてかく云ふのであるとするならば、私は俄にこの國民的合言葉に贊同の意を表し得ない。私の見る所を一言にして蓋へば、我が日本帝國の生命線は滿洲のみに限らるゝものでなく支那の四百餘州それ全體である、又隣大國支那の生命線は日本帝國全土であらねばならぬと確信して疑はない。日本亡びて支那の存立なく支那亡びて日本の存立なし。この意見は日本に於てこそ何を憚つてか端的に言切る人がこれまでになく或は私一個の私見に過ぎぬかに思はれるが、支那に於ては東洋和平の熱心な唱導者中に私と衷心意見を同じくする人を極少數ながら見受けるのである。

併し、現在の支那は武昌革命以來二十餘年引續く動亂に禍ひされ、思想界、經濟界、政治界孰

れを見ても混沌として、慘澹たる地獄の繪卷物さながらの悲相を描出してゐる。かくては常に支那の善隣たらんとする日本にとつて迷惑至極、そこで日本が先づ自ら進んでその生命線を確保し他方支那をして支那の生命線は日本であることを正しく自覺せしめるために先づこの滿洲に特殊な手段を講ずることは理の當然と云はねばならぬ。

支那と云ひ日本と云ふ、お互にベター・ハーフたること既に二千有餘年、西歐諸國が基督降誕に隨喜の涙を搾つてゐた頃には既に固い握手を交はしてゐたのである。時に意思の疏通を缺いて實力發動の餘儀なきを見ることもあつたが、要するに「夫婦喧嘩」に過ぎないのであつて、第三者から差出がましい容喙を許すべきものでない。

一

この私の考へは最近時局の紛糾に刺戟され俄に思ひ付いたものでなく、年少の頃から絶えず考へ續けて來たところである。

私の頭に支那を最初に植付けたのは隱れたる志士、荒尾精（東方齋）氏であつた。日清戰爭は

愈々馬關條約締結の幕を切つて落さうとするとき、三國干渉の結果日本政府當局は支那からは賠償金二億萬兩を要求する事を强いられた。當時軍部に支那通を以て其の人ありと云はれた荒尾氏は日本固有の武士道の立場から斷乎これに反對し、若しどうしても賠償金二億萬兩を要求するとあれば、須くこれを投げ出して支那に鐵道を敷設してやり、支那の文化開發のために盡力してやることこそ日支兩國を永遠に握手せしむる道であると主張したが遂に容れられなかつた。氏は不滿の結果、職を辭して漂然山紫水明の地京都若王寺山麓に隱れて悶々の情を其愛人と酒にまぎらして居られた。

京都に近き江州は常盤村、維新前までは幕府からも一目もつて迎へられた一種特別の家系に次男坊として生れた私は、その頃十二三歳であつたと思ふ。手のつけられない亂暴者として取扱はれてゐたが、荒尾氏の話を聞いては幼な心にも私の支那を思ふの情は何時か深いものとなつた。小學校を終へた私は京都の中學に入學し、傍ら同郷の先輩杉浦重剛先生の分塾浮雲塾に學んだ。人々は杉浦先生が今上陛下に帝王學を講ぜられた高邁達識の人であることを熟知してゐるが、先生は又、當時稀に見る支那の理解者であつた。時遇々先生の敎を受けるうち私の支那への憧憬は

愈々深く、支那を知らねばならぬと深く心に期するに至つた。その後、十六七歳であつたと思ふ、宮崎滔天氏著はすところの「三十三年の夢」は私の支那への考へ方に素朴ながらに一個の思想體系を與へてくれた。當時世を擧げて官吏謳歌時代、法學萬能時代であつたが、父兄や先輩知人の忠言に耳も藉さず私は信ずる所があつて斷然札幌農學校に入學したのも胸中深く特別な方面から「支那研究」への一念が動いてゐたからである。

爾來二十有余年、日夜支那を考へ、我が信念を如實に現はすために、社會に金錢名利の何物をも求めず專心、目的實現に邁進した。日清戰役の後を承け日露戰役の波に乘つた日本は、恰も順風に棹さす船の如く華々しい國際世界へのデヴューに醉ひしれてゐた。大吉は凶に續くのたとへ更に順風にうつゝをぬかしてゐる日本に必ずや收拾すべからざる破綻あるは當然すぎる程當然と云はねばならぬ。試みに世界地圖を擴げて「日本」が何處にあるやを探して見給へ、國土の面積より論ずれば蝸牛角頭大に過ぎぬではないか。四邊を海洋に狹められ僅に東海の孤島としてその存在を示す島帝國に於て、人々は無限に增殖してゐる。右せんとしても左せんとしてもそこに絕對絕命の行詰りが屹度やつて來る。少しく冷靜に大勢の赴くところを見れば容易に目醒むべき筈

である。當時僅かに二十臺の青年に過ぎなかつたが、私はその頃から深くそのなりゆきを愁へてゐた。

明治三十年より四十年の頃にかけては、政治家にしても、實業家にしても、思想家にしても、當時かゝる問題に耳を傾け頭を鍊らうとする人は曉天の星の數ほどもなく、一方又今日の如き極端なる左右思想の排撃闘爭の混亂なく、唯ゝ浮つ調子の好景氣に輪をかけることのみに傾倒した。更に歐洲大戰を迎へて噴火山頭の亂舞は愈ゝ激しく、次に起る爆破鳴動の何ものなるかを忘却してゐた。

例へば、朝鮮、南滿洲の經營である。朝鮮施政に當つては、禍なる哉、島國根性の扶植に餘念なく、現在其經營は行詰りの極に達してゐる。某朝鮮論者は私の朝鮮論に冷評を加へて居るが現に朝鮮統治の責任者は私の面前に於て其眞相を語つて居られる。南滿洲に於ては折角後藤新平伯、中村是公氏の大經綸を引繼ぎながら、只管我滿洲經營を政爭の具に提供して恬然改むることを知らない。支那そのものを眞に理解し、正しく視透せないからである。私は先づ支那に志し、支那の本質を摑むことに青年時代の總てを捧げた。私と雖も一個の青年である、血もあり

涙もあり、慾望もある。謂ふところの出世に心を惹かれないではなかつた。だが待て、我が大和民族は今後どうして生きて行くのだらうか？　其對策如何？　私は一意支那に傾倒せざるを得なかつた。

二

支那を識るために私の採つた方途の第一は支那語をマスターすることであつた。第二に支那の自然を學ぶこと、第三には現在支那に動いてゐる人間を深く理解することであつた。もとより支那の古典を學び、支那三千年の歴史を省みて支那民族の今日に到つた事情を詳かに知ることは勿論のことであるが、右の三事に通曉するに非ざれば、對支那關係の正しき方策の樹ち得る筈はないと確信した。

學窓を巣立つた私は、自己の信ずるところを實際に移さんがため、南滿洲鐵道會社入りを決行した。猫も杓子も官吏・軍人を謳ふ時代である。決して華々しい門出とは云へなかつた。併し、私には、農大卒業のとき、卒業論文の題に「滿洲大豆論」を擇び、夏期休暇を利用し、その頃事情

あつて苦學をしてゐた私は傍ら北海タイムス特派員としての職分を果しつゝ滿洲實地見學を試みもし、偶々大連行きの船中で當時の滿鐵重役久保田正周氏の知己を得た關係などもあつた。而も滿洲にはポーツマス條約によつて確保された日本の特殊權益あり、關東都督府の治政漸くその見るべきものあり、滿鐵經營又順を追つて盛ならんとするときである。先づ滿洲に尻を据ゑて滿洲蒙古に對する自己の實際的檢討を試みるのが、最も行はれ易い捷徑であることは明かであつた。滿洲を土臺に體得し得た知識と經驗とを以て支那四百余州全體を知らう。骰子の振り出しは先づ滿洲は南滿洲鐵道株式會社と定めてかゝつた。嘗つて中央公論誌に寄稿した「二重外交の眞相」（未完）や「日支外交秘話」の中に書いた事件とか、改造誌に寄せた「馬賊物語」中の體驗等も滿鐵青年社員としての貴き經驗である。

清貧に甘んじ、權威に屈せず、名利に背いた「支那研究」の初志に齧り付き、飽くまでその實現を計る他に何の福音を求め得ようぞ。夢寐にだに忘れざる支那、かくして自分の經驗信念を基にし、先に蒙古土地問題に關して張作霖と爭ひ、後にまた郭松齡事件の裏面や山東問題の側面に活躍したこともあつた。今日顧みて考へれば、その總てが失敗でなかつたと思はれるが、當時は未だ日本の朝野の容るゝところとならず、自分の微力を以てしては、事の大成を計ることが出來ず、總て失敗の悲錄をとゞむるのみに終つた。

それが病膏盲に入つた今日に至つて、日本の社會が各階級各方面に於て私が嘗て豫想してゐた如き收拾すべからざる行詰りを生じ、初めて眞に支那、滿洲の重大性に目醒めて來たといふのは甚だもどかしい次第である。とは云へ幸にして私は昭和六年九月十八日に勃發した滿洲事變の渦中に投じ、平素自分が研究しつゞけて來たことを事實の上に發揮し裏付けることの出來たことは、何物にも代へ難く愉快の情に堪へぬところである。私の人生にとつて無上の光榮と思つてゐる。

併し、この事變は何も私自身が起したものでなく、又日本人の何人が惹き起したものでもなく、全く支那人が日本帝國に對する正しい認識を缺如し、正しい見方を知らなかつたところに其眞因がある。お互ひに善隣たる事を希ひ希はるゝ兩國にとつて頗る不幸な事件であつたと云はねばならぬ。併し、この一たん勃發した不幸も、これを逆に轉廻して兩國人が將來渝りなき友邦の交りに導き、兩國人の幸福を招來する相互生存の必要性の自覺をこの事變より育成して行くこと

が出來れば、正に禍を轉じて福となすのである。これは相互の心掛け一つに依存することであつて、何等他人の容喙に俟つ必要を認めないものであると私は信じてゐる。

三

然るに近來特に不愉快に感ずることは、兎角滿洲國建國の眞髓を故意に過り傳へんとする傾向を看取することである。即ち、新滿洲國の建設は專ら三千萬民衆の熾烈なる要望と磅礴たる民族的奮起によつて達成されたものであつて、毫も×××××××××××××如き言辭を弄せんとする者が多い。事實、新國家が、甚だ××ながら三千萬民衆の已むに已まれぬ民族的意志の勃發的發動によつて、今日の新事實に到來したものであることは何人も疑義をさし挾まぬところながら、×××××××××——私は敢て擧國民衆一致してとは云はぬ、まさしく支那・滿蒙を正視せる×××××××××××××あつたが——九・一八事變突發以來、×××××××極東經濟の保障のため、更に又東洋和平保持のために自ら進んで難に赴き虐雪炎風の朔北の曠野に不眠不休の努力を三千萬民衆と共にし續けて來たのである。

國際聯盟調查團が來滿し、リツトン卿以下調查委員諸君が溥儀執政に謁見を賜はつた際のことである。リツトン卿から「滿洲國の獨立にどうして日本の援助を受けられしや」との質問に對し、執政は率直に、

「それは恰も英國から壓制を加へられてゐたアメリカがフランス人の援助を得て獨立したのと同樣で、滿洲國は舊軍閥政權の壓迫に對抗するために日本から援助を受けたものである」

と、はつきり言明されてゐる。多くの人々も亦同樣の所信抱負を機會あるごとに堂々と中外に發表してゐた。

然るに一度聯盟調查團の來訪あり、今日その報告書の發表を見るに至つて、××××××××××××にし、曾ての主義主張の公明正大なるを××××××、只管「三千萬の民衆の民族的意思」の××××××、一方に國際聯盟の容喙を××××××、他方米國外交のでしやばりを×××××。如何なる理由あつてかくも××ならざるを得ないのかと詰問したくなる。日本が帝國主義的野心に燃えて、廣袤無涯の滿洲國を一擧に帝國領土としようとするならば兎も角、我我の所信政策は飽くまで公明正大、國防線の安全を期すると共に極東平和を保障し、大陸の門戶

を世界に開放し、眠れる資源を開發し、共存共榮の大パラダイスを實現しようとするほか他意ないのではないか。

顧みてわが半生を想へば、時に志を得ずして失意のどん底に呻吟を餘儀なくされ、わが懐くところの希望は遂に一個の空想であり、朝の露と消え去る誇大妄想狂者の惡夢に過ぎなかつたかと焦心悲痛の情に悶々としてゐたこともあつた。今日漸くに意を同じくする者と相携へ日頃の所信の一端を實現し、僅かに自らを安んずるに至つたのであるが、暴慢非道の諸列強の前に再び我我の志すところは誤まられんとしてゐる。世諺にも「無理がとほれば道理ひつこむ」と喝破し人心の頼りなきを敎へてゐるが、絶對絶命の窮境を昨日の經驗に見ながら、自ら好んで俗諺の裏書きに汲々として、自ら墓穴を掘るに甘んじるのを觀ては義憤なきを得ない。

其二

一

涯しなき追憶は滿鐵に走る。札幌の學窓を出て後、滿鐵の祿を食むこと約十年であつた。この間に於て、南北滿洲は勿論東部蒙古をも隈なく歩いてみた。又實際的の仕事としては、農業國滿洲の基礎的研究機關として既に其名は世界的となつた公主嶺の農事試驗場の創設に着手し、更に進んでは、東部内蒙古の中心である通遼（白音太來）を中心に理想郷の建設を試みんとして、時の滿洲の主權者たりし張作霖と直接ぶつかつて表裏あらゆる手段を講じてほゞ其目的を達することを得た。今滿洲國の監察院々長である于沖漢君、參議府議長であり軍政總長である張惠景君等は、其時から知合である。

併し、後藤、中村（是公）兩總裁の去つて後は、滿鐵そのものが設立當初の重大な使命を漸時失ひかけて、これが追々政爭の具に供せられんとするのを、私としては見るに忍びない心境にあつた。殊に私は滿鐵のだらけ切つた空氣と、狹隘なる社會につきものゝ御殿女中式ないがみあひ

を見るに忍びず、大連の本社に永久の別れを告げて支那四百餘州に向つて長期放浪の旅に出てしまつた。

平素はそうでもないが、一度重大なる問題にぶつかると、自分が正義と信ずるところは相手と場所の如何を問はず、飽くまで正論を押通さうとするのが私の持つて生れた性格である。今、私にとつては第二の家郷に等しい滿鐵そのものが、政黨者流の闖入にあひ、政黨屋の喰物に供せられんとするのを見ては、これを默視するに忍びなかつた。東京支社の一室に於て、當時の副社長中西清一氏と激論の結果、終に自ら滿鐵を飛び出して仕舞つたのだ。私が支那の旅行から歸つたのは、丁度大正九年四月であつたと記憶する。

丁度その頃、支那に對する邦人の投資企業統制の必要が頻りに叫ばれてゐた際のことで、恰も外務省の懇請によつて當時の亞細亞局長芳澤謙吉氏の相談相手として、暫くその方面の仕事を手傳ふことゝなつた。其後、早川千吉郎氏が滿鐵社長に就任されるに及んで、ある重要なる位置を提供し特に再度の滿鐵入りを切望されたが、私は感ずるところがあつて、これをお斷りし、只裏面から彼を助けて其志を行はしめんとしたが、大正十一年初秋、奉天の地で早川社長が突然腦

溢血のために倒れられて以後、私は再び滿鐵と關係を絶つに至つた。

併し、滿鐵は私にとつて支那問題に對する育ての親である。この一大機關がその本來の使命に生き、公正に進むことは私の衷心から希望して已まない處である。

滿鐵從事員には後藤、中村時代から涵養された一個の滿鐵精神と云ふものがある筈である。卽ち、薄給に甘んじながらも、この國際鐵道を命とも親とも信じ時に臨むでは身命を賭して鬪ふ精神である。これは滿洲の奥地で戰つて來たものゝみが體得し、自然に作り上げられた精神である。特に、這次の事變に際して、滿鐵の下級現行社員が、殆ど不眠不休、戰爭の最前線に於て皇軍の精鋭と同樣の働きをし、熱火深水の勞苦を毫も厭はなかつたことは私の今更喋々するまでもないところである。

これに反して、從來滿鐵と何等の關係もなく、外部から横飛びに這入り込んで來た重役諸君は、事變の勃發、或はそれに引續く政界の變動に際し、執るべき非常手段の用意なく左顧右眄の醜態を演じた。某者は軍部と渡りをつけ恰もそれが軍の政策に缺くべからざるもの〻如くカムフラージュして自己の保身術に供し、某者は東京に驅け附け各親分の懷に投じ、又或者は沿線に

飛び出して正副總裁と運命を共にするの厄をまぬがれんと焦つた。斯の如きは彼等の心情を知悉する私から見ては誠に苦々しき限りであつた。

二

話は稍々餘談に走つたが、私は外務省勤務中に於ても私相當の仕事をやつて來た積りである。その第一は目下滿洲に於て、唯一の朝鮮人移植保護會社である「東亞勸業公司」の創立であつた。更に、それに次いで將來滿洲に勃興すべき企業の一つであると確信した「滿洲紡績會社」の創立であつた。前者は二千萬圓の資本金、後者は千萬圓の資本金であつたが、財界の非況時に際し、滿洲からぽつと出の田舍青年にとつて東京の財界人を相手としてこれ等を成立せしむるには相應の苦心を要した。勿論私はそれ等の會社に這入つて重役の椅子を占めようと云ふやうな考へからやつたものでなく、會社入りを慫慂されながらもそれを固辭した。ところが、その兩會社とも、一つは經營者にその人を得なかつたことゝ、又時運が未だ到らなかつた爲に、一時は張作霖、張學良の軍閥政權から非常な壓迫を受けて氣息奄々たる有樣であつたが、今や新滿洲國の成立を

見るに及んで、社運まさに隆々たらんとする狀態にある。そのほか、中部支那に眼を轉じて揚子江畔南通州の巨人張謇と手を握つて複雜尨大なること支那第一と稱せられた彼の事業整理をやり、更に又國民政府要路の人々の仕事を援けて、彼等をして私の眞の理想が那邊にあるかを知らしめ得たことは決して徒爾でなかつたと信ずる。

最後に、張作霖の片腕であつた郭松齡の東三省保境安民主義を援けて張作霖政權を根底から破壞せんとした。併し、當時張作霖に操つられ彼を味方と信じて居た×××の有力なる官邊の人人のためにその目的を障げられ、遂に事は初志と齟齬し中途にして挫折するの已むなきに至つた。若しその際、××の臺閣に達識有力なる人があつたならば、今日の滿洲の如きはとつくの昔出來上つてゐた筈である。私は人道的立場から眞に三千萬民衆の幸福の爲と日本の滿洲に於ける立場を充分に理解して敢然として立上つた郭松齡君に對して、恰も之を以て一個の反逆兒視した日本の輿論に對して非常な不滿を感じた。同時に私は、到底私の志が日本の官民一般に透徹されざることを知つて、暫く時運の到ることを待つ決心のもとに、一切公私の關係を斷つて、爾來全くの一讀書人となり、伊豆半島の一角、熱海の東山麓に居を卜して其處に茅屋を構へつゝ市井

の雜沓と遠ざかり、悠々自適の生活に自己を慰めるの外はなかつた。

併し、そこに於て所謂晴耕雨讀の時を過したが、その間に私は過去の滿洲、支那に於ける生活體驗の記錄を物しつゝ、一方生來狩獵を以て唯一無二の趣味としてゐる私は、各種の獵犬を飼育し、犬に關する科學的研究を樂しみつゝ、狩獵期ともなれば其の中の幾匹かの愛犬を從へて風光明眉な伊豆の山から山を跋渉し、狩獵の妙味にひたり切つてゐた。人々は私を視て「犬狂人」か「狩獵狂人」であるかのやうに思つてゐたらしい。併し、御本人の私は世評に對して一向無頓着であつた。この境涯こそ「王公我に於て何かあらんや」で、まことに光風霽月の心境を樂しんでゐたのである。今も私の頭に絕えず懷しく想起されるのは當時の狩獵生活である。併し、當時と雖も心の奧深く蟠り、拭はんとして拭ひとれぬものは「支那問題」そのものであつた。

三

昭和六年の五月の萬寶山事件をきつかけに滿蒙に於ける風雲は追々急を告げるやうになつて來た。丁度その年の五月十八日に私は、伊豆大震災のために倒壞した茅屋が再建されて、この家に引

越をしてをると、そこへ突然訪ねて來た人は參謀本部の和知鷹二少佐であつた。和知君は滿洲問題の全般に亘つて私の忌憚なき意見を吐露せんことを切望された。私はやり始めた引越をそのまゝにしておいて、滿蒙問題に對して日本帝國の執るべき方針の要點を約二時間に亘つてお話した。續いて中村大尉事件が勃發し、私の舊知であつた井杉曹長（當滿洲昂々溪の旅館昂榮館の主人）が、彼と共に虐殺されたと云ふ報道に接し、私は大いに驚いたのであつたが、日本國民の輿論も漸く硬化されて、實力發動論者の說が國民大衆の心を動かさんとするやうに見えた。

この事件と相前後して在鄕の豫備將校連が續々と私を訪問されて、全國在鄕軍人の結束が愈々强固なることを傳へられた。併し私の心境が、滿蒙に向つて本當に動き出さんとしたのは、八月の末であつたと思ふ。その時分私は生れたばかりの幼犬の頭を愛撫しながらよく考へ込むのであつた。

「今になつて始めて日本の人々は滿蒙問題を考へ出した。或るものは滿蒙は帝國の生命線なりと叫び、劍にかけても滿蒙の特殊權益を確保せねばならぬと力みかへつてゐる。何故もつと早く氣が付かなかつたのであらう。この疲弊困憊した日本の財力をひつさげて、滿蒙問題の解決

に當らんとするのは、甚だ困難といはねばならぬ。もつと適切な時機が幾度かあつたではないか。私は、青年時代から支那に志し、支那を學び、支那を朝夕に考へ來つたものである。私をして忌憚なく云はしむれば、これが最も適切な時機とは考へられない。併し事既にこゝに至つては、もうこの平和な、熱海の空氣に偸安の易きを貪つてゐることは出來ない。よしつ、自分自身の立場から朔北滿洲の天地に出掛けよう。」

心竊に固く決意するところがあつた。

私が滿洲行きの決心を抱いて熱海の草廬を出たのは九月一日であつた。私は從前外務省に勤務してゐた關係から、近き將來必ずや惹起さるべき滿蒙の禍亂に投ずるのには、一應××××××を得ておく必要があると信じ、當時の軍務局長であつた小磯國昭中將や、前代議士の畔田明君等の意見を敲き、舊知の外務次官永井松三氏に私の胸中を割つて相談した。永井次官は私の微衷の存するところを充分了解されて、私個人に對しては非常な好意を寄せてくれた。併し乍ら、外務省には世間周知の傳統的な排他的氣風があつて、事苟も外交に關する限り、一切他人の考へを用ふべきでないとしてゐる。殊にその點に於て時の外務大臣幣原喜重郎氏が、最も頑迷固陋な思

想の持主であつて、それがために永井次官の盡力奔走も具體化さるゝに至らなかつた。

さうかうする中に、遂に九月十八日の柳條溝事件が勃發し、不氣味なる暗雲低迷の滿蒙に事局の惡化を思はせたが、日本國民大衆の輿論は抑ふべからざる激化狀態となり、最早外務省の微力をもつてして制し得ざるものとなつた、私としてもこの絶好のチャンスを逸しては。三十有餘年一意支那に傾倒し盡して來た自分を充分活かし、自己の知識經驗を國家の爲に捧げうるの日が今後何時又來るであらうかと焦慮慘憺した。この時、「寧ろ××××××、關東軍の財務顧問として問題の眞只中に飛びこんだらどうだ……」と畏友小磯中將から勸められた。自分もその氣になつて、愈々渡滿の準備にかゝつた。私が關東軍の財務顧問に任命さるゝにいたつたことは、一に小磯中將、岡村寧治少將（現關東軍副參謀長）、及び永田鐵山少將（現參謀本部第二部長）等の厚誼によるものであつたと信ずる。

事變は私の豫想通り擴大され、私の出發の日もさし迫つて來た。併し私はこの度こそ、生きて再び日本に歸らうと思はなかつたから、私の家族其他周圍を淸算すべく暫く猶餘を乞うた。

四

かゝる場合に私事を公表することは、私として甚だ心苦しいが、近頃私並に私の家族に關する報道が過り傳へられてゐるやうであるから、此際一言是正しておきたいと思ふ。

大陸に志を抱く者の家庭生活は、極めて寂寞なものである。民族或は國家の犠牲となることに甘んじて働くものと、家庭愛の基調に生きようとするものの生活には、根柢的な懸隔がある。私と倶に家庭生活を營んでも、妻は必ずしも永久に夫と同じ志に生きるものとは云へない。滿蒙に於ける十年の滿鐵生活、其後引續いての支那大陸の放浪生活は、私をして殆んど家庭を省るの暇なからしめた。その結果私の最初の妻は、自ら私と趣味趣向の異ることを自覺して離別を求め、私はこれに對して彼の女の再思三考を促し、私の志を得る時が必ず來たるべき旨を縷々理をたゞして話して聞かせたが、遂に彼の女は私の志を理解しても彼女には又彼女自身に不得止本情があつた爲か、遂に私の家を去るに至つた。私は當時の私の資力の許す限りに於て彼の女の生活を保障すべく最善の方法を講じた積りである。私には彼の女との間に一男四女の五人の子供

がある。子供等には私の苦衷の存するところを充分に云ひ聞かせて彼等の自主的發奮を求め、彼等が向後進まんと欲する方向を自由に選擇せしめて、而も彼等が將來獨力を以て社會に立ち行くやうにそれ〴〵の方法を講じた。併し、假令、私との間に破鏡の嘆を見たとはいへ、妻は彼等にとつてもかけがへのない唯一人の母である。私は子供等に對しては私の出來得る限りの資力を盡して、その教養に遺憾なきやう努めるが、彼等自身としては母を護り父を顧るの必要なき旨を懇々と云ひ聞かせた。

更に私は二度目の妻を娶つたが、彼の女も亦、私の志と生死を倶にするだけの覺悟を有つことが出來なかつた。彼女は悠々生活に於ける家庭の主婦としては忠實無二、理想的な良妻であつたと謂ふも溢美の言でない程の者であつたが、曠野千里の大陸に我が身の骨を曝さうとする私にとつては、要するに一個の手足纏ひに過ぎなかつたことを甚だ遺憾とする。而も彼の女には彼の女自身の子供があつたのであるから、私は彼女が將來自身の子供に生きん事を慫慂した。

不幸にしてかく複雜なる家庭の主人たる運命を擔ふ私は、先づ身邊の清算をし、何等後顧の憂ひを貽さゞるやう一段落を遂げた後でなければ、國家の大事をお引受けする譯にはゆかない。こ

こに想到し斷乎決意した私は、直ちに法律上の手續を執つて私の資産を子供達や後妻に分配し、漸く私の周圍の整理を果たすことが出來た。もうそれで私としては何等思ひ殘すことがなく、靜かに東京出發の日を待つばかりとなつた。

私は始めから滿洲に一個の獨立國家を建設する考へを胸底深く藏してゐた。新國家設立の爲に第一に必要なことは、滿洲國を結成するに要する資金の準備である。それは實質上獨立國家の實力を有する學良政權下の資金を主體とするのが捷徑である。其處で自分は、從來苛斂誅求のみを事とせる軍閥逃亡の後を承けた我が軍が當時既に治安維持に一意傾事してゐた奉天其他の官銀號を抑へる外なきを思つた。私は東京出發に當つて當時の陸軍大臣南大將に、財務顧問としての私が、現地に赴任するまでそれ等銀號の×××××されたき旨を建言した。これは即時關東××××に××された筈である。

私が財務顧問として滿洲に赴任するに當つて、も一つ固く決心するところがあつた。即ち、從來日本軍の行動せる後には必ずいかゞはしい問題が附き物であつた。古くは團匪事件の際に於ける馬蹄銀事件、近くはシベリヤ出兵の際に於ける金塊問題及び機密費事件等である。それ等が國

民の間に皇軍の威信をどれ丈傷付けたか判らない、私が苟も關東軍の財務顧問である以上、今回に限つて斷じて斯くの如き問題を惹起せしめてはならぬ。其信條は當時の陸軍省並に參謀本部の要職の人々に固く明言したところである。

私が總の準備を整へ愈々東京を出發しようと思つたのは、秋色漸く深き十月の十五日であつた。

五

その日、南陸軍大臣に暇乞ひに上つたところが、陸軍大臣は「今日丁度滿鐵の正副總裁が上京されたから、よく打合せて行かれた方が宜しからう」と云ふ話であつた。私は已むを得ず出發を延期して、その翌日と翌々日の二日に亘つて、當時の滿鐵副總裁江口定條氏と長時間の談合打合せをなした。ところが、意外にも江口氏の口からは、滿鐵から既に關東軍司令官に對して官銀號の顧問が推薦せられ、官銀號は營業が開始されてゐることを知つた。江口氏には同氏が三菱在職當時に一面の識があり、高潔なる人格は私の深く信じて疑はぬところであるが、併し滿洲には滿洲金融界に經驗の薄い江口氏の知られない、又複雜錯綜した事情が存するのである。

それは要するに、鮮銀と正金との關係である。鮮銀の發行する金券流布を以て唯一無二の國策と信ずる鮮銀と、圓銀を兌換の基礎とする金票發行を以て營業の根幹とする滿洲に於ける正金とが平和に兩立し得る筈がない。此處に滿洲金融界の禍根があり惱みがある。若しその何れか一方に加擔すれば他方から猜疑の目を以つて見られる。他方に左袒すれば、一方から疑惑の念を以て迎へられる。從つて、この官銀號を開業するには至平至公の立場からこれを行ふに非ざれば、其處に日本人同志の醜い爭ひが起ることは必然である。

江口氏が推薦された官銀號の顧問は、滿鐵の首藤理事であつた。首藤理事は正金の出身である。首藤理事その人は絕對に私腹を肥やすやうな人ではないと信ずるが、その人が正金出身であると云ふことそのことが、殊にも神經過敏な非常時金融に處する當時の官銀號主席顧問として、果して當を得たるや否や甚だ懸念されるところであつた。そこで私は、江口氏に對して甚だぶしつけであるとは思つたが、事の行き懸りを說明して、「萬一私が現地滿洲に赴くまでに、何等かの紛糾の生じた場合の責任を誰がとるか」をお訊ねした。江口氏は、私に對して非常な權幕を以て應へられた。「苟も滿鐵副總裁としての自分が推薦する以上、首藤理事は絕對に信賴し得る人で

あることに、まさか疑を差挾まれるのではありますまいな。貴方から左樣な質問を受けるとは慮外千萬だ」と氣色ばまれ、更に「若しさういふ心配があるなら、何故貴方は、受命後直ちに出發されなかつたか」と逆に應酬された。私はこれに對して、私の赴任は貴方の赴任と異つて、生命を賭しての渡滿である。それに對しては自分として、自分の身邊の淸算をして置く必要があつた旨を答へ「それ程信賴するに足る顧問を推薦された以上、その責任は滿鐵副總裁としての江口さんが負はれるべきことは當然であらう」と責任の在所を明確にして、江口氏にお別れした。併し私の心中には、官銀號そのもの〻運用が果して公明であるかどうかに對し多少の疑惧なきを得なかつた。その打合せが終つた翌日十月十八日の夜の急行で東京を出發し、一路動亂の地、滿洲へと急いだ。

私は今回の滿洲行きについては、極く近親の人々の外、話をしなかつたが、出發の當日最後のお暇乞ひに小磯中將の私邸を訪問して、彼氏との打解けた話に思はず時を過して、發車時刻も後十數分に切迫し、倉惶、氏と倶に自働車に同乘して東京驛に赴いた。私がプラットホームに驅け上つた時には、汽車は既に警笛も鳴り止んで正に出發の刹那であつた。私は豫め荷物を搬入さ

せておいた最後尾の一等車に驅け込む暇もなく、目前を徐行する三等車にひらりと飛び乘つた。
近頃屢々人は私が支那の刺客を避けて一等列車に乘らなかつたやうに傳へてゐるが、支那の刺客の如きはもとより私の眼中になく、皆それは人々のローマンス好みの想像に過ぎない。たゞ私の心を痛めたことは、私の行を盛んならしめんとして、わざ〳〵東京驛頭に見送つて吳れられた方方に對して終にお別れの辭を述べることの出來なかつたことで誠にすまなく思つてゐる。
其列車には丁度關東軍を慰問に行かれる白川大將や、參謀本部の今村均大佐等が乘合はせて居られた。今村大佐とは關釜連絡船の船中で忌憚なき意見の交換を爲し、又白川大將とは釜山から奉天につくまで、滿洲問題の全般に亘つて日頃抱懷する卑見を詳細具陳した。白川大將とは初對面ではあつたが、同氏は私の主張に對して滿腔の贊意を表された。後に上海事件突發するに及んで、上海派遣軍司令長官として國際間に其令名を謠はれたが、上海爆彈事件の厄に遭ひ、程なく將軍の訃が傳へられた。滿洲國が獨立し、日本の滿洲國承認が堂々中外に宣言された今日に於て、幽明ところを異にし、同大將にこの快報をお傳へするよすがもなく、萬感交々至つて傷心の情に堪へざるものがある。

事變直後の滿洲四頭政治

人材に富める關東軍

一

滿洲事變勃發直後の關東軍司令部は奉天新市街大廣場の突當りにある東拓支店の建物內にあつた。關東軍司令部は關東廳、在滿各領事、滿鐵と相對立した所謂四頭政治の一機構に過ぎなかつた。而もその關東軍司令部は都督制度廢止以來殆ど關東長官の隷下に從屬せるかの如き外觀を呈してゐた。ところが、滿洲に於ける日本側の立場が年々困窮に追ひやられて行つた爲に、この窮狀を恢復すべく滿鐵、各領事はその精鋭を選つて支那側に對抗すべく凡ゆる外交的折衝の努力を續けていつた。今を時めくジュネーブの國際聯盟に親任待遇の代表として派遣され、到る處で盛に氣焰をあげつゝある松岡洋右君も、又外務省の通商局長として令名嘖々たりし齋藤良衞博士も、或は支那通領事として書記生から叩上げて其名を謳はれた前舟津總領事も、滿洲に於ける日

本の壓迫されつゝある權益の大勢を挽回すべく凡ゆる努力を拂つて居つたにも拘らず、張作霖、張學良に飜弄されて露ほどの効果も擧ぐる事を得なかつた。私をして云はしむれば普通の外交的手腕を以てしては滿洲に於ける日本の窮狀を恢復し我が權益を保全することは殆ど不可能に陷り、朝に一城を拔かれ夕に一砦を奪はれ、遂には在滿二十萬の日本人は結局旗を卷いて植民雄圖の志を空しうし、すご〳〵人口過剩に苦しむ母國日本に引上げるの餘儀なき狀態に到來するであらうことは火を睹るより明かであつた。その窮迫せる事態は今更その制度の缺陷、外交交渉の失敗が何處にあるかを究明するといふやうな暢氣な問題ではなく、焦眉の間に迫る危急存亡の事實であつて、そこに何等かの非常手段を講ぜねばならなかつたことは、私が言明するに憚らないところである。

それにもこりず日本は更に滿鐵の陣容を建直し、外交界の耆宿內田伯爵を總裁とし、又外務省に於て天才的外交家といはれた前亞細亞局長木村鋭市氏を理事にもつて來て、もう一度當時の滿洲政權の大御所張學良に對して、外交的に、せめて滿鐵に關する權益丈でも恢復せしめようと焦慮慘憺したが、當の相手の張學良は、從來の日本の退嬰的外交に狎れ、頭から日本を見くびり切

つて問題とせず、流石の外交界の敏腕家達もこれに對して手を下すの方法なく、徒に曠日彌久只管母國日本國民に對して自己辯明のみに力を盡すのやむなき狀態に立到つてをつた。

この時、この滿洲問題の形勢挽回と積極的な日本國策の遂行を斷乎實行するには、最早實力行使に依るのほか他に解決の道なきまでに排日侮日の氣勢は滿洲に於ける支那人間に彌漫してゐた。事をこゝに到らしめた日本の滿洲に對して執れる政策に對して、私としての批判的議論は色色あるが、今更めてこれをこゝに述べる餘裕がないので、私は直に事變勃發後現實に現はれた問題に這入りたいと思ふ。

二

叙上のやうな急迫せる形勢を默視するに忍びず、切齒扼腕してゐた人々は唯獨り關東軍の當局のみであつたといつて差支へなからう。恰も當時の關東軍司令官は支那通、特に滿洲通を以て聞えた本庄將軍であり、その幕僚の面々はこれ亦支那並に支那人を深く理解して、文官並に滿鐵の爲すなきに悲憤慷慨してをつた板垣、石原兩參謀を中心として、その下には一騎當千の潑剌果敢

の意氣に燃え立つてゐた少壯幕僚連を以て充滿されてゐた。

世に所謂中村大尉事件、柳條溝鐵道爆破事件等が滿洲事變勃發の原因であつたかの如くに傳へられてゐるが、それは單なる直接近因に過ぎないのであつて、その遠因はもつと〳〵より深刻なところにあつたといふべく、卽ち張作霖、張學良の二代軍閥政權下に於て行はれた執拗無類な排日侮日、日本權益に對する彼等の言語道斷なる壓迫に隱忍を重ねて來た日本國民の民族的憤起に他ならなかつた。それまでは恰も關東長官の隷下に歸屈してをつたかの如く見えた關東軍司令部は、柳條溝事件をきつかけとして奮然蹶起し、敏速果斷の非常手段を執つたが、この時に當つて在滿各領事も、滿鐵も、關東長官も殆どなすなきの混亂狀態に陷つて仕舞つたことは、側面から冷靜に見てをつた私にとつては實に笑止千萬と云ふ外はなかつた。

そこで當の責任者であつた本庄將軍に就て、私の見るところを語らう。本庄將軍は、一にし言て云へば、その人格風貌恰も故乃木將軍に髣髴たる天下の名將である。彼の軍事に對する果斷峻嚴なる處置又支那人の性情をよく理解し之を制御する上に於ける行政上の手腕等これ等に就ては、殆ど非難を加ふるの餘地なく、殊に事變勃發以來全責任を自己の双肩に擔ひ重大時局の第一

線に活躍した氏の日常の坐臥行住はまさに神に近きものがあつたと謂ふも溢美の言でない。一見非常に物やさしい又親しみ易い溫厚の君子人ではあるが、一旦劍を執つて敢然陣頭に立てば、三軍を叱咤するの氣慨があり、奉天の軍司令部や瀋陽館に在つて帷幄のうちに民治上の秘策を私達と相談する時は、全く別人の如く一切官僚めいた或は氣取つた政治家的態度の面影は更になく、實に淡々水の如く、溫顏に常に微笑を浮べて、對談者に思はず時間の過ぎるのを忘れしめる程氣持のいゝすが〳〵しい人であつた。

この將軍に配するに一見したところ、なんの特徵もなく單なる最高級副官に過ぎないかの如くでありながら實は深謀遠慮至らざるなき三宅參謀長を以てし、而もその下に俊英板垣、石原の如き得難き幕僚を控へてゐたことは關東軍の爲に無上の幸運であり、關東軍の結束を確乎不拔のものとする上に於て非常に有效であつたと信ずる。

三宅參謀長は只幕僚の建言をそのまゝ司令官に傳達する一つの機關に過ぎなかつたかのやうに思つてをつた人があり、當時の關東軍は幕僚政治であつて、本庄、三宅の兩氏は單なるロボットに過ぎなかつたといふやうな觀察をしてゐた人が尠くなかつたやうであつたが、それは誤解も亦

甚しいものである。三宅參謀長は逸りに逸り立つた幕僚の建言を一應は一言も意見を加へず受け容れはしたが、しかしそれが血氣の勇であり暴虎馮河の企であつて、實行不可能であるやうな問題に就いては、靜かに幕僚の冷靜に還るを待つて再考を求め、その撤回を命じた例は決して再三ではなかつた。又軍司令官は幕僚の建言に對して、實に周到綿密な注意を與へて、苟も徒勞なきを期してをられた點は、實に敬服に堪へないところであつた。殊に事態苟も軍の興亡威信に關すると云つた場合には、將軍は齋戒沐浴して神佛に祈願をこめ飛行機によつて遠く北滿の前線に出馬し自ら督戰の任に當つて采配を振られた。これがどれだけ全軍の士氣を鼓舞し、又同時に滿洲人に對して威望を高めたか計り知るべからざるものがあつた。

三

板垣、石原の兩參謀は、何と云つても、關東軍の中堅花形役者であつた。板垣大佐（現少將板垣征四郎氏）は軍部に縁故の薄い岩手縣盛岡の産で、早くから支那に派遣され、南北滿洲は勿論支那四百餘州に足跡至らざるなく、嘗ては、本庄司令官が駐支公使のミリタリー・アツタセー

をしてをられた際にその補佐官として、勤務して居た關係上、本庄司令官から特別の信任をうけ、關東軍の樞機を握る高級參謀の重任に當つて居た。その人物の輪郭は非常に大きく、淸濁併せ呑むところは立派な政治家的風格を備へ、紛糾錯雜せる時局を處理し得る貴き才幹の所有者であつた。當時の重大且困難なる軍事交渉の上に示したミリタリー・ビジネスマンとしての臨機應變の鮮やかな手腕は、私が敬服措く能はざるところであつた。又氏の部下に對する溫容情味は頗る厚く、これが氏の非常な長所であると同時に、短所でもあつたところは氏の同郷の先輩であり嘗つての名宰相故原敬氏に髣髴たるものがあつた。

石原中佐（現石原莞爾大佐、國際聯盟隨員）は矢張り板垣參謀と同樣、東北は山形縣の産であつて、從來の薩長軍閥と何等の關係なき人である。彼は熱烈なる日蓮宗信徒として、確乎不動の一個の宗教的信念を有し、同時に又戰術家としては、日本に於けるナポレオン戰術研究の最高權威者でもある。彼の作戰は一面大膽極まるものであるが、他面水も漏さぬ周到綿密な用意を忘れてゐなかつた。人間石原を表徴すべき一つの挿話がある。事變も當初の內こそ全員緊張して居つたが、追々日の經つに從つて、宴會もあり、料理屋も繁昌した。ところが、私の知る限りに於

て、當初に終始一貫して一度も異性に近づかなかつた人が、關東軍中に唯二人あつた。その一人は本庄司令官であり、他の一人は石原中佐であつた。神の如く扱はれて居られた本庄將軍にその機會の無かつたことは當然であるが、壯年の石原中佐にこの事ありしは、全く彼の信念の賜であつたと信ずる。或る日、彼は私と二人きりで話してをつた際、沁々語つたことがある。「私も男であり、決して女が嫌ひではない。然し最前線に働いてゐる兵隊のことを考へると、どうしてもそんな氣持になれない。」如何に彼が眞劍であつたかは、この一事を以てしてもよく判ると思ふ。

この關東軍の双璧板垣、石原の兩參謀は嘗て漢口駐屯軍に席を連ねて勤務してをつた關係から、兄弟も唯ならざるよそ目にも羨ましい程の間柄であつた。上に靜慮謙虚の名將本庄將軍を戴き、下に板垣、石原兩氏の如き優秀なる幕僚を控へ、この間に圓轉滑脱なる三宅參謀長があつて始めて、事業の當初より滿洲國建設の大事業完成に至る迄、複雜極りなき國際關係の紛糾を巧に處理し得たることゝ信ずる。更に、板垣參謀の補佐官とし忘れることの出來ないのは精悍無比又苟も公務のためには千人と雖も我行かんとする精氣潑剌たる片倉大尉參謀が居つたことである。殊に、片倉大尉は滿洲事變の大局を洞察する上に於て透徹せる頭腦のひらめきを示し、少壯

軍人中稀に見る得難き人物であつた。

これ以外に奉天特務機關長として、重要特別なる役割りを務めた土肥原支那通大佐（現少將）のあつたことは、關東軍にとつて無上の幸福であつた。氏は、板垣大佐と同期の陸軍大學校出身者であつたが、私は氏が未だ驅出し中尉の時代、張家口に諜報勤務をしてをつた時から面識があつた。

私達の來るまでは關東軍のシビル方面のことは、主として土肥原特務機關長並に竹下參謀中佐等が其任に當つて居つた。竹下中佐は、目下哈爾賓特務機關に於て獨特の手腕を振つてをられるが、氏も亦支那通軍人として常識に富んだ容易に得難き人材である。

四

さう云ふ機構の中に、私は關東軍財務顧問として飛び込んだ。この財務顧問といふ名稱は一見軍の經理方面と何等かの關係があるやうに見えたかも知れないが、實は滿洲の政治、經濟一般に亙つての軍の最高顧問であつたのである。私と同時に軍の國際法顧問として滿鐵社員の松木俠

君（現滿洲國法制局參事官）が聘せられた。我々は關東軍中に直ちに顧問部を設け、到着のその日から本庄軍司令官を始め參謀長以下幕僚の人々と一見舊知の如く、將來關東軍の執るべき方針否寧ろ日本の執るべき滿蒙對策について、毫末もこだはるところなく胸襟を披いて話し合つた。當時の關東軍內に於ける儼然たる武士的精神、同時にこれを包む和氣靄々たる空氣は、各當事者の尊き人格の反映であつたとは信ずるが、私が終生忘れんとして忘るべからざる愉快な憶出として殘るであらう。

從來日本人の頭の中には滿蒙に於ける日本の權益といふものは、主として長春以南、餘程積極的な意見の持主でも、東支鐵道以南のみに存するものと考へられてをつたかに見える。併し乍ら、我々の考へるところは全然これと異り、南北滿洲及び內蒙古全體を以て、正當なる日本の活動區域であると確信してをつた。この考へは恰も關東軍幕僚諸君の考へと全然一致するところであつた。

五

滿洲事變が勃發するや、張學良直系の支那側要人達は殆ど總て、周章狼狽北平さして逃去つて仕舞つたが、後に殘つた一般支那人は我が軍の援護の下に、先づ匪賊の難を避け、漸次治安の維持を恢復し、地方的にでも、一つ一つの統治機關を作らねばならぬ必要に迫られて居つた。そこで奉天に於ては袁金鎧（現滿洲國參議）君を中心としての地方維持委員會が產れようとし、又奉天市政そのものは趙欣伯（現滿洲國立法院長）君を市長として、着々民政の刷新に努むることゝなつた。

併し、奉天市中の民政統治はそれでよいとして、奉天省內の各縣は一時殆ど無政府狀態に陷り、即時應急對策を講ずべき事態になつた。この間に於て、色々な日本の支那浪人連が立廻つて恰も軍部と特別の關係があるかの如く見せかけ自治指導部の名によつて餘り香しくない行動に出つゝあつたことは、憲兵の報告によつて軍の幹部の耳に頻々として傳へられた。其處でこれを取締る可く產れ出たものが、軍部の監督の下に生れ出た眞の自治指導部であつた。併し乍ら、これが自治指導部として、本格的に働き出さんとしたのは、故于沖漢（滿洲國監察院長）君が時局の重大性に鑑み、遼陽から病軀をひつさげて奉天に出馬し、自ら自治指導部長となつて活動を始め

てからのことであつた。于沖漢君は滿洲の出身であり日本との關係を最もよく理解し、又滿洲の統治其者にも高き識見を有した傑出せる人物であつた。彼さへ健在であれば、滿洲國政府は今日以上に堅然たるものとなつて居たらう事は獨り私のみの考ではなからう、彼が建國の中途に於て倒れた事は惜みても尚餘りあると信ずる。

于沖漢君を遼陽から引張り出したのは私の舊友、故守田福松君の非常なる努力に依つたもので、同君の這般事變に於ける目覺しい活躍は私の感嘆おく能はざるところであつた。守田君は市井の一開業醫に過ぎなかつたが、事變勃發とともに銃後の人として献身的奮鬪を續けた人の一人である。當時彼は食道癌に冐され、餘命幾許もない身を露顧るところなく、或る時は奉天市政の更新に力め、或る時は于沖漢君を援けて自治指導部の使命達成に盡瘁した。かくする中に彼の病勢は愈々惡化して、よそ目にも傷々しいものであつたが、彼は一歩たりとも彼の仕事から退かうとしなかつた。彼の近親者は遂に見るに見兼ねて休養を切言したが、醫者として自體の死期を明察せる彼は、日本の輿論を喚起すべく敢然と立つて遙々東京に赴いた。其前夜奉天大和ホテルに私を訪ねて呉れた彼は、事變の善後處置に就いて呉々も私に依賴し、別るゝに際しては固く私

の手を握り締めて男泣きに泣いてゐた。上京後の彼は食道癌患者として一食もとらずに各所の講演に奮鬪を續けた。遂に立つ能はざるに至つた時始めて手術を受け、稍々小康を得て鄕里熊本に歸つたが、彼が二十年來の宿志であつた滿洲國の獨立を見ずして倒れた。彼が最後の息を引きとつたのは、恰も三月九日、滿洲國の建國式の當日で、私は本庄軍司令官、內田滿鐵總裁と同車し、早朝長春に赴くその中途に於て彼の訃報に接した。我が熱血漢守田君のためにもう一兩日建國式が早かつたならば、彼も安んじて死につき得たであらうに！　彼と私とは滿鐵時代からの親友であつて、私は彼と倶に白音太來土地買收事件に於て、梟雄張作霖を向うにまはして鎬を削つたこともあつた。彼は又郭松齡事件の際にも非常な活動をなして世間を驚かした。私が關東軍の財務顧問として奉天に乘込んだことを、衷心から喜んで呉れた人は恐らく守田君一人であつたらうと想像するが、誰が何と云はうとも守田君は今回の事變に於ける隱れたる銃後の功績者として、大きな足跡を印した志士であつたと斷言するに憚からない。今や滿洲國は獨立國家として祖國日本の承認を受け、堂々國際場裡に進出せんとするの時、親しく舊友の溫顏に接し得ないのは、私にとつて傷心の情に堪へざるものがある。

六　滿鐵幹部の周章狼狽

事變當時に於ける、軍部以外各機關の周章狼狽の事情に就いて一瞥を加ふる必要がある。事變勃發直後の滿鐵は、驚愕の餘り支離滅裂のていたらくであつた。たゞ内田總裁は從來長く外交界の人として外交上の紛糾に處して來られた關係から、比較的冷靜な判斷を持つてをられたやうである。然るに副總裁以下各理事の面々は何れも茫然自失、去就に迷ひに迷つた揚句、我勝ちに取敢へず軍部と連絡をとることに專ら腐心してゐたことは否むべからざる事實であつた。

併し、軍と云つてもそれは幕僚―參謀長―軍司令官の指揮を待つて始めて軍の意思が表現さる可き筋合ひであるに拘らず、鹿を追ふ獵師は山を見ざるの譬に漏れず、苟も大滿鐵の錚々たる重役達が、各々勝手に軍に出這入りして、軍の誰彼を問はずそれをとつ摑まへて、如何にも軍と特殊の關係あるかの如く見せかけ、これを以て只管彼等自らの保身術に供しようとした事實は心ある人々を尠からず顰蹙せしめた。そこで私は滿鐵會社を慮ふの餘り軍に提議して、軍と滿鐵

との交渉は一本の系統を以て行ふことに限定せんとし、この提議は直に軍司令官の同意を得て行はるゝことゝなつた。即ち、軍から滿鐵に又滿鐵から軍に交渉をなす場合、先づ山西總務部長を經ることを絶對條件とした。然しこれは後に奉天駐在の宇佐美事務所長を通じて軍司令官に話をすることに變更された。

かくするうちに、内田伯爵の竹馬の友筑紫老中將が來滿せられて、時局の大勢を說き、内田伯爵をして非常な決意を爲さしむるに至つた。

これに反して、滿鐵の下級現行社員諸君は、事變の最初より全然軍と行動を共にし、又幹部の躊躇逡巡に飽足らなかつた青年社員諸君は、青年聯盟の名によつて軍の文治的方面に助力を申出でた。その理事長として采配を振つたのが奉天省の現總務廳長金井章次君であつたことは殆ど周知の事實である。併し内田伯爵は一度固く決意せられるところあつて後は、非常な強硬論者となられ、進んで自ら上京し當時の閣僚及び陸海軍の有力者を集めて、滿洲問題解決に對し、自己の所信を忌憚なく披瀝された。その聲涙併せ下る氏の熱辯と言々句々に滲み出る氏の眞實こそ、當時の民政黨内閣の閣僚諸君をして、退嬰的自由主義の殼をかなぐり捨て、一日も早く滿洲問題の

眞の解決に直進すべき必要を悟らしめたと云つて過言ではない。併しながら、大平無事の時なら兎に角江口副總裁はかゝる難局に處すべき適才でなかつた。

當時の軍は種々の意味に於て、側面から軍の行動を促進す可く多額の資金を必要とした。政府當局は勿論その一部分を負擔したが、他は滿鐵正副總裁に命じて、滿鐵からこれを支出することになつてをつた。私は軍の財政顧問として、滿鐵の正副總裁とこの問題に就いて打合せしたところが、滿鐵がこれを回避せんとするの情況は無言の裡に認められた。併し私自身としては軍がこの重大難局に當面して多大の犧牲を拂つてゐる際、支那側に交渉するに際し從來の如き買收政策によつてこれが交渉を進めるが如きは斷じて排除すべきであると固く信じ、私の口からは滿鐵に對して依賴がましい言辭は一切述べず、たゞ滿鐵自身が自發的に、時局解決のために軍と熱火深水の苦楚を具にせんとする確乎たる決意をなすに至るを待つた。私の態度が餘りに恬淡であつたためか、滿鐵の正副總裁は山西理事をして私を宿舍に訪問せしめた。山西君は偶々私と同期に滿鐵に入社した生拔きの滿鐵つ兒であつて、私とは舊くからの友人であつた。彼は私に訊ねた。

「君、金は大丈夫か？」

私は怪訝な顏をして彼を見詰めながら

「軍の金か、それとも私自身の金のことかね。軍だつたら金はいくらでも必要なんだが、併し事私自身に關してならば、絕對に御心配は要らない。微力なる駒井ではあるが、自分も男としてこの仕事を引受けて來た以上、元より軍から頂く俸給の如きは私の小遣ひにも足りないが、自分自身の金に就いては絕對他人の御厄介にならぬやう合法的な準備はして來て居る。これは私が公人として當然執るべき道であると信ずる。どうかこの旨を正副總裁に傳へておいて貰ひたい。その代り、滿鐵が軍及び日本國民の利益を計ることを忘れ、自分自身の會社の利益のみに汲々とせんとするが如き場合には、自分としては斷じてそれを許しておくことは出來ない」

山西理事は私の答を聞いて苦笑しながら出て行つた。

七

滿鐵理事のうちにもう一人、軍と全然異つた立場を持して、色々紛糾を起した結果、病と稱して一切人と面會を謝絕してをつた人があつた。それは、外務省から滿鐵に這入つた木村鋭市理事

であつた。木村君は人も知る如く東京帝大始まつて以來の秀才と呼ばれた人ではあつたが、その進路が餘りに順調であつたために、彼は自分の力を過信してをつた傾向があつた。

話は少し遡るが、山本条太郎氏が滿鐵總裁を引受けた時に、私は當時の亞細亞局長であつた木村鋭市君に對して、滿鐵入りを切に慫慂したことがあつた。何故ならば、松岡洋右君と木村鋭市君とは山本条太郎翁が書生として育て上げて外務省に入れた人材であつた。松岡君は嘗て滿鐵理事として早川千吉郎、川村竹治、安廣伴一郎三代の總裁に仕へて、滿鐵の借款鐵道に就いて、支那側と大いに交渉するところあつたが、最後に或る特殊の問題のために安廣總裁から滿鐵を追はれるに至つた人である。從つて、當時山本条太郎氏をして、滿鐵總裁の重任を大過なく果さしめ得る介添役としては、木村鋭市君が最も適任であると思はれた。私はわざ〳〵彼を赤坂の私邸に訪ねて、極力彼の滿鐵入りを勸説したが、その際彼は、自分の外務省に於ける前途の洋々たるものあることを私に答へた。彼は胸中竊に現亞細亞局長の職に次いで外務次官、更に大使に推されるを夢みてゐた爲に、私の眞意を解せず私の勸むるところを言下に退けて仕舞つた。然るに、森恪君が田中内閣の外務政務次官となると同事に、彼は小國チエツコスロバキヤの一公使として

追出され、更に仙石老が滿鐵總裁になるに及んで、木村君は幣原外相の推薦により、殆ど無條件で滿鐵の一平理事として入社するに至つた。併し、滿鐵に於ける彼は異端者扱ひの冷遇を受け、奉天事務所長に追出され、而も其上に勞して効なき狡猾無類の張學良との鐵道交渉の難局に當らなければならなかつた。併し、張學良とその部下高紀毅とは彼の交渉相手とすべく餘りに懸隔があり過ぎて殆ど物にならず、彼が怏々として樂しまざるの日を送つてゐるうちに、滿洲事變が勃發した。

軍部の一部に於ては、彼を以て恰も國賊であるかの如く見てゐた人があつたが、私は必ずしもさうは思はなかつた。私は彼に對する友情から、何時までも彼が奉天に駐在してゐることは、彼自身の自滅を導くに至るを慮つて、彼を病床に訪問して一日も早く東京に引上げることを忠告した。その時彼は彼一流の理窟をならべ立て〻はをつたが、時は既に理窟を云々するの時ではなく、直ちに去就を決すべきの時であつた。彼が片々たる理窟を述べ立てれば述べ立てる程、彼の存在を危くするの嫌ひがあつた。遂に彼も私の言に聞いて漸く離滿を決心し、約一週間の後に倉惶東京に引上げて行つた。

かくするうちに、日本の政局に變動を生じ、犬養政友會內閣が積極政策を標榜して若槻內閣に代り、時局の收拾に當ることゝなつた。その晩本庄軍司令官は直に私を呼び寄せ、內田總裁の留任に關して熱心なる希望を漏らされ、軍部大臣その他政界有力者各方面に電報が飛ばされた。內田總裁は本庄軍司令官の友情に感激して奉天まで出て來られた。彼は內閣の交迭が行はるるや、新內閣の意圖方針を聞くとゝもに、滿洲問題諸般の打合せをなす爲めに政府から上京を命ぜられて居たが、彼としては再び滿鐵總裁として歸任することを困難と思はれてゐたためか、一夕板垣、石原の兩君及び私を奉天の一旗亭に招待して「自分は或は再び滿鐵總裁として歸滿することが出來ないかも知れないが、この滿洲事變のためには、自分の有する社會的地位を利用して飽くまでも事の貫徹に老軀を鞭つて挺身努力する覺悟である」と固い決意を語られた。私は感激性に富んだ老伯の一面を見て、思はず目頭の熱くなるのを覺えた。

併し、軍部の强力なる支持は內田伯を再び滿鐵總裁として歸任せしめ、齋藤內閣となるに及んで、彼は有力なる閣僚として外務大臣に親任せられた。

八　關東廳及び在滿各領事の無力

滿鐵はこれ位にして、事變當時の關東廳が如何なる狀態にあつたかを一言しよう。事變當初の關東廳長官は塚本政治氏であつた。塚本長官は事務に堪能な能吏型の人物であつたが、官僚氣質の彼は到底かくの如き動亂する時局に處する器ではなかつた。彼の存在は影薄く、これに代つて來られたのが山岡萬之助長官であつた。山岡萬之助氏は司法省育ちの政治家で、嘗て行刑局長として大木司法大臣の下に活動し、或は田中內閣當時の警保局長として共産黨退治に辣腕を振はれたことを記憶してをるが、彼は滿洲の事情に精通しなかつた爲に、着任匆々警察官の增員を計畫して軍部の反感を買つた。人としての山岡氏に對しては、私は氏に批評を加ふべき何等の關係もなく、又その材料を有つて居らないが、少くとも今日の如き滿洲の事態に活動すべき政治家としては、氏は餘りに焦慮し政略を弄し過ぎるの嫌ひがあつた。事實、軍の中堅幕僚は氏を殆ど問題にしてをらなかつたのである。

更に各領事について一言するならば、その當時最も重要なる立場にあつた總領事は奉天の林久次郎（現ブラジル大使）君と哈爾賓の大橋忠一（現滿洲國外交部次長）君との二人を擧げねばならぬ。林久次郎君は人間として決して惡い人でなく、外務書記生として吉林にをつた關係から、相當滿洲の事情にも通曉した人ではあつたが、這回の事變を洞察する賢明さを缺いてをつた。彼は何人に會つても先づ一應彼一流の小理窟をならべ立てる缺點があつた。多くの人々は彼の小理窟に尠からず反感を懷いてゐたやうである。もとより彼が軍部の若き幕僚達と意見の一致する筈なく、殆ど孤立無援の狀態に置かれてをつた。

挨拶のために私が奉天總領事館に彼を訪問した際、彼は私の顏を見るや初對面の挨拶もそこそこに

「關東軍の積極的行動の結果、日本が世界各國からエコノミツク・ブロツケードを受けた場合、君に如何なる成算があるか？」

と食つてかゝるやうな質問を受けた。私はこれに對して

「それは君、少くとも滿洲に於ける奉天總領事の君が心配す可き問題ではない、又關東軍の財務顧問としての僕が、君の質問に對して答へる筋合ひの問題でもない。然し若し君が眞に、憂國の熱情を以て胸襟を開いて問はるゝならば、席を更めて僕の胸中に藏する秘策を話さう」

と笑ひながら答へたことがある。

併しこれは彼の故意に出した質問ではなく、彼はさう云つた一つの性癖を持つた人であつた。

十一月の十六日であつたと思ふ。軍は馬占山軍の挑戰に對し、愈々徹底的の掃蕩攻擊に移らんとする際、本庄軍司令官は固き決意のもとに、中央部に對して請訓した。同時に、奉天總領事からも、外務本省に對して請訓す可き筋合ひであると信じて、三宅參謀長は早朝總領事館に彼を訪問してその由を傳へたが、彼は頑として聞き容れなかつた。參謀長は軍司令部に這入つて來ると同時に、私にことの經過を說明した後、もう一度彼を說得してくれと慫慂した。私は直ちに總領事館に赴いて、熱心に彼を說いたのであつたが、彼の意見としては、馬占山軍が敗退の結果、これを追擊する日本軍が、東支鐵道を越えて北進することに對して國際關係の硬化を虞れてか、徒に遲疑逡巡して容易に私の說くところを容れようとしなかつた。私はぢつと彼の煮切らない態度

を、激情を抑へ抑へ見まもつてゐたが、遂に堪忍の緒を切つて、

「よろしい、若し君がどうしても、軍と行動をともにすることが出來ないならば、軍は獨自の立場からこれを直進斷行するのみだ。君は君自身で勝手にするがよからう。併しその結果は君自身の將來のために、必ずしも好い結果を齎らさないことにならうが、僕は友情から豫めそれを警告しておくから、よく覺悟を定めておいて貰ひたい」

と最後の言葉を投げかけ、憤然席を蹴つて立上つた。私が領事館の門を出ようとす時、息せき切つて次席領事の森島君が私を追つ驅けて來た。荒い息づかひの中から森島君は、「總領事からも必ず同樣の電信を打たすからどうか御安心を願ひたい」と語つて眞劍な面持ちで私の答を待つた。私は森島君の言はれるところはよく判つたと答へたので、森島君も大いに喜んで歸つて行つた。其後それが實行されたかどうかは私の關知せざるところであるが、彼の滿洲問題に對す認識は凡そ斯くの如き程度のものであつた。

内田滿鐵總裁はその點に就いて非常に憂慮せられたものと見えて、大連から急遽奉天までやつて來られ、暮夜秘に彼を呼び付けて、日本に歸國するやうに勸められた。彼は内田總裁の言に從

つて歸國し、後一度奉天に歸つて來たが、間もなく永久に奉天を去つて遙々新任地ブラジルさして赴任することゝなつた。併し彼の轉任のことが決定されると、別れに臨んで私一人を總領事館に招待して懇々と私に依賴した。「軍に於ける唯一のシヴリヤンは君だけである。軍が滿洲に於て失敗をしないやうに衷心切望する。自分としてシヴリヤンとしての常識と體驗に富む君に、別れるに臨んで、特に今後のことを御依賴する次第だ」と心から叫んで私の手を固く握つた。彼も亦國を思ふの情に於て我々と聊かの相違もあるのではない。たゞ彼が育てられて來た環境が彼をして斯くの如き反軍的な言動に出しめたものであらうと思ひ遺憾に堪へなかつた。これは決して彼個人の罪ではないと信ずる。あれやこれやと思ひ合され、深い感慨に胸を打たれて、私は彼と奉天驛頭に於て最後の別れを告げた。

滿洲に於て奉天總領事に相對立する地位にあつたのは哈爾賓の總領事大橋忠一君であつた。彼は非常な滿蒙積極論者で、その積極的なる點に於ては寧ろ軍の幕僚諸君以上であつた。時局と北滿經綸とを結び付けて、同時にこれを解決せよ、と云ふのが彼の持論であつた。もとより軟弱退嬰事勿れ主義の外務本省は硬骨漢大橋君を喜ばなかつた。だからと云つて、彼が軍の手先きとな

つて外交官の本分を忘れるが如き事實は毫頭なかつたことを私はこゝに判然り彼のために言明しておきたい。彼は外交官として所謂型破りの人間であつて、先づ到る所で周圍の人々と衝突した。併し這回の非常時局に際して、最後にこれを收拾し、圓滿解決を計る上に於て、一種獨特の見解を固く保持して、斷乎として自己の所信に勇往邁進した。私が彼と最初に會つたのは、哈爾賓の一旅亭に於てゞあつたが、一見舊知の如く肝膽相照す仲となり、彼をして遂に滿洲國入を決意せしめたのは斯く云ふ私自身であつた。彼は錯綜せるデリケートな國際關係の間に立ち、滿洲國外交史の第一頁を飾るためどれくらゐ努力したか知れない。彼は豊臣秀吉を產んだ尾張平野の產であり、風丰頗る魁偉の快男子であつて、前途尚春秋に富むアムビシャス・ボーイである。私は彼の前途に對して多大の期待を有する一人であることをこゝに斷言して憚らない。

その他各地方に於ける領事諸君の中には、一人として特色ある人物がなく、たゞ軍の行動に對して疑惑の目を以つてこれを眺め、事勿れ主義の外務本省からの訓令を徒に墨守これ力むるのみで、動亂する時局の前に臨機の處置を施すの才と膽とを缺き、帝國の大局に貢獻し得た者は殆ど絕無であつたと云つて差支へなからう。

事變報道戰挿話

一

この章に附け加ふるには稍々不似合と思はれるが、我が宣傳機關の活動に就いて一言しておきたい。滿洲事變がデリケートな國際關係の間に突發し、全世界の注視の的となつたので、宣傳機關の活動能力如何は事態の將來と緊切重大な關係を持つものであつた。私自身間接ではあつたが、時折その方面に關係したこともあり、這回の事變勃發以來、我が國內に於て屢々問題化された諸列强の認識不足を證左裏書する具體的問題にぶつかつたことがあるので、その中から興味あるものを二三選んで語るのも徒爾でなからう。

事變勃發とともに日本の凡ゆる有力通信社、大新聞社は勿論のこと、支那に駐在せる列國の有能なる通信員並に新聞記者諸君は、殆ど全部、動亂の中心地奉天に參集し、各々この突發事變の成行きについて、日々の變動と事態の推移とを各自の本社に通報す可く日夜懸命に努力しつゝあ

つた。日本人記者は別として、外國記者連中の中には、稍々親日的態度の者もあり、中立的態度を執る者もあり、又全然張學良政權から買收され、舊軍閥政權のお先棒を務め、故意に日本軍の行動を世界に惡宣傳する者も尠くなかつた。事變以後勿論一々の通信に對して嚴重周到なる檢閲が加へられてゐたが、而もなほ老狡なる外國通信員は支那人を使驅して、新民屯あたりの充分檢閲の行き屆かぬ所から盛に打電せしめたものであつた。

軍は何も故意に事實を曲げ、日本軍の行動を正當化すべく宣傳に努めた譯ではなかつたが、然し日本の公明正大なる行動を、滿洲人支那人は勿論のこと、世界各國人に對し、正しく通報宣傳すべく、當然そこに宣傳機關が生れ、松井久太郎參謀中佐（現大佐）や臼田少佐などがその主腦者として、複雜多岐に亙る宣傳關係事務一切に異常な手腕を示しつゝ不眠不休の活動を續けて居つた。事變の廓大とともに外國人記者の故なき惡宣傳の結果は事態の將來を危くし、國際關係の激化を招來するの虞あり、これを嚴重監視し時に通信封鎖の非常手段に訴ふべき必要があつた。この時に當つて、松井宣傳課長を援助すべく、特に軍からの委囑を受けて外務省から乘込んで來たのが川崎寅雄君（現滿洲國外交部宣化司長）であつた。川崎君はその卓越せる語學の才能と米

國仕込みのスマートなジエスチアーを以て、公式に非公式に、外國人との交渉並に軍首腦部と外國人記者との會見に際しての通譯として縱橫の才幹を揮ひ大いに盡すところがあつた。

更にもう一人かう云ふ種類の仕事に對して特別の才能を有する人が現はれた。それは現滿鐵高級囑託の金井清君である。金井君は鐵道省出身であつて、同時に外國事情に廣く通曉し、英語には特に堪能な人であつた。今を去る二十數年前、偶々日露戰爭勃發當時のことであつたが、私が特殊の目的を以て單身樺太の山野を跋涉して居つた時、アメリカの動物學者アンダーソン氏の通譯兼助手として隨從する第一高等學校の一學生に出遭つた。體の恐ろしく小作りなガツシリした男で、色は淺黑く、彼のまなざしには精悍な氣宇が充ち充ちてゐた。この怪青年こそ今日の金井君その人であつた。彼は型の如く東京帝大法學部を卒業し、爾來鐵道省にあつて度々外國會議に出席し或はジヤパン・ツーリスト・ビユーローの監督に當り大いに辣腕を揮つたと聞いてゐる。殊に支那とは緣故が深く、長く鐵道省の支那駐在員として北平或は上海に駐在し、本庄軍司令官とも昵懇な間柄であつた。非常事變に際して私は時々最前線に於て意外にも彼の姿を見出したことが一再ならずあつた。お互に度重なる奇緣に思はず微笑を交はして殷々たる砲聲を間近に聞きつ

つて暫しの會話を樂しんだものであつた。彼は爲人實直謹嚴で、そのピューリタン的な性行が却つて彼の出世に禍ひしたるかに見える。然し外國人を取扱ふことに就ては一種獨特の手腕の持主であつた。それは鶴見祐輔君とともに新渡戸門下の二秀才と謳はれた事實によつて容易に頷ける筈である。事變中途に於て彼は滿鐵から相當の優遇を受けて入社し或は奉天に或は上海に獨特の活動を續けたが、今は再び極東の天地に捲起る可き風雲を凝視して、大いに畫策してゐることと思ふ。

川崎君も金井君も倶に相協力して我々の行動を扶けて呉れたが、就中、金井君は私と特別の緣故があつたところから、お互に何等遠慮するところなく、問題の前途について大いに話し合ひ、又仕事の上に於て彼の援助に待つところが甚だ尠くなかつた。

確か十一月の初頃であつたと思ふ。金井君は奉天のヤマト・ホテルで、外國の記者連を集めて、時にテーブルスピーチをやり、又時に深更に及ぶ迄ポーカなどをやつて、彼等を煙にまいてゐたが、或日英米の記者連が突然金井君を訪れて頻りに難題を吹つかけた。金井君は出問事項の眞相

を聞き及んでゐなかつたため、それに答へやうもなかつたのであつたが、執拗に攻め立てられる餘り困じ果て私の所にやつて來た。

「一體どういふ譯か知らないが、米人記者共の語るところによると、奉天には日本軍の手によつて既に滿洲國のエムペラーが推戴されて居ると云ふ事であり、この報道が何處から出たのか僕には判らないが、米國ニューヨークにいち早く傳へられ、ニューヨークの各新聞本社から各記者にあて、ニュー・エムペラーにインタービューを求めよと云ふ命令が來てゐると云ふんだ。彼等が今朝早くからやつて來て、是非謁見をゆるされたいとしつこく僕に附き纒つてゐるんだが、まるで寢耳に水のちんぷんかんぷんで其の間の消息が僕には更に判らない。君なら知つてゐるだらうと思つて、今その眞相を訊ねにやつて來たやうな譯なんだ」と云ふ話である。私は事の意外に驚いて

「君も寢耳に水と云ふが僕もまさに御同樣だ」と考へこんで、程經つて語を繼いだ。

「固よりそんなことがあらう筈はないのだから、そのニュースは流言蜚語であり、荒唐無稽の妖言であることを忌憚なく說明してやつたらよからう。若しその記者が、どうしてもエムペラーが

ゐると主張するなら、彼等の想像するエムペラーに希望通りインターヴューするがよからうと云へばい〻だらう」

金井君も私の答を聞いて大いに安堵の胸を撫で下し、外人記者に回答すべく歸つて行つた。ところが暫くすると再び金井君が尋ねて來た。「外人記者がエムペラーに謁見を乞ひに行つたところが、エムペラーの身邊を日本の浪人連中がもの〳〵しく護衞してゐて、どうしても謁見を許さないと云ふんだが、一體どうしたものだらうか」と如何にも不安氣である。

其處で私は彼等の所謂るエムペラーの許に憲兵を派して、その浪人連を退け、彼等に自由にインタヴューをさせたところが、彼等は啞然として引返して來た。それは正に開けて口惜しい玉手箱の類で、新帝王會見秘錄の特種たるべき當の對象者は、滿洲事變の動亂に乘じ、滿洲國の帝王たらんと竊に支那人間に運動を進めてをつた恭親王であつて、日本軍の全然關知せざるところであつた。特種搜しに鵜の目鷹の目の外人特派員の捲添へを喰つて、金井君も飛んだ御難を蒙つたと云ふ譯だつた。凡そ神經過敏なる西洋の新聞記者の觀察はこの程度であつて、彼等の報道するところを基礎に泥繩的にでつちあげた國際聯盟あたりの急製極東認識が不充分極まるものであつ

たことは當然の結果と云はねばならぬ。

それから暫くしてからのことであつたが、或る老獪さうな英國の一新聞記者が、例の金井君を通して私に頻りに回答を求めて來た。それは宣統帝溥儀氏が滿洲の何處かに來てゐると云ふことを耳にしたが、それは事實であるかどうか、又それが事實であるとせば、溥儀氏に對して自分達が自由にインターヴューを受けても差支へないかと云ふ質問であつた。私は極めて簡單に答へておいた。滿洲事變の煽りで動亂が天津にも起り、當時天津に隱遁されてゐた溥儀氏の身邊に危險が迫つた結果、或は安全なる滿洲の何處かに逃げて來てをられるかも知れぬ。日本帝國政府はかかる場合人道上の見地から××××に亡命して來た支那人の生命財産に對して完全なる保護を與へる事は當然である。諸君がさう云ふ人々に對してインターヴューを求めることは諸君の自由であらうが、然し諸君がそれ等の人々にインターヴューを求めた刹那に於て、それ等の人々の身邊に何等か危險が生じたる場合、誰が一體その責任を負ふのか？ 諸君の各本國の領事が奉天に駐在してゐる筈であるが、その領事がさう云ふことに就て全責任を持つと云ふ一札を入れるならば、私は諸君のためにさういふ人々との會見を取計らふに就て決して吝かでない旨を傳へた。

ところが、彼等の各領事はさう云ふことに對して、絶對に責任を負ふものでない。彼等も私の斷乎たる一言を聞いて苦笑して去つた。

馬占山說得記

チ、ハル攻略前後

一

張作霖の後を襲つて長子張學良が第二世滿洲王となつて以來、滿洲の對日態度は日毎に挑戰的となり、日支間の空氣は愈々尖銳化されて暗澹たる風雲は朔北の天地に急迫せる重大時局を豫想せしめるかに見えた時しも、滿洲の秋色漸く深き九月十八日の夜半、王以哲麾下の支那兵によつてなされた柳條溝滿鐵爆破事件は日本軍の自衞權行使となり、世界の人心を驚倒せる滿洲全土に亘る大動亂の口火となり、かくて私自ら關東軍財務顧問として戰亂の渦中に投じて、事變の一當事者となつた經緯は前述せる如くであるが。現地滿洲入りをして以後も、この大動亂に對する民心の歸趨をぢつと靜觀することは忘れなかつた。

かくする中に私は、滿洲の民衆は張學良軍閥政府の敗退を心竊に喜んでゐると同時に、動亂に

よる政治機構の壊滅と金融機關の停止から來る動搖不安を逃れて、一日も早く經濟的安定を確保せんと希望してゐることを看知したのであつた。奉天省、吉林省は勿論のこと、北滿哈爾賓方面に於ても、各地の有力者は事變後の混亂收拾、治安維持のために焦慮してをつたのは明白な事實であつた。奉天に於ては事變勃發と丶もに支那側要人が北平さして逃げ去つた結果、一時無政府狀態に陷つたのであつたが、軍の臨機の措置として土肥原奉天特務機關長を奉天臨時市長に任命し、事變直後の混亂收拾に努めしめ事なきを得た。然し動もすれば張學良系の支那側策士のためにする流言蜚語亂れ飛んで、人心を惡化動搖せしむるの惧れがあつたが、九月二十四日に支那人中の有力者達によつて奉天自治維持會が組織された。同維持會は「地方の秩序及び市面金融を維持する」ことをスローガンとして取敢へず治安及び金融界の維持に當らんとした。その委員長となつたのが、袁金鎧君（現滿洲國參議府參議）であり、故于沖漢君が副委員長としてこれを助けたのであつた。

吉林省にあつては、前東北邊防軍副司令長官公署參謀長熙洽君（現滿洲國財政部總長）が、時局の大勢を逸早く洞察して疾風迅雷的に張學良、張作相の東北軍閥との絕緣を宣言し、專ら民心

の安定に努め、大いに立役者振りを示した。卽ち事變勃發後間もない九月二十六日に、吉林省政府の組織を改め、吉林省長官公署と改稱して熙洽君自らその長官に就任した。

又吉林省獨立宣言の前日九月二十五日には、東省特別區長官公署に於て哈爾濱市全體會議が開催せられ、東省特別區治安維持會なるものが組織されること丶なり、同會は專ら事變後の東省特別區の行政上治安維持に任ずること丶なつた。會長は當時の東省特別區長官であつた張景惠君（現滿洲國參議府議長、軍政部總長、東省特別區長官）があたり、委員は特務處長王瑞華、丁超等八名であつた。

かくの如く滿洲各地の民衆が再び張學良政府を迎へ入れようとするやうな空氣は毛頭なかつたのであつたが、彼等の蹶起雄躍を意義あらしめ、效果あらしめる丈の充分の財力なく、難局の收拾に充分の力を致し得ない狀態にあつたのは遺憾千萬であつた。私はか丶る情勢を察知した時、關東軍は一方日本の權益を確保擁護すると同時に滿洲全體を政治的に安定せしめる可き義務があると確信した。其處でこの非常時に際して、軍の內部にこれ等の支那人の要望を支持し指導して行くべき機關の必要を認め、これを軍の首腦部の人々に進言し、その結果生れ出たのが卽ち關東

軍統治部である。これは軍自らの發意計畫にかゝるものでなく、何處までも私一個人の主張であり、私自身の責任にかゝるのであつた。從つて、その統治部は全部文官を以て組織することゝした。若しそれが成功するならば、それは卽ち關東軍の成功であり、萬一失敗した時には、駒井自身の失敗として當然私自ら全責任を負ふべき性質のものであつた。然し差當つてさう云ふ機關を構成する有能なる人々は、少くとも滿洲の事情に精通してゐる人でなければならぬので、その人選には普々ならぬ苦心を拂つた。又統治部が活動をなす上に於て是非とも有たねばならぬのは人件費其の他の費用であるが、さういふ方面の豫算を有たぬ軍からこれを支出せしめることは全然不可能のことであつて、財源を何處に求めるかが大きな問題であつた。

ところが、私のこの計畫を在滿の滿鐵社竝に關東廳等の機關がよく了解支持して吳れた結果、統治部は案外手つ取り早く出來上つた。その部長として不肖その任に當り、次長としては滿鐵地方部次長武部治右衞門氏を煩はし、其下に行政、交渉、財務、産業、交通、庶務等の各課が設置されて、その課長には現在滿洲國政府の要路に當つてゐる人々が任命された。その總人員は約七八十名であつたと今記憶するが、私は當時常に關東軍の高級參謀板垣大佐と行動を共にして滿洲

全地に亘つて東奔西走してをつた關係上殆ど席溫むるの暇なく、統治部事務の全般は武部次長の明確率直な事務的手腕によつて、てきぱき運行されてをつた。武部次長の不眠不休の奮闘は當時同氏の身邊に侍した人々の等しく驚嘆したところであつて、私は最前線にさらしつゝ、同氏の銃後に於ける活躍を偲んで感激に堪へなかつたものである。滿洲國政府成立するに及んで私は同氏の政府入を慫慂したが、氏は感ずる所ありて之を謝絶された。私は今でも滿洲國政府の爲に之を惜しむと共に滿鐵が同氏の如き高潔優秀なる高級社員を有する事を喜ぶ者である。

二

かくて軍に統治部あり、奉天省に先に奉天省地方維持委員會が生れ、後に自治指導部が出來上るに及んで、奉天省に關する文治的方面の仕事は漸次舊に復することゝなつた。同時に吉林省では熙洽君が吉林省の獨立を宣言し、又これにより一日を先んじて哈爾濱特別區行政長官の張景惠君は大勢の赴くところを察知して、東省特別區治安維持委員會を組織して專ら民治に努めたことは既に上述せる如くである。

然るに獨り黑龍江省のみは馬占山以下の省當局者にこの大勢を洞察

するの明がなかつた。これは彼等が日本軍の偉力に未だ曾て接したることなく、張學良一派の策動に乘ぜられて、徒に侮日挑戰的態度を持しつゝあつたためで、これが爲に黑龍江省民は不安極まる情勢に放置され、滿洲の大局を收拾する上に於て非常なる障害であつた。

其後馬占山と屢々膝を交へるの機會あつた私には、馬占山自身が日本に對して徹底的反抗意識を抱懷してゐたとはどうしても信ぜられない。私自身それを證明すべき幾多の例證を持つてゐるが、後章に於て馬占山を語る考へであるから茲には深く述べない。當時馬占山自身の手兵は僅かに三千名内外に過ぎなかつたのであつて、その他の黑龍江省の大軍は、當時北平に逃げ去つてゐた萬福麟の系統に屬するものどもであつた。彼等は綠林出身の馬占山が目に一丁字なきを利用し、萬福麟系の部下が内部より排日熱を煽り、遂に日本軍に、めくら蛇に怖ぢざる底の反抗挑戰的態度に出でたものであらう。

馬占山は豫てより、洮南で獨立を宣言した張海鵬君との間に含むところあり「張海鵬が黑龍江省に新政權を樹立するの目的を以て、チ、ハルに向つて進擊を開始せり」との報道を受けるや、

黑龍江省軍事會議は江省警備司令馬占山を總指揮として、主力軍隊をチ、ハルに集中した。兩者の妥協は遂に決裂に陷り、黑龍江省軍は張海鵬軍の北上を阻止せんがため、洮昂線嫩江の橋梁を燒却破壞した。洮昂線は我が權益鐵道の一つであり、偶々北滿特產物の出廻り期のことであつたので、橋梁修理を一日も早く完了するの必要があつた。日本側は屢々人を派して馬占山軍自ら蒔ける禍種の後始末をなさす可く、橋梁修理をなさしめんと强硬に交涉したるも、荏苒言を左右にして、更に應ずるところなく、「日本側は橋梁修理に手を着けてはならぬ、若しこれを敢てせば黑軍は武力を以て阻止すべし、我が背後には赤露五萬の後援あり」などと憎まれ口をたゝいて毫末の誠意を示さうとしない。已むを得ず日本側は關東軍掩護の下に自ら橋梁修理に當ることゝし、滿鐵現業社員を現地に急行せしめた。現地に到着するや、軍は直に馬占山軍竝に張海鵬軍に對して、各々橋梁を距る十粁以外の地點に後退を求めたるに、張軍は直に五廟子江南に撤退したるも、馬軍は依然依布氣附近に陣を張つて、意外にも我が橋梁修築軍に發砲挑戰し、我が鐵橋修理工作を妨害するの暴擧を敢てしたのであつた。

その橋梁工作掩護の任に當つたのは、事變以來滿洲各地に奮戰、勇名を轟かした多門師團の人

人であつた。加ふるに「若し彼等が反抗挑戰的態度に出るならば、徹底的にこれを擊滅してやる」と云つて、奉天から自ら現地に飛行機を飛ばして行つたのは我が石原ナポレオン中佐であつた。

かくて馬占山軍の挑戰的態度は延いて、大興を中心とした日本軍との戰端開始となつた。更に引き續いて三間房の激戰となつたが、多門將軍獨特の寡を以て衆を破る中央突破の決戰的戰法は見事に成功し、さしもの馬占山軍も總軍敗退して、その手城チ、ハルを守る暇もあらでハイロンさして遁走した。軍は屍を踏み越え踏み越え長驅チ、ハルに迫りたるも、チ、ハル省城民を驚かさず、省民一人たりとも傷つけず、民財の厘毛と雖も損せずして入城占據しようとする考へから、一夜をチ、ハル南方八粁の大民世、十五里方面に兵力を集中し、夜の明くるを待つて城內に使者を派し支那民官代表に開城を命じた後始めて威風堂々チ、ハルに入城したのであつた。この東支鐵道を越えての日本軍の追擊は滿洲事變に於けるクライマックスであつたと信ずる。

三

私はその日板垣高級參謀と共に飛行機に乘じ、兩軍の上を飛び越え一路チ、ハルに向つて行つた。丁度私達がチ、ハルに到着した時には日本軍がチ、ハル城を占據し、兵士は隊伍を調へてチチハル城內にデモンストレーションを行つてゐた最中であり、又多門師團長以下各團隊長は滿鐵公所に於て戰勝の祝杯を擧げんとするところであつた。板垣參謀と私とは多門師團長からの招待を受けて、戰功に輝く將士諸君と祝杯を俱にするの光榮に接した。ところが、その前日及びその當日は非常な嚴寒であつて、北滿の嚴冬に馴れない日本の兵士諸君の中に多數の凍傷患者を出したことは甚だ傷心の至りであつた。

チ、ハル城內に於けるデモンストレーションを偶々その地にあつて見ることの出來たのは、私にとつてこの上ない喜びであつた。瀏喨たる喇叭の音、雄々しくも力强い步調、喜色を湛へて進み行く兵士の面影、それ等の總てが今も私の頭に生き生きと泛んで來る。その時私は眼前を過ぎ行く隊伍を凝つと見入つてゐる間に、感謝と云はうか、敬虔と云はうか、咏嘆と云はうか、否その總ての感情が胸に迫つて込み上げて來る淚をどうしやうもなかつた。私が今回滿洲に來て以

來・北大營や東大營の戰蹟を見、又南嶺や寛城子に於ける皇軍戰鬪の跡を訪ねて、その寡を以てよく衆を制するに足る忠勇義烈な皇軍の行動は、その都度說明者の口を通して具に聞き及んでゐたが、今目のあたりチ、ハル攻略の戰鬪に參加して惡戰苦鬪の結果むらがる敵兵を擊破剿滅せしめた勇士諸君に親しく接して、到底筆舌の及ぶべくもない一種の感激に打たれたのであつた。戰鬪に當つて一命を投げ出して立ち振るまふ强さと云ふことは別問題として、この北滿洲の嚴寒裡に於て、彼等の携へてゐた水筒の水は凍つて氷塊となり、各自に渡された飯盒中の握飯はぼろぼろに氷結して口にすべくもあらず、殆ど一晝夜以上も食はず飮まずの大苦鬪を續けて、而も未だ日本軍の偉力を知らない十倍に餘る黑龍江軍をたゞ突擊一方で追ひ散らかし、倘且つ神色自若、餘裕綽々たる態度を持してチ、ハル城内を示威行軍してゐる彼等を見ては、如何に日本兵が忍耐克己の精神にとみ、又節制訓練が行き屆いてゐるかゞよく窺はれる。これ等第一線に立つ戰鬪員諸君は殆ど總て二十二、三の青年であり、胸中に湧き立つ青春の血に惱なきに非ざる身であり乍ら、誰一人として一言の不平不滿を口にするものもなく、各自に割り當てられた煖房設備のない宿舍につき、上官の命ずるままに次に來るべき戰鬪を夢見てゐる實況をながめては、私は日

本に於て、詰らない思想問題に血の道をあげて立ち騷いでゐる青年諸君の心境とこれとを對比して、無量の感慨に堪へざるものがあつた。

支那兵は數年前露支國境に於て露兵と東支鐵道問題から戰端を釀したことがある。露國兵は勿論支那兵よりも强かつたに違ひないが、支那兵の語るところによれば「なほ彼等は戰爭の相手として戰ひ得るが、日本兵に至つては、これは人間に非ずして寧ろ猛虎である。その猛虎と鬪ふことは我々の到底不可能とするところである」と。

我が日本人からこの氣魄、この勇猛果敢の氣性を取り除いては、緊張せる國際關係の中にあつて世界諸列强と伍し、果して我が帝國の存立を完うし得るであらうか。日本國家の存立を否定せんとする人はともかく、國家の存立を以て絕對的のものであると云ふことが、不動の眞理であるとするならば、我が勇士諸君こそ日本の有する國寶である。この國寶あつてこそ、日本は世界國際場裡に勇往邁進することが出來るといふことは、私の固く信じて疑はないところである。

四

始め奉天特務機關、チ、ハル特務機關及び關東軍司令部との間に於ては、東省特別區行政長官の張惠景君がチ、ハルに赴いて戰亂後の統治收拾に任じ日本軍の至ることを待つてゐることに約束されてをつた。ところがどうした譯か張惠景君はチ、ハルに來てゐなかつた。それがために多門師團長やチ、ハル特務機關の林機關長は一日も早く張惠景君をチ、ハルに連れて來るやうに私達に依賴された。板垣參謀と私とは哈爾濱特務機關の宮崎少佐と倶に早速その依賴によつて、その夜半の汽車でチ、ハルから哈爾濱に向ふ可く決意した。ところが、東支鐵道の夜行列車は昂々溪を過ぐるのが午前一時何分かであつた。然るにチ、ハルと昂々溪とを繋ぐ輕便鐵道は、私達が出發せんとした時には既に出て仕舞つた後であつたので、已むを得ず自動車を驅つて、酷寒の闇夜を昂々溪へと向つた。自動車を全速力で駛すれば、四十分内外で昂々溪に達する見込みであつたが戰鬪直後の夜のことであつて、敗殘兵が闇に乘じて出沒する危險があつた。多門師團の諸君が心配して、我々に護衞兵を附けてやらうと溫い厚意を示してくれた。併し考へて見れば一臺の自動車に僅か二三人のオートバイ乘りの護衞兵を附けたところが、いざ多數の敗殘兵に擊退せられた時には何のたしにもならない。私達は諸士の厚情に謝辭し、敢然自動車に乘じて急遽暗夜の

チ、ハル城を後にした。

我々の自動車はそのヘッド・ライトを明るくして、道なき道をスピードのあらん限りを出して疾驅した。ところが、丁度チ、ハルと昂々溪との中間ごろと思はるゝところに差しかゝると、偶然にも我々は馬占山の第三陣地にぶつかつた。

其處には日本軍の最後の追擊を支へるために、深く掘下げられた大塹壕が幾重にも橫たはつてゐて、その上を自動車は乘越え得べくもなかつた。そのとき時計を見れば汽車の時刻は刻々に差し迫つてゐる。ここで愚圖々々してゐたんでは到底汽車に間に合ふ見込みもない、と云つて塹壕を乘切る譯に行かず、月影もない北滿の闇に更に展望もきかず、迂回の道もたゝなかつた。已むを得ず我々は逸る心を抑へ〳〵、再びそこからチ、ハルに引き返し、事變當時のチ、ハルに於ける唯一の日本人旅館朝日館に無理に談じ込んで、落着かぬ一夜をそこに明かすこととした。其翌早朝私達は哈爾濱に向つて出發し、その夜哈爾濱に到着するや、直ちに張惠景君を彼の公館に訪れた。

張惠景君は綠林出身に似合はぬ圓滿なる好人物ではあるが、それだけに支那大人式の氣の長い悠々たるところがあつた。彼自身は大勢の赴くところを洞察するの明を有し、機宜に適する處置

について も、深く考慮するところがあつたが、黒龍江省の省政に關しては、彼は私達が全く豫期してゐなかつた意想外のことを云ひ出した。それは黒龍江省民の馬占山に對する信賴が並々ならぬものであり、この際馬占山を起用するに非ざれば、黒龍江省を收拾するの方法は他にないと云ふことであつた。張景惠君は深刻な面持ちで更に語を繼いだ。

「それに馬占山は彼個人として日本軍に對して絕對的敵意は斷じて持つてゐない。それは馬占山が彼の手城チ、ハルを逃げ去らんとするに當つて、わざ〳〵私に彼自ら電話を以て話しかけ、日本軍の××を完全に且つ安全に引渡すからどうか宜敷賴むと云つて、それを直に實行して行つた。これから見ても馬占山に對する私の見方が間違つてゐないことがお判りでせう」

五

私達は張景惠君の話に、今後我々の馬占山に對する對策を大いに變へて行かなければならぬことを感じ、深く方針を練る必要があつたのであるが、それかと云つて黒龍江省の收拾は一日一刻を爭ふ焦眉の問題であつたので

「然らば何時になつたら馬占山をして黒龍江省を收拾せしめることが出來るのか？」と訊ねた。ところが張景惠君はゆつくりしたものである。

「さあそれは、馬占山に對して使者を立てますか、それとも彼と電話で話を進めますか、何れにしても約二ケ月の日子を要するでせうな」

こんなのんびりしたことでは、今日危急の際の間尺に合はないが、事情斯くの如くとあつては如何ともし難いので、張景惠君との最初の會見はそれ位に打切つて、私は哈爾濱に於けるサヴェート・ロシヤ人の動向を考察す可く、哈爾濱總領事大橋忠一君のもとを訪ねた。

大橋總領事は軍と別種の見解の下に、彼自ら一種獨特の積極的北滿經綸論を懷いて、何人に對しても一歩も讓らうとしなかつた。その意見は幣原外交の名の下に自由主義的事勿れ主義を生命とする當事の霞ケ關當局者の容れざるところであつたので、直に辭表を提出し、自己の固く信ずるところに從つて努力奮鬪を續けてゐた熱血漢である。彼は外交官として、この日本軍の今日の行動がサヴェート・ロシヤ人に對して如何に影響するかを深く觀察し、その對策に腐心してをつた。

チ、ハル攻略當時、哈爾濱に於けるサヴェート・ロシヤの有力者の間では、日本軍が國際關係の紛糾を虞れて、東支鐵道を越えて北進するが如きことはよもあるまいと信ぜられてゐた。ところが、馬占山軍の洮昂線の嫩江鐵橋燒却事件より急轉直下、日本軍のチ、ハル占據となつたのを聞いて、茫然自失、彼等の執る可き措置如何をも忘却して仕舞つた。彼等はたゞより／＼に集まつてやけ酒を煽り「もう俺達は駄目だ」と悲鳴をあげてゐたと云ふことである。而も彼等の本國からは彼等に對して「この滿洲事變に對しては、サヴェート・ロシヤは嚴正中立を守つて不偏不黨の態度を保持し、絕對に沈默を守れ」との嚴重なる訓命が屆いてをつた。サヴェート・ロシヤが這回の滿洲問題に對して更に積極的行動に出づることなく、否寧ろ半ば好意的態度さへ示したるかに見えるのは、私の考ふるところより推せば、サヴェート・ロシヤがその內政上の必要より出でたる當然の歸結であつたであらうと思はれる。

更に私達は張景惠君と再三會見談合して、哈爾濱を中心とせる北滿に於ける日本人の權益擁護に關する凡ゆる問題に就て具に商議した。滿洲國成立の今日に於て、今更ら日本の權益でもないが、私が玆に特に明記して置きたいことは、張景惠君が私の提議した哈爾濱を中心とする航空事

業に對して直に贊意を表し、卽日調印を了へてくれたことである。思ふに航空事業は將來滿蒙に於て最も重要なる事業となるであらう。曾て滿鐵も大倉も張學良政權に對し數百萬金を拂つて其權利を獲得せんとして得なかつたのである。それを厘毛も拂はず一言の交涉によつて張景惠君が快諾してくれた事は、滿蒙開發竝に日滿、滿歐連絡の爲に私の頗る愉快とする所である。

併し黑龍江省の收拾に關しては、彼は一時的なれば兎も角、永久的には是非とも馬占山を以て當らす可きであると繰返し强硬に主張し進言した。併し乍ら、そんな事は凡そ、支那大人式な暢氣な交涉でこれを便々として待つてゐたのでは容易に解決されよう筈もないので、私達は祕に決するところがあつて、一度奉天に歸り、軍司令官以下軍の幹部諸君と熟議の結果、再びチ、ハルに飛び、哈爾濱に現はれ、我々自身の仕事として、進んで馬占山說得の難事に當らんと決意した。板垣參謀が終始私と殆ど一心同體で、斯くの如き問題に就ても何等の隔意なく話し合ひ行動を倶にされたことは、私の感謝に堪へないところであり、私の生涯を通じて忘れんとして忘る可からざることである。

軍使となりて

━

大空の星も凍るかと思はれた極寒の雪天氷地の北滿洲の大興、三間房の一戰に於て一敗地に塗れ、海倫差して逃げ去つた梟雄馬占山は、落ち來る敗殘兵を糾合して、更に畫策事を構へんとし、黑龍江省の不安動搖は容易に除去され得べくも見えなかつた。然るに黑龍江省に於ける馬占山の人望は中々侮る可からざるものがあり、黑龍江省の非常事態の收拾を平和的に且つ一日も早く解決せんとせば、先づ馬占山を正義と條理とを以て說き、大勢の推移を悟らしめ、心服歸參せしむるのほか他に解決の方法なきことが漸次明かとなつた。　關東軍高級參謀板垣大佐と私とは期するところあつて　身に迫る危險は覺悟の上で、大局收拾上の軍使として反軍の本據海倫に乘り込み、馬占山說得に成功することを得た。　一度この交涉秘錄が日本國內は無論、世界各國に傳へられるや、非常なセンセーションを各方面に捲き起したことは、未だ人々の記憶に新なることゝ思ふが、私はその事件の一當事者として直接その交涉に當つたので、當時を追想するままにその

眞相を傳へておきたい。

馬占山の根據地たりし海倫は、北滿洲の穀倉と呼ばるゝ肥沃な黑土地帶を走る呼海線の終點である。松花江を挾んで哈爾濱と相對し黑龍江省の咽喉部としてその將來を約束されてゐる松浦(馬船口驛)は我が呼海線の起點であつて、呼蘭、綏化の北滿特產物市場を經て、馬船口から約八時間行程の地點に目的地海倫がある。

重大なる決意を懷いて再び哈爾濱に現はれた私どもは直ちに張景惠君を訪ねて、我々自ら時局收拾のために馬占山と直接折衝せんとする固き決意を語つた。事に當つて凡そ悠揚迫らざる張景惠君もこれには餘程驚いたものと見え、せき込むやうな調子で、その暴虎馮河の勇であり、降りかゝる危險のたゞならざるを熱心に說いて呉れた。何にしろ僅か數日前必勝を期して戰つたチ、ハル郊外の戰鬪に慘敗し、恨みを呑んで逃げ去つた支那兵が參集してゐる敵の本陣海倫へ我々が直接乘込んで行かうと云ふのだから、無謀も亦甚しいと計畫中止を頻に諫告したのであつた。併し板垣參謀と私との意見は既に固く決定されてをることではあるし、今更ら假令何人がこれを

諫止しようとも、斷乎として我々の所信を決行するの覺悟を持つてゐたので、張景惠君の厚情は有難く謝辭し、兎も角も明朝松浦馬船口發海倫行きの列車に私達の乘車する專用客車を連結することを依頼要求した。同時に海倫に於ける馬占山に對し返電不用の旨を附して、我々海倫に乘込む旨を豫め通電しておいた。

ところが、これより先き、奉天で本庄軍司令官及び軍の幹部の人々と馬占山問題について熟議した私達は飛行機によつて先づチヽハルに飛んで、更に張景惠君に再度の訪問をなすべく哈爾濱行の途中昂々溪までやつて來ると、驛頭で私達に話しかけて來た二人の青年があつた。それは我我の海倫行きに是非とも隨伴したい希望から、私達を昂々溪に待ち受けてゐた剽悍な面構へをした大朝の青年記者橋本君と更に寫眞班の福原君であつた。そこへ哈爾濱に着くと大毎の哈爾濱特派員小林君もやつて來て、同樣の切なる希望を私達に訴へた。その後、在滿各新聞社の青年記者連中が我も我もと同行を要求して來、中にはイギリスの記者や獨逸の記者等も混つてゐた。私はどうせ連れて行くとすればこれを公平に取扱はねばならぬといふ考から、彼等をして國際記者團を組織せしめることゝした。その外に我々一行に加はる者に、一行の會計事務を管掌する軍の

住谷主計、哈爾濱特務機關の宮崎少佐及び福島通譯があつた。私達は凡そ一週間分の食料を豫め買ひ調へさせて、料理人として哈爾濱名古屋館のコックを同行することゝした。かくて私達の所信を具體化すべきための準備萬端なつて、私達の決意は愈々固く牢乎として拔く可からざるものとなつた。その出發の夜半、深更に及ぶころ、馬占山の所から我々の海倫行きに對する絕對拒絕の電報が屆けられた。電報には「海倫は目下戒嚴令下にあり、我々は諸君の生命に對する保證は絕對に出來ない」との旨まで書き添へられてあつた。併しそんなことは今更ら聞くに及ばず固より覺悟の前のことである。我々は一と通り目を通して、人々には何も云はずにその電報を引き破つて仕舞つた。

二

朝まだき午前六時半頃であつたと記憶するが、我々一行はほの暗い靜寂に包まれた哈爾濱の街を自動車を驅つて松花江岸へと急いだ。松花江の水は未だ自動車を走らす程完全に氷結してゐなかつた爲に「そり」に分乘し、膚を突き刺すやうな寒風と降りしきる吹雪を衝いて、人々は深い

感慨に沈んでか口一つきくものもなく防寒帽と外套にくるまつて一哩に近い大江を衝き切つた。江を隔てゝ哈爾濱に相對するところは、馬占山勢力下にある黑龍江省である。そこには早くも我々一行の出發を知つた黑龍江省系の巡警が待ち伏せてゐて、我々一行の進路を阻止せんとした。私達はこれに向つて大喝一聲呶鳴りつけて、馬車に乘りかへて松浦馬船口驛へと急いだ。驛頭に待つこと暫くにして列車の準備がなり、私達は悠々としてその專用車に收まつた。板垣參謀と私とは一等車に、新聞記者諸君は二等車に各自の席をとつた。間もなく汽車は單調なピストンの響とともに、馬船口驛を後にして、廣袤無涯一面の銀色に閉ざされた黑龍江省の沃野をよぎつて北方海倫さして出發した。程たつて東窻にまなざしを遣れば、吹雪に煙る呼蘭製糖場が見えるではないか。私の未だ若かりし頃、北滿製糖事業の研究に血を燃してゐた時代、一度そこを訪れたことのある想ひ出深い工場である。思はず追憶の絲にひかれて過ぎ來し二十餘年を顧れば總て一場の夢の如く、今宿志實現の一個の捨石たらんとする自己に想到しては自らに胸の迫るを覺えた。

我々の列車は途中事なく、大豆、小麥その他の出廻り市場として聞えた縣廳の所在地綏化に到

着した。綏化は呼海鐵道の起點馬船口と終點海倫との中間に位する所であつて、時間は丁度午餐時であつた。

豫め出迎へてゐたものか、列車が泊ると綏化縣の知事が私共を車室に訪れて、縣城内に午餐の準備がしてあるから、是非おいでを願ひたいと懇請した。縣知事は更に辭を低くして「海倫は本當の田舍で御座いまして、私共が參りましても泊る宿舍も御座いませんやうな土地ですから、一層綏化にお宿りになつて、馬占山將軍もこの地にお迎へになり、ここで交渉を御開きになつては如何で御座いませう」といとも慇懃に申出でた。私は、縣知事のわざとらしい鄭重なものごしの中に何となく腹黑いところが窺はれて不快を覺えつゝ、彼の申出でを頭から拒絶した。

「御厚志は有難いが、午餐をいたゞいてゐる時間の餘裕もないことですし、又御覽の如く私達は澤山の食料品を豫め携帶してゐることであり優秀なコックまで伴つてゐることですから、御招待をお受け出來ない」と云つて、頑として下車を肯じなかつた。それでも彼は馬占山からの嚴命を受けてゐるものと見え、執拗に私達の下車を懇請した。

私達は繰り返へし懇願する知事の顏を眞ともに睨み付けながら「ノー」の一點張りであつたの

で、縣知事はすご〳〵車室を引き上げて行つた。ところが困つたことには、事情に通じない外人記者達はまんまと彼等のトリックに懸つてうかうか列車を出て行つたことを後で知つた。

さうかうする中に私共の列車を追ひ驅けて來たのではないかと思はれる一つの貨物列車が南方から滑り込んで來た。そこからは從者を從へた大官風の支那人が飛び出して、彼等は驅け出すやうにプラットフォームから姿をかき消したが、程なく彼は再び縣知事を伴つて私達を車中に訪問した。それは名刺に黑龍江省政府委員と肩書きのある趙仲仁であつた。趙仲仁は其頃哈爾濱に於ける馬占山の代表として又江省に於ける代々の督軍喰ひとあだ名を付けられた程の辣腕家であつた。

彼も亦私達に向つて切に綏化下車を勸說したが、私達は彼に對しても亦斷然拒絕の旨を言明した。「我々の使命は海倫に行つて馬占山に直接會見することである。假令、何人が何と云はうとも、我々は我々の信ずるところを斷乎遂行するのみである」と傳へた。遂に、趙仲仁君も到底その言の容れられざるを知つてあたふた車室を飛び出して行つたが、彼は停車場の直通電話を以て海倫の馬占山と各種の打合をしてをつたかの如くであつた。その打合せを終ると、彼は又貨物列車に乘じて、我々よりも一足先に海倫に向つて出發して行つた。

我々は一刻も早く列車を出させようと、驛長に向つて嚴談に及んだが、困つたことには、支那人のトリックに懸つた外人記者が容易に歸つて來ない。彼等の荷物が我々の列車內に殘されてある以上彼等を置いてきぼりに我々の列車を出させる譯にも行かず、ほと〳〵困じ果てゝゐた。ところが、彼等はそんなことゝは露知らず、縣廳から停車場まで悠々と馬車で送られ、やうやく列車中の人となつたのは先の貨物列車が綏化を後にしてから裕に三四時間を過ぎてからのことであつた。かくして我々の貴重なる時間は無駄な交渉と人待ちのために徒に費され、綏化を後に再び北上の途についた。暮れ易き北滿晚秋の日は西に落ち、一望際涯なき黑龍江省の廣野一面に漸く暮色の漂はんとするころであつた。この時私は彼等のトリックの眞相が判然り判つた。彼等は私達の未見の地である海倫に眞夜中に到着せしめようとしたのである。

三

我々の列車は薄暮おし迫る黑龍江省の大平原を一路北に向つて驀進する。呼海線は北に進むに從つてなだらかであるが次第に高度を增し、東荒地方最北部の一大市場たる海倫は、哈爾濱と比

較してかなりの高地になつてゐる。その兩側地方は目の届く限り數尺に及ぶ黑土層のよく開墾された肥沃な大平野であつて、その豐穰なる地味は到底南滿洲の比ではない。從つて例年なれば滿洲特産物の出廻り多く、呼海鐵道は滿洲に於ける支那人經營中最も營業成績良好な鐵道として聞えてゐる。

趙仲仁は先に我々を訪れて、「綏化から以北は土匪の横行が非常に熾んであつて、いつ何時列車を襲擊しないとも限らない」と威したが、もうさう云ふことには私達は一切意を用ゐなかつた。殊にその間に於て、我が板垣參謀は馬占山との軍事協定に關する草案を綿密周到に認めてゐた。この非常時に於て如何に彼が神色自若として落着きはらつてゐたかは、これを以ても容易に領けること〻思ふ。その草案は直ちに一行の福島通譯によつて漢譯せられ、馬占山との協定成立の曉に於て即刻調印を交すばかりの書類として準備された。さうかうする中に夜の幕は深く垂れ罩めて、我々の列車は闇夜の北滿平野を驀進し續けた。追ひ〳〵海倫に近づいたと思はれる頃、また更け行く夜氣も次第に深まつて一種特別の寂寥が青年記者諸君を襲つて來たものか、記者諸君は私を訪れて、海倫到着後に於ける彼等の行動につき私の强力なる支援を仰いだ。私はそれ等

の人々に對して私の考ふるところを判然り言明しておいた。「我々は恐らく九十九パーセントまで死を覺悟せねばならぬと思ふが、それにしても諸君の一人々々が散り〳〵になつて何處かに連れ去られて行方不明になるやうでは困るから、諸君はジャーナリスト的職業意識を捨て〻、一個の集團となつてゐて貰ひたい。なほこの際特に日本人は死なば諸共と云ふ强い決心を持つてゐて貰ひたいことを切に要求する」日頃賑やかな青年記者諸君も思ひなしか稍々青ざめて、彼等のまなざしだけが固い覺悟を語るが如く異樣に輝いてゐた。

列車が海倫に着く前に馬占山からの電報が飛來したが、それは我々一行が有する拳銃其他の武器に關する質問であつた。私はか〻る場合嘗て身に寸鐵を帶びたことがない。ところが同行の記者その他隨員中に三丁ばかりの拳銃を秘かに所持してゐる人があつた。私は即刻これ等を明に報告して、何時なりともこれを提供する約束をしておいた。思ふに馬占山の名に於て武器沒收の警告が豫め飛來したのは、一行の青年記者諸君が皆血氣熾んの連中であり、折からの寒さに身には眞黑な防寒外套を着けてをつたため、支那人側から見れば兇暴無類の一種の便衣隊のやうに想像されたものと見えるが、それも亦無理からぬことではあつた。

かくして間もなく夜半に近き頃、眞暗な未見の都邑海倫停車場に到着した。我々は青年記者諸君に如何なる場合に於ても決して周章てないやうに注意しながら、列車を捨てゝ悠々停車場のプラットフォームに歩を運んだ。その長いプラットフォームは銃劍を抱持するもの凄い馬占山軍によつて充滿されてゐた。併し黒龍江軍參謀長謝荷君は馬占山司令代理として、先の趙仲仁君と倶に我々一行を停車場まで迎ひに來てゐた。我が新聞記者諸君は私が豫ねて命じておいたやうに一團となつて一個所に集結してをつた。それを便衣隊とでも疑懼したものか、私が謝荷參謀長と初對面の握手をした時には、心持ち彼の手は震へて、顔色さへも妙に硬は張つて見えた。

彼の第一の提案は、新聞記者諸君立會ひの上での交渉は絶對にお斷りすると云ふ話であつた。

私はこれに對して「これは日本の新聞記者のみならず、外人記者をも含む國際記者團である以上、我々はその云はんと欲するところを、國際記者團諸君監視の中にあつて正々堂々主張することそ天に恥ぢざるところと信ずるから、貴方の提案に直ちに同意することが出來ぬ」と斷つた。

四

一個所に集まつてゐた記者團の諸君は、謝荷參謀長と私との交渉が終ると見るや、是非私共と行動を共にさしてくれと懇願した。私はこれに快く同意を與へたのであつたが、何しろ海倫停車場からその町までは小一里もあることであり且つ我々の爲に用意された自動車は極く少く、我我と記者諸君との行動は自らに別々とならざるを得なかつた。板垣參謀と私とは謝荷參謀長に懇請さるゝまゝに、指定された自動車に別々に飛び乘つた。乘つて見て始めて氣が付いたのであるが、私の兩隣には拳銃を丸出しに保持した憲兵風の支那人二人がしつかりと私を看視してゐた。板垣參謀の自動車が出發すると、續いて私の自動車も出發した。私は嘗て馬賊に捕へられて九死に一生を得たことなどもあり、度々かうした經驗に接したこともあつた關係から、黒光りのする長身の拳銃が別に氣に懸ると云ふこともなかつたが、偶々自動車の窓ガラスが破れてゐたため朔北の夜氣が身に沁みて思はず外套の襟を立てた。新聞記者諸君はどうしたかと破れ窓から目を遣ると私の自動車の直ぐ隣を武裝兵が三十人程も乘り込んだトラックが駛つてをり、それに續く數臺の自動車に記者諸君は目白おしに詰め込まれて、更にその後にはトラック乘りの武裝兵が彼等に嚴しい監視の目を光らせてゐた。

私達の自動車は疾驅後暫くすると、突如氣味惡いブレーキの音と共に急停車した。忽ちドーアを排する者があつて、銃を擬しつゝ私に迫つた。

「日本人はどれか？」

「俺が日本人だ」

「御前は何だ？」

「俺は軍使だ」

と私は明確に答へた。すると默つて銃劍を引込ませ、運轉手に向つて出發の合圖をした。自動車が海倫の街に這入るまでの漆黑の闇の中でかゝることが更に二三度繰り返へされたが、これ等は總て威かしであり、同時に私達が武力的抵抗をなすか如何を試驗せんがためであつたと思はれる。愈々目的地海倫市街に差しかゝつた。私達の自動車はほの暗い街燈の灯影の中を眞直ぐに駛つた。ところが、後に續いて來るべきトラックと記者諸君の自動車は何時の間に途を外れたものか、姿を見せなかつた。不圖耳をすますと遠く悲鳴を上げてゐるかにも聞えたが、その場合如何ともしかたが無かつた。私達は地理不案內の土地であり、眞くらな街衢の中を自動車が駛るがまゝに何處に連れ行かれるかも判らなかつたが、かなり大きな家の前で自動車が止り、附添ひの一人が「下車罷」と一聲叫んで私の下車を要求した。

私が悠々自動車を降りると、其處には私の先きを走つてゐた板垣參謀が微笑を湛へながら私を待つてゐた。私達は附添ひの支那兵が案內するがまゝに、建物の割合ひに小作りな門を潜つて、長い廊下を廻り廻つて奥まつた一室に導かれた。その部屋は電燈も明か明かとついてゐて、暖房裝置も中々行き届いてゐるらしく溫い支那風の一室であつた。板垣參謀と私とは別室に案內されて、更めて其處で參謀長謝荷君と正式會見の挨拶を交換した。謝荷君は我々の要務を自分に話して吳れと要求した。併し、我々は馬占山其人に直接會ひに來たのであるから、彼以外の人には絕對に我々の用件を語ることが出來ないと斷つた。續いて私は謝荷君に向つて質問した。

「一體、同行の新聞記者諸君を何處につれて行つたか？」

「記者の方々には充分の優遇をお與へしてゐますから、御心配には及びません」

「だが謝荷君、既に停車場でもお話したやうに、我々の會見交涉は國際記者團の前で飽くまで正正堂々とやるのであるから、早速彼等をこの官舍に連れて來て貰ひたい」

「いや、彼等には充分の優遇を……」

私は更に理路を正し、條理を盡して繰返し謝荷君に向つて催促したが、何處までも煮え切らぬ彼の態度に一時はむつとしたが、腹の蟲を抑へて諄々と說いて聞かした。

「若し貴方が、どうしてもそれは實行不可能であると主張されるならば、結局馬占山軍にとつて其結果は甚だ面白くないこと〻ならう」

五

謝荷參謀長の語るところによると、當の馬占山は風邪氣味で臥床してゐる由であつた。私達は然らば我々の方から彼の病床を訪れようと云ひ張つた。流石の謝荷君も腰を折つて、新聞記者問題の意見を馬占山に齎し、新聞記者諸君の拘禁されてゐる宿舍に電話をかけて、彼等を直に我々の宿舍に同行することを命じたやうであつた。

間もなく記者諸君は多くの兵隊に護送されて我々の宿舍に驅け込んで來た。私達の顏を見るや大阪の小林君は「あ〻これで命拾ひをしたやうな氣がします」と叫んで、彼等の監禁されてゐた

所が如何にひどい所であつたか、又彼等に對する監視が如何に嚴しかつたかを縷々語り始めた。彼等の一人々々に銃劍を持つた支那兵が嚴重に見張つてゐて生きた心持はなく、到底生還は期し得べくもなく思はれたが、この時頭に浮んだのは國に殘して來た妻子の身の上でしたと語るのであつた。其中に追ひ〳〵落着いて來ると青年記者諸君は毎もの明朗性を取戾して、中には「色青ざめた外人記者が口をわく〳〵させてゐた恰好が面白かつた」など〻語り出す者もあつた。併し元氣な記者諸君も餘程懲々したものと見えて、「もうどんな事があらうとも、この部屋から我々を出さないやうに談判して吳れませんか」と切願してゐた。

かくして我々が雜談を交はしてゐる最中に、馬占山自ら此處にやつて來るとの前ぶれがあり、待つ間程なく馬占山はその小柄な瘦軀を支那の便服に包んで、顏一面に笑を湛へて現はれた。私達は代る代る彼と握手を交はしたが、私は先づ馬占山に向つて、私共との交涉に這入るに先立ち、これ等多數の國際記者團の諸君にインターヴューを行つて吳れるやうに要求した。彼は直に快諾して、居並ぶ新聞記者諸君に對して約二十分間に亘り堂々たる一場の演說をやつてのけた。其要旨は、彼が日本軍との戰鬪を開始するに至つたのは如何に自分自身の不明であつたかを語



我が騎兵隊のチ、ハル入城

(り よ右) 板垣參謀、馬占山、著者 (ハイロンに於て)

り、同時に滿洲問題の徹底的解決は、結局日本帝國と和親提携するに非されば、到底達成し得さる旨を力說した。これに聞入つてゐた西洋の新聞記者諸君は頗る怪訝な面持で、時々頭を傾けて考へ込むかのやうに見えた。

六

新聞記者諸君との會見が終ると、私達は記者團に遠慮して貰つて、隣りの一室に於て愈々板垣參謀と私とが馬占山を相手に軍事協定並に黑龍江省の省政收拾に關する交渉を始めた。その通譯に主として當つたのは、馬占山の推薦にかゝる謝君であつた。謝君は東京一ツ橋の商科大學出身であつて、從前鐵嶺の交渉司であつたことがあり、後に撫順縣の知事を務めたこともあつて、當時は黑龍江省廣信公司の採金方面の責任的地位を得て、黑龍江を挾んでブラゴヴェーシチェンスクに相對する密輸入の本場大黑河に駐在してをつた。彼は重大交渉の通譯として馬占山によつて特に招かれた人であり、人柄の實直重厚な中老の好紳士であつた。彼は我々の言ふところを極めて忠實に通譯して吳れたが、當時馬占山の懷刀として馬占山から非常な信望を博してゐた趙仲

仁君は、日本語を一言も解せざるに拘らず、謝君の通譯したところを更に平易精細に敷衍して馬占山に説明した。彼の話振りは堂々たるもので、その説明はよく問題の核心を摑んでをり、彼が非常に鋭敏な頭腦の持主たることを示すと同時に、馬占山は彼の敷衍なくしては、到底吾々の話の要領を充分了解し得なかつたかに思はれた。

その時の交渉内容は馬占山軍の後始末、馬占山のチ、ハル入城時期及びその入城の形式、更に日本軍に對する謝罪の方法等微に入り細に亙るものであつたが、馬占山は我々の不遠慮な提言に對して、一言の反對も陳べ立てずその總てを容認した。この交渉は約二三時間に亙つたと記憶するが、交渉が終はると馬占山は非常な愛嬌を振り撒いて、部下に護られながら私達の部屋を後にしようとした。この時、板垣参謀は彼に對して、豫て準備して置いた軍事協定書類を示し、それを讀み上げて署名捺印を求めた。ところが、目に一丁字なき綠林出身の馬占山は頗る當惑して、自己の學歴素養なきを率直に辯解しながら「苟も男としての馬占山が貴方方と直接面と向つて交渉した以上、斷じて裏切るやうなことはない。どうか馬占山の男の一言を信じて下さい。」と眞情を吐露して應へた。これを聞くに及んで我々も綺麗さつぱり前言を撤回し、軍事協定の調印はこ

れを取り止めることゝした。

馬占山が出て行くや否や、新聞記者諸君が入り代はり立ち代はり私のもとに驅け付けて來て、その交渉の內容及び結果に就いての確答を求めた。私はそれ等の人々に對して、「凡そ新聞記者たる諸君は人の顏色を見て、その事件の結果を察知すべき第六感を有つてゐる筈である。今私達のやつた交渉が成功であつたか、不成功であつたか、それが判らないやうでは、新聞記者は勤まらない筈ではないか。これは曾て新聞記者としての體驗を持つた私が敢て諸君に苦言する次第だ」と笑ひながら答へた。私は更に一歩を進めて、「併し若し今その眞相を此處で發表したとして、果して諸君に本社への打電のために闇の海倫を電信局まで行く勇氣があるか？」と質問した。ところが皆恐怖に襲はれた結果、職業意識を捨てゝ仕舞ひ、一人として再び馬占山會見顚末の說明を求めようとするものがなかつた。のみならず、かく多數の新聞記者諸君の宿泊す可き場所が我々の宿舍に豫定されてゐなかつたために、「夜具其他の割當てられた諸君の宿舍に引き取つたらどうか？」と云つたところが、「假令立ちん棒の徹夜でも構はないから是非此處にをらせて下さい」と哀願してをつた。

七

夜半からの會見交渉で、この時は既に深更午前三時を廻はる頃であつて、頻に空腹を覺えてゐたところが、馬占山は我々のために支那料理を提供した。然るに記者諸君は誰一人箸を執らうとするものがない。「遠慮することはないから、どん〳〵やつたらどうか」と勸めたが、その中に萬一毒藥が盛られてゐたら大變だと云つて躊躇してゐた。「では一つ僕が毒みをしてやらう」と進んで箸を執ると、漸く彼等も安心して空腹を滿たした。

斯くして我々の馬占山との第一回の會見は成功し、翌朝我々が海倫を去るに當つて、馬占山の幕僚は昨日とは打つて變つて極めて親切な態度で我々を見送りに來た。斯て我々一行は昨日、悲壯決死の覺悟で降り立つた思ひ出多い海倫驛頭を後にして、意氣揚々一路哈爾濱さして南行した。

夜に入つて私達が哈爾濱に着くや否や、總領事の大橋忠一君始め重だつた人々が驅け付けて來て、我々の成功を衷心から喜んで吳れた。私達は交渉の結果を一刻も早く本庄軍司令官に報告す可く、飛行機によつて翌日哈爾濱を後にした。これは後で判つたことであつたが、我々と馬占

山との會見情景を收めた寫眞が大朝記者によつて竊に我々の飛行士に託されてゐた。大毎も負けず劣らず哈爾濱に豫め用意された同社の飛行機は寫眞を積み込み遙か祖國の大阪さして出發した。ところが我々の飛行機は公主嶺の上空に於て故障を生じ、公主嶺騎兵聯隊の練兵場に不時着陸の已むなきに至つた。時しも一臺の小型飛行機が隼の如く飛來して、飛行士から寫眞を受け取るや遲しと南をさして翔び去つた。大毎の飛行機も亦故障を生じて武運拙く郭家店の高粱畑の中に不時着するの已むなきに至つた。かくて大朝の飛行機のみは無事大阪に飛航するを得て、馬占山との會見寫眞は大朝の紙面を飾ることを得たが、大毎にこの寫眞を見出すことの出來なかつたのは氣の毒な次第であつた。この大朝大毎の二大新聞が今回の事變を繞つて如何に激烈な競爭を續けてをつたかは、この一挿話によつて容易に領けよう。

附記 其後私は馬占山を哈爾濱の對岸松浦鎭に呼び出して會見の結果黑龍江省長としてチ、ハルに入城を約せしめ、更に又哈爾濱に呼び出し、其結果彼の奉天に於ける滿洲四巨頭會議の出席となり、續て滿洲建國なると共に第一次の軍政部總長として共に閣議に列し、更に彼が滿洲國に反旗を飜してあへなき最後を遂ぐるに到る迄、彼に關する追憶は多い。

建國工作の概要

一

事變後、滿洲各地の民衆は異口同音に「張學良政府排擊」を叫び、各地獨立政權確立運動或は地方維持委員會の名に於て、彼等の健全なる生存の爲に、更生の途上へ一歩々々と進軍を續けてゐた。例へば、曩に張學良が錦州に僞政府を組織して、東北の失地恢復と滿洲內地の攪亂とを劃さんとするや、東北各地の民衆有力者は相寄つて、東北紳民時局解決方策討論會を開き、九月二十八日の日付を以て次の宣言を發表した。

我が東北民衆は軍閥暴政の下に困厄すること十數年、今回幸に斯くの如き萬惡の勢力は已に一掃せられて遂に空に歸せり。これ誠に千載一遇の好機なり。現在吾人は正義を擁護し地方

人の福利を増進するの見地より一理想政治を實現せんと欲し獨立政權の樹立を圖らんとす。依て本日本會は張學良の關係する錦州政府を死を誓つて否認するのみならず軍閥の禍首蔣介石の聲明蠢動に對しても又た絕對反對す。我が東北民衆は友邦官民が斯の如き眞正なる民意の決議に對して必ず之を尊重し且つ眞摯適當なる援助を與ふるものと確信し玆に宣言す。

この宣言に見るも東北民衆が舊軍閥を徹底的に嫌忌するの情のたゞならざることは容易に頷けることであり、舊軍閥の潰滅によつて三千萬民衆の更生への期待が澎湃として滿洲全土に渦巻きかへすに至つた。先章にも述べたる如く、奉天省、吉林省、東省特別區の三地方を始め其他各地相繼いで獨立を宣言し、十一月中旬地方自治指導の目的から、故于沖漢君を部長とする自治指導部が奉天に設立さるゝや、各地の名目的獨立は實質的の獨立へと大いなる成長を遂げるかに見えた。かゝる情勢の下に我が統治部は生れ、それは上述の如く全くプライヴエートのものであつたが、その活動は次第に重要性を加へ、意義あるものとなりつゝあつた。

二

我が統治部の活動が漸次盛になるに從つて、そこに二つの問題が起つて來た。私は今それ等に就いて一瞥を與へる必要がある。

その一つは、名前のことに就いてゞあつて「統治部」と稱するのは、如何にも日本が滿洲を強く握り締めてでもゐるかのやうに聞えはせぬだらうかと云ふやうな、一種の日本人式文字解釋から出た名稱問題であつた。かゝる問題に就ては、支那人側はこれを一向問題としないのにも拘らず、兎角日本人は支那人の心中を揣摩忖度して、妙な遠慮氣兼ねをする嫌ひがある。餘程以前のことになるが、私の知る限りに於て、奉天に滿鐵經營の醫學校が設立された時に、その校名を支那風に倣つて「南滿醫學堂」と稱した。ところが、支那人はその附近に中等學校を造り、これを日本式に奉天某中學校と名附けた。そこで周章てこんだ醫大關係者諸君は、南滿醫學堂を南滿醫科大學に改稱したやうなこともあり、又我々周知の事實となつてゐる例としては、滿鐵の總裁、副總裁の名稱問題がある。「總裁」「副總裁」と呼んだのでは、支那人に強く響き過ぎるであらうと

云ふ遠慮からして、それが「滿鐵理事長」となり、「滿鐵社長、副社長」となり、更に又たどうも「社長、副社長」では事大主義の支那には面白くないと云ふので、再びもとの「滿鐵總裁、副總裁」にかへたりした。或は關東都督と云ふ名前が如何にも日本の武力的侵略を呼び立てるやうで、聞えが惡いと云ふ理由から、關東長官と關東軍司令官に分けて見たり、或は又た東洋拓殖會社と云ふ名前が支那人に一種の猜疑心を惹き起すのではあるまいかと氣兼ねするなどこんな事を擧げたてれば數へきれぬ位である。

併し當の支那人はそんなことは一向念頭に置かない。徹底的個人主義に生きる彼等は、名前なんぞが如何あらうとも、直接彼等の利害に關係なき以上、何も文句や小理窟を差挾むものでないことは、私は玆に明言するを憚らない。統治部の名前が後に特務部と改稱せられたのも亦かうした一種の遠慮から出たものであると思はれる。爾來統治部長として微力を盡して來た私は、それが特務部と變更されてからも、相變らず特務部長として、將來の滿洲を政治的、經濟的に如何に指導すべきかを眞摯な同僚諸君と倶に研究し續けてをつた。

もう一つの問題は、特務部々員の活動が軍人の目から見ると、如何にもだらしないやうに見え

たといふ非難であつた。これは軍自らそれ等の人々の身分を保證し、俸給を支出してゐない關係上、私としてはさうがみがみと云ふ譯には行かず、又たそれ等の仕事が役所で机を並べてやるやうに、各指揮者の命令通りに機械的に遂行される仕事とは異り、一々沈思熟慮を重ぬべき性質のものが多かつたから、私はそれ等の問題に對しては、他から何と批評されても更に痛痒を感じなかつた。要は、我々の目的が達成されゝばそれでよいのであつて、恰も軍人が調練に際して如何に立派に行動し得ても、實戰に際して最後の勝利を得ることが出來なければ、何の効果なきと同樣に、私達の擔當する仕事は一、二、三の號令でやつて見たところで、必ずしもその結果が良好であるとは斷言し得ない理窟である。

三

滿洲の政治情勢が急激な推移を示しつゝあるのに鑑み、私は同僚諸君と結束して、滿洲全般に關する統治上の計畫を作り上げたが、然しその一つ一つに對しては、各擔當者の研究、意見が含まれてゐるのであつて、必ずしも私一人がその計畫を立案したものではなく、私一人が綜合統一

したものでもない。而も又た滿洲事變に對する我が日本國民の後援が擧國一致的である以上、統治部に屬する僅々數十名の人間が如何に鳩首熟議を凝らして作成したとは云へ、その方針を以て直に將來の滿洲を律すると云ふ譯に行かないことは、私が今更ら喋々するの要を認めないところである。私は、そこで、軍司令官並に幕僚諸君に對して、この際日本の衆智に聞くの必要あることを力說し、幸に私の主張は容れられて、私は直に×××官公私立の×××及び滿洲に於ける各有力な實際的經驗者を招じ集めて、既に我々の熟議立案したるところを、一方は學術的に一方は實際的に討議攻究して貰ふことゝして、早速その實行に移り、約×××近くに亘つてその會議を續行した。

私自身としても、これまで二十數年を通じての實地體驗と學術的研究から贏ち得た滿洲開發に對する確固不動の意見もあり、抱負もあるが、私はその研究會議に於て議長として議事の進行を圖り、結論を纏めて行かねばならなかつた關係上、餘り私見をこれに加へないことゝした。會議に出席された學者、實際家諸君は總て一流の人物であり、侃々諤々の論客揃ひであつて、各委員の論駁を統制整理することは相應に苦心を要したるところであり、研究會議はその會期中午前、

午後の二回に亘つて每日繰返されたので、この間私は自己の淺學菲才を顧るの暇もなく不眠不休の努力を續けた。

更にその會議の前後に於て、私は板垣參謀と共に、當時の吉林省公署長官であつた熙洽君を吉林に訪問し、彼の忌憚なき意見を徵した。今の滿洲國外交部總長謝介石君並に實業部總長張燕卿君等はその當時熙長官を取り卷く有力なる彼の幕僚であつた。更に奉天に歸つては、事變勃發以來、時局推移の大勢を靜觀してゐた臧式毅君の卒直な意見を叩いた。臧式毅君は嘗ては吉林二十八師長孫烈臣の懷刀として大いにその經綸を揮ひ、後に作霖の城代家老株の楊宇霆の知遇を受けて、江蘇督軍の總參謀として辣腕振りを示し、後作霖が覇を中央に唱へんとして北平に入り、紫藝殿に南面して大元帥を僭稱して得々たりし時代に、臧君が名實共に東北留守司令格として、大いに威令を轟かしたことは、少しく支那事情に通じたる人々の周知の事實である。

板垣參謀と私とは、斯くして各地有力者の眞意をたゞし、こゝに奉天、吉林、黑龍江及び東省特別區を打つて一丸となした滿洲新國家の建設が充分可能であり、而も新國家の成立こそ三千萬民衆の渴望措く能はざるところであることを確信した。その間、板垣參謀は天津の兵燹を避け

て、旅順に亡命してをられた宣統帝溥儀氏の許に使して、氏が將に建設されんとする滿洲國の元首たるの意思を抱かるゝや否やを確かめること再三に及んだ。

一方軍は又、當時錦州に於て僞政府を僭稱して、滿洲の治安を攪亂しつゝあつた張學良軍に對抗し、これを關内に追ひ拂ふことに就いて頻にその作戰を練りつゝあつた。併し私の考へでは、若し日本軍にして眞劍にそれが掃蕩を計れば、正に鎧袖一觸に過ぎぬと固く信じてをつたので、その方面のことは、全然問題とせず、着々滿洲建設に對するその手段方法に對し熟慮攻究を重ねてをつた。

その結果張景惠君、熙洽君、馬占山君、臧式毅君の滿洲四巨頭が時局の心臟奉天に相集つて、二月十六日より三日間に亘る所謂第一次建國四巨頭會議を開き、これを助ける意味に於て、趙欣伯君の法律的頭腦と、故于沖漢君の日本並に滿洲の事情を徹底的に理解せる明敏な指導助言があつて、こゝに滿洲建國への趨勢が動かすべからざる事實的情勢として將に具體化されんとして來た。併しこれは何處までも在滿支那人諸君の自發的意思であつて、私達はたゞ自分の滿洲に對する愛好的な個人的立場からこれを援助したに過ぎないことを明に斷言して置く。

四

丁度その頃、吉澤前外務大臣が十三對一の名譽ある孤立日本の戰ひを終へて、ジュネーブからシベリヤ鐵道經由で、動亂の地滿洲を通過歸朝せらるゝに際會した。偶々當時私は或る要件があつて哈爾濱に行つてをつた時であつた。その要件といふのは、馬占山が黑龍江省々長に就任するに先き立つて、張景惠君が省長に一時就任することゝなり、同君の晴れの赴任を見送らんがためであつた。

張景惠君は自己の手兵六百名を從へて、夕闇迫る哈爾濱を後にして、裝甲列車によつて省城チチハルに向はんとするのであつた。私は彼を見送るために東支鐵道の哈爾濱驛に出掛けたところが、東支鐵道の各理事は貴賓室に於て張君を見送る爲の會合を開くべく、その準備に忙殺されてゐるところであつた。私は張景惠君と並んで、その送別の宴に列したが、一方に控へたソヴエート・ロシヤ側の各理事は、何とも名狀し難い不安な表情を以て、私達を見守つてゐた。

張景惠君を見送つたその翌日、芳澤前外務大臣は滿洲里から哈爾濱に來た。折から嚴寒の哈爾

濱驛頭には彼を出迎へんと無數の日本人が、手に手に日章旗を翳して、歡呼萬歳の聲をあげつゝ感激の波に醉へるが如くであつた。芳澤前外相を彼の宿舍であつた哈爾濱滿鐵公館に訪れた私は、氏の奉天に下車されんことを乞ひ、私も亦其翌日飛行機で歸奉の途についた。

　奉天驛頭で再び多數の在滿日本人有力者に盛んな出迎へを受けた芳澤前外相は直に奉天總領事館に赴き、軍其他各方面の人々と挨拶を交はした。私は氏に滿洲問題について忌憚なき說明を具陳すべく、氏を散歩に誘つて、暗の奉天商埠地街をぶらつきながら、夜の更くるも忘れて話し込んだ。私は氏に對つて滿洲事變の經過並に滿洲問題の將來に亙つて縷々言葉を盡して說明した。

　芳澤前外相は滿洲に於ける情勢の發展の意外に駭き、「これは一體何事であるか？」と如何にも不審氣に尋ねた。

　ジュネーブ國際聯盟理事會に於て、「孤立日本」の榮譽のために血みどろの戰ひを續けてゐた氏の手許には、實に緩慢極まる僅少な情報のみが外務本省から送られてゐたので、氏が今滿洲に於ける現情を具に知つて、事の意外に驚いたのも決して無理からぬことであつた。併し私は諄々として氏に說いた。

「成る程、始めは日本の自衞權の發動であり、張學良政權の追つ拂ひであつたんですが、さてそいつを追つ拂つて仕舞ふと、後に殘された支那人達は、事變後の民心の不安動搖を收拾して是非とも一つの獨立のものとしなければ、いつ何時張學良政府が再び歸つて來て、また自分たちはどうなるかも判らない。そこで、彼等が歸らない内に、何とかして自分達だけで自己の政府を拵へ一個の獨立國家を作り上げたいから、どうか其面倒を見て呉れと云ふんですよ。今日の場合からした要求を日本が言下に拒斷したとして、果して事變當初の目的であつた日本の特殊權益の保全が出來ますかどうか、その邊をよく御了察願ひたいと思ひます」

「…………」

　芳澤前外相は緊張した面持ちで、深く頷いたが、引き緊めた口を開かうとはせず、ゆつくりした彼の歩を運んでゐた。私は更に一段と聲を低めて話を續けた。

「芳澤さん、貴方も御存じのやうに、現在の關東軍の司令官本庄將軍は、貴方が北京公使の時に、貴方のアッタッセーであつた方ですし、高級參謀の板垣大佐も亦其當時本庄將軍の補佐官であつた人です。それに私自身も貴方の亞細亞局長時代に貴方の下で、五ケ年間も霞ケ關の祿を食んだ

ことのある人間です。これから貴方が、一世一代の外務大臣として檜舞臺に立たれようとする時、何を好んで貴方の意見に反するやうな行動をしませうか？ どうかよく考へて下さい。」

私達は再び總領事館に歸り、更に滿洲時局の問題に就いて、夜を徹して語つたが、氏も亦私の話をよく了解し、滿洲に於ける獨立國家の成立が事實上止むを得ざる事を認めて、その翌日奉天を出發された。

五

私はもと〳〵滿洲國建設に對して確信ある自己の定見を持つてゐたが、私の公職上の立場もあつて、これを直接に具體化さうとはしなかつたが、既述せるが如く手續上特務部の這般の計畫も出來上り、また滿洲四巨頭會議も濟んで、獨立國家成立の大勢は愈々動かす可からざるものとなつた。滿洲四巨頭會議の結果は東北行政委員會の成立となり、張景惠君は年長の故を以て委員長に推され、委員として、奉天省長臧式毅君、吉林省長熙洽君、黑龍江省長馬占山君、熱河省主席湯玉麟君、蒙古代表齊王氏、コロンバイル代表凌陞氏等が任命された。我々は同行政委員會によ



建國四巨頭會議

所謂滿洲四巨頭會議は一九三二年二月十六日より十八日まで奉天商埠地の張景惠邸に開かれた。十八日を期して建國宣言を發表す。

〔上圖〕奉天ヤマト・ホテルに於て本庄將軍を中心とする滿洲四巨頭の記念撮影。（前列右より）臧式毅、熙洽、本庄軍司令官、張景惠、馬占山。本庄將軍と張景惠の間に立てるは著者。（著者の左へ）板垣參謀、三宅參謀長。



つて、新國家建設の根本方策が決定されたことを忘れてはならない。その大要は次の如くであつた。

國體　共和國は選擧によりて大總統を選ぶことを必要とするも、新國家は選擧を行ひ難き事情あるを以て、國體は帝制とも共和制ともつかざる準帝制的仕組とすること。

國號　右の理由により、國號も共和制帝制等の文字を附せず單に何々國と抽象的にすること。

元首　隨つて元首も大總統、皇帝等の文字を用ゐず元首と呼び其任期を七年とすること、而して元首には宣統帝を推戴すること。

東北行政委員會　本會は聯省自治制なるも新國家は中央集權を主眼として省の權限を縮少すること。

政府の組織　三院七部制を採ること、卽ち國務院、立法院、監察院の三院を設け、國務院の下に日本の省に相當する外交、民政、軍政、財政、實業、教育、司法の七部を設け、各院には院長、各部には總長を置き、國務院の院長は國務總理と呼ぶこと。

新國家の範圍　奉天、吉林、黑龍江、熱河の東北四省を全部包括し、更に東部蒙古を包括して

獨立省とする場合は興安省と唱へ東北五省とすること。

新國家の民族　新國家は滿蒙の現住民族を以て構成され、各民族は平等の待遇を與へること。

參議府の新設　重要なる條約協約並に重要なる法令を實施するには必ず參議府の承認を要すること丶し、この機能を有する參議府を新設し、國家有要の人物を任命すること。

更に又た東北行政委員會は會の決議によつて左記の「新滿洲國家獨立建國宣言文」を委員長並に各委員連署を以て堂々中外に宣布すること丶なつた。

東北ニ事變發生以來瞬息ノ間既ニ數ケ月ヲ經タリ、人民ハ平和ノ地ヲ望ムノ情熾ナルコト飢渴ノ食水ヲ求ムルニ同シ、此ノ更始一新ノ際ニ當リイヨイヨ復活蘇生ノ情痛切ナルモノアリ。景惠等ハカタシケナクモ推擧セラレ省區ノ領袖トナル、舊ヲ改メ新ヲ洗フ責任ハ他ニ稼ス能ハス、此處ニ大計ヲ協議スル爲一隅ニ合同セルカ、皆曰ク「鞏固ナル團體有ルニ非サレハ以テ全局ヲ計ルニ足ラス、人民ノ公意ニ基クニ非レハ以テ新獻ヲ建ツルニ足ラス、」ト。

此處ニ於イテ東北四省ト一特別區及蒙古各王侯ヨリ成ル機關ヲ組織シ、東北行政委員會ト命名セリ、本會ノ成立ト共ニ內外ニ通電ヲ發シ、之ヨリ黨國政府ノ官制ヲ離脫シ、東北省區ハ完全ニ獨立セリ、更ニ獨立ノ精神ヲ以テ努メテ行政改善ヲ圖ルヘシ、先ニ軍閥政ヲ布キ横暴誅求ニ惱ム民衆ハ熱火深水ノ中ニ在ルカ如ク殆ト生命サヘモ保持シ得サル狀態ニテ鄕村ノ嘗メシ痛苦ノ淚未タ乾カス、虎狼ニ等シキ爪牙ノ餘力尙存セリ、斯ハ當ニ徹底的ニ艾除スヘキ處ニシテ再度枝節ヲ生シテ蔓延セシムヘカラス、古經ニ曰ク「民ヲ掩スルモノ之ヲ皐トイヒ、民ヲ保ツ者之ヲ王トイフ」トイフ、一般民衆カ蘇生シテ安息ヲ得ハ善良ノ政治ハ卽チ完成スルモノトス、コレ本會ノ第一使命ナリ、近來良民ヲ虐クル專制政治ハ利ヲ恣マヽニシ咀ヲ集メ社會ノ道德ハ日ニ漸ク消耗セントス、社會ハ卽チ國家ノ基礎ナリ、道德ハ政治ノ本源ニ繫レリ、古書ニモ「忠信篤敬ナラハ蕃貊ノ邦ト雖モ行ハルヘシ」ト、排外政策ヲ持タサレハ此處ニ國際ノ戰爭ヲ戢メン、更ニ門戶開放ト機會均等主義ヲ以テ世界ノ民族ト共ニ共存共榮ヲ圖ラン、コレ本會ノ第二ノ使命ナリ。

內ヲ安ンシ睦マシクスルハ政治ノ根本ナリ、既ニシテ根本鞏固ヲ謀ル宜シク枝幹ノ繁榮ヲ講スヘシ、職業ヲ歡迎シ農商ヲ發達セシメ利ヲ生スルモノヲシテ日ニ多カラシメ業ヲ失フ者ヲシ

テ日ニ少ナカラシメハ社會ノ利益ハ均霑サレ階級ノ鬪爭ハ自ラ滅ヒン、斯クノ如クンハ赤化ハ行ハレス民政ハ期シテ得ラルヘシ、コレ本會ノ第三使命ナリ、景惠等以上ノ第三使命ヲ完成スル爲此ノ會ヲツクリ吾東北各省部ノ人民ノ爲ニ幸福ヲ求メントス、コレ一面ニ東西各種人民ノ爲ニ幸福ヲ求ムルモノナリ、天日ハ上ニアリコノ宣言ヲ照鑑セヨ、邦人君子興起シテ吾等ヲ助ケヨ。

二月十八日

委員長各委員署名

六

東北行政委員會並に建國大會は滿場一致を以て「宣統帝溥儀氏ヲ新國家元首ニ推戴ス」ることに決定したので、二月終りから三月始めにかけ、支那側要人は入れ代り立ち代り氏のもとに赴き、氏の出廬を懇請した。始め溥儀氏は「責任重大のため輕々には承諾し難し」との意嚮を洩してゐたが、三千萬民衆の熱意もだしがたく、遂に「一ケ年試驗的に政務を見て、若し施政にして三千萬民衆の期待に副ひ得ざる場合は辭職する」との條件のもとに出廬を內諾するに至つた。

かくして滿洲建國の礎地は完全に出來上り、東北行政委員會は滿洲國政府の名に於て歷史的な「建國宣言」を三月一日を以て、世界に向つて發表したことは、衆人の記憶に新たなるところである。

滿洲國建國宣言

（大同元年三月一日政府公報掲載）

想フニ我カ滿蒙各地ハ邊陲ニ屬在シ開國綿遠ナリ。諸レヲ往籍ニ徵シテ分併稽フヘシ。地質膏腴、民風樸茂。開放ヲ經ルニ迨ンテ生聚日ニ繁ク、物產豐饒實ニ奧府トナル。乃チ辛亥革命自リ共和民國成立以來、東省ノ軍閥ハ中原變亂ノ機ニ乘シテ、政權ヲ攫取シ、三省ニ據リテ已カ有トナシ、貅貔相繼キ、竟ニ將ニ二十年ナラントス、狼厲貪婪、驕奢淫佚、民生ノ休戚ヲ顧ミルコトナク一ニ惟レ私利ヲノミ是レ圖ル。

內ハ則チ暴斂橫征、恣意揮霍、以テ幣制紊亂、百業凋零ヲ致セリ。且復時ニ野心ヲ逞ウシテ兵ヲ關內ニ進メ、地方ヲ擾害シ、民命ヲ傷殘ス、一再敗衄スルモ尙ホ悛悔セス。外ハ則チ信義ヲ蟣棄シ、釁ヲ隣邦ニ開キ、夙ニ親仁ノ規ヲ昧マシ、專ラ取ツテ排外ヲ事ト爲ス。加フルニ警政修マラサルヲ以テ、盜匪ノ橫行四境ニ遍ク、致ル處、擄掠焚殺シテ村里一空、老若溝壑、餓莩途ニ載ス、我カ滿蒙三千萬民衆、命ヲ此ノ殘暴無法ノ區域內ニ托スルハ死ヲ待ツノミ、何ソ能ク自ラ脫センヤ、今ヤ何ノ幸ソ、手ヲ隣師ニ借リテ茲ニ醜類ヲ驅リ、積年軍閥蟠踞シ、秕政萃聚セル地ヲ擧ケ一旦ニシテ之ヲ廓淸ス。此レ天我カ滿蒙ノ民ニ蘇息ノ良機ヲ與ヘシナリ。吾人ノ當ニ奮然トシテ興起シ邁往無前、以テ更始ヲ圖ルヘキノミ。

是ヲ惟フニ內、中原ヲ顧ミレハ改革自リ以還、初メハ則チ群雄角逐シテ爭戰頻年、近クハ則チ一黨專橫ニシテ國政ヲ把持ス。何ヲカ民生ト云フ、實ニ之ヲ死ニ置クナリ。何ヲカ民權ト云フ、唯利ヲ是レ專ラニスルナリ。何ヲカ民族ト云フ、但タ黨アルヲ知ルノミ。既ニ曰ク天下ヲ公ト爲スト。又曰ク黨ヲ以テ國ヲ治ムト。矛盾乖謬、自ラ欺キ、人ヲ欺ク。種々ノ詐僞ハ窮詰ニ勝ヘス。比來內閧迭々起リ、彊土分崩シ、黨且自ラ存スル能ハス、國何ソ能ク顧ミラレ

ン。是ニ於テ赤匪橫行シ、災祲薦リニ告ク。毒、海內ヲ痛マシメ、民怨沸騰シ政體ノ不良ヲ痛心疾首セサルハ無シ。而シテ曩昔ノ政治淸明ノ會ヲ追思ス。直ニ唐虞三代ノ遠キ如キハ幾及スヘカラス。此レ我カ各友邦ノ共ニ目睹シ、而シテ同シク感慨ヲ深ウスル所ナリ。夫レ二十年試驗ノ得ル所ヲ以テスレハ、其ノ結果一ニ此ニ至ル。亦廢然トシテ返ルヘシ矣。乃チ猶疾ヲ諱シ、醫ヲ忌ミ、其ノ舊惡ヲ怙ミ、詞ヲ民意ノ從意未ダ遏抑スヘカラサルニ籍ランカ、然ラハ則チ其ノ之ク所ヲ縱ニセハ、浸ク共產ニ至リ、自ラ亡國滅種ノ地ニ陷ラサレハ已マサラン。

今、我カ滿蒙民衆ハ天賦ノ機緣ヲ以テ、力メテ振拔ヲ求メ、自ラ政治ヲ萬惡國家ノ範圍外ニ脫セサレハ、勢必ス胥ヒ載セテ溺ニ及ヒ、同盡ニ歸サンノミ。數月來幾度カ奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區、蒙古各盟旗ノ官紳士民ノ集合ヲ經テ、詳に研討ヲ加ヘ、意思既ニ一致ニ趨ク。以ヘラク爲政ハ多言ヲ取ラス、只實行如何ヲ視ルノミ。政體ハ何等ヲ分タス、只安集ヲ以テ主ト爲ス。滿蒙ハ舊時本ト別ニ一國ヲ爲ス。今ヤ時局ノ必要ヲ以テ自ラ樹立ヲ謀ラサル能ハスト。應ニ卽チ三千萬民衆ノ意向ヲ以テ卽日宣言シテ中華民國ト關係ヲ脫離シ、滿洲國ヲ創立ス。茲ニ特ニ建設綱要ヲ將テ中外ニ昭布シ、咸ク聞知セシム。竊ニ惟フニ政ハ道ニ

本ツキ、道ハ天ニ本ツク。新國家建設ノ旨ハ一ニ以テ順天安民ヲ主ト爲ス。施政ハ必ス眞正ノ民意ニ徇ヒ、私見ノ存スルヲ容サス。凡ソ新國家領土内ニ在リテ居住スル者ハ皆種族ノ岐視尊卑ノ分別ナシ。原有ノ漢族、滿族、蒙族及日本、朝鮮ノ各族ヲ除クノ外、卽チ其他ノ國人ニシテ長久ニ居留ヲ願フ者モ亦平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得。其ノ應ニ得ヘキ權利ヲ保障シ、其ヲシテ絲毫モ侵損アラシメス。玆ニ力ヲ竭クシテ往日黑暗ノ政治ヲ鏟除シ、法律ノ改良ヲ求メ、地方自治ヲ勵行シ、廣ク人材ヲ收メテ賢俊ヲ登用シ、實業ヲ奬勵シ、金融ヲ統一シ、富源ヲ開闢シ、生計ヲ維持シ、警兵ヲ調練シ、匪禍ヲ肅淸セシム。更ニ進ンテ教育ノ普及ヲ言ヘハ、當ニ禮教ヲ是レ崇フヘシ。王道主義ヲ實行シ、必ス境内一切ノ民族ヲシテ熙熙皥皥トシテ春臺ニ登ルカ如クナラシメ、東亞永久ノ光榮ヲ保チテ世界政治ノ模型ト爲サム。其ノ對外政策ハ卽チ信義ヲ尊重シテ、力メテ親睦ヲ求メ、凡ソ國際的ノ舊有ノ通例ハ遵守ヲ敬謹セサルコトナシ。其ノ中華民國以前各國ト定ムル所ノ條約、債務ノ滿蒙新國領土以内ニ屬スルモノハ、皆國際慣例ニ照シ繼續承認シ、其ノ自ラ我カ新國境内ニ投資シテ商業ヲ創興シ利源ヲ開拓スルコトヲ願フモノ有ラハ、何國ニ論ナク一律ニ歡迎シ、以テ門戸開放機會均等ノ實際ヲ達セム。

以上宣布セル各節ハ新國家立國主要の大綱タリ。新國家成立ノ日ヨリ起リ、卽チ當ニ新組織ノ政府ニ由リテ其ノ責任ヲ負フヘシ、極メテ誠懇ナル表示ヲ以テ、三千萬民衆ノ前ニ向ヒ實行ヲ宣誓ス。

天地昭鑑、此ノ言ヲ渝フルコトナシ。

七

溥儀氏出廬の内諾を得た東北行政委員會は委員長張景惠君以下十名を迎接委員に任命し、三月五日旅順に赴かしめて、溥儀氏に謁し正式に出廬を懇請せしめて、その承諾を得た。明くれば三月六日、溥儀氏は令夫人、二格、三格の令妹、孤忠鄭孝胥氏始め各迎接員等を從へて亡命の地旅順を立つて、途中湯崗子に二泊の後、八日執政の待遇を以て新國家の首都たるべき長春に入り、翌九日を期して、滿洲建國式が饌賀執行さるゝことゝなつた。

ところが玆に頗る遺憾に堪へぬ事態が發生した。もと〳〵私の考へでは、滿洲國政府は、その

大部分は滿洲國人が其の任に當り、日本人は極く少數の者が彼等の仲間に這入つて彼等の足らざるところを補ひ且つ指導して、これを完全なる近代的國家に育て上げる可き性質のものと考へてをつた。而もそれ等の××は、當初から××の×××××し、且つ各自の專門的立場から充分に滿洲そのものを認識してをる人を以て、各々其任に當らすべきものであらねばならぬと固く信じてをつた。當時特務部々員の總數は約七、八十名であつた。それがそのまゝ滿洲國政府内に入り込んで、新に組織せらるゝ滿洲國政府を運用して行くと云ふことは、決して困難なことでないと云ふ固い自信を私は持つてゐた。

然るに、何ぞ知らん滿洲國政府に採用さるべき官吏は、我々に何等の相談もなく、滿洲の事態に通曉せざる一部の人々によつて、勝手に詮衡されてをつた。而もその詮衡された人が直接我々に「果して滿洲國は永續性があるのでせうか？」と訊ねて來られるのであるから、私としては甚だ遺憾であると同時に滑稽千萬に感ぜられた。我が特務部の次長武部治右衞門君（現滿鐵商事部長）は、これがために、憤慨してもとの滿鐵に歸へることを主張し、私の切なる諫止をも聞き容れなかつた。嘗て山東經營の當初、當局一部の者は滿鐵その他の文官を取扱ふ上に於て、矢張り

同樣の非常識なことをやつた結果、遂に山東そのものを支那に還付せざるを得ないやうな素地を作つた苦々しい經驗を持つてゐる筈である。武部君は繰り返し繰り返しこの間の事情を說明して大連に向つた。その他の有能な人々にも、かう云つた人が尠からずあつた。

私も、もと〳〵滿洲國を建設することが兼ねてよりの目的である。それが愈々出來上るといふめどがついた以上、何時までも現地に便々としてゐることは、痛くもない腹を探られる惧れもあり、徒に自己の人格を疑はれ傷附くるもとともならうかと思はれたので、三月七日の夜、奉天大和ホテルを出發して一路歸京の途に着かんものと、身邊の整理、荷物の片付けに取り掛つてゐた。そこへ本庄軍司令官と三宅參謀長がわざ〳〵來訪されて、本庄軍司令官が珍らしく最初に口を切られた。

「實は今日少し君と懇談したい筋があつてやつて來たんだ。愈々建國式も後二三日のこととなつて、滿洲國政府の成立するのも間近いことだらう。ところで問題になるのが新政府内の××××××××總務長官の椅子だが、君を措いてはどうも適當な人がないんだ。君、一つこの際枉げて引受けて呉れないか？」

外ならぬ本庄軍司令官の話であり、私自身色々考へさせられたが、一體私の信頼する手足を捥ぎ取つて置いて私一人に躍れと云はれるのは、そも〳〵無理な話であると信じたから、懇々と依頼される將軍の厚情を謝しつゝも、私は再三これを固辭した。ところが、本庄軍司令官の話では、これは必ずしも自分一個の希望ではなく、それが又新たに出來る滿洲國政府の國務總理たるべき鄭孝胥氏の切なる希望であつた。何となれば鄭氏は南方人であつて、滿洲には事業の關係も力もない人である。從つて新内閣の首班となつても、その閣僚たる可き滿洲生へ抜きの各要人連を抑へる力がなかつたからである。併しそれは支那人が日本人を利用せんとする場合常に用ふる一個の常套手段であつて、私はそんな事には重きを置いてゐなかつた。たゞ本庄軍司令官の言による「所謂パペット・ガバーメントを作つて置いて、そのまゝ逃げて仕舞ふと云ふことは甚だ卑怯ではないか？」の一言は私の胸を深く打つた。私は「兎も角も建國式に列席した上で、私の意思を決定いたしませう」とお答へした。

八

三月九日は愈々大滿洲國の建國式の當日である。早朝私は本庄軍司令官並に内田滿鐵總裁と倶に、滿鐵が特に用意して置いた輕油動車によつて、奉天を出發して新國家の首都新京に向つた。その日は特に天氣晴朗で且つ早春に似合はず暖かく、遼河々畔の白楊は今にも芽を吹き出さんばかりに青ばんで見えた。我々一行が長春に到着した時には既に諸般の準備萬端とゝのつてゐて、その歴史的建國式は現在の國務院會議室に於ていとも莊嚴に行はれた。

式を終へて我々の宿泊所に當てられてゐた滿洲屋旅館に歸つた後、私は總務長官を引受く可きや否や再思三考した結果、よし自分が長官の椅子を引受けたとしても現在の如き日本側の組織を以てしては自分は到底その任に非るを思つて、丁度滿洲屋旅館に滯在してゐた板垣參謀に私の意中を洩した。ところが彼は又た切に私の就任を希望し、若しも此處で私が就任を斷るならば、新國家は成立困難であつて、或は流産に終るであらうとまで切言された。私は更に内田滿鐵總裁を長春大和ホテルに訪問して、私の苦衷を陳べ、氏の意見を求めた。伯爵も亦「どんなことがあらうとも、この際兎も角君が引受けて、これを成立せしめなければならない」と斷乎として言明された。

そこで私は働く意を決し、鄭國務總理に對して、暫定的にこれを引受ける約束の下に、總務長官に就任した次第である。併し、新國家の組織上から云へば、總務長官は新政府内の機密、人事、主計及び需用に關する事項全般を處理する極めて重要な椅子である。（國務院官制第八條參照）のみならず、利權屋や求職者の運動暗躍の取締りを一手に引受けねばならぬさへあるに、支那人の一種獨特な空氣を緩和調停して行かねばならぬ甚だ困難極まる仕事であつた。

建國直後の滿洲國

新政府の經綸

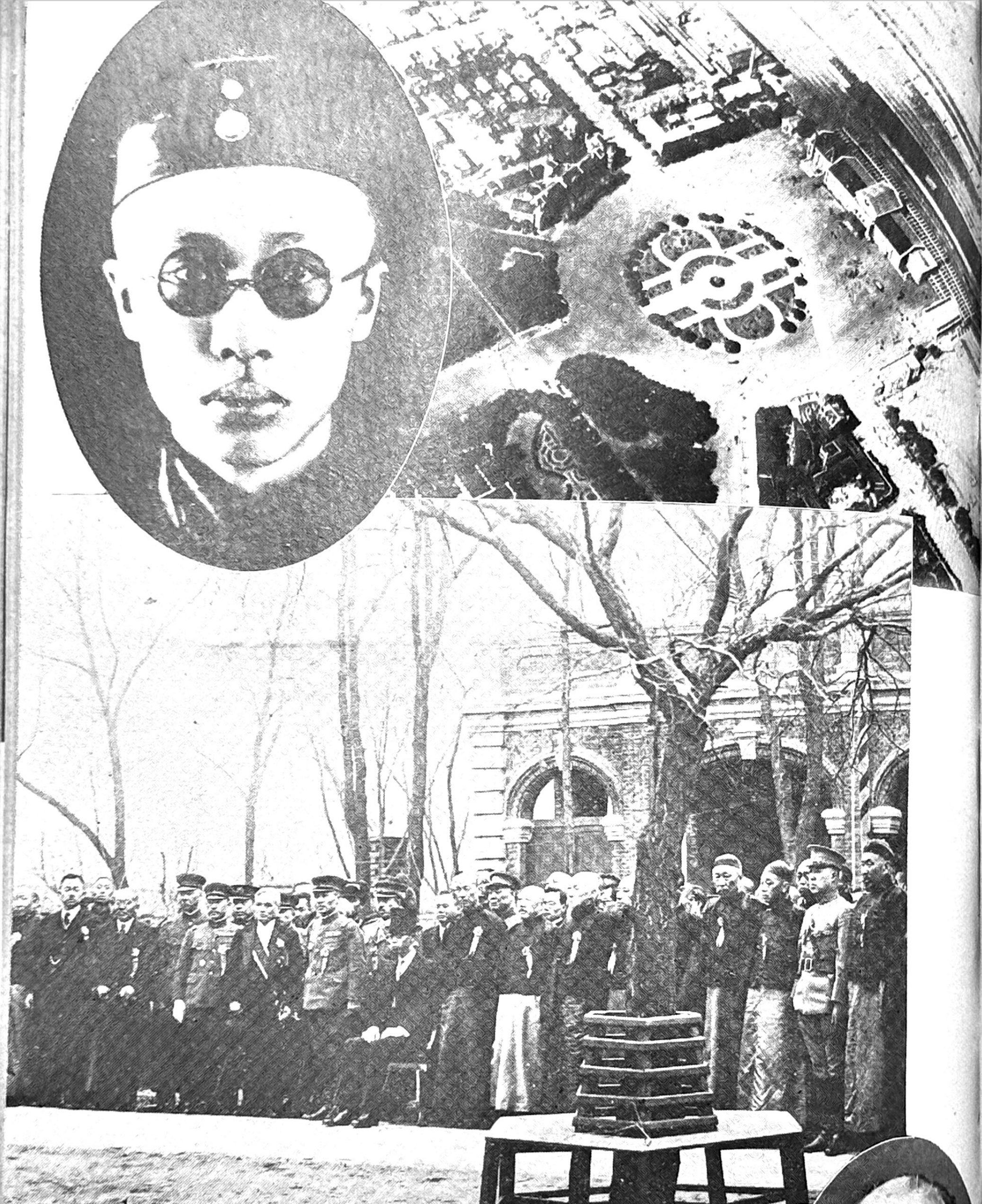
一

滿洲國政府最初の總務長官としての私は、日系官吏を代表して排日系、中立系、親日系其他雜然たる滿洲國官吏を強く握り締めて、これを立國の意圖通りにリードして行く可き必要と責任とを痛切に感じた。私の考へでは、それがためには、滿洲國に於ける政治は何處までも公明正大に強く、明るく、朗か、でなければならぬ、苟も從來軍閥政權の下に醸された賄賂政治的臭氣並にスパイ政治的暗影を徹底的に排撃しなければならぬと思つた。と同時にこの際私が是非とも實行しなければならぬとしたところは、滿洲國に於ける中央集權制の確立、群り來る各種利權屋の排除、紊亂極まれる幣制の統一、更に進んでは滿洲國を一個の完全なる獨立國家として我が祖國日

本に承認せしめることであり、これこそ新國家の誕生をことぶく最大の祝辭であり私の果さねばならぬ重大任務であると確信し、私はひたむきに駑馬に鞭ちて勇往邁進した。

ところが一方執政溥儀氏の出廬は動もすれば復辟に陷らんとする傾向があつた。併しこれは何處までも滿洲國三千萬民衆の總意によつて決せらるべき問題である。人は一口に復辟と云ふが、これこそ大淸帝國の復活ではないか。然るに三千萬民衆の聲は「淸朝は一度廢朝に歸したのだ」と叫ぶ。滿洲當時の空氣は淸朝を直に復活せしむることを到底許さなかつた。が、滿洲には滿洲國元首として三千萬民衆をリードして行く適當なる人物がない。そこで、廢帝宣統溥儀氏に出廬を乞ふこととなり、氏は一個の平民溥儀氏として新國家執政の地位につかれたが私は、數年の後その施政が非常に良好なる結果を見るに至つた場合、民衆の中から「どうか執政をして永續的にその元首たる地位に就かしめ、やがては皇帝に推戴しようではないか」といふ希望が澎湃として湧き上る時始めてその問題は、復辟といふ意味でなく、新しい滿洲國皇帝として踐祚せらるべきものであらうと解釋し、かゝる復辟論者には一切耳をかさうとはしなかつた。

私は今、何故に私が中央集權制の確立を強く主張したかに就いて、少しくその理由を語る可き



〔上圖左〕執政溥儀氏
〔同　右〕新國都新京鳥瞰
〔中　圖〕執政就任式の日の記念撮影
（昭和七年三月九日）
中央椅子に就かれたるは執政溥儀氏。（執政を中心として右へ）鄭國務總理、張軍政部總長。（執政を中心に左へ）本庄將軍。内田外相（當時滿鐵總裁）多門將軍。（左端より二人目）著者。



執政就任式

必要を感ずる。近頃も新政府内の二、三の有能なる日系青年官吏から、「滿洲には從來省と云ふ立派な政治單位が組織されてをり元來自治的國民たる支那人は、中々しつかりした政治を行つてゐたやうである。然るに、それを急激に中央集權制に變へて行かうとするのはどう云ふ譯ですか？」と云ふやうな質問を受けたことがあるが、私はかう考へる。支那に於ける政治の腐敗混亂はもと〳〵地方分權制にその禍根が存したのであつて、各地方の有力なる省長なり督軍なりが各各自己の權勢にまかせて各自勝手に振る舞つたことから現在の如き不安なる狀態に陷つたものである。そこで各省の省長はこれを文官とし、中央民政部總長の指導監督の下に置かしめ又た別に各省に警備司令なるものを設け、これに軍權を持たしめ、それは中央政府の軍政部總長の指揮統轄の下に置き、更に財政の中央集中を行つて、中央から派遣された稅務監督機關並に稅務所が各各その收稅の任に當り、中央の財政部總長が嚴重に監督すると云つたやうな中央集中政治組織の確立を、名目的に非ず實質的に實現することが緊急焦眉の問題であると固く信じた。更に又たこれは交通のことに關しても同樣で、各地の鐵道、通信機關を交通部に從屬せしめて、その監督を受けしめることが必要であつた。

併しながら滿洲三千萬民衆の大部分は漢人種である。彼等漢人は一種獨特の自治的才能を具へてゐる。さう云ふ點から見て各省の中に區分される政治單位たる各縣を自治の主體とし、それに自治權を與へ、同時に中央政府の組織は强力ではあつても、尨大なるものとせず、政務の大半は地方自治機關に一任するの方針を採ることは、動もすれば繁文縟禮に陷るの弊を避け、同時に膨脹に流れやすき國費の節減をなすの所以であると信じ、これを決行することに專念した。財政上から云へば、中央政府は年額約一億萬圓程度の費用を以て充分賄ひうるのであるが、それが財源は主として關税、鹽税その他專賣税等の間接税に求むることを原則とし、直接税はなる可く地方の自治體に移讓することを以て本則とした。「何人も一日としてその使用を斷つことの出來ぬ食料品たる鹽に課税するはけしからぬ、鹽税は實に惡税中の惡税である、新政府の第一歩はかゝる惡税の排除から出發すべきではないか？」とは屢々純理に生きる學徒論客から受ける非難である。併し施政者は顧て滿洲三千萬民衆の民族性に副ふ可き政治を布くの必要がある。少しく支那の事情に通ずる人は、漢人種が如何に彼等直接の利害に敏感であるかを熟知してゐるであらう。彼に地租其他の直接税に多きを求むることが策の當を得たるものでないことは明かである。

二

利權屋の獵利的運動暗躍に對しては殆ど極端に近いまで斷乎たる處置に出でた。それが爲に日滿兩國人から思はぬ恨みを買つた點が甚だ尠しとしないことは、私自身既によく氣付いてゐたところであるが、建國匇々各種の利權を利權屋の分割壟斷に委ねるやうであつては、新國家は恐らく完全なる成育を遂げ得ないであらうと思つたから彼等の勝手極まる非難攻撃を更に意とせず斷乎所信につき進んだ。

更に幣制の改革であるが、從來張家二代の軍閥政府が無辜の民を飽くまで私利私慾の資に供す可く、不換紙幣亂發の老猾手段によつたるがために、幣制の紊亂紛糾は文化國人の到底想像も及ばぬ程度となつて、三千萬民衆の經濟生活は極度の不安動搖に脅かされてゐた。今民衆の安泰を希ふ新政府が、成立したる以上、その改革を完うす可きは當然であり、又た是非とも實行しなければならぬ最大の任務であると云つて過言でなからう。

人々はこの紊亂したる幣制の統一などと云ふことは殆ど不可能であらうと見てをつた。又た同

じく幣制の統一に贊意を表する人々にしても、日本の學者側の意見或は特殊の銀行業者の意見としては、そも〳〵滿洲國が日本帝國と密接なる關係を以て生れ、將來も亦完全なる提携をなして行かねばならぬ以上、更に又た滿洲國自身の生産物資の輸出國が支那を除いて殆ど總て金貨國である關係に鑑みて、金を以て幣制のスタンダードとす可きものであるとの議論が熾んであつた。併しながら私はこれに對して別種の見解を持つてゐた。詰り滿洲國が現在原始的な農業本位の國家である以上、其處に非常に多額の紙幣の流通を生ずべき理由もなく、又た事實に於て流通してをる筈もない譯であつて、時價に見積つて精々一億四、五千萬圓程度の紙幣が流通してゐると見て大過なきものであらうから、これに對して滿洲國の官銀號の保有する準備銀を元として銀兌換券を發行し、從來の不換紙幣の回收に努むれば、滿洲國民に充分なる安心を與へるから、幣制の統一を計ることは決して不可能でないと確信してをつた。

假に金紙幣論者の言に聞いて、滿洲國に何の準備もない金紙幣を此處で發行するとして、果して滿洲國の農民がこれを直ちに受け容れるかどうか？　なる程滿洲國は日本帝國と密接不離の經濟關係を有してゐる關係から、或る特殊の日本の銀行と契約すれば、滿洲國紙幣は日本の紙幣と

交換し得るであらう。併しながら、その日本紙幣は一體完全に金に兌換し得るものであるかどうか？　現在日本は金の輸出を國策上絶對禁止してゐるではないか？　それを金に兌換することは全然不可能と云はねばならぬ。滿洲國人は一般に傳へられるが如く、必ずしも銀を好む國民ではない。と云つても、自分等の手に這入る紙幣乃至兌換券が少くとも硬貨に交換し得ると云ふ確乎たる信用あるものによらざれば、滿洲國經濟界の安定を期することは到底不可能と見なければならぬ。

嘗て三國干渉の結果は日本の遼東半島還附となり、帝制露西亞が極東經綸に虎視眈々として着着その勢力の扶植を圖つてゐた頃、一方鐵道政策に依るとともに、他方「金」による滿洲征略を畫策した。彼等は先づ北滿の中心地哈爾濱をその根城として金紙幣の發行を斷行すると同時に、山なす金塊をシベリヤ鐵道によつて哈爾濱露亞銀行に運び込んだ。金紙幣と硬貨との交換は支那人の要求するがまゝに行はれ、日ならずして露西亞紙幣の信用は拔く可からざるものとなり、當時彼等の紙幣は北滿一圓を風靡し盡したものであつた。大國露西亞の經綸が如何に遠大深慮に基いたものであつたか驚嘆に値ひする。それとこれとは場合を異にし事情を同じくしないが、金建

てによつて幣制統一をなさんとするからには、將にそれ丈の準備と覺悟とを必要とするのではないか？

　然るに今我々滿洲國政府の手許には金の準備は殆どなく銀の準備のみある場合に於て、如何にして金紙幣を發行し而も彼等をして不安なからしめることが出來るであらう？　そこで私が熟思結論したところは、先づ第一期として兌換準備として先づ以て不足なき現銀を基礎とする滿洲國銀紙幣を發行し、これを以て紊亂せる各種紙幣の統一を計り、民心の安定に心がけねばならぬ。一方又た滿洲國は幸にして豐富なる金產國であるのであるから金產事業を勃興せしめ、金の採掘を盛ならしめ、これを國庫に充實し尙ほ餘りあれば日本にもこれを移送し、日本が金の輸出を解禁し又た滿洲國自身充分なる金準備を保存するに至つた曉に於て、日本同樣のスタンダードによる金建て國とすべきであると云ふ考へを懷いてゐた。

三

かゝる確信に基いて我々は直に決行すべく先づ第一に、各省の官銀號を合併統一して滿洲國中

央銀行を成立せしめ、その中央銀行の發行する兌換券を以て從來張學良政府が發行してをつた不換紙幣を時價よりも少しく高値を以て回收して行くならば、新國家の幣制の統一は決して困難でないと信じ、着々その計畫を進めることゝした。その結果は多くの人々が色々憂慮してゐたにも拘らず、頗る良好なる成績をあげ、中央銀行の信用は追ひ〳〵その基礎を固くして、その發行する兌換券の價値は硬貨よりも寧ろ高値にある位ゐとなつた。

　併し、そこまで漕ぎつけるについては、容易ならぬ苦心を要したところであつた。滿洲中央銀行の總裁は滿洲きつての財政通と謳はれまた頭腦明敏の聞え高い榮厚君であり、副總裁は山成喬六君で、當時の財政部總務司長は阪谷希一君（現滿洲國總務廳長）であつた。我々は從來の軍閥政府が發行してをつた不換紙幣を新紙幣と交換するに當つて、適當なる交換比價を査定し、これを法律によつて公定せんと欲し、それをその方面の專門家に調査せしめて一つの成案を得た。先づ山成君と阪谷君がこれを榮厚君に示した。ところが中央銀行總裁は斯くの如き交換價格は不當であると稱して斷じてこれを承認せず、それがために折角の幣制改革に手を下すことが出來ないやうな事態に立ち到つた。私は山成君と阪谷君との報告を聞いて、これを政治的に解決す可く直

に榮厚君を招來して、例の交換價格表を示し、どの點が不當であり、どの點が實行不可能であるかを質した。彼は彼の信ずるところをくど〳〵しく陳辯したが、私は榮厚君の說明には滿足出來ず、何處までも私の信ずる所を正しいと確信した。私はきつぱり「私の所信を斷行する」旨を言明した。榮君は稍々喫驚したやうであつたが、私の意見を聞いて直にこれを承認した。いざこれを實行して見ると案に違はず、成績頗る良好で、さしもの難事業たる幣制統一もさいさきよき前途を祝福するかに見えた。ために榮厚君は一夕公會の席上に於て、當時の情況を詳述した後、私の果斷と所信に邁進する強き信念を賞讚されたことがあつた。

更に祖國日本の滿洲國承認に當つては、我々滿洲國官吏として、その斷行の遲々たるに甚だ飽き足らぬものがあつた。なる程滿洲國の成立は滿洲在住民族の自發的決意によつて達成し得たものであるとは雖も、それが日本及び日本人の強力なる支持後援によつたものであることは、既に世界周知の事實であり、これは先に國際聯盟調査委員諸君が來京したる場合に於ても、私は何等憚るところなく卒直に言明して置いたところである。又た日本は既に六十二議會に於て貴衆兩院ともに滿洲國即時承認を滿場一致を以て可決し、日本帝國の固き決意を中外に明示しながら、尙

ほ且つ國際聯盟その他諸列強の雲行きに恐怖若しくは氣兼ねをしてゐた爲か、滿洲國の獨立承認の斷行を、當時の政府は遲疑逡巡してをつたかのやうであつた。さらでだに故なきデマが亂れ飛んで、滿洲國に於ける民心の不安動搖の結果、その治安維持は困難であり、又日本の態度不鮮明なところより推して「日本が承認を難んずるのは、新國家の獨立を認めずして、早晚これを併呑し滿洲をして第二の朝鮮たらしめんとする下心ではないか？」と憂慮する向きもあつて、容易に官民の安定を期し得べくもなかつた。私は滿洲國の政情に鑑み、一日も早く獨立國家として承認されたき旨を母國に向つて屢々要求したが、容易にこれが實現を見ることが出來なかつた。終に私は自ら進んで日本に出かけて行き、政府當路の人々は勿論のこと日本の國民大衆に向つて滿洲國の獨立を承認せんことを斷乎要求すべく決意した。

中央政府部内の暗流

四

翹望久しきに亘る三千萬民衆の自發的決意による彼等自らの新國家が成立し、私自身日系官吏の代表として責任ある椅子を占むるに至つたのは既に述べたるところである。私が問題の滿洲國總務長官就任後段々氣付いたことであるが、新政府部内に甚だ遺憾とする點が尠からずあつた。

その第一は滿洲國側の要人が、滿洲國成立の眞の精神を充分に了解してゐない點であつた。たしか新政府第二回目の閣議であつたと思ふ。滿洲國側の閣僚の一人から、「一體、日本人を滿洲國政府へ何人位ゐ如何なる地位に採用するのであるか?」との質問があつた。滿洲國はその建國宣言に際して執政の宣言された通り、人種の如何を問はず適材を適所に採用して、眞の王道樂土を實現するを以て本來の目的とすることは炳乎たる事實である。殊に滿洲國の成立に日本人の努力に俟つところ頗る多く、又た支那人從來の政務の施行方法では、政治事務の圓滑なる運用は到底

望むべからざる所であつた。併しながら、本庄軍司令官の言によれば、なる可く少數の日本人が滿洲國人を指導して立派な國家を建設せしめようと云ふ趣旨であつて、滿洲國系官吏全體に對して約一割位ゐの日本人官吏があれば充分その目的を達し得るであらうとの豫想であつた。併し私自身の意見としては、滿洲の事情に充分精通せざる日本人が新政府内に一割に相當する椅子を占めたとしても、到底その政府をリードすることは不可能であると見て、少くも二割位ゐの日系官吏を入れるべき必要ありと感じてゐた。

當時、新政府の計畫では、中央政府は强力なものとしなければならないが、斷じて尨大な組織とせず、その官吏總人員は日滿人合計七百名位ゐを以てその限度とする考へであつた。それは又た建國當初の經費不足勝ちの新政府を維持する上に於ては、是非とも心せねばならぬ絶對的要件であつた。そこで私は滿洲人側の閣僚の質問に對して、

「若し新中央政府の官吏の總數を七百名とするならば、そのうち百五十名を日本人官吏として然るべき地位を與ふべきであらう」と卒直に答へた。一坐は急に緊張し、或る閣僚は驚異の目を以て私を見詰めながら、

「なに百五十名ですつて？　これは非常に重大な問題だ。斯の如き大問題は先づ執政の御意嚮を伺つた上でなければ閣議に上提することは出來ないのではないか？」
と叫んだ。私はその閣僚に對つて嚴然たる態度を以て答へた。
「重大な問題？　何故ですか？　この新國家成立の精神は、人種の如何を問はず適材を適所に登用すると云ふのではないのですか？　建國宣言に云ふ『廣ク人材ヲ收メテ賢俊ヲ登用シ』とあるのは羊頭狗肉の言ですか？　殊にこの滿洲國は日滿兩國人が相寄り相扶けて始めてその健全なる發達を遂ぐべきものではありませんか？　それにも拘らず、我々日本人は建國當初から謙讓の美徳を發揮して、總人員に對し僅か二割程の椅子を要求してゐるのではないですか？　貴君がこれすらも重大であると思はれるならば、よろしい、我々日本人はたゞの一人たりとも滿洲國家に這入ることを要求しません。貴君方が思ふがまゝに政務を運行されたらよからう。そも〳〵滿洲事變に對する犧牲は一體誰が拂つたのですか？　幾多の兵員を殺し、多額の國帑を費ひやしたのは日本ではないですか？　その日本人を排斥して滿洲國家が立派に建設されると云ふのなら、一つ貴君の思ふがまゝにやつて見たらいゝでせう。」

私は色をなして、直に席を蹴つて其處を出ようとした。ところが、その閣僚は直に自己の意見が間違つてゐたことを陳辯し、更に閣議閉會後、私を宿舍に訪れて頻に諒解を求めた。私はその人に對して強く一言した。
「私は貴君の賴みとする財力がどれ位ゐあるか、何處から來てをるか、又たその兵力がどれだけのものであるか熟知してゐる。今後私の前では、あゝしたことを口走るものではありません。」

五

かくして先づ私の主張に相當する日本人が滿洲國政府の各部署に採用配置されることゝなつた。然るに程なく滿洲國政府の人事全般を處理監督する總務長官の了解を經ずして、何處からか、又た如何なるつてを賴つてか、幾多の日本人が採用されてゐる事實が明かにされた。その數は次第に增して約四百名近くに達した。そこで滿洲系の某大官が私を訪れて私に對して詰問した。
「貴君は先日の閣議で、約二割の日本人が入用であると要求されたが、今日では二割どころか五、六割の日本人が這入つて來てゐる。貴君はこれをどう始末されるか？」

そこで私は、假令それが如何なる方面からのつてで這入つて來てをらうとも、私は斷乎としてこれを處置する決意を有してゐる旨を答へて置いた。

丁度その頃、本庄軍司令官は哈爾濱に出掛けてをられたが、部下に過まられて再度の反逆を試みた馬占山討伐に一段落をつげて、各幕僚を從へて歸京せられた。一夕軍司令官は大和ホテルの大廣間に日系滿洲國官吏の重要なる者を招集して一場の訓辭をされた。その訓辭の要旨は、軍司令官本來の持論である「少數の日本人を以て多數の滿洲國人を鞭韃指導す可きである」と云ふことであつた。このことは世間に過り傳へられて、その席で私が何か本庄軍司令官からひどく譴責されたのでもあつたかのやうに言ひ布らされてをつたが、それは全然事實を過まるもので、私が斷乎たる處置に出んとしたのは、本庄將軍の訓辭あるに先立つて既に心中固く決意するところであつた。私は日系官吏を代表して本庄軍司令官に對して一言の挨拶を述べた。

「唯今の軍司令官の言はれたるところは我々が常に心掛く可きところであり、私自身兼ね〴〵御趣旨を承つてをり私自身も亦さうあらねばならぬと固く信じてをつたところであります。最近のことでありますが、滿洲國政府の日本側の責任者たる私の手を通さずして、某方面から直に日

本人官吏の割り込みがあり、その結果私自身が某滿洲國要人からこれに對しての詰問を受けてゐるところであります。某要人にもその場で直に言明しておいたのでありますが、事苟も私の責任に屬する事柄である以上、私はこの問題に對して決然たる處置に出る覺悟であります。私自身としましては從來も御訓辭に云はれた精神に基いて進んで來たるものであり、今後も亦その精神を以て進む考へであります。幸ひ微衷を汲まれて、諒とされんことを希望致します。」

本庄將軍は沈痛な面持ちを以て聞いてをられたが、深く頷いてよく諒解出來た旨を洩された。

事變後滿洲國建設運動に際して、故于沖漢君を部長とした自治指導部は一意民衆の自治的指導に盡し、新國家設立を促進すること多大であつたが、三月一日を以て滿洲國は民衆歡呼の中に堂堂その成立を見るに至つたので、輝ける功績を貽して自治指導部は三月十五日を以て解散さるること〻なつた。かくて新國家は成立したりと雖も、滿洲國民衆に更に深く政治的教導をなすのは萬人の等しく認むるところであり、又た他方民衆をして新國家への信賴を增進せしめて民心の安定を圖るは、新政府が實行すべき重大な任務であつた。ために新政府はその政府部內に資政局なる部局を設け、先の自治指導部の精神に則つとり民衆に對する教化的宣傳を遂行せしめること〻

なつてゐた。

併しその資政局の責任者たるべき人は未だ任命されてゐなかつた。局長は資政局官制第二條によつて簡任官であつたが、總て簡任以上の人事問題は獨り總務長官の同意を要するのみならず、閣議は勿論參議府の同意を要することゝなつてをつた。然るに如何なる手段に出でたるものか、自稱資政局々長なるものが出來てをり、窃に人事處長と結託して多數の日本人を引き入れ、新政府部内の一部に割據してをつた。のみならず、その資政局は地方各縣に於ける從來の自治指導員（現滿洲國縣參事）を奉天及び新京に糾合して縣參事會なるものを組織し、それを直接執政と結び付けようとする計畫をなしつゝあつた。ところが愈々話を執政溥儀氏に持ち込んでみると、賢明なる執政は言下にこの問題を撥ねつけて仕舞つた。要するにこの問題は一國内に二つの政府を組織しようとする計畫であつて、一方から云へば執政の威嚴を表面に振り翳して、現政府に對して刄を向けようとする一種の反逆行爲であると認められてをつた。

六

私は當時の關東軍參謀長橋本少將、板垣參謀並に片倉參謀等の來京を乞ひ、それが實狀を具に話し資政局の解散及び縣參事會の撤廢を命じて貰ひ、同時に資政局關係者全部の人々に退職して貰つた。その中には前途有爲な青年も尠からずあつて、私としては甚だ遺憾に堪へぬところであつたが、滿洲國の健全なる發達を期する上に於て私黨を組んで事を策するが如きは斷じて許す可からざることであると信じ、泣いて馬謖を切るの已むなきに出でた次第である。

その後程なく、私は將來滿洲國の縣參事たるべき人が、東京、京都等に於て募集されつゝあることを耳にし、又た新京に於てすらもその採用が行はれてゐることを私に傳へるものがあつた。併し、これは滿洲國政府が命令を發して爲さしめたものではないことは、總務長官たる私によく判つてゐることである。又た軍司令官が依頼されたものでないことが判つて、それ等の募集、採用は權限なき人によつて、新國家設立早々のどさくさに紛れて無責任に行はれつゝあるものなることが判明した。暫くすると、七十名ばかりの青年が新京に着き、直に南嶺の兵舍に收容されたと云ふことを耳にし、その中に滿洲國在住の二十數名の青年も收容せられたといふことを聞き及んだ。ところが、その連れて來られた學生達は、日ならずして、自分達の待遇及び前途に關して

疑問を懷くに至り、事の眞相を確むべく一團となつて新京憲兵隊長の許に押しかけて來た。
新京憲兵隊長は直に私の所へその眞相を質しに來た。丁度その頃新京に滯在中であつた本庄軍司令官も、事のいきさつに就いて私に質問された。「これは一體君の命令に出たものであるか？」と云ふことであつたが、固より私の關知するところでなく、私自身知る由もなかつたので、私は寧ろ「軍司令官の御依賴によつて爲されたものではないのですか？」と逆にお訊ねしたところ、「自分はそんな話を聞いたことはない。今憲兵隊本部からの報告に接して、駭いてゐる次第だ」と判然り言明された。

併し私がつら〳〵考へるのに、某方面より聞き及ぶところによれば、縣參事たるべき青年學生諸君を詮衡するに當つて我が××の一部の人々が參加してをつたと云ふことであり、それが事實とすれば事は重大であると思つた。私は直に私自ら問題解決に當るべく、總務次長、人事處長、秘書處長其他を新に詮衡委員に任命して、それ等の人々と倶に南嶺の兵舍に赴いた。併し、南嶺に起居する青年諸君は青春の意氣に燃え經綸雄圖を描いて遙々朔北滿洲までやつて來た人々である。彼等を無下に歸國せしむることは私の本意とするところでない。私はなる可くその全員を採

用すべき旨を豫め内命してをいた。かくしてその青年諸君を訓練する學舍を大同學院と命名し、それ等青年諸君が將來滿洲國政府の中央及び地方の官吏となるに必要なる訓練を與ふることを約束し、同時に私自ら大同學院の院長に就任し、學生監として藤井陸軍大佐を招聘して直接その訓育に當つて貰ふことゝした。

七

總務長官として群がり來る利權屋達との折衝は並々ならぬ苦勞を要した。世界恐慌のあふりを喰つた日本本國が疲弊困憊のどん底に呻吟してゐた關係からでもあつたであらうが、日ごと〳〵數名の利權屋が色々の紹介狀を携へて私を訪れ、自分勝手な利權に關する理窟を述べ立てゝ私を煩はすことが甚だ少くなかつた。私はそれ等の人々に對して一々快く面接したが、苟も滿洲の産業開發計畫が滿洲國政府によつて未だ具體的に樹立されてゐない以上、この事變のどさくさに乘じて滿洲に於ける利權を妄りにせんとするが如きは、何處の國の人間たるとを問はず斷じて許容すべきものでないと云ふ固い確信の下に、悉くこれを排撃した。それ等利權屋諸君の背後

には有力なる政黨もあり、或は有力な團體もあつて、當時私の執るところが他日それ等有力なる人々から攻撃される因となることは、もとより覺悟の前であつた。とは雖も、或る相當額の資本を現に保有し、着實眞劍な考へを以て滿洲に投資を試みんとする者に對してはそれを助成こそすれ私は嘗てこれを阻止したことがない。

祖國日本では、關東軍は國家社會主義を信奉し、これを實行せんとするものであり、資本家を絕對排斥せんとするの意嚮なるが如く傳へられ、この故なきデマは更に亂れ飛んで、新しくその成立を見たる滿洲國も亦國家社會主義を採用して資本家の滿洲進出を斷然拒絕するの態度に出でんとするものなるが如く傳へられ、これは東京、大阪は勿論日本各地に固く而も根強く喧傳されてゐた。思ふに事變當時一身を君國に捧げて日夜活動を續けてゐた兵士諸君の多くは××第×師團及び××旅團に屬する人々であり、それ等の人々の鄕里は疲弊せる農村中に於ても特にその窮乏を傳へられてゐた東北農村地方出身の青年諸君であつて、中には自分の子供が遠く滿洲に出征するに際し、いとし子の門出を賑はすべくステーションに見送る迄の金も持合はせず、又た戰地の子供を慰めその安否を質ねる爲の三錢切手を購ふ餘裕すらないやうな家庭の子弟も尠からずあ

つた。そこで關東軍將士の間に、この尊い血によつて漸くにして挽回し得た滿洲の權益を、朽木糞土の利權屋などが宿屋や料理屋に酒肉の快を恣にしつゝ甘い汁にありつかんものと圖太く構へ込んでゐる事を見て斯の如き輩には斷じて利權を與ふ可からずと云ふ一種悲壯な思想が漲つてゐた。

しかし何れ滿洲の開發には相當多額の資金を必要とすることであり、資本家を招致せずして滿洲の開發を計ると云ふことは、棹を掉つて星を求むるの類でその實行は不可能と見て、私自身は確固たる計畫を持ち眞面目に滿洲開發を試みんとする人なれば、その資本投下を奬勵する事は當然であると云ふ見解を有してゐた。これは私が滿洲國承認を促進すべく日本に使した時、各種の會合に講演した場合に於ても、極めて卒直に言明して置いたところである。

それ等利權屋の排擊と表面に國家思想を振り翳しつゝ、その實、新國家に或る利益なり地位なりを獲得せんとする各種團體の人々に對して、私が餘り强硬に出で過ぎたためか、一種のギャング式の行動によつて私の身邊を襲はんとする者が尠くなかつた。併し、さう云ふことを怖れてをつたのでは、滿洲國建設の大業は到底完成し得ないと云ふ强き信念の下に、私は飽まで彼等と戰

ひ續け、遂に彼等を完全に排撃し得た。私の總務長官たることが永久的でない以上、私の從來執り來つた政策は時の經過とともに或は變更破棄されるかも知れないが、せめて私自身在職中に於て、かゝる弊害を釀すを潔しとしなかつた。この一徹頑固な所は私生來の性癖であり、同時に又た不評を買ふ根源であつたことは、私自身百も二百も承知の上であつたが、私としてはその地位にある以上、さうあらねばならなくして、ひたむきに衝き進んだ。私は日本の政界が動搖常なきを見る毎に、日本には自己の信念の下には水火をも辭せないアイアン・ウイルを持つ政治家の少なきためであると齒痒く思ふ。

滿洲國と聯盟調查團

國際聯盟より見たる滿洲事變

一

ジュネーヴでは一昨年丁度九月の第一日曜日たる七日より常例の國際聯盟總會が開かれてゐたが、後數日を以て無事平穩裡に散會しようとしてゐる矢先き、九・一八事變が勃發した。その翌九月十九日の朝、ジュネーヴ市の一朝刊紙「ラ・スイス」は逸早く柳條溝鐵道爆破事件に關する北平電報を掲載したが、頗る簡單なもので「奉天北方で日支兵の衝突があつた」と傳へるのみであつた。併し、總會と併行的に會議を進めつゝあつた理事會は、即日當時理事會議長の椅子にあつたスペイン外相レルー氏の名に於て、日支兩國に對して、該事件の詳細で確なる報告をなすべき旨を要求した。

芳澤代表は即時、我が外務本省に情報懇請をなしたが、取敢へず政府より與へられた第一報は、我が代表自ら「不幸にして極めて簡略なものであるが」と前置きせざるを得なかつた程短文不備のものであつた。然るに、支那側代表施肇基は支那本國より充分なる報告を得て、理事會に對して「この事件は斷じて支那側の行動によつて惹起せられしものに非る」旨を堂々言明した。這回事變は、我々周知の事實となれる如く、先づ支那官兵による故なき滿鐵線路爆破事件あつて、皇軍の神速果敢な行動開始となり、更に事變前後に張學良一派の採れる對日不穩行動の結果は、延いて時局の擴大重大化を導いたものである。併し皇軍の出動は何處までも國際法上の所謂「自衞權」に基いて行はれたものであり、例へば、アメリカが中米ニカラグアに、イギリスが上海に出兵したなども、總て明に自衞權の發動に出でた生きた實例である。然るに、我が代表は本省より詳細な情報を得なかつたため、支那側が事實を枉げて、自己に責任なきを言明せるに對して自衞權の發動によりたる旨を一言も主張し得ざりしは、吾人の大いに遺憾とするところである。かくては、最も深かるべき各國代表者の最初の印象が、日支兩國の何れに有利なりしか、何人も容易に判斷し得よう。こゝにも亦我々の常に慨嘆に堪へざる後手外交の悲哀を嘗めざるを得ざ

りしは痛心千萬と云はねばならぬ。

次いで九月二十一日、支那代表施肇基は聯盟規約第十一條を引用して、滿洲事變處理のための緊急理事會の招集を請求し、聯盟は直にこれを受容した。翌二十二日には、直に第一次緊急理事會が開催せられ、爾來月を變へること四度、幕を重ぬる二三回といふ聯盟始まつて以來の大芝居を、外交界の檜舞臺ジュネーヴと巴里に演ずることゝなつた。併し九月の聯盟理事會は、日本政府當局の回答が漸く詳細となるに從ひ、會議の形勢も追ひ〱日本側に有利となり、九月三十日の最終會議は一方レルー議長の斡旋大いに效あつて、「事態不擴大に努むべきこと及び在留邦人の生命、財産の安定が確保され次第、出來得る限り速に撤兵を完了す可きこと」の二項を勸告したのみで散會し、更に十月十五日を期して再び會合し事後の改善事態を審議することに決定された。

然るに舞臺を變へて極東の天地に於ける當時の情勢を顧るに、南北支那全土に亘り、理事會の散會を待つてゐましたとばかりに排日侮日の運動は俄にその勢を加へ、對日經濟斷交は各地の自稱憂國の志士によつて企てられ、又現地滿洲に於ては各地の敗殘兵、匪賊の横行激しく、殊

に、第二の萬寶山事件とも呼ばれる暴戻飽くなき支那兵による鐵嶺事件勃發し、一時小康を得てゐた滿洲時局の風雲は再び急迫せるかに見えた。一方錦州では張學良假政府の名を以て、策士、敗殘兵の糾合に努めて滿洲人有力者による治安維持運動を阻害するとともに、失地恢復の美名に隱れて滿洲全土を擾亂化すべく不穩な策謀をことゝしてゐた。十月八日、錦州情勢の偵察に向つた我が軍の飛行機數臺は、突如支那軍の射撃を受け、自衞應戰のため錦州市上に爆彈投下を餘儀なくされた。一度この空中爆撃事件が西半球に傳へられるや、歐羅巴の人心に與へたショックは異常なものであつたらしく、殊にも聯盟當事者は痛くその神經を刺戟されて、十四日に開かるべき理事會を急遽十三日に招集することゝした。

二

かくして十月の聯盟理事會の開會となつたが、理事會は漸次幾分とも極東事變の情勢に通じ、時局の重大を感ずるとゝもに、結局極東の問題では、歐羅巴をのみ中心としてゐる聯盟理事會ばかりでは到底解決の困難なるを慮つて、米國の協力を仰がんことを希ひ、聯盟プラス米國によ

つて遮二無二日本を抑へつけようと試みた。

私は茲で聯盟の有力者たる英吉利、佛蘭西等の對日感情如何について一言しておきたい。今次理事會を通じての英本國及び英國代表の行動は、日本に對して最初から決して好意的でなく、それがため日本は屢々苦境に陷つてゐる。私は今これを詳述する暇を有たぬが英國の聯盟代表セシル卿、聯盟事務總長ドラモンド氏の進退、英國駐支公使ラムプソン氏の支那に於ける言動を、當時の新聞雜誌に徵すれば直に判明するところである。英國は當時深刻なる經濟恐慌に當面しており、一日も早く局面打解を急がねばならぬ必要に迫られてゐたが、一方世界の貿易王國の名を誇つてゐた英國の對支貿易は近年急激な低下を辿りつゝあつたので、滿洲事變を利用して日支兩國を離反せしめてその貿易關係を破壞し、英國對支貿易の復舊挽回を試みんとしたるが如くであつた。以夷制夷は古今を通じて支那が奉持する外交原理である。利を見るに敏なる支那當局者がこの機を利用せるは勿論であつた。

更に十日の理事會となつて、事變の前後處置を講ずるために米國よりオブザーバーを招請せんとするの議論が盛となつたが、當時理事會議長として出馬した世界外交界の花形佛蘭西の外相ブ

リヤン氏はもと〳〵大の聯盟論者であり、この機會に乘じて米國の聯盟加入の手懸りを得んものと熱心に且つ强硬にオブザーバー招請論を主張した。併し日本としては、聯盟で日支紛爭のことを議することすら反對であるのに、聯盟プラス米國として、日本の行動を彼是掣肘するがごときは絶對に反對であつて、芳澤代表を通して日本は徹底的抗爭を試みた。かゝる意見の相違は國際聯盟論の大立物ブリヤン氏の快かざるところたるは當然の結論であつて、これがため從來稍々親日的態度を持してゐると見られた佛蘭西も亦反日の驍將となるに至つた。以夷制夷の支那がこの間に乘じたるは云ふまでもなく、當時の支那代表は彼等一流の逆宣傳外交に愈々油をかけて拔け目なき立ち廻りを續けてをつた。

かゝる情勢の下に行はれた米國オブザーバー參加問題が、日本對列國代表の間に如何に紛糾したるかは、讀者諸君の熟知するところであらう。日本は飽まで純理を執つて、この際オブザーバーを招請するは理事會構成上に重大な影響を及ぼすものであり、聯盟憲法上の根本問題であると見、全會一致によつて表決せられざる可らずと主張した。然るに議長ブリヤン始め列國代表は手續問題として、多數決を以て決定さるべきものとした。世に所謂十三對一、榮譽ある日本の孤立

外交はこの時始めて行はれた。その日は確か十月十五日であつたと記憶する。續いて十月の理事會は日本側に對する期限附撤兵問題について議論を重ねたが、聯盟理想論者は飽くまでも日本に對する期限附撤兵を議すべしと主張した。併し、他方實際論者は、徒に理想論に走るを誡め、寧ろ當事者たる日本との妥協點を發見するを以て解決の捷徑なりと主張したが、結局理想論者の意見に制せられて、日本に向つて三週間の期限附撤兵を勸告する決議案を上提した。これに對して我が代表は悲壯な覺悟を以て戰ひ、二回も三回も十三對一票の表決を重ねたが、日本の一票によつて全會一致に缺け、遂に決議として纏め得ず、十月の理事會の幕は降されることゝなつた。

第三回目の理事會は十月十六日より巴里で開かることに決定されたが、この第二回より第三回に至る約二週間の幕間に現地滿洲に於ける事態は更に擴大された。十三對一票の對日撤兵勸告案表決は俄然支那側を倨傲鮮腆ならしめ、或は國民政府の撤兵要求となり、或は北滿邊陲の險に據つて皇軍に戰意を示しつゝあつた馬占山を示唆激勵して、嫩江事件を惹起せしめ、遂に皇軍のチ、ハル攻略の已むなきに至らしめた。十一月八日には天津事變勃發して、暴徒の一隊は日本租界に殺到し來つて居留邦人の生命、財産を危殆に臨せしめ、各地の排日行動は益々險惡を極め

た。

三

然るに聯盟本部では、依然滿洲問題に對する正當なる認識を缺き、竊に三週間後の日本軍の撤兵を期待してをるかに見えた。ところが滿洲の事態は愈々重大化して來てゐるのに驚愕し、かくては聯盟自身の權威に關することであり、乘りかけた舟なれば遮二無二にも彼岸に達せずんばあらずと焦慮苦心の色ありありと見えて、その結果は對日態度に層一層の硬化を招いた。この處につけ込み支那側のラウド・スピーカー式逆宣傳は愈々巧妙頻繁に行はれ、聯盟が焦れば焦る程支那側の思ふ壺に落ち込んで行くのであつた。日本朝野の人士も今更に聯盟の故なき對日壓迫論に堪忍の緒を斷ち切つて、聯盟の非違膺懲を頻りに叫んだが、遂に責任ある政府當局者の口によつてまで聯盟脫退論を主唱さるゝに至つた。

ところが、對日壓迫論の一本槍で進んで來た聯盟が愈々引つ込みがつかなくなつたところへ、幸か不幸か世界の輿論は却つて聯盟の壓迫政策非難の聲を擧げた。又滿洲問題の特殊事情、支那

の無政府紊亂の狀態も漸次明かとなつて、聯盟自ら、重大なる方向轉換を敢行せざるを得なくなつた。

十一月十六日、第三回目の聯盟理事會は、所を變へて、國際聯盟誕生の地佛國外務省時計の間に於て愈々開會せられた。この時米國のオブザーバーとして出馬したのは一流政治家として金箔付きの駐英大使ドーズ將軍であつた。第三次理事會の經過は、會期が二十五日の長きに亘つた丈に頗る曲折紛糾したが、有力なる代表者の裏面に於ける私的交渉を主として、各代表者間の意思の疏通、聯絡に勗めドーズ將軍も亦例のドーズ・パイプをくゆらせつゝ奔走大いに努力したと聞いてゐる。

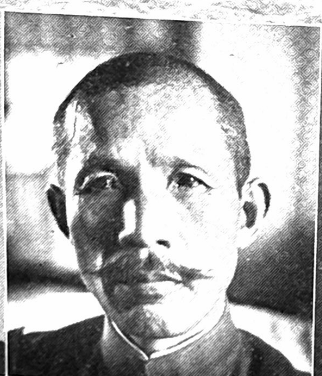
昨年の九月、日支紛爭問題が聯盟の議題とされて以來、聯盟當局者は屢々滿洲の事情が判らないために滿洲の事情調査委員を送りたい旨を度々要求したが、その都度日本政府は頑としてこれに反對した。併し認識不足の聯盟が多數を賴み、日本に對して橫車を押してかゝつてゐる以上、むしろ聯盟をして眞に支那及び滿洲を理解せしむるのが得策ではなからうかと感ぜらるゝに至つた。詰り、支那全體の實情卽ち支那が一九一一年の革命の結果、新に共和政治を布いて以來二十

年間の狀態を見るに、殆ど中央政府はあつてなきが如く、内亂黨爭は常に絶えたることなく、無秩序極まる狀態にあつた。かゝる國家にして國家に非る國を相手にしては、時に特別の手段方法を講ずるも亦已むを得ざる次第を調査研究すれば、日本の行動の無理からぬ所以をよく了解し得ようと信じたのである。そこで日本代表芳澤、松平、吉田の三大使が鳩首合議して調査團に對する一案を立て、日本政府の承認を得た後、これを十一月二十一日の公會理事會に提議した。玆に行き詰りの理事會も打開の端緒を得て、愈々「國際聯盟支那並に滿洲研究委員會」（通稱聯盟調査團）を極東時局の中心地に特派することに決定された。

最初調査團は英、佛、米の三國のみの委員から構成される筈であつたが、伊太利が先づ割込み運動をなし、續いて獨逸も亦大國の手前當然委員の中に這入る可きだと主張して、結局委員は英、米、佛、獨、伊の五ケ國より選ばれること〻なつた。各國政府當局が直接その人選の任に當つたが、始め豫期せる程に容易でなかつた。一般の意嚮としては英國よりは法律家を、佛蘭西からは軍人を、米國からは實業家を選任して貰ひたい希望であつた。然るに實際に當つては希望通りに行かずその候補者に交渉して見ると、白羽の矢を立てた人は何時も交渉不調に終り、結局漸次調

聯盟調査團を迎へて




〔上圖〕 滿洲國々都新京（長春）の驛頭に立つ調査團一行。（一九三二年五月一日）。（中央）リツトン卿（英）。（卿を中心に右隣）クローデル將軍（卿を中心に左へ）シユー博士（獨） マツコーイ將軍（米） マレスコツチ伯（伊）

〔中圖、右より〕 松岡聯盟首席代表、荒木相、内田外相。



〔下圖〕 一九三二年一月犬養内閣の外相府の爲ジユネーヴより歸朝の途次奉天に於て庄軍司令官と會見した芳澤大使。

査團一行の顔振れは大體三回目位ゐの候補者ばかりであつたと聞く。とは雖へ、調査團一行の人人が各國に於ける二流三流の人物であつたと云ふ譯では決してなかつた。委員長のリットン卿の嚴父は嘗て印度總督の重職にあつてその手腕を謳はれた人であり、祖父は小說「ポンペー最後の日」によつて有名である。卿自身も印度のベンガール州の知事として活動し、後に印度總督代理の職にあつたこともある程で、現に英國の樞密顧問官の榮職にあつて、以前聯盟總會に英國代表となつたこともある。佛國の代表クローデル將軍は嘗て佛領印度支那軍司令官として活動し、現に軍事參議官として主に殖民地の軍備を管掌してゐる全然軍人畑の人であつた。米國委員マツコーイ將軍は日本の事情によく通じた人で、國務長官スチムソン氏の比律賓總督時代、比律賓軍の司令官として比律賓統治に功績を殘した人である。獨逸委員は嘗て東阿弗利加の總督であつた殖民問題の權威者シュネー博士であり、伊太利の委員アルドルバンデー伯爵は伊太利に於ける第一流の外交官であつた。

四

聯盟調査團一行は以上五委員の他に隨員として聯盟事務局より派遣された人その他を加へ、更に現地滿洲に入るに當つては日支兩國からアッセッサーを加へて合計四十名前後の大團體となつた。併し理事會の決議によつて調査團が支那、滿洲の實情調査のために最初の足溜りとして日本に着いたのは今年（一九三二）の二月末であつて、未だ滿洲國が建設せられざる以前であつた。日本に於ては當時、先に聯盟理事會に日本代表として活躍した芳澤謙吉氏が外務大臣であつて、一行は種々の質問をなすに便宜もあつたためか、芳澤外相と屢々會合を重ねて忌憚なき意見の交換をなしたやうであつた。一行は東京、大阪に約二週間を費し、目的地支那入りをなす可く上海に向つた。

調査委員諸君は先づ上海を中心にして北方支那要人と往來し、具に調査關係事項を問ひ質し、更に北平に進んで支那側の事變直接關係者張學良並に學良系要人との會合を重ねてゐた。その頃に至つて現地滿洲に於ては、各地有力者の建國促進運動は着々進捗して、遂に三月一日を以て滿洲國建國宣言を中外に發表した。そこで我々滿洲國政府としては既に獨立國家として滿洲國が成立せる以上、調査委員諸君が入滿をなすに先き立つて、國際禮儀の上から一應滿洲國政府に知照

挨拶をなすべきものと信じてゐた。然るに聯盟調査團諸君は滿洲國の成立を全然問題外とし、調査團一行の目的は日支紛爭の原因並にその現狀を調査せんとするにあつて、たゞ獨立國建設の事情を目的調査の附隨的材料となすを以て足り、何等國際的に儀禮を交換するの必要なしと主張した。かゝる面白からざる關係に置かれてゐた滿洲國と調査團一行との間に所謂顧維鈞問題が發生した。

當時は建國匆々のことであり、內治上に幾多の大問題あり、その上中央政府の各要人間の聯絡上にも種々困難あり、譬へやうなき多事多端の際であつて、鵜の目鷹の目の聯盟調査團を迎へるは、見やうによつては新國家の危急存亡をトすべき大事件であつた。併し私自身としては、當初から調査團の如きはさしたる問題と考へてゐなかつた。我々は自己の身命を賭して決然この洪業に投じて來た以上、これに對して何等の利害關係なき第三國の人々より詰問容喙を受くるの故なきは勿論のこと調査批判を受く可き理由は斷じてあり得可きことでないと私は固く信じてをつた。外交部次長大橋忠一君も亦私とほゞ同樣の見解を持し、強く正しき陣容を張つて堂々聯盟調査委員諸君と相見えんと心中固く期するところがあつた。

殊に支那側が聯盟調査團の一行中にオブザーバーとして顧維鈞を加へると云ふことに對しては、我が滿洲國は斷乎これに反對した。そも〳〵顧維鈞は極東の平和を今日の如き混亂に陷らしめた重大な責任者ではなかつたか？　巴里媾和會議の席上、諸國代表環視の中で故なく日本を罵詈讒謗した顧維鈞。而も彼は今我々が尊き犧牲を拂つて漸くにして驅逐し得た仇敵張學良の高級外交顧問ではないか？　その顧維鈞を滿洲に入れることは我々の斷じて同意し難き點であつた。我々は直に滿洲國政府外交部總長の名を以て、支那の外交總長羅文幹に宛てゝ、顧維鈞の入滿拒絕を國際聯盟の調査委員諸君に傳へられたき旨を　豫め通告しておいた。

然るに、何ぞ知らん我々の祖國日本の外務省は、顧維鈞の入滿差支へなしとの公電を調査團に打つてゐることが傳へられた。　即時、我々は祖國日本の外務省に向つて嚴重抗議に及んだ。その要旨は「今日滿洲國の成立を見たりと雖も、滿洲各地には未だ尚張學良系統の殘黨が尠くなく、又た滿洲國官民の不安動搖が未だ充分取除かれざる際、張學良の高級外交顧問である顧維鈞を入滿せしむることは、滿洲國の治安維持上甚だ迷惑千萬である。なる程關東州並に滿鐵附屬地は日本の主權の及ぶ範圍內であり、この限りに於て顧維鈞の入滿を許容するは、一見日本の自由に裁

量しうることとなるが如く見えるが、併し苟も日本が滿洲國の安定を欲せらるゝなれば、これを絕對拒絕す可きである」と云ふやうなものであつた。ところが、その時は既に手遲れであつて、彼の入滿は一般に公認されてゐて、滿洲國獨りを以てしてはこれを如何ともすることが出來なかつた。そこで顧維鈞はリツトン卿一行に從つて悠々滿洲國に這入つて來たが、新京に於てはこれと飽まで抗爭した。當時の關東軍司令部の首腦者は日本政府と滿洲國政府との間に立つて、その措置に對して頗る困惑されたやうであつた。我が硬骨漢大橋外交部次長は職を賭して顧維鈞問題解決のために戰ふことを宣言し、彼一流の强引外交振りを發揮した。併し結局は顧維鈞が假令滿洲國版圖內に這入つて來ても、手も足も出ないやうな條件を附し、且つ大橋外交部次長を滿洲國側のアツセツサーとして彼と同行せしめることによつて、一方關東軍首腦部の顏を立てつゝ、さしもの顧維鈞問題もその解決を見るに至つた。最初調査團一行は頭から滿洲國を否定するが如き態度を持してゐたのであつたが、この問題を通して滿洲國政府の存在を相當認めしめ得たのは、我我が尠なからず愉快としたところであつた。

リツトン卿會見顛末記

一

北平より海陸二途に分かれて奉天に這入つて來た聯盟調査團は、約一週間を奉天大和ホテルに滯在し、主として關東軍要路の人々より滿洲事變勃發以來日本軍のとつた經過につき詳細なる說明を聽いた。一方當時新京にあつては、愈々調査團一行が新京にやつて來た際、これを如何に取扱ふかは滿洲國要人達にとつては可なり頭を惱ました問題であつた。新政府閣僚間にあつても甲論乙駁で容易に對策決定を見るに至らなかつた。閣議の際某閣僚は私に對して「駒井長官、どうしたものでせうか?」と云ふ相談があつた。

併し、私の見るところでは、國際聯盟調査團は、滿洲國を以て所謂パペツド・ガバーメントとして當方から出した電報に對し返電もよこさず全然無視するが如き態度を採つて置きながら、自分等が新京に乘込めば滿洲國政府は進んで自分等を歡迎するに違ひないと、甚だ虫のいゝ考へ

を有してゐるらしく想像せられた。ところが我が滿洲國は、元來國際聯盟とは何等の關係なき獨立國家であり、且つ、調査委員諸君は滿洲國成立以前に於ける日支兩國間の紛爭經過並に現狀を實地調査せんとするものであつて、新國家自體の事情を視察報告せんとするものでないと云ふのであるから、我が滿洲國は彼等と何等の關係を有せざるものである。從つて我々自ら進んで彼等のところへ頭を下げに行く義理もなく、會見を申込む必要もあるまい。其處で私はそれ等の事情理由を說いて「調査團に對しては極少數委員の應酬に止め放つておくに限ります」と答へておいた。閣僚諸君も漸く愁眉を開き、直に私の主張を容れて暫く靜觀自重の態度を以て臨むことに固く意を決した。

ところが、リツトン卿以下の各調査委員諸君は、豫想に反して滿洲國の態度が意外に强硬なるに驚愕狼狽して寄り〱に彼等自ら對策協議に沒頭した。二三日すると調査委員諸君の方から進んで新政府に會見を申込んで「我々調査團の關する限りに於いて貴國を獨立國家として認むるから、どうか我々との公式會見を許諾されたい」と折れて來た。我々は直に彼等の要求に應諾の意を通ずると共に、先づ國務總理鄭孝胥氏に會見されたき旨を答へた。

愈々聯盟調査團と鄭孝胥氏との會見となつて、私もその場に列席したが、會見の主人役としてでなく、單に立會人としてゞあつた。ところがリツトン卿は、公式會見の挨拶もそこ〳〵に恰も檢事が被告に訊問するが如き態度で總理に喰つてかゝつた。

「何故滿洲國は無暗に外國人を逮捕監禁するか?」

外國人の逮捕監禁事件は事實あつたに違ひないが、滿洲國としては正當の理由あつて國家の治安を維持して行く上に於て已むを得ず採つた手段に他ならなかつた。先に聯盟調査委員諸君が奉天を去つて新京に來らんとする時、委員諸君は列國の新聞記者にインターヴユーを行つた。其際、獨逸の新聞記者で張學良に買收されてゐた者があつて、日本並に滿洲國を口を極めて罵詈讒謗した。その揚句、厚かましくもその記者は聯盟調査團と何等の關係を有せざるに拘らず滿鐵が聯盟委員諸君のために特別に設へたる待遇列車に悠々同乘し來り、新京に到着するや直に先驅して哈爾濱に赴かんとした。滿洲國政府としては、彼が滿鐵の附屬地内にある限りは彼を如何ともし難いが、一旦東支鐵道に乘り込めば、そこに滿洲國は完全な權力行使をなし得る。滿洲國政府は今後の彼の策動暗躍に對する非常手段として、彼が新京を出發するに先立つて逸早く彼を逮捕

した。

我が國務總理鄭孝胥氏はリツトン卿の詰問を輕く受け流して

「或はさうしたことがあつたかも知れぬが、建國匆々で事務其他輻湊してゐる爲か、未だその報告に接してをらぬ。後刻充分調査した上で判然りした御返事を申し上げたい」と答へた。然るに卿は總理の應答に滿足せず、逮捕監禁問題に絡んで頻に滿洲國政府の外人に對する態度を難詰した。私は秘に苟も聯盟調査團首席委員たる卿が、かゝる些々たる問題をクド〳〵陳べ立てる態度を頗る遺憾とした。ところが、この時マツコイ將軍はリツトン卿に對して「それは我が調査團の管掌事項以外の問題ではないか?　そんな問題に何時までも無用の問答を重ねる必要もあるまい」と婉曲に注意した。流石のリツトン卿もこれには一言もなく、直に話頭を轉じて當日公式會見の主眼たる我が滿洲國立國の精神、我が政府組織法等の質問に移つた。これに答ふる總理は、所謂王道政治の要諦を諄々として說明したが、東洋道德の眞精神に通ぜざる西洋人に王道論の理解し得べき筈もなくこの問答は遂に不得要領に終つて仕舞つた。

二

偶々私の隣席に控へてゐたマッコイ將軍が、不圖私の顏を見て

「やあ、貴方はミスター・コマイではありませんか？」

「さうです、私は駒井です」

直に彼は立上つて私に握手を求め、引續き私は各委員諸君から握手を求められた。この時マッコイ將軍は再び口を開いて「かゝる問題は寧ろミスター・コマイにお尋ねする方がよいではないか？」と提言した。私は求めらるゝまゝに委員諸君との會見を約し「……併し聯盟調査委員諸君だけでなく全隨員並に日支アッセッサー諸君も全部一度にお集り願ひ、日を更めてお話したい」と私の希望を述べておいた。

愈々最初の公式會見も終らうとする時、委員諸君から滿洲國の元首に謁見させて呉れと要求されたが、私は彼等に向つて訊ねた。

「元首にお會はせすることは一向差支へないことであるが、諸君は元首に謁見する禮を執り得ま

すか？　大禮服の用意をされてゐますか？」

「いや、大禮服は準備してをりません」

「然らば諸君が日本に於て陛下に御拜謁申上げた時には如何なる服裝で拜謁されましたか？」

「モーニングとシルクハットで御拜謁申上げました」

「では禮服はそれでよいとして、拜謁の際は儀禮としての文書朗讀の交換に止め、絕對に政治的質問をしないやう、特にお約束を願つて置きたい」

その翌日執政府に於て委員諸君は滿洲國元首に謁見したが、その儀式は極めて壯嚴なものであつた。我が元首溥儀氏は儀式後特に彼等の爲に茶菓の饗應をなし、雜談會の席を設けられた。若くして聰明なる元首は、西洋人に對して更に臆するところなく、堂々たる態度を以て各國委員に挨拶された。クローデル並にマッコイ兩將軍の如きは、謁見後竊に、この元首は實に生れながらの王者であると激賞してゐたと傳へ聞いてゐる。

その翌日は卽ち私と調查委員諸君との會見の當日であつて、場所は國務院總務長官の應接室を選ぶことゝした。ところが折惡く私は前夜から急性の下痢に罹り一夜をまんじりともせずに明か

したるのみか、流動物すら口にすることが出來なかつた。近親の人々は、私の健康を憂へて會見延期を勸める者もあつたが、私自身としては事變勃發以來固き信念と理想とを以て行ひ來つたところを何等憚るところなく卒直に正々堂々彼等に説明すれば足りるのであつて、僅かの腹痛のために公の約束を違ふ可きでない、と固い決意を以て會見の席に臨んだ。先に私は調査委員諸君との會見を約すると共に、一人でも殘つて後からクド〳〵質問を受けるのは迷惑至極と感じたから、委員、隨員諸君のみならず日支アツセツサー諸君をも加へて全部一度に集まて貰ふことを希望して置いたが、幸ひ彼等は私の希望を容れて調査團一行の全員打揃つて私を訪れた。私は先づ大滿洲國建國の根本精神及びその經過を詳述し更に將來新政府が採らんとする國策方針に就き約二時間に亘つて講演した。私の健康を痛く心配してゐた近側の人々は隣室に控へて會見の成行き如何と耳を欹てゝゐたが、私の聲が餘りに大きかつたので安心どころか吃驚りしたと云つてゐた。もと〳〵私は千人と雖も我行かんとする固き信念を以て敢然滿洲事變の渦中に投じた者である。今更三、四十人そこ〳〵の外國人の前に立つたからとて何の臆する必要もない。寧ろ聲を大にして堂々日本人として滿洲國に對する自己の所信を卒直に披瀝して、彼等の蒙を啓いてやらう

と考へた。

日本からはアツセツサーとして吉田大使が來られ、アツシスタント數名を隨へてをられたが、席上それ等の日本の外交官諸君は何を遠慮氣兼してか、部屋の隅に固つてゐてぼそ〳〵何か呟いてゐた。私は「何も遠慮はいりませんから、前にお進み下さい」と勸めたが、なか〳〵席を動かさうとしなかつた。思ふにこれは日本人の持つ生れながらの缺點で、謙讓の美徳大いに稱ふ可しであるが、怯懦の類に墮ちては困る。利用厚生の學問を日本に傳へたものは、まさに歐米諸國に違ひないが、同時に我々日本人は我々の心の底に潛んでゐる獨立不羈の東洋精神を忘却してはならない。

三

講演後第一に質問の火蓋を切つたのは首席委員リツトン卿であつた。

「一體滿洲國の建設は餘りに早過ぎたではありませんか？　自分等が一月初旬日本にやつて來る頃、日本からの新聞に滿洲國建國の話がチヨコ〳〵載つてゐたのに、三ケ月を出でずして建國を

聲明し、次いで諸法令は發布せられ諸官制も確立され、又斯くの如き廳舍まで準備されてゐる。如何にも計畫的になされたるかに見えるが如何です？」

私は直にこれに答へて、日滿關係の過去に於ける經緯から現在に至るまで何等憚るところなく打割つて話した。

「只今御質問の滿洲國の建設が早過ぎたと云ふ事に就きまして我々は寧ろその遲きに苦んでゐる次第であります。我々はこれを考へること二十有餘年で、これを試みること既に三度でありました。不幸にして前二回は何れも失敗の憂目を見ましたが、今度始めて我々の正義に立脚する理想が三千萬民衆の希望と一致して遂に今日に至つたのであります。我々は單に滿洲のみならず支那全體をよく觀察してゐるものでありますが、一體支那は革命以來支那自身の力によつて完全なる統一を成就したる年が果して幾年ありましたか？　絶えずゴタ〳〵を重ねて毫も政權の統一を見たことがありません。支那人は一家を營んで行くとか彼等の周圍の社會を形成して行く上に於ては一種特別の優れた能力を有つてゐますが、併し一國を統一政治して行く政治的能力に至つては全然これを欠いてゐる民族であります。西洋の方々にしても、支那人を眞に理解してゐる方は必

ずや私と同じ結論に到達されるものと信じます。支那人は利殖の道に長けてゐると共に一面徹底的の利己主義に終始する國民であつて、その結果政治上に於ても各自の利益の爲に互に相爭ひ相排斥して絶えず紛糾を重ねてゐます。これは遠く離れた西洋の諸國には左程影響を與へないかも知れませんが、支那の隣國たる日本にとつては誠に迷惑千萬なはなしであります。

支那人自身にとつて或は自國が如何にゴタ〳〵しても構はぬかも知れない。併し世界各國は政治的にも經濟的にも融和協調し相互に國際道義を尊重して行かなければならない。支那人の得意とする遠交近攻をモットーとするが如き政策は遠き昔のことで斷じて今日の精神であり得ないと思ひます。國際協調主義の時代たる今日に於て、日本と緊密重大な關係を有する隣國支那のためを考へることは、日本の義務でなければならない。其處で日本は絶間ない紛糾に苦しめられてゐる支那の統一を援けんとして、或る時は局部的に武力を行使したこともあり、或る時は自ら進んで支那の關稅自主權を認め又は治外法權の撤廢を率先して認めようと非常な犧牲を拂つたこともありました。然るに、支那人はこれ等の友誼的態度を凡て日本の野心なりと曲解し、所謂恩に報ゆるに仇を以てしつゝあるのであります。其實例は繰返へし支那各地に行はれてゐる執拗な排

日排貨の運動がそれであります。

今日の國際事情を達觀せる人は何人と雖も、世界各國は相協力して有無相通じて行つてこそ國際生活を完ふし得るものなることを疑ふ者はないと信じます。日本としては西に支那、東に米國と隣してゐる以上、一方の隣邦支那が常に斯くの如き態度を持することは、國家の生存上絶對に許し難き狀態にあります。又翻つて支那自身に就いて云へば、一部軍閥或は政黨者流が自己の野心のまゝに安民治政を忽にするために、支那の國民大衆は疲弊困憊の極に陷つてゐます。これ常に支那の善隣たらんとしてゐる日本として、誠に見るに忍びない處であつて、どうしても日本自ら進んで支那を完全なる獨立國家として確立するやうに援助して行かなければならないのであります。それは祖國日本の生存上から云ふも亦人道上から見るも、日本人が當然行はねばならぬ義務であると信じます。

併しながら支那は非常に廣汎な領域を有する國であつて、一度にこれを覺醒せしむることは困難であります。其處で日本人は、滿洲事變をきつかけに滿洲在住の各民族が相倚つて進んで獨立國家を建設せんとするに當つて、彼等の要求するがまゝに援助を與へたのであります。たゞお斷

りして置きたいことは滿洲國建設に當つて日本人が援助したとは雖へ日本國家として援助したのではなく、單に日本人中の一部の者が個人としてこれを援助したのであります。之は曾て米國の獨立を或は南米のチリー、アルゼンチンの獨立を佛國人が援助したのと少しも相違はありません。その結果滿洲には完全な統治が行はれ、世界各國は自ら進んでこれを承認せざるを得なくなり、これを承認せざる國は將來多大な損失を招來することゝなりませう。私は國際聯盟も大に此處に注意して頂きたいと思ひます。聯盟に加入せる國は數多あるが、そのうち何れの國が東洋永遠の平和並に世界の幸福のために滿洲の治安を正義と實力とを以て維持せしめ得るであらうか？日本を除いて他にないではありませんか？然るに今回の日本人の行動を以て侵略的破壞作業と見るのは非常な認識不足と謂はねばならないと考へます。

幸ひ、聯盟調査委員諸君は新京に來らるゝ以前に公主嶺に於ける滿鐵經營の農事試驗場を見て來られたと云はれますが、この試驗場は世界的のものであつて、曾て駐日獨逸大使ゾルフ氏が此處を訪れられて、その設備の完備せるに痛く感嘆し『日本は何故この成績を世界に公表しないのか？』と云はれた程のものであります。調査委員諸君も農事試驗場の優秀な成績を具に視察して

來られたものと信じますが、その試驗場こそ二十餘年前私の滿鐵社員時代に私自ら設計し自ら開場したものであります。また現在諸君が宿泊所とされてゐる大和ホテルの前に一抱へもある街路樹が生ひ茂つてゐますが、これも矢張私共自ら植樹したものであります。此等を見て戴いただけでも、私共は斷じて破壞的行動を主眼とするものでなく、全く滿洲の健全なる發達を計らんとする建設的理想の下に專心盡力しつゝあることを御諒解願へると思ひます。而も滿洲國に於ける人民のマヂョリテイを占むるものは漢民族であつて、彼等こそ滿洲國の將來を左右する主體であり中心であつて、日本人は單に彼等の足らざるところを外方から補つてやつてゐるだけであります。調査委員諸君に於かれましても深くこれを諒とされたい。」

調査委員諸君は終始熱心に私の話を聞いて吳れたが、なかにも佛國委員クローデル將軍は非常に興味を持たれたものと見え

「貴君の話を聽いて今回の滿洲事變並に滿洲國成立の經緯がよく了解出來た。日本の軍人に聞くと餘りに話が軍事專門的である、又支那側の話しを聞くと餘りぼんやりし過ぎてゐる。我々はその眞相を奈邊に求むべきかに苦んでゐたが、今貴君の話によつて疑念が一掃された。十年後貴君

が歷史家としてこれを執筆される際のアウトラインをどうか私に書いて貰ひたい」

と依賴された。私はそれを快く承諾して、將軍の在滿中の經過記錄を作成して渡す約束をした。

四

次いで米國のマッコイ將軍は、「滿洲國は門戶開放主義を宣揚されてゐるが、果してそれが嚴正に實行されますか？」と如何にも日本の獨占市場になるのではないかと危惧されてゐるやうな質問をされたが、私はこれに應へて

「門戶開放と機會均等とは滿洲國が立國の始めに宣言した鐵則であります。一體門戶開放政策と云ふのは、支那に關係を有する國々のうち貴國が卒先して稱へた政策である。併しこの主義政策は支那を取まく各國相互にのみ强調され、當の本國支那自身は徹底的な門戶閉鎖主義である。果して支那の何處に門戶開放の事實がありますか？　私は寧ろあなたに質問したい、我々は自ら立つて滿洲をオープン・ドアーしようとしてゐるのである。隨つて我々は諸君から感謝を受くる理

由こそあれ、毫末も非難抗議を受くべき理由を認めない。又これは我々の生存上已むを得ずして遂行する仕事であるから、若し諸君がこれを敢て阻止せんとすれば、我々は一歩も退かぬ固い覺悟を持つてゐます。

尚一言特にお斷りして置きますが、滿洲國の國防に關する交通産業、これは斷じてオープン・ドアーしない。世界の何れの國と雖も、自國の國防産業に就て門戶開放主義を執るものはないのであつて、我が滿洲國もその例に倣はざるを得ない。而も我々の國家は資本主義國家であり、日本も亦資本主義國家である。貴國も亦資本主義國家ではありませんか。ところが我が滿洲國に隣接せる强國サヴエート・ロシヤは共産主義國家であり、赤衞大軍を擁して赤化の機會を狙つてゐる。我々の寡兵を以てしては到底これと對立して行くことは出來ない。當然國防の上に於て日本の援助を俟たねばならぬが、その爲に國防に關する鐵道即ち作戰上必要なる鐵道のメーン・ラインは總てこれを××に管理せしめる方針である。併し國防上必要ならざる産業に就いては何處までも門戶開放主義を以て進むことを固く諸君に誓つて憚らない」

更にリットン卿から「機會均等はどうか？ 殊に人の機會均等はどうか？」と云ふ質問を受けた。

「機會均等ならば支那に於て貴國自ら先例を示してゐる。前淸の末葉に於て、その內政が紊亂腐敗の極に達し全くその統一を失ふに至つた時、貴國人サー・ロバート・ハートは淸朝に建言して云ふのに、斯くの如くんば貴國は國際間に全くその信用を失墜して仕舞ふであらう。この際せめて海關行政だけなりとも完全なものとしておく必要があることを頻りに力說した。淸朝は直にロバート・ハート卿の言に聞いて、卿自身を總稅司に任命して、紊亂せる海關行政の改正を計り完全な海關制度の確立を見るに至つた。この海關は表面成程イコール・オポチユニテイであつて、英、米、佛、日、支等の諸國人が使はれてゐる。併しながら日本が海關の官吏たらんとするには、殆ど拒絕に等しい難解な英語試驗を受けなければならない。

今我が滿洲國に就いて云へば、この國は滿洲國人と日本人とが相協力して建設した國家であつて、新國家の公文は滿洲國語と日本語とによつて發表せられてゐる。隨つて滿洲と日本の兩國語を完全に使ひこなせる第三國人であつて、而も我が滿洲國の與へる待遇に甘んずる人があるならば、國籍の何れにあるを問はずどし〳〵採用する考へである。之が私の各國人に對する機會均等

に對する主張であります」

この答にはリツトン卿も苦笑してゐたやうであつたが、「他に御質問はありませんか？」と尋ねると「以上の他に質問はない、滿洲國の立場を充分了解出來て喜びに堪へない」と云つてゐた。

聯盟調査團一行が我が國都新京を去るに當つて、私は彼等を新京ステーションに見送つた。その時リツトン卿は私の手を握り、小さい聲ではあつたが「貴國の健全なる御發達を心から祈つてゐます」と云つて、固い握手を殘して行かれた。

國際聯盟會議對策私見

一

最後に前回並に今回の國際聯盟會議に關して簡單なる感想を一言して置きたいと思ふが、私は先づ芳澤代表のために辯明すると同時に、國際聯盟劇を環る日本外務本省と日本代表部との間に蟠りし女性的偏愛根性のあつたことを特に述べておきたい。當時の外務大臣××××氏は、日本に於ける、一名定石外交と呼ばれる自由主義・事勿れ主義外交の大御所であり、氏の下には世に所謂××スクールと呼ばれる、幾多の×××外交官が外務本省は勿論海外樞要地に駐在し多年多數の國帑を××して居つた。其中には表面國民に向つては强そうな事を云ひながら其實質は只管事勿れ主義を奉じて世を僞つて居た人が少なくない。

ところが、我が代表芳澤謙吉氏はこれと派を異にして、プライベートの關係から云つても犬養毅氏の女婿であり、外交政策の上に於ても氏一流の一種特別の見解を持してをつた。外交官とし

ての芳澤氏は、綿密周到に想を練り、健實一本槍で進むといふ風で、國際場裡の檜舞臺で華やかに立廻はるのは氏の柄でないかも知れぬ。併し、一面軟弱なるが如く見えて、實は手硬いのである。氏は一度事に當るや、是が非でも最後までやり遂げて見せる粘りがあり、一度食ひ下がつたが最後、噛り切るまでは離さないブルドック式の强さがある。氏が嘗て一騎當千のカラハンや顧維鈞を相手どつて、それまで容易に解決を得なかつた日支關稅協定並に日露協定に成功し得たのも、氏一流の膠外交によるものであつた。上海に於て、大物の王正廷を向うに廻はして山東出兵の後始末をつけたのも膠式の强さであつた。氏はその系統を異にし、その傾向と反する爲か幣原スクールから全く繼子扱ひされて、長く不遇の地位にあつた。二三年前漸く迎へられて佛國大使となり、偶々滿洲事變に關する聯盟理事會に日本首席代表たるの地位を與へられたが、御氣の毒にも、氏は遠くジュネーブの地に於て再び幣原スクールの私的偏愛の苦楚を味はゝねばならなかつた。

　芳澤氏は頻に情報懇請を我が外務本省に對して飛ばした、火のつくやうに切願した。それにも拘らず、幣原外相を總大將とする我が霞ケ關は容易に情報を與へず、又漸くに與へた情報は頗る

短文不備のものであつた。外務本省には、在滿各領事から事變の進展とともに時々刻々詳細なる報告が寄せられてゐたので、滿洲情勢を報導せんとせば如何に詳しい情報たりとも、芳澤氏の要求のまゝになし得たのである。然し一方又各領事から直接芳澤氏に情報する事は絕對に禁じられてゐた。日本は當時の國際聯盟理事會で十三對一票で騷ぎ、悲壯なる孤立日本に淚を揮つたが、芳澤氏は世界各國から孤立するばかりでなく、祖國日本の外務省からも孤立するの榮譽を擔はされたのである。

　私は率直に幣原スクールの主張が一種の意見として平和時の外交に權威あることを認むるに吝でない。抑も日本が立憲政體である以上、各政黨が各々獨自の外交政策を主張奉持することは喜ばしい現象といはねばならぬ。又、國家が各個人の人格を尊重し言論の自由を許す以上、各人各說あるは當然である。併し、一旦或人に對し政府が國家の公事を託したる以上、その者をして力の及ぶ限り國家のために盡し得るの道を講ずるが當然である。然るに、今幣原スクールの一派が、見解を異にし、黨派を異にするだけの理由によつて、芳澤氏に對する情報を出し惜みして、後手外交の基因を作り國際間の人氣を惡化したるは實に遺憾に堪へない。

二

これに反して、今回の國際聯盟會議に日本首席全權として、內田外相は政友會の松岡代議士を簡拔された。この一般の意表に出でた內田外相の英斷は、日本國民大衆に對して非常にショックを與へ、期せずして各方面から賞讚の辭が湧き起つた。私自身松岡全權に對して何等の恩怨のある譯ではないが、同氏が外交官出身であるとは雖へ後に政界の人となつて幾多の波瀾曲折に貴き體驗を有つ人であり、外交官と云ふよりも寧ろ政治家として同氏を國際聯盟大會に出席せしめたことは、まさに從來の霞ケ關の型を破つたものとして甚だ喜ばしく感ずる次第である。併し、相手方の支那側は、今回の國際聯盟大會に於て、嘗て巴里平和會議の際に奮鬪した顏慶恵並に問題の人顧維鈞及び郭泰祺の三君を以てあらゆる手段を講じて日本を陥れんとし、日本は又既に滿洲國を正式に承認した以上、背水の陣を張つてこれに臨まなければならぬ。私は我が松岡全權の聯盟理事會並に總會に於ける演說筆記を見て、頗る痛快とし同時に氏の奮鬪に對して深く感謝する者であるが、併し日本が眞に聯盟をして屈服せしめんと欲するならば、尚この外に打つ手があ

つたものと信ずる。極東問題に直接の利害關係なき聯盟などを相手取るよりも吾人の關心は寧ろ米露兩國にある。隨つて日本は、獨り國際聯盟のみと云はず、聯盟外に立てる强國中の强國たる米露二國に對しても、充分なる用意を以て臨まなければならぬことは申すまでもない。

率直に云へば、日本の滿洲、支那に於ける活躍を阻止せんとするものは、寧ろ米露兩國であつて、國際聯盟は實質的に滿洲問題に對してさほど權威ある機關であるとは思はれない。そも〳〵米國人が滿洲に自國の魔手を伸ばし滿洲經綸の野望を懷いたのは昨日今日のことでなく、日露戰爭後機會ある每にあらゆる手段を盡して滿洲の政治・經濟界に勢力の扶植を試みようとした。日露戰爭直後、米國の鐵道王ハリマンは、日本が露西亞より繼承せる南滿洲鐵道を相當の金額を提供して買收經營せんとしたことは、その最も顯著なる例である。後に又淸朝政府と手を結び滿鐵の平行線たる錦愛鐵道の敷設を企て同鐵道を海に通ずるために葫蘆島の築港計畫を助けんとしたが、日露兩國の反對の爲に遂にその目的を達することを得なかつた。其後米國が立役者として活躍したワシントン會議の開催も九ケ國條約の締結も悉く滿洲に於ける日本の活動を阻止せんとし、同時に自國の活躍に資せんがためであつたことは、心あるものゝ等しく看破せしところであ

る。這回の滿洲事變中に於ても、最初のうちこそ沈默を守つてゐたが漸次爪牙を現はし、國務長官スチムソンの名に於て屢々日本に對し不愉快極まる提案をなした。

又、露西亞が滿洲に對してずつと以前から異常なる關心を抱いてをつたことは、今更喋々するを要せざるところである。日露戰爭がこれによつて起つたことは、世人の記憶に今尚新たなるところである。東に反日の元締米國を控へ、西に滿洲に對して虎視耽々たる露西亞に備へつゝ、滿洲・支那問題を處理して行く日本が、外交的に異常な用心覺悟を要することは云ふまでもない。第六十三議會に於て內田外相は、滿洲問題のためには祖國日本を「焦土と化するとも敢て戰ふ」と固い決意を洩されたが、米露兩國が同時に相呼應して立ち、又これに乘ずる支那四億の民を向うに廻はし、一時に腹背敵を受けたのではたまつたものでない。これ等の國々を外交的に甘く制御牽制しつゝ、この大業を完成するには其處に卓越したる外交的手腕を要する。私の見るところでは、これは戰術上の所謂各個擊破の戰法に依らねばならぬことは、高邁達識な外交官に俟たなくともよく判る筈である。

嘗て、滿洲問題に特別の關心を抱いて居た後藤新平伯はワシントン會議の結果を見て、將來日

本の採る可き外交政策は先づ露西亞と結ぶにあるを痛感され、自ら提唱してヨツフエーを日本に招來し、或は進んで老軀をひつさげて遠く露都を訪問されたことがある。然るに當時滿鐵理事であつた松岡君は、支那側と秘密談判して露西亞の最も關心を有する東支鐵道の橫腹を突き破る洮昂鐵道を敷設した。その結果、露西亞人間に非常なセンセーションを捲き起し、「一體日本の考へてゐることは何であるか？　或る時は日露の和親提携を希望し、或る時はこれを打破るやうな政策を執る、結論として日本信ずるに足らずと云ふことになる」と、日本を糞味噌にこき下す者すらあつた。これがために、後藤伯の深謀遠慮の雄圖も空しく水泡と消え去るに至つた事は遺憾千萬と云はねばならぬ。

三

今回の滿洲事變に際しては、露西亞は內政上の關係から終始嚴正中立を守つて、出先きの人々は兎も角、本國政府は日本がなすまゝに絕對不干涉主義を採つた。のみならず、更に進んでは日露の不可侵條約を提案して、兩國の親善を促進せんと努力した。我が松岡親任待遇全權は、ジュ

ネーブへの道をシベリヤに採り、折角露都を訪問して露西亞政府の要人カラハン氏と折衝しながら、何故一歩を進めて日露不可侵條約の締結にまで這入らなかつたのであるか？　これは、彼の所屬する政黨政友會の有力者であつた故森恪君あたりが反露的な意見の持主であつたからであるか？　或は軍部の反露的な態度を有する一派の人々に對する遠慮氣兼からでもあつたか？何れにせよ政治外交に練達堪能な同氏が何故に一石二鳥の策に出でなかつたかと彼の心中を忖度するに苦しむ次第である。若し日本が日露不可侵條約を締結しておいて聯盟に臨み脱退論を振り廻せば聯盟は悲鳴を擧ぐる外はなかつた筈である。

　ジュネーヴに於ける松岡全權の活動振りは、その××記者によつて華々しく日本に報導されてゐる。しかし彼の雄辯廣辭を以てしても、國際聯盟の空氣は容易に好轉しうべくも見えず、遂に問題は一九三三年まで持ち越されて仕舞つた。この間に於て、支那側全權は日本の裏をかいて露支國交回復を策し、露支不可侵條約を締結するまでに至つた。今更ら悔むも及ばぬことながら、先に露西亞から日本に對して話があつただけに、支那をして我を出し拔かしめたるは不覺千萬と云はねばならぬ。

　紙上一片の日露不可侵條約の如き、露西亞がこれを望むならば、願つてもないことで直に彼の希望に應ず可きものと信ずる。日露不可侵條約は米支兩國に對する無二の牽制球であり、今後日本が善隣滿洲國の發達を援助完成せしめ、一方支那に於ける我が實力を恢復し強く支那を指導して行く上に於て非常に効果あるものであらう。この時、例によつて米國が傲岸不遜な干渉沙汰に及ぶ時は、即刻對米宣戰を聲明して背後の强敵露西亞に備ふるの要なく一遽に積怨を雪げばよい。我が祖國日本の精鋭なる海軍は米の太平洋艦隊を撃滅するに足る充分の實力を有することを私は信じて疑はない。其後に於て若し又露西亞にして日本に不誠意を示すならば、條約違反の名に於て正々堂々サヴエート・ロシヤ膺懲の劍を振り翳して北地の癌を剔抉し赤化禍の萠芽を斷つことが出來る。斯くして始めて日本は堂々と國際聯盟に君臨し得るのである。即ち私の考へより推せば、これこそ大局より見て日本の採るべき最上の外交政策である。更に之を具體的に云へば、現在の國際情勢のうちにあつて日本に殘された唯一無二の手段たる米露二國に對する「各個撃破」の戰法ではあるまいか？

四

とは雖へ私は決して好戰論者でもなく、もとを云へば世界平和を築き上げることが私の理想である以上、徒に事を構へんがために敢て戰を說くものではない。併し劍に據らずして勝つと云ふことが外交の妙諦であるならば日本としては今回の國際聯盟會議に臨むに際して他に採るべき幾多の手段があつたであらうと思はれる。具體的に云へば、世界各國が軍備の縮少を唱へ平和主義を標榜してをり、世界大戰の慘禍を再び繰返したくないと云ふ希望を心中に持つてゐると云ふことは、識者の判斷を俟たずして明白であるが、一面又これには幾多のかけひきのあることは間違ひなき事實であつて、一言に軍縮と云つても自國の武力を出來得る限り强大ならしめんことに專ら努めて他日に備へんとする下心あるは疑ひなきところである。この際如何に軍神の護り固き祖國日本と雖も、米露支三國及び國際聯盟加入國全部を相手取つて敢然として立つと云ふことは、その意氣や壯なりと言ひ得るも祖國を累卵の危きに陷れるものである。率直に私の意見を云へば、先に露西亞より進んで手を差し伸べられてゐた日露不可侵條約を締結しておいて堂々聯





特使として入京

滿洲國承認特使として滯京中の著者。

〔上圖〕 水交社に於て東久邇宮殿下御臺臨の下に朝野の名士を集めて催された大歡迎午餐會に於ける著者のテーブル・スピーチ（一九三二年八月四日）（左より） 東久邇宮殿下、荒木陸相、後藤農相、安達謙藏氏。

〔下圖〕 入京の日、羽田飛行場に着ける著者を取圍む歡迎の人々。

盟會議に臨み、會議の劈頭「若し日本の立場を理解せず徒に干渉せんとせば、斷然聯盟を脱退す可し」と固き決意を示し、又日に増し倨傲鮮腆なる米國が依然執拗な壓迫干渉沙汰に及ばんとするならば、傳家の寶刀を執つて敢然非違膺懲のために立つの氣慨を示す時は、聯盟の腰を折るは至極容易なことであり、生來打算的な米國人が進んで我が國と戰端の火蓋を切るやうなことは斷じてあり得ない。今更覆水盆にかへらずではあるが、私は我が松岡全權の鳴物入りの華々しい活躍振りを遙に賞嘆すると共に、彼にして茲にしてせざりしを甚だ遺憾とする次第である。

最近不幸な事件として山海關事件が勃發したが、これに對して日本政府は局地的事件として取扱ふ可きことを頻りに主張して世界各國に了解を求めんことに汲々としてゐる。逆に支那側は、この事件を以て日本の大陸政策遂行上の端緒である、斷じて局地的事件として取扱ふことは出來ぬと强腰に出てゐる。これを私から見ると滑稽に堪へない。元來日本は常に正義と人道との立て前から支那に臨んでゐるのであつて、局地的事件である、大陸政策の端緒だなどとは以ての外だと、兎や角無用の押問答を繰返へす必要は更にない。支那の政情が絶えず不安動搖して日本が尠からざる迷惑を蒙つてゐる事實が總ての原因である。現在支那の鼻息の荒いのは彼の十八番「以

夷制夷」の外交政策によるものであつて、露支不可侵條約の締結に氣をよくしてゐるのである。
この點は明に日本外交の失敗である。駐日露國大使トロヤノスキーは長年日本にあつて日露不可侵條約締結のために非常な努力を拂つて來たが、今回の日本の態度を面白からず感じ、他の名もなき外交官に椅子を讓つて日本を去るに至つた。これまで嚴正中立と云ふより寧ろ親日的態度に出でゝゐた露西亞も遂に日本に見切りをつけたものと思はれる。のみならず、露支不可侵條約締結後の露西亞は、對滿洲國關係に於て露骨な惡意を示し、こと〲に壓迫的態度に出でて滿洲國の對露外交は非常な難局に立たされて來た。私はこの點特に讀者諸君の再思三考を促したい。

新國家に對するデマの横行

對滿認識不足の悲哀

一

私は始め新京滿洲屋旅館に滯在してをつたが、建國匆々多事多端の際であり、複雜多岐の政務を執行處理するためには、オフィス即官舍ならざる可からずと感じ、直にベッドを國務院總務長官室内に移して殆ど不眠不休の活動を續けた。丁度その頃ニューヨーク・タイムスの印度特派員で、東洋通を以て聞えたミル君が遙々新京にやつて來て私を訪問した。彼は執政溥儀氏が日本人によつて監禁されてゐるとの報道に接し、逸早くその眞相を確むべくわざ〱出て來たものである。外交部は直に執政府に彼を紹介して執政の日常生活を目擊せしめた。ところが、執政は滿洲國元首になられて以來、天津時代とは全然打つて變つて非常に元氣になられ、政務の暇々に每

日乘馬、テニスその他の運動を樂んでゐられた。執政は直にミル君を引見し、日常生活の撮影までも彼に許された。ミル君は先の報道が全く誤報であつたことを知つて、滿洲を去るに當つて挨拶のため私のオフィス即官舍たる總務長官室を訪問した。彼は米人らしい率直さで執政監禁事件が故なき謠言であり、その眞相を確め得たことを心から感謝して、不遠慮に私の長官室を見廻してゐたが、「これでは寧ろ貴方の方が監禁されてゐるやうだ」と大袈裟に碧眼を瞠つたものだつた。タイムス特派員君も私の簡單なベッド生活には餘程吃驚したものと見える。

建國以來一月二月と日を重ぬるに從つて滿洲國は漸次その基礎を固め官制設備ともに整へられて着々更生の實を擧げつゝあつた。それだけに一方祖國日本をして一日も早く滿洲國承認を敢行せしむるを必要とした。荏苒徒に時を移すは、滿洲國の健全なる成育を阻害するばかりでなく、日本々國のためにも亦面白からざる結果を招來するに至るを信じて、祕に私は私自ら東京に赴き、滿洲國承認即時斷行を强談すべく固く決意した。

上京の決意をなさしむるに至つた尙ほ一つの理由があつた。兼てより私は滿洲國人系要人中に一種不快な策謀暗躍の行はれてゐることを察知してゐた。凡そ滿洲國の要人は上國務總理を始め

各院長、部長に至るまで、大抵は二三の日本人私設秘書をもつてをり、それ等の私設秘書は何等の主張確信なく滿洲國要人の命ずるがまゝに、唯々諾々として屢々日滿間に往復して盛に我々の惡宣傳を放ちつゝあるを知つた。私設秘書問題は必ずや滿洲國の將來に禍根たるべきを憂へて、私は彼等を滿洲國官吏に任用し、一定の統制下に置かんとしたが、それは滿洲國要人の好むところでなく、又た私設秘書諸君の好むところでもなかつた。正に彼等こそ滿洲國の獅子身中の虫であり、將來この國が破綻を來すことありとすればその原因の大部分は彼等の罪に歸せらる可きであると思ふが、當時彼等によつて捏造宣傳された滿洲事情報告を一日も早く是正し、その眞相を傳へることは、日滿兩國の爲に總務長官たる私自らその衝に當らねばならぬことと信じた。

三千萬民衆とか五族の民とか云つても、滿洲國々民の殆ど大部分は漢民族である。漢民族は相寄り相扶けて一つの國家を構成すべき國民的集結力に欠くるところがあるが、しかし、民族社會を築き營む上に於ては一種獨特の手腕を有つ優秀民族である。なる程今日の所謂文化的科學的知識に於ては日本人が漢人よりも數等秀れてゐるかも知れない。ところが、所謂智惠かけひきに至つては日本人は到底漢人の敵でない。この一種特異な民族を日本人の有する單純、性急、且つ

卒直なる知識、財力、武力を以て永久に誘掖指導して行くと云ふことは容易ならぬことである。夷を以て夷を制すると云ふのは漢民族が數千年來採り來つた傳統的對外政策である。滿洲國が一つの獨立國家として出現し、其處に若干の日本人が相當なる地位に這入り込んだとして如何程の事を爲し得ようか？　否寧ろ日本從來の行き方を以てしては、必ず彼等に逆にまきこまれる虞れなしとしない。幾多の先例はこれを事實の上に明示してゐるではないか？　彼等を以て直に日本人と心から融和提携し得る民族と思ふのは非常な誤算であり、飼犬に手を噛まれるやうなことにならぬとも限らぬ。先づ滿洲國政府要路に或る日本人が這入つたとすれば、その聲望權威と對抗す可く、彼等の私設秘書である日本人を使つて、日本々國の有力なる官民に對して盛んにそれ等日系官吏の惡聲を放たしめ、結局その任に堪へざらしむるの策に出る如きは、彼等一流の不愉快なる常套手段であり、朝飯前の片手間仕事である。

二

又た一方日本の有力なる官民諸君の間に於ては、滿洲國建設に當つての我々の眞の精神が充分

理解されてをらなかつたかに思はれた。彼等の中には、恰も日系官吏である我々が滿洲國人官吏に非常な壓迫を加へ、それがために日滿兩國の親善が痛く阻害されてゐるかの如く誤解してゐたむきも尠くなかつた。外交部總長謝介石君が大連に出掛けて行つた際、大連に於ける日本の有力なる官民が謝介石君に對して、「日系官吏が非常に暴威を振つてゐると聞くが、それは事實ですか？」と眞劍になつて質問したさうである。それに對して謝介石君は、「我々滿洲國人が日本人官吏諸君と心から提携して、一國を建設しようと思つてゐる際に、第三國人ならとも角、日本人である諸君の口から斯る質問を受けるとは我々の甚だ意外とするところだ」と應へた。更に參議府議長であり軍政部總長を兼任せる張景惠君の一行が近畿大演習參觀の目的で日本に行つた際に於ても、日本の官民諸君は、在滿洲の日系官吏に對する不快の念があるかどうかを頻に訊ねられたさうである。張景惠君は意外の質問に接して、我々滿洲國人官吏に斯くの如きことの絶對にありやう筈がない旨を、きつぱり言明したと、參議府會議の席上で報告した。

我々日系官吏は眞に祖國日本將來の爲に、熱火深水の苦楚を露厭ふところなく、朔北の天地に家をも身をも打捨てゝ働いてゐるのに對して、祖國日本の官民諸君はその精神を少しも汲まうと

しない。青史に輝くべき滿洲國建設の洪業を前にして、彼等は事々にけちを附けようとかゝつてゐる。腹が小さいと云はうか、薄つぺらだと云はうか、凡そ島國根性から出たものであらうが、母國日本のために痛惜慨嘆の情を禁じ得ない。我々在滿日系官吏は微力ではあらう。併し我々は眞劍な使徒である。日系官吏に幾分の不評があつても、これを掩護し聲援してこそ燦たる大偉業を完成し得るのではないか？　私は斷言するを憚らない。若し我が祖國日本の官民諸君が今にして非を悟らず、依然島國的色眼鏡を擲たざれば、滿洲問題のために拂つた貴き且つ高き犧牲は、必ずや近き將來に於て日本人自らこれを水泡に歸せしむることゝならう。

滿洲國成立前後に亘つて有力なる日本人が滿洲國の情況を視察す可く陸續としてやつて來た。それ等の人々は與へられた極く短時間の間に滿洲國の民情、設備、其他全般に亘る視察をなすとともに、滿洲國要人の腹の底をも叩いておかうとするために、動もすれば皮相の觀察に陷り易く、過れる結論を持つて歸朝される人も尠くなかつた。建國後間もない頃であつたが、日本の某方面の有力者が私を訪問されて

「一體、滿洲國人の何處に新興氣分があるか？　滿洲國政府が成立して一體何を爲し得たか？」

と質問された。その人は支那通として著名な人であつたが、氏の質問は私にとつて頗る意外であつた。

「この滿洲國の成立が眞に支那民族自身の新興氣分によつて生れ出でたものか、それとも××××××の生存上已むに已まれぬ必要あつて出來上つたものか、貴方の賢明なる御判斷に任かせるとして、一國の政府が假令形式的な成立を見たとしても、それが統治上充分の成果を擧ぐるには、少くも數年數十年を要すると思ふ。祖國日本の如き特殊の國家に於てすらも、明治維新が行はれて以後日本が完全に統一されるまでには一體何年を要しましたか？　この新國家は少くも五種からの民族が混住するデリケートな國家であり、而もその版圖は日本の約二倍にも當る廣漠たる地域を有してゐる。新政府が成立して未だ二三ケ月も經たないのに、そう云ふ質問を少くも支那通と呼ばれる貴君からお受しようとは思はなかつた」

と答へて笑つた。視察者の多くは概ねこの類であつて、毎日踵を接して詰めかける訪問者は私に思ひ〳〵の不思議な質問を浴せかけた。

三

併し、中には健實眞摯な視察團の來訪も尠くはなかつた。就中大阪市に於ける有力なる商工業者を以て組織された大阪工業會有志諸君からなる滿洲視察團諸君の如きはその最たるものであつた。かゝる場合常に私はそれ等の人々に一堂に集まつて貰ひ、何等隱し立てるところなく、我々の所信政策を率直に言明し、視察團諸君の質問に對して誠意を披瀝して應答するに吝さでない。視察團一行諸君も私の一點僞らざる説明に始めて新滿洲の奧底に横たはれる眞相に通じ得て甚だ愉快であつたと語られた。又た屢々、將來滿洲國で勇飛活動を試みんとする純眞な學生諸君が私を訪問した。私は滿洲經營が百年千年の大計である所以を語り、初代札幌農大校長クラーク先生の世に謂ふ雪中の教訓「ボーイス・ビイ・アンビシャス」（青年よ大望を持て！）に生く可きを訓へ、この機會に滿洲を頭と目と耳と足によつて具に見て、對滿洲の準備知識を豐富ならしめ、次代日本を擔ふべき固き覺悟を抱かねばならぬことを諄々と説いた。

更に又た在留邦人は勿論日本内地に於ても頗る遺憾とする或る種の風評が頻に傳へられた。詰

り、嘗て日本が朝鮮經營に手を着けた際には、日本に於ける第一流の政治家伊藤博文公を煩はした。然るに今大滿洲經營の更新に當つて、何處の馬の骨だか判らぬ布衣無名の者を以てその重任に据ゑるとは一體何事であるか？と云ふのである。併し私はこれと考へを異にした。折紙つきの第一流の政治家伊藤公が朝鮮に於て採られた政策が、今日果して母國日本に對して實質上如何なる貢献をなし得たであらうか？　伊藤公は朝鮮そのものに就いて豫め充分なる準備知識を有して居られたであらうか？　翻つてイギリスの南亞トランスバールに於ける統治政策を見よ。セシル・ローズは青年時代より南亞にあり、その地の風土民情に精通せるを以て英本國は極力彼を支持後援し、遂に大英帝國南亞經綸を完成し得たのではなかつたか？　更に文豪ジョンソンのクライブ傳に見よ。英國大印度政策の上に不滅の足跡を印したクライブその人は、最初東印度會社の一社員に過ぎざる者ではなかつたか？　しかも尚ほ英國が印度に於て偉大なる成果を收め得たのは、印度の事情に限なく精通せる彼を拔擢して東印度會社首腦たらしめた結果ではなかつたか？　日本人特有の島國人根性に由來するジェラシーが然らしむるか、無名の士が時を得て飛躍その手足を伸ばさんとすれば、その人を支持鞭撻するの雅量を缺き、言はずもがなの缺點を洗ひ

立て、その人の前途を過またしむるのみならず、國家百年の計を過またしむる事を私は眞に祖國日本の爲に憂へる。

日本が從來取り來つた滿洲經營の跡を顧るに、私の知れる限りに於て、僅々二十數年間に滿鐵總裁の入れ變へをなすこと十有三度の多きに達する。而も各總裁諸氏は何れも皆立派な閱歷の持主であり、日本に於ける有力者であつた。併しそれ等の人と雖も滿洲を理解するに少くとも數年の日子を必要とした。彼等が滿洲を漸く理解せんとする頃には、又た次の人と更代してゐる。一方我が相手方たるべき支那人側では依然として同一人物が常にその衝に當つてゐる。かくては兩者の勝敗如何は戰はずして既に瞭かなりと云へよう。凡そ總ての經營統治の場合と同樣に、滿洲を正しく經營統治せんとすれば、先づ滿洲そのものに、己が掌を見るが如く精通してをらねばならぬ。私は月給四十五圓の滿鐵社員を振り出しに、過去二十數年に亘つて頭と足を以て滿蒙支各方面の事情を研究した。如何なる世界の學者、政治家がやつて來ようとも、事苟も滿洲支那の事情、問題に關する限り、一歩たりとも彼等に讓らぬ丈の確固たる自信を有する。日本今日の實狀を顧て、何人がこれを完全に統治し得る自信ありと斷言しうるか？　今一小島帝國すら治め

得ざる所謂一流政治家を新國家の首班とするも、民情風土を異にし各種民族の錯綜せる滿洲を如何にして統治し得るか？　此點は正に私自身が、眞劍に日本の政治家は勿論一般國民大衆諸君に問はんとするところである。

今や日本は對內的にも對外的にも非常に危險な岐路に立つて居り一滿洲問題の解決位を以てして自國を泰山の安きに置き難き狀勢にある、引續き對露、對米、對國際聯盟、對支と幾らでも難問題が集積し而も內には階級鬪爭的觀念が充滿して居る、之を解決するには無名の英雄の輩出に俟つの外はない。然るに一滿洲問題の解決に當つてすら同胞相爭つて醜狀を他人の前に曝すに至つては沙汰の限りである、此點私は現在の日本人に對して非常な失望を感ずると同時に將來滿支經營に任ぜんとする青年諸君の意氣を沮喪せしめざらん事を祈つて止まない。

一　國都建設を繞りて

現在になつて見ると、新國家が首都を長春に定めたことに何等問題もなく非常な英斷であつたやうに傳へられて居るが、當初に於ては甲論乙駁でなか〳〵紛糾し、一時は猛烈な反對運動が行はれた。併し私としては當初から首都は長春に定む可きものと固く信じ、如何なる反對をも押切つて斷行する確固たる決意を持つてゐた。

試みに大滿洲の地圖を擴げて見よ。長春が滿洲のセンターに位する都市たることは、一見して瞭かである。而も各省の勢力關係が錯綜せる滿洲に新國家を建設するに當り、一省一派に偏するは我々の第一に避くべきところである。自己に緣故あり利害ある各自在住の地を以て我が首都に推したきは人間自然の情であり、奉天省民が奉天を主張し、吉林省民が吉林を推薦し、黑龍江省民がチ、ハルならではと力むのも一概に排斥すべきでない。併し、元來、滿洲の不安動搖は各省に割據する軍閥私黨が私利のために暴威を逞しうしたるに原因するところが深いのであつて、今

從來の積弊を一掃し、更始一番建直しを試みんとする際、多少の便宜に釣られて舊弊の渦中に陷るは許さる可きでない。各省を打つて一丸となす中央集權主義の新政治こそ新滿洲國の黎明を齎らすもとであり、それが實現を求むるには各省民總てに對して飽くまで公平無私で臨むことを必須の條件とする。偶々我が長春は政治區劃の上に於てこそ吉林省の一都邑であるが、省政治の中心より遠く離れ吉林省色の最も稀薄な地方である。

次に國都建設を實際問題として討究する時、そのために必要とする莫大な資金を調達する事が當面第一の問題である。然るに建國匆々の國庫にその資金を求むるは猫に小判を求むるが如きで、國庫としても無い袖はふれぬと應へる他あるまい。併し今、國都建設の資金といつても、そのうち最も重きを占むるものは土地買收費である。卽ち地價の高低は必要資金の多少を左右するものである。凡そ大滿洲國の首都たるためには、當然、四五千萬坪の廣大な地域を準備せねばならぬが、當時長春は不況のどん底に喘いでゐて、その地價は奉天など〻比較して月鼈の相違があり坪當り約十四五錢内外であつた、私が長春を國都と定むべきを强張する一大理由は、まさにこの地價低廉の魅力であつた。又交通の上から論じても南滿洲鐵道の終點であり、東支鐵道の起

點であり、吉長線を通じて近く完成される吉會線に續き、裏朝鮮に出づる鐵路の起點として頗る好都合である。

更に眼を轉じて日本人の立場から觀察することも必要であらう。私は月給四十五圓で滿鐵入りをした頃から、不審に思ひ遺憾に感じたことは、何故日本の滿洲經營の中樞機關たりし都督府及び滿鐵は其最初に經營の中心を長春方面に置かなかつたかといふことであつた。日本が日露戰爭の結果、滿鐵の經營を引き繼いだまではよかつたが、嘗てロシヤが滿洲經營の中心とした大連、旅順をその儘に中心地としたのは、非常な誤算であり輕率無策の誹りをまぬがれぬ。ロシヤの大亞細亞經綸の建前より觀てこそ、遠く最南端である大連、旅順を雄飛の根據地として南北滿洲を自家の覇業の中に收めんとしたるは大いにその理由を認めるが、日本が滿洲に資源を求め、力を南より北に進めんとするに當つて、日本に最も近き旅・大を主城たらしめたるは、我が對滿政策に手を燒くに至つた根本的原因ではなかつたか？ 若し我滿洲經營の當初より長春方面をその中心地としてゐたとせば、過去三十年に亘る對滿經綸の歴史は、相當華々しきものであつたに相違なく、張軍閥の抗日侮日に今更いきり立つ必要もなかつたであらう。日本から觀た國都長春の御利

益を具體的に例證することは容易であり、先にも一言した吉會鐵道開通の曉を想像すれば充分である。吉會鐵道の開通は、日本がこれを多年渇望しながら、張家のために妨げられ紙上一片の約束に過ぎざるものとし、容易にその實現を期し得なかつたのであるが、今日新國家の誕生と共に完成工事を急ぐこと丶なり、その開通も極めて近き將來のことである。この一本の鐵道を通して、元來經濟的に惠まれざりし、裏朝鮮及裏日本が北滿の物資に惠まる丶のみならず、進んでは日本內地と北滿を結んで容易に北滿物資を日本に輸入することが出來る。然らば、裏朝鮮及日本內地に出さる丶北滿物資の足溜りを何處に求むるかといふに長春を以て最適の地とせねばならぬ。大連、奉天等が如何にプレミヤムをつけてか丶つても、長春の地理的優位を蹴落すことは不可能とせねばならない。

二

今我々が交通關係を議論の俎上にのせる以上、航空路問題について一言せねばならぬ。日滿兩國が互に善隣國であり、その利害は緊密不可分であり、飽くまで共存共榮の實を擧げて行かねば

ならぬは當然であり、兩國の距離間隔を出來得る限り短縮せしむる事こそ、兩國の意思の疎通に遺憾なからしむる捷徑である。さて一日を以て日滿兩國を連結する航空路を求むるに、東京――新京の一路を措いて他に適當なるものがない。勿論この際吉林を以てターミナル・エーヤ・ポートたらしむることが出來るが、吉林は吉林省色が餘りにも濃厚であつて、他省民の反感を買ふ惧れがある。結局に於て日滿交通の中心を新京に置くを以て最も好都合とせねばならぬ。

ところが、私にとつて一つの不安があつた。政治的・經濟的その他各方面から考察して長春を以て國都とするを最も便宜とするも、將來國都長春の人口が百萬、二百萬に増大された時、市民の飲料水に欠くるやうな心配はないか？ 私は事變當初、時局の大勢を秘に察知して國都問題解決の用意のため長春の給水量を調査しておく必要を痛感した。幸ひに我が關東廳土木課長として滿洲に於ける水のオーソリチー淸水本之助君が居られた。同君の水に對する判斷は百發百中、神技に近いとまで謳はれてゐる。彼の特殊な感覺は地上に繁る雜草を一見して地下水ありや否やを直に感知して嘗て過つたことなしといふ程水に關する天才である。私は直に淸水君に依賴して長春の近郊を踏査して貰つた。その結果、長春附近には地下水が非常に豐富であるのみならず、伊

通河はその本流支流を以て長春の東西を圍み、更に東方稍々距離を置いて飮馬河あり、伊通河と飮馬河との水源を押へるときは、裕に三百萬の市民に給水し得ることが判明した。かくて新京國都設の唯一の不安も一掃され、私は確乎たる自信を以て立つ事を得た。

併し、此處に警戒すべきは利權屋諸君の策動であり、彼等の暗中飛躍が長春の地價高騰を招くが如きことがあつては、國都建設の第一步に於て經濟的行詰りを招來することゝもならう。私は先づ、長春驛を中心に六里（日本里）の半徑で圓を描き、その圓内にある地所は何人の所有たるとを問はず賣買讓渡質入を嚴禁する旨を、吉林省長に依賴して直ちに禁止佈告を發表した。

豫期の如く、新國家の成立とゝもに人口十萬の一都邑に過ぎなかつた長春は、一躍大滿洲國の首都として華々しいスタートを切ることゝなつたが、新國都たる地域は渺々たる滿洲特有の高原地が大部分であつて、從來の長春城又は附屬地等は全然眼中に置かないのである。南北滿洲の境に位ゐする長春は、荒涼殺伐の原野に取圍まれてをり、山水の景觀を更に備へない土地である。然るに、純滿洲式建築は極彩色を所々に配する絢爛にして且つ壯嚴な一種獨特の風韻を帶びてゐる。まさに自然の風物に惠まれざる國都をして美觀と權威とを與へる格恰無二の建築様式であ

る。此の建築を採用してこそ龍宮城の如き大都市を建設してこそ滿洲國人は、これ即ち我等の首都であると感じ、外國人も亦、そこに滿洲國に相應しい首都を見出すであらう。

然るに內地より陸續踵を接して押し掛けて來る請負師は、我こそ大國都を立派に築き上げてやるぞといふやうな抱負も用意もなく、安つぽい洋式ビルディングを手當り次第建築しようとしたので、私は強く「滿洲國の首都は何處までも滿洲國らしく建設す可きである」ことを言明した。

現在國都建設は五ケ年計畫のもとに着々その完成を急ぎつゝあるが、五ケ年の豫定は三ケ年を出ずして所期の目的を達成し得よう。

尙又、在滿邦人は、かゝる國都建設のやうな問題についても地方的根性に捕へられて種々の難癖をつけようとし、無駄な策動を試みつゝある者も尠くない。嘗て製鑛所を鞍山に設けんとする計畫があつた時に於ても、大連市民、新義州市民は、製鑛所は是非俺の所に持つて來て貰はねばならぬと力み返へり、貧弱なる財布から百萬圓以上の運動金をばら撒いた。製鑛所は結局に於て鞍山に出來ることに決定されたのであつたが、少しく土地の事情を冷靜に判斷せばそれが當然であつて、彼等が何のために無駄金を撒き捨てゝゐたのか甚だ不審に堪へない。新京國都問題に關

してもこれに似た幾多の紛糾が在留邦人の手によつて徒に繰り返されんとした事はかへす〴〵も遺憾であつたが、我々の斷乎たる決定が之を阻止し得て彼等をして無駄金を費はさしめざりし事は幸であつた。

滿洲國承認裏面史

一

滿洲國の健全なる發達のために幾多の問題について、祖國日本の完全なる了解を得る必要あつたことは既に再々述べたところである。私は先づ奉天に赴き關東軍司令官と重要事項に關して最後の打合せを終へ、直に飛行機を以て新京に歸り、執政に謁見申上げ、その翌朝須崎秘書官と他に隨員一名を帶同して飛行機に乘じ一路祖國日本に道を急いだ。當時の新聞紙によると「われ等のフォッカー・スリー・エム機は（七月）廿八日午前九時四十五分線に包まれた新京を後に一千五百メートルの高度で一路東へ時速四十五里の速力で飛びつゞけた」とある。私は日頃新京——東京間を一日航空程たらしめる必要を感じ、滿洲國特使として日本を訪れるに當つて日滿最捷航空路の草分けをやらうと考へ、又偶々私は裏朝鮮を見てゐないので、航空の道すがら空からこれ

を視察し日本海を翔破して敦賀に渡り更に東京に向ふ豫定であつた。ところが、滿洲唯一の山丘地帶で重疊する深林にとざゝれた老爺嶺附近から、盛夏特有の白雲の往來次第に繁く山丘地帶にありがちな突風さへ加はつて非常な難航となつた。我がフォッカー旅客機は約二十分龍井村に停留し、愈々一氣に日本海を突破せんとしたが、天候が思はしくなくその上に法規上にもやゝ面倒な手續きがあつて、已むなく道を朝鮮にとつて京城に向ふことゝなつた。私は京城に一泊後、翌早朝再び機上の人となつて、午後四時半には早くも羽田國際飛行場に到着し直に帝國ホテルに投宿した。

在京中私は多忙を極めて三時間以上の睡眠をとつた日とてなかつたが、幸ひに健康を損ふこともなく大體に於て各方面の了解を得ることが出來て喜びに堪へなかつた。私は此處に簡單ながら、内閣當局始め國民大衆に呼びかけた重要問題について一言して置きたい。

滿洲事變の主動的中心が軍部にあつたことは、今日萬人周知の事實である。併し、國際的事變には銃を持つて立つ軍部の意見が重要であると共に、軍事工作の後始末をつけて行く外務關係者の意見も亦同樣に重要である。兩者の融和提携なきところに戰爭の功績なきは明かである。然る

に滿洲事變勃發當初は陸軍省と外務省との間にその意見に於て非常な開きがあつた。否寧ろ陸軍と外務は全く反對の目的で進んでゐた。陸軍はこの機會に於て多年の懸案たる滿洲問題の根本的解決を計るを主眼とし、國運を賭して敢て戰はんとする意氣込みであつた。ところが、外務省は事變の範圍を出來るだけ縮少することを以て金科玉條としてゐた。かくては日本が多額の國帑を費消し多數の生命を犧牲にした滿洲事變も骨折り損の疲れ儲けとなるところであつた。

當時外務省亞細亞局長に谷正之君が頑張つてゐた。彼は外務省切つての腕きゝとして前滿鐵理事の木村鋭市君と並び稱せられ、前外相幣原氏の無二の寵兒であつて、型から云つても飽までスマートな幣原型外交官であつた。彼は又所謂自由主義的定石外交に基く確固たる意見の持主であつたが、一面又圓轉滑脫で非常に融通性を持つてゐた。彼は時局の大勢を察知すると共に陸軍と外務との意見融和の必要を痛感してゐた。その時彼が考へ出したのが晝飯會である。つまり、每日兩方の當事者連が一緒になつて晝飯を食はうと云ふのである。陸軍からは當時次官の杉山元氏、軍務局長の小磯國昭氏（現關東軍參謀長）、秦眞次氏、參謀本部第一部長の建川美次氏等が始終出掛け、霞ケ關からは當時次官の永井松三氏、情報部長の白鳥敏夫氏、當の谷氏等が每も出掛

けて行つた。中でも小磯、谷、白鳥の三君あたりが、一番熱心であつたらしい。その結果、これまで全然意志の融和を欠いてゐた軍部と外務との間を比較的圓滑ならしむるを得た。此の點に於て谷氏は外務畑に於て稀に見る政治的手腕家である。

白鳥敏夫君は石井菊次郎氏の甥で、石井、幣原スクールに於ては最も惠まれた立場にありながら、彼の野武士的性格は、意見も型も稍々幣原氏一派と歩調を同じくしなかつた。それだけに彼の意見は軍部の意嚮に近いものがあつたが、滿洲國承認問題が日本國民一般の問題となつた時、彼は固く承認尚早論を説いた。詰り、彼の主張は、未だ施政萬般の整備せざる滿洲國を日本が卒先して承認するは、諸外國より合併の前提なるが如く思はれて日本のために不利であるといふのである。成程國際法上から云へば、合併とは獨立國家が成立して國際法上の一國家を形成することが前提である、現在の場合、滿洲國承認の後に於てこそ××問題が問題となり得る。併しこれは玄人考へであつて、一般國民大衆の考へるところと甚しく相違するものであつた。ところが、軍部の有力者も大體に於て白鳥君と同じ意見に傾き、純野黨の立場にある國民同盟の盟主たる安達謙藏氏等すら、一時白鳥君の意見を尤もと思つたらしい。たゞ熱血漢中野正剛君は、政黨的に見

れば、國民同盟の參謀長であつたが、同君自身一個の確固たる定見を持し、東京會館に於ける私の歡迎會の席上に於ても堂々即時承認論を主張され、日本の一流新進政治家としての意氣をはかれてゐた。同君のこの時のテーブル・スピーチは、よく一般時弊を叱正するに足るものであり、居並ぶ名士諸君に深き感銘を與へた名演説であつた。私は次に該テーブル・スピーチを借りて讀者諸君の參考に供したい。

同夕は日本に於ける朝野の名士約三百名が集合せられし大宴會であつた。先づ私の挨拶から述べるのが順序であらう。

二

本夕は陛下の重臣、政界の重鎭を始め朝野各界の有力なる閣下諸先輩よりかくも盛大なる歡迎の宴をお開きくだされ、且つ只今は代表水野閣下より寔に御懇篤なる御挨拶を受け感激に堪へざる次第であります。この歡迎、この御挨拶は一駒井のために賜つたものでなく、私が滿洲國で帶びてをります役目の上に賜つたものと信じますが故に、この光榮は我が滿洲國と共にす可きもので、一駒井の獨占す可きものでは

ないと思ふのであります。つきましては、閣下諸先輩の御誠意と御精神とは歸任の上厚く滿洲國の上下に傳へたいと存じ居る次第であります。

さて只今水野閣下より私個人の經歷と滿洲で關係致しました仕事の上について縷々お述べ下さいましたが、私個人に對する御讃辭は何等當らないのでありまして、この御賞讃だけは失禮ながら謹んで御辭退申上げたいと思ふのであります。たゞ私が昨年の事變以來どういふ考へで滿洲の仕事に當つたかといふことを申上げて御厚志に御答へしたいと思ふのであります。

滿洲の地理的、歷史的關係は今更申上げる必要もありませぬが、滿洲の安定と發達とが如何にしたならば保障されるであらうかとは、多年私の腦裏を惱ました問題であつたのであります。滿洲は御承知の通り支那の特別地區でありまして、歷史上、支那人卽ち漢民族の移植流入を長く禁止されてゐた地域であります。尤も漢民族は密に流入して居りましたが、それが日本人の弛ゆまざる努力と、莫大な資本投下によりまして近年急激長足の發達を遂げたのでありますが、その結果漢民族は續々滿洲に押しかけて來て、從來特別地區であつた滿洲は、民族的に全く支那化されるに至りました。滿洲が經濟的に發達し、人種的に支那化さるゝに伴ひまして、利に敏き支那本土の軍閥は物資豐穰の滿洲に垂涎し、自己の地盤本據を滿洲に占めんとする欲望を懷くに至りました結果、御承知の如く、關內の軍閥と滿洲の勢力者との間に累次の葛藤戰禍を反覆いたしました。

ところが、滿洲の軍閥はその地の發達に伴つてその富を加へ、その勢力は增大されて、今度は逆に滿洲から支那本部を覬ふやうになりまして、現に張作霖の如きは北平に乗り込んで一時中央政權を掌握したのであります。これがため滿洲の天地は軍閥爭奪の巷となり、戰禍の絶ゆる暇なく、滿洲在住の人民は極度の不安と搾取の脅威を被るに至つたのであります。

然し滿洲の事情が斯くまでに變化するに至つたのは、何處に原因するかを探究して見ますと、前申す通り一方日本人の努力と他方日本の資本とによつて滿洲の開發が促進され經濟的發達を遂げたためであります。ところが、翻つてこれを他面から考へますと、日本は滿洲を開發々展せしめた功績があるけれども、その結果として招來されたものは、軍閥の欲望を挑發し滿洲を不安と搾取の焦土と化し去つて仕舞つた。これは日本としても滿洲としても大いに考へねばならぬ。具體的にいへば滿洲の支那化を防止して滿洲を滿洲人の滿洲とし、以て永久に滿洲の安定とその特殊の地位を擁護しなければならぬと、私自身多年信じて參つたものであります。

ところが昨年九月、久しく增長に增長を重ねて來た東北舊軍閥が、無暴にも日本に對して積極的挑戰を試みた結果、今回の滿洲事變の勃發を見るに至りました。當時私は滿洲は愈々行き着く所に行き着いた、大局を辨へざる滿洲の軍閥は愈々自己の墓穴を掘るものであるが、一方我が日本としてはこの機會に於て、多年の念願たる滿洲の開放と永遠の安全を講じてやる重大な使命があり義務があると固く信じたので

あります。

かやうな場合、私は陸軍からの懇命に接して急遽現地滿洲に赴任したのでありますが、私は固より軍人でありませぬので所謂銃後の役目を承つて聊か微力を致したのであります。

當時私の精神を傾けました要點は大體三點でありまして、その第一は日本軍の行動は日本の權益を蹂躪した無法なる軍閥の挑戰的行動を打倒する以外に目的はない。正義と秩序との擁護者である日本の軍隊は、良民を保護しその正業を妨ぐるものでないから安心して業を勵むべしとのことを支那民衆に徹底せしめることにありました。その第二は各地方々々の德望あり經歷ある人士の奮起を促して、舊軍閥、官僚の逃亡した後の地方行政を復興し地方の治安維持の任に當らしめ、更に日本人の指導員を配して自治の恢復發達を助長したことであります。その第三はかくの如くにして滿洲國民に日本の精神を理解せしめ、滿洲國民自身の建設精神を作興せしめた上軈て滿洲國民の滿洲國家を樹立するの素地を築くことの三點が、大體私の意を注いだ要點であつたのであります。併し何分あの混雜の場合であり又私の微力短才の致すところ、往々各方面の御不滿を買ふこともありましたが、私及び私の同僚は、軍と共に殆ど不眠不休の活動を續け、又滿洲國民の多數も日本の趣旨精神を諒解して、逐次所期の段階に進むことを得たのでありました。

三

右の結果として本年（一九三二年）三月に至り滿洲國建國の宣言を發し、同九日執政の就任式が執行され、茲に新國家の政府が樹立せられました顚末は閣下各位の御承知の通りであります。當時私は私の任務の一段落を自覺し內地に歸還する豫定で居りましたが、執政閣下並に本庄軍司令官閣下の切なる御依賴に依り國務院總務長官の地位を汚して今日に至つた次第であります。

この際滿洲國政府の內情を申上げますれば、諸般の制度は組織を制定し又これを運用する上に於て日本の教養ある有力者が相當お手傳ひを致したのは事實でありますが、百政の統裁悉く執政の方寸に出で、又これを輔翼するに國務總理以下滿洲國要人の熱心なる努力がありまして、政治の運用は着々理想的に發達して居るのであります。殊に私共日本人官吏につき往々兎角の註說を承ることもありますが、わが日本におきましても明治十七八年頃までは、六百人以上の外國人官吏及び顧問が日本の政府部內に在つたと云ふことを承つてをりますが、今日の滿洲に於てそれにも滿たない幾許かの日本人官吏がその建國を援助したからと云つてそれは當然であり、又必要のことでもあると信じて居るのであります。

さて私が滿洲政府の總務長官として何事をなしたかと云ふに、實は改まつて申上げるやうな事柄も功績も擧げて居らないのを自ら恥入る次第であります。先刻水野閣下より微力非才なる私に對し縷々御賞讚の

御言葉がありましたが、若し私が滿洲國に於て多少ともお役に立つた事がありましたとすれば、それは背後にある日本の國力就中閣下各位の御聲援並に滿洲に於ける同僚及び軍民各位の御援助の賚にほかならないのであります。就きましては今後とも一層御援助御鞭撻下さいまして、微力なる私と雖も引き續きわが滿洲國のために何等か貢献し得るやう御聲援下されんことを御願ひ致す次第であります。又それと同時に私も亦滿洲國の官吏として執政閣下の御信頼と滿洲國民の期待に背き、それがためにわが同胞の顏に泥を塗るやうなことのないやう誠心誠意事に當る積りでありますから、何卒この點は御了解を願ひたいと思ふのであります。

今回私がこちらに參りましたのは、先刻水野閣下より御指摘下された如く、我が滿洲國に正式承認を與へられて、日滿兩國の關係を確立し增進せられるやう御願ひ致しますのが主たる意味でありまして、尙この機會に於て私自身として滿洲國のために閣下諸先生の御高教を仰がんとするのがその目的であります。日滿兩國は水野閣下の仰せられました通り御互に國防の安全を期する上に於ても、經濟的發展の機會を得るがためにも一致するものがあるのであります。然るに此等總ての問題につき必要なる仕事を進めようとすれば、滿洲國承認の問題が總てその前提を致すのであります。

而してこの承認問題が日本として種々の御準備が要り、國際上又各種の御考慮を要することは固よりそれを御察し致して居りまするけれども、元來滿洲國の出現は今日突如として出現したものでなく、支那の

暴壓により一時冬眠狀態に在つた滿洲國が、舊軍閥の潰滅によりその獨立權を恢復したに他ならないのであります。從つて國家の本質から云へば、世界大戰以後歐洲の各地に出現したる小獨立國に比して遙に優越したるものであり、歷史上から云つても立派な資格を有するものであります。のみならず、東洋平和保全の見地から見ましても、この滿洲國の出現を抹殺して東洋の平和は望まれないのであります。若しこの事態を無視するものがありましたら、日滿兩國は相協戮して世界平和のために起たんとする牢固たる決心を要するのであります。玆に於てかこの承認問題を一日も早く解決するは獨り我が滿洲國のためのみならず、東洋平和のためである。又これを東洋和平を要求する日本帝國の國策上の見地から見るも、是非とも至急御實行あらんことを切願する次第であります。

本夕は微力にして何等爲すなき私如き者のために、斯くの如き盛宴をお開き下さいました事は衷心感謝に堪へぬ次第であります。甚だ身勝手なことのみ申上げ恐縮に堪へませぬが、この上とも一層の御援助と御鞭撻を賜らんことを重ねて御願ひする次第であります。玆に深く御禮を申述べると共に杯を擧げて閣下諸先輩の御健康を祝します。

四

中野正剛君は當時のテーブル・スピーチを後に小冊子として上梓されるに當り「駒井長官を迎

へて滿洲國即時承認を高調す」と題されてゐる。小冊子の序文には

「八月二日の夜、滿洲國總務長官駒井德三氏の歡迎會を東京會館に開く。朝野文武の名流雲の如く來り會す。突如司會者より余を麾きて卓上演說を求めらる。余之を辭せず、無用意の儘、起ちて感慨を叙す。疎狂の才、口を開けば必ず滿腹の磊塊を吐き、往々にして敵を設くるを忘る。天下の爲眞に止むを得ざればなり。言辭多少の反響あり、人の求むるが儘に、其速記を擧げて梓に附することを諾す。」

とある。以下は中野君の卓上演說である。

滿洲國總務長官駒井德三閣下、と曰はんよりは、我等の若き駒井君を迎へ、日本各方面の名流有志と一堂に會して隔意なき談話を交換するの機會を得たことは、私の無上の悅びであります。若き駒井君と申しましても、駒井君は既に四十餘歲であります。併し新興滿洲國創立の意氣を負うて、遽然として帝都に現はれられた所に駒井君の若さがあります。昔源義家が前九年の役に東北征伐から凱旋した時、史家は其の風丰を叙して、頭髮盡く白しと書いて居ります。私は滿洲事變以來彼の地で努力し來つた幾多の壯年將校諸君と御目に懸りましたが、殆んど何れの人も僅か半年の間に、體量は減じ、白髮は增し、唯眼光のみ炯々たるを見て、其の勞苦の程を察し得たのであります。然るに我が駒井君は昨秋以來虐雪炎風の大陸で、不眠不休の努力を續けて來られたに拘はらず、其の肉こそ少しく落ちられましたが、昔しのまゝの君

君らしき端麗なる雄姿を以て、此の席上に現はれられたのを御見受けして、我々一同誠に意を安んずる次第であります。想ふに駒井君は非常なる健康の持主であると共に、常に精神上の糧を取らるゝ上に於て、特別の御工夫があらるゝからであります。是れ實に私の健羨に勝へざる所であります。

駒井君は久し振りに東京に歸られて、感慨無量であらうと思ひます。農村は飢ゑ、失業者は喘ぐ其際に於て、帝都名流の間に顯著なるものは沈滯老廢の空氣であります。其の混濁せる雰圍氣の中で傳へらるゝ所によれば、駒井長官は早晩退職せられるであらうとのことであります。怪しからぬ噂でありますが新聞にも頻りに書いてあります。一體何者が駒井君をやめさせる事を希望しますか、何者が止めさせる權能を持つて居りますか、駒井君は滿洲國の總務長官であります。滿洲國執政閣下の親任を受けられ、日本國民大衆がその功績を認め、未知數の英雄として期待をかけて居る以上、駒井君の地位は永遠でなければなりません。我國政府要人の間に駒井君をやめさせる意思があるとか傳へる向きもありますが、內閣は一時的の存在であり、日滿關係は永遠の問題であります。今後極東の時局は我が駒井君の恒久なる努力に俟つ所、益々多きを痛感せざるを得ないのであります。

又駒井君退職の噂と關聯して、滿洲國には貫祿ある老功の大政治家を起用せねばならぬとの說が唱へられて居ます。四頭政治が統一せられて滿洲國派遣特命全權大使の職制が決定せらるゝのは甚だ結構でありますが、其外に屋上屋を架して種々の官名を設け、大陸には格別關心も持たなかつた塚中の枯骨を掘り出

して、新興滿洲國に賣りつけんとすと謂ふに至つて、私は之を滿洲國の爲めに憤り、日本の爲めに悲しまざるを得ないのであります。新興滿洲國は日本の大藏省とか外務省とかの老朽官僚の姥捨山であつてはなりません。更に注意すべきことは、現代日本に所謂貫祿ある老功の大政治家など、求めても決して居ないことであります。居ないからこそ關東軍少壯軍部の間に欝勃たりし愛國的本能が昨秋（一九三一年）九月十八日の本事變となつて激發したのであります。爾來大政治家、大官等は手を束ねてなす所を知らず、日本の大國是に對し半信半疑の儘、事件の進行を今日に至る迄放任して來たのであります。一體役に立たない連中に限つて、物の邪魔にはなるものであります。危險な時には首を縮めて震えて居た連中が、今頃になつて貫祿ある大政治家を詮索せんとする等、實に沙汰の限りであります。既成政黨が時代の重壓の前に腰を抜かして、其の働きを休止してより以來、目に餘るものは老朽官僚復活横行の勢であります。斯の如くんば新興滿洲國の創設に寄與する者は少壯軍部及び少壯志士であつて、其の進運を沮むものは老朽政治家及び老朽官僚と謂はざるを得ないのであります。駒井君自ら須らく大いに任ずべし、日本には老功の大政治家なし、君自ら大に任じ、我等強く之を後援するに非ずんば、折角の新興滿洲國は日本に充滿せる老廢の氣分に蝕まれて仕舞ふかも知れないのであります。

駒井君の使命の主たるものは、新興滿洲國の即時承認を日本政府に要求せらるゝにあると思ひます。私は即時無條件にそれに賛成致します。而してそれは衆議院に於て滿場一致之を可決し、帝國政府に於て同

意を表して居るのであります。然るに近來老廢沈滯せる空氣の中から、滿洲國の承認はさほど急がぬでもよいと云ふ微かな呟やきの聲が聞えます。

五

滿洲國側では日本が承認を難んずるのは、滿洲國の獨立を認めずして、早晩之を併呑する下心ではないかと憂慮する向もあると承つて居ります。併し左樣の考は日本の老朽右翼の徒が、一時好んで懐いた思想の痕跡であるかも知れませぬが、今ではそんな事に耳を傾くる者はないのであります。又日本の對滿洲政策は、對世界政策の一環でなければならぬ際、そんな幼稚な舶來的帝國主義では、日本の立場を世界に開拓し、日本人が大手を振つて世界を濶歩することは出來ないのであります。世界の有色被壓迫民族は手を額にして日本が彼等の指導者となり、後援者とならんことを翹望して居ります。而して日本は世界に磅礴たる民族的向上心を背景とすることによりてのみ、實行的世界政策の筋書を作製することが出來るのであります。手の屆く所は追々侵略しようなど云ふ根性では、世界的大日本國を建設することは出來ません。而して斯の如きは斷じて日本的なる政治指導精神ではないのであります。私の門下にありて五六年間修業した一青年が、滿洲國總務院の秘書課に奉職し、駒井長官の下に使つて頂いて居ります。私はその青年に申送りました。我々日本人の血液の中には本能的に愛國心がある。そうして他の病毒に對して免疫性

の豫防力を持つて居る。そこで滿洲國に奉職する日本人の中で、せめて君一人位專心滿洲國を思ひ、滿洲國の爲に命を投出す覺悟を持つて欲しい。自分はそれを我日本國武士道の爲に希望すると。之れを大にして駒井長官の立場も同樣であります。駒井長官も士は己を知る者のために死するの覺悟を持つて滿洲國の爲に努力して頂くことが、大和民族の純情を世界に示す所以であり、軈て大乘的に考へて日本の爲であります。何となれば獨立國滿洲とそれに朝鮮、臺灣諸民族とを聯ねて、日本が之を指導し、之を開發し、相携へて世界の舞臺に立つことは、實に我日本帝國の大なる使命であるからであります。而して此の大使命に就ては、何人も異論はないのであります。今日我國の老大家等が滿洲國承認を躊躇するのは、滿洲を併呑しようなど云ふそんな大野心から來るのではなくして、矢張りこれまで有り來りの國際聯盟に對する恐怖若しくは氣兼から來て居るのであります。我政府の一角ではリツトン卿一行が滿洲の調査を終へて東京に來る以前から、頻りに調査員の態度に懸念しました、何ぞ測らん日本政府の半信半疑の態度が調査員の頭腦に反映し、彼等中の一員より滿洲の宗主權を支那に保有せしめ、滿洲を自治として本質的に獨立せしむ云々の解決案が示唆せらるゝに至つたと傳へられて居ります。私は聾棧敷に居りて其間の消息を知りませんが、近來外交の玄人仲間に宗主權云々の外交論が狐鼠々々唱へられ、支那に對する讓步を好餌として、日支親善の新政策が主張せられてゐるのは、多少そこに裏面の動きがあるのではないかと疑はれるのであります。若し屈讓によりて彼の好意を購ひ得べくんば、山東還附により、關稅自主權の承認により、南京

領事館凌辱事件の忍從により、日支親善は夙に贏ち得られた筈であります。それに今更九月十八日以前の情勢に引き戻す事によりて、夢にも滿洲問題の屈辱的解決を考慮するなど、以ての外の振舞であります。此度の滿洲事變は最初から事實の進行の方が、論議の詮索よりは先立て居ります。聯盟列國及米國は九月十八日以來の事實の進行に對し、效果的に之を遮斷する事は敢てしなかつたのであります。然るに其事實が進行し、結實し、爛熟するに及びて、此の實在を形式的に登錄しようと云ふ所謂公式承認に對し、何等反對すべき理由もなければ、餘地もないのであります。聯盟の干渉を恐れる者は、動もすれば國際聯盟規約、九ケ國條約、不戰條約の條文を杓子定規として滿洲國承認の困難なる所以を宣傳致します。併し此等の三條約を一貫する精神は國際平和の保持にあります。然るに國際平和の基礎たるべき國際的正義及び公平の檢討に至りては周到ならざるものがあります。國際聯盟は巴里會議の產物であります、九ケ國條約は華盛頓會議の產物であります、巴里會議と華盛頓會議とは日本の外交史上光榮ある記錄では斷じてありません。此の國際聯盟規約には米國のモンロウ主義を確認して居るに係らず、九ケ國條約には日本の滿蒙に對するモンロウ主義を束縛封鎖して居るのであります。併も不戰條約には改めて所謂英國モンロウ主義を確認し之を附則の中に明記して居ります。然らば日本も亦此三條約の神聖を保持する爲に、之を滿蒙に適用するに當りて、英米に均霑して日本モンロウ主義を聲明する事は、最も當然の理なりと確信するのであります。又滿洲國は三月一日に建國の宣言を發して居ります、これは正に嚴然たる一個の新事實でありま

す。滿洲は地域的に九ヶ國條約の範疇内にあります。併し生れ出でたる滿洲國は全然此の拘束の外にあります。如何なる列國も原住人自身の意志に反して、領土保全や行政保全を强制する力は持たないのであります。日本は最近の超大帝國主義經濟ブロック對立の國際的環境に鑑み、新興滿洲國建國宣言以後の實情に照らし、國際聯盟規約や、九ヶ國條約や、不戰條約を再吟味、再檢討して、國際平和の根本精神に則り、國際正義の貫徹に向つて邁進せねばならぬのであります。世界列國は事實の前に公平であります。現に聯明規約と密切の關係ある賠償金問題に就て、聯盟諸國は自ら大革命を企てつゝあります。是れ實に時代の現實的重壓の然らしむるが故であります。一國の動向を決するものは、隔離せられたる一國民の意志にあらず、國際的環境の重壓が、一國民をして一國の動向を決せしむるのであります。

六

日滿兩國の今日の動向を決定し、互に提携融合せんとするに至つたのは、國際的環境と東亞の實情との然らしむる所、世界の如何なる力も之を沮むことは出來ないのであります。『滿洲國の内容體裁が充實したら日本は何時にても之を承認する』など云ふ言葉は、自己の不徹底と怯懦を蔽はんが爲の遁辭に過ぎないのであります。日本國力の全部的傾注なくして、滿洲國が其の内容を充實し、其の體裁を完備し得ない事は最初から自明の勢であります。

攫取なき國家の建設を期せんとする三千萬民衆のアスピレイションと、極東經濟ブロックに立脚して國際平和に寄與せんとする日本の理想とが、完全に抱合一致してこそ、滿洲國は始めて内容と體裁とを完備し得べき環境にあるのであります。滿洲國が成長すると否とは、日本が滿洲國を承認して、是に我が國力を傾注すると否とに依りて決するのであります。今日聯盟調査委員も狐疑して居ります、甚だしきは滿洲國要人さへも其動向を決する上に於て躊躇逡巡して居るかも知れません。而して此等は皆日本政府が滿洲國即時承認を躊躇する曖昧なる態度の反映であります。日本國民上下の斷乎たる態度は、世界列國及び支那の歸趨を制すべき決定的壓力を有することを自信せねばなりません。私は此意味に於て一切の躊躇逡巡を排して、端的に滿洲國即時承認を高調する者であります。今夕は雄々しき駒井君が此席に出現せられた事、其事に依りて帝都沈滞の空氣を一掃した觀があります。更に駒井君が日本上下各方面の人々に接し卒直に信ずる所を言ひ、欲する所を要求し、聊かも拘泥せられざる風貌を示されて居るのを想ふ時、私共も大に鼓舞激勵せらるゝのであります。此席には實に我國の朝野文武の諸名流を網羅して居ります。政黨にして天下國家を念とせず、主として黨利黨略に汲々たる時、所謂既成政黨として、天下の嘲笑侮蔑の標的となつて居るのであります。官吏にして單に官吏仲間の利害のみを思ふ時、所謂官僚として國民の怨府となります。軍人にして國民大衆に立脚せず、單に軍部の立場に囚はるゝ時、所謂軍閥に墮して世の指彈を受くるのであります。光榮ある弘前師團の强豪は東北貧農の子弟であります。

今日軍部が國民の景仰する所となつて居るのは、天下大衆と志を通ずるからであります。若し夫れ經濟人が經濟の社會性を忘れ、單に個人の營利に沒頭する時、所謂財閥として呪はるゝに至ります。今夕此席上には駒井長官の愛國的純情の前に、朝野各方面の名流が衷心より融合混和して、滿洲問題の解決に傾倒せんとする空氣を漂はして居ります。是れ私の歡喜に勝へざる所であつて、且又我等の駒井君、滿洲國總務長官駒井德三閣下の嘉納せらるゝ所と思ひます。野人禮に嫺はず、口を開けば必ず滿腹の磊塊を吐き、諸君の御靜聽に逆らうたことを恐れますが、これは僞らざる衷情の告白であります。謹んで駒井長官閣下の健康を祝します。

（昭和七年八月二日晚、於東京會館）

七

更に又滿洲承認問題を專ら打算的に考へて、「承認」の出し澁りを主張する人々があつた。その代表者は、「力の政治家」として一世に鳴つた政友會の鬪士的新進領袖故森恪君で、詰りそれ等の人人は、滿洲國を獨立國家として承認しないでおいて、どさくさまぎれに利權其他を出來るだけ獲得して置かうと云ふのである。その頃のこれ等一派の見解を紹介論評するものとして、中央公論九月特大號（昭和六年）の卷頭言があり、なか〳〵面白く說いてゐるので茲に引用するのも徒爾でなからう。

軍部に居る一友人から『自衞』といふ雜誌の八月號を送つて來た、その中の「即時獨立承認論者の不明」と題する蜷川といふ人の短文を讀めといふのである。筆者その人の見識に傾聽すべきものがあると云ふのではない、同氏が往々或る筋の立場を代辯すると云はるる事實と關聯してこの論もまた時節柄看過するを得まいと書添えてある。

その論旨は斯うだ。日本は今や人民も政府も擧げて滿洲獨立を公然援助し又これを無遠慮に公言もして居る、即ち日本は明示的にも默示的にも既に獨立を承認して居るのである。……日本としては今遽に法律的の獨立承認と云ふ形式を採る必要はない。必要なるは唯この獨立國をして一日も早くその內部を完全ならしむる爲めに大至急最善の努力をなすことである。それは日本は滿洲に於いて出來るだけ行動の自由を獲なければならぬ。今のところ幸はにして何も彼も自由だ、駐兵も自由だ、內政に就ても外交に就ても自由に行動し得る。然るに若し一歩を進めて法律的に彼の獨立を世界に向つて承認するとなると、其の結果上記の自由は全く無くなる。一々正規の手續を履まねばならぬと云ふことになつて不便不利この上もない。終りに筆者は滿洲國が九ケ國より法律的に認められない事前に於て日本が率先して法律的に承認を與ふ

るのは、法律上の見解としては明白に九ヶ國條約第一條に違反する行爲だと論じて居る。然らば筆者は九ヶ國條約違反の責を避けんとせば日本は斷じて九ヶ國に先立つて滿洲國を承認してはいけないと云ふ立場を取るものと謂はなければならぬ。

右の議論の法理的の當否は固より問題とするに足らぬ。或る筋の立場を代表することもあるといふのに多少の敬意を表して一應取り上げて見たが、一體帝國政府のどの一角に斯んな奇想天來的の議論が行はれて居るのであらうか。

新に成立せる國家が國際交通の仲間入りして權利義務の主體となるには他の國家の承認を得なければならぬ。而してこの場合他國の與ふる承認は、該新政治團體が基礎の確固な一人前の國家と爲つたといふ既成事實に根柢すべきものであつて、未だ十分に國家の要素を備へざるに夙くも承認を與ふるが如きは現行の國際法規慣例に於て正當と許されてゐない。滿洲の問題に就ても我國の行動をして法規慣例に矛盾せざらしめんとせば、一に滿洲獨立の現狀如何を基準とせなければならぬ。一說に曰く、日本の承認は獨立を益々鞏からしむべく、承認の遲延はその反對に意氣を沮喪し折角の企圖を蹉跌させる恐れがないでないと。この狀態のもとに所謂法律的の承認を與ふるのは、成る程蜷川氏の所說の如く九ヶ國條約の違反でもあり公然民國政府に敵意を表示することにもならう。

さればと云つて不承認のまゝ放任することが日本の立場を法律上正當とするのではない。滿洲國が眞に

自主獨立の實を備ふるに至るまでは、彼れを援助するの目的を以てする日本の行動は恐らく尋常の法理を以て說明するに困難なものであらう。承認はせず責任を逃れて自由に活動した方が得だといふ蜷川氏の提說は、或は最も時宜に適した冥案かも知れない。

八

私の上京は勿論滿洲國承認問題の解決を主眼としたものではあつたが、この際滿洲四頭政治の統一問題をも一擧に解決しておきたいと思つた。滿洲四頭政治の弊害は、滿洲事變勃發と共に、俄然問題化したやうに思はれてゐるが、實は古くからの問題で、私の知る限りでは、日露戰役後日本が始めて滿洲經營に着手した當初より、心ある人はその前途を憂慮してゐた問題である。

ところが、滿鐵の初代總裁は人も知る後藤新平伯で、伯は元老重臣より多大の信賴を受けたるは勿論宮中よりも厚き御親任を賜つてゐたので、滿洲經營の草分けとして充分の活躍をなし得た。而も又、當時副總裁をして關東都督府民政長官を兼任せしめたので、滿洲に於ける經濟の中心たる滿鐵と政治の中心たる關東都督府との連絡に遺漏なく、滿洲經綸のために大いに氣を吐く

を得た。併し在滿各領事に關しては最初より一抹の不安が漂つてゐた。元來、在滿各領事は各自各別に外務本省に直屬してをり、各領事は自己の管轄區域に關する問題はこれを總て外務本省からの命令を受けて處理裁量し、在滿の有力官廳との連絡を全然怠つてゐた。關東都督府（後の關東廳）では滿鐵沿線各領事をして關東都督府事務官（後の關東廳事務官）を兼ねしめ、政令二途に出づるの弊を只管避けんとしたが、事實に於て失敗に終つて仕舞つた。即ち、都督府と領事との間に關聯あるは、狹小なる滿鐵附屬地内の問題にのみ限られてをり、凡そ對滿政策の大綱の如きは、これを總て外務本省の訓令にのみ俟つの方針に出づるといふ事情にあつた。併し、斯くあるには其處に無理からぬ理由があつた。滿鐵沿線の各領事が關東州の事務官たるは單に名目のみの官職であつて、彼等の身分の保障は外務本省によつて與へられてゐた。彼等が專ら外務本省の命令に唯々諾々として、他の在滿有力官廳の存在を無視せるかに見えたるも亦、人情の自然と云はざるを得ない。

滿洲四頭政治の統一については更に幾多の努力が拂はれ、殊にも、後藤新平伯が外務大臣として臺閣に列するや、滿鐵社員より在滿領事を特任せんとし、或は沿線領事をして滿鐵地方事務所

長並に關東廳事務官を兼ねしめ、私の知人であつた二人の滿鐵社員が早速領事を拜命した。然るに滿鐵より移された二領事は、外務本省より全然外樣扱ひされて、結局兩人とももとの古巢に舞ひ戻るを余儀なくされ、伯の努力も亦水泡に歸して仕舞つた。

滿洲四頭政治の弊害は、かくして滿洲問題の癌なりといはれ、その統一は切實緊急の問題とされつゝ長く等閑に附せられて來た。然るに、滿洲新國家の成立といふ現然たる事實に基いて我が對滿蒙政策の更始一新が頻に叫ばれ、四頭政治の更改問題は今や當面の重大問題となつて來た。秘に私が考へてゐたことを卒直に云へば、四頭政治の統一は專ら政黨政治の惡弊に染まぬ軍部を中心となすべきものと信じてゐた。即ち關東軍司令官は滿鐵總裁、關東廳長官を兼任し、一方軍司令官は駐滿大使即ち外交官として在滿各領事の指揮命令に當るを得て、始めて其處に四頭政治の統一を具體化することが出來ると信じてゐた。當時軍部は鋭意研究を重ねた結果、愈々經歴に於て、人格德望に於て陸軍隨一と謳はれてゐる前教育總監元關東軍司令官武藤信義大將が、關東軍司令官兼關東長官兼駐滿全權大使となられ、多年の積弊に惱まされた四頭政治も此處に統制さるゝこととなり、日本の對滿蒙政策一本主義を事實の上に具體化し得たのである。

九

更に私は滿洲國政府のためにイディオロギスト問題のデマ一掃に力を盡した。建國工作行程に於て、殊にも滿洲國成立後に於て、右翼のイディオロギストは頻に活動を續け、侮る可からざる勢力となつた。併し一言に右翼イディオロギストと云ふも各人各樣であつて一色の思想體系のもとに統率され運動を續けたものではなかつた。

一部の人は、滿洲の新國家を建設する以上、國家社會主義に基く理想國家として、專ら資本家を排斥して搾取なき樂土を建設し、資本主義に行き詰つた祖國日本をも國家社會主義化することによつて非常時日本の打開を計畫した。併し、私の考ふるところを以てすれば、滿蒙開發には多數の資本を必要とするのであつて、口に資本家排撃を唱ふるも、然らば如何にして滿蒙資源の開發を企て得るか? 赤手空拳を振つて朔北絶域の天地に勇躍を志すは、その意氣や壯にして惰夫の奮起を促すに足るけれども、實際家の見地よりすれば一笑に附せらるべき机上の空論に過ぎない。現に新國家成立して以來五百六百の××××が續々滿洲に押しかけて來たが、手に資本な

き××××の雄圖は空しく失敗に歸し、×××××當つて家財道具を二束三文に賣り飛して作つた×××××××××、殆ど長途の×××××果し結局浮浪者の群に投じたものも尠くない。

更に一派の人々は、一口に新國家を以て王道精神の國家なりと主張し、施政萬般を精神的・宗教的に解釋しようとした。歸するところ、彼等も亦その根底を國家社會主義におき資本家を排斥せんとしたのではあるが、更に一個の宗教的信念を持つて新滿洲國の精神とせんとした。私自身勿論、我々の意識の中に潜在する宗教心が新國家建設の上に力強き影響力あるを認むるに吝さかでないが、今假に彼等の説に聞いて、日本に於ける有力なる宗教家を招じ新國家の經營に當らしめるといふやうなことは全然首肯し兼ねたのである。實際政治とは卽ち力の問題であり、現實の問題であり、飽まで經濟と科學の上にその基礎を置くべきものと私は確信する。

そのほかにも種々の説を持して色々の宣傳を試みる者があつたが、究極に於て上記する二潮流に歸せらるべきで、他に言及するの必要はあるまい。それ等イディオロギストの代表者の中には、新國家の有力なる椅子を占むる者もあつて、一時相當の勢力を形成してをつた。併し彼等の頭の中にでつち上げた空想であり、砂上の樓閣で、現實に立脚せる實際論でない。それ等のイディオ

ロギストの多くは淸廉潔白な精神に生きる立派な人格者であり、私はそれ等の人々の個人に對して何等愛憎の念を加へんとするものでないが、當面實際政治を遂行する上に於て、種々彼等の空想による言辭に禍ひされること多く、就中前途有爲の靑年をして執るべき途を過またしめんとする如き事實があり、將來新國家の禍根たることを惧れて、現實派とも呼ばるべき私共は、イディオロギストの排擊を斷乎として敢行した。ところが、その事實は祖國日本に過り傳へられ、各方面に意外なデマが喧傳された。私は滿洲國特使として祖國日本を訪れたるに際し、國民大衆諸君にその眞相を明確率直に語つて誤解の一掃に勗めた。これは今も、私一個人の辯解をなさんとしたものでなく、滿蒙の天地に創業の難に當つて不眠不休の努力を續けつゝある人々のために是非とも爲さねばならぬ任務と信じたのである。

一〇

滿洲への歸途私が阪神地方に立ち寄つた際、母校京二中は暑中休暇中にも拘らずわざ〳〵盛大な歡迎會を開き、先輩同窓並に在學生の諸君から心からなる接待歡迎を受けた。實を云へば、京

二中在學中、私は學校から不良少年扱ひされて非常な壓迫を受けたなま〳〵しい記憶があるので、私の母校に對する追憶は決して香しいものではなかつた。併し、一度母校中心の歡迎會に臨むや、これまで母校に對して抱いてゐた不快の念は一掃されるとゝもに、何れに於ても受けることの出來なかつた親身の歡待に、和やかな喜びと深い敬虔な氣持を味つた。

元來私は、持つて生れた一徹癖からでもあらうが、世に所謂敎育に對しても一種の不滿を抱いてゐた。一般世間に於ても屢々見受けるところであるが、人が時運に惠まれず雌伏呻吟してゐる間は洟も引つかけない失禮千萬の取り扱ひをしておきながら、一旦時運に乘じてその才幹を振ひ一躍名士の列に入ると我も我もと持ち上げる。かゝる輕薄至極な弊風は學校の先生と呼ばるゝ人人の間に於て殊に激しいやうに思ふ。無名時代には敎兒の「を」の字も云はなかつた先生等が、一旦一寸した仕事でもやりとげたとなると、俺こそ其人間をたゝき上げ作り上げた御本尊だと力みたがる。私はこの忌むべき通弊に深い反感を抱いてゐた。

私が京二中にあつた頃の校長中山再次郎氏は、私が滿洲國總務長官となつた時、わざ〳〵鄭重な手紙を寄せられたが、私は直に「私を鍛へ上げたものは、日本の中等敎育と云ふやうな型に嵌

つた教育でなく、武士道日本が殘した古來の志士教育こそ、微力非才の私をして毅然として鬪はしめ獨自の行動をなさしめたのである、」と日頃感じてゐたまゝを率直に書き送つた。併し、中山先生は、滿洲國特使として東京に滯在活動を續けつゝあつた私に、再び手紙を寄せられ、「二中は駒井を教育しなかつたが、駒井は二中を教育して吳れてもよからう、是非二中に立ち寄つて貰ひたい、」と依賴され、私もそれを快く承諾した。

中山先生は京二中の初代の校長として爾來三十年の間、終始一貫二中教育のために盡瘁され、教育界に名校長の呼び聲が高かつた熱心な教育家であり、事教育に關する限り一歩たりとも他に讓らぬ確固たる定見の持主である。偶々私とは派が合はなかつたゝめに其間幾分の齟齬はあつたが、先生が嘗て宿舍でもあり唯一無二の修業場であつた泊雲塾の會誌「泊雲」に「駒井滿洲國總務長官を迎へて」と題して特に寄せられた一文は、よく先生の教育觀を語ると共に、一面私の少年時代の環境を明かにするものであるので、こゝに引用さしていたゞく。お褒めに與り過ぎてゐる點は私自身自ら恥入る次第である事を御斷りして置く。

今滿洲國總務長官として世に時めき、新聞に雜誌にやかましい駒井德三氏は我が京都府立第二中學校第三回卒業生であることは、卒業生名簿を見ればすぐわかることである。人は二中も立派な卒業生を出して、さぞ御滿足でありませうなどといつてくれる。併し京二中は遺憾ながらこの名聲赫々たる卒業生を出したるに就いて、餘り鼻を高くする譯にはゆかないので、むしろその名譽は當時同人が宿泊してをつた泊雲塾に讓らねばならぬのである。なぜなれば現に去る五月駒井氏から私への手紙にも、『當時訓育を受けし稱好塾の分塾たりし泊雲塾に於て、時々東京より見えられし杉浦重剛先生が親しく諸生を集められ、「日本の前途は多難にして逆睹しがたく必ず第二維新の來る日あるべし、其時汝等は身を挺して國難に殉ぜよ」との教訓と、札幌に學びて開祖クラーク博士の人類愛に立脚せる「ボーイス・ビイ・アンビシヤス」との不朽の遺訓が、小生をして今日の難關に當らしめしものと存候』と書いてあつて、これより明瞭なことはないからである。

さうすると彼が二中に學んだのは、中學の課程を履むためにはじめ一中に入り、次で二中の創立に際し二中へ轉じたので、たゞ中學の教科を履修するために、小學校がすんで次に中學校へはいつて來たに過ぎないので、師範とか商業とかへ行かなかつたのは、無論そんな方角へは行きたくなかつたからであらう。中學でも本來なら一中の卒業生たるべきであつたのが、明治卅三年に二中が出來て生徒をわける時に、管外生たるの故であつたか二中へうつることになつて、遂に二中の卒業生となつたのである。

然るに同じ手紙に『小生が往年京二中在學當時を追想して思ひ起す事は、「日本の前途は平和にして坦々たる大道を歩むが如し、特殊の國士を必要とせず、善良なる平和的紳士たるべく心がけよ」との諸先生の敎は當らず。』とある事で、いかにも率直に在學中の感想を訴へられたのは痛快だが、私は氏の一言に驚くと共に不思議に思つて、幾遍となく繰返して讀み、讀んでは考へたが、どうしてもはつきりと想ひ起すことが出來ないので、當時の生徒であつた卒業生にきいて見ると、學校は當時常に英國の紳士道を推奬して措かなかつたといふので、今更時勢の變遷と思想の常に反撥やまざるものあるに驚かざるを得なかつた。

學校の敎へる所と塾で吹きこまれる所とかうも正反對であつのたも珍らしいが、これでは困る。併しこんな事は往々あることで、一方に文治派があれば他方には武斷派がある。進歩と保守、親和と排他、平和と闘爭、いつも對立する。更らに又一般の向上を觀點とすれば他には特殊の敎養を皷吹するものが出てくる。一上一下左右轉換は世の常である。或は又當時英國紳士道なるものが世の思想界をリードしてゐたのではなかつたらうか。それにしても駒井氏の卒業は明治卅七年、恰も日露戰役直前であるのに、「日本の前途は平和にして坦々たる大道を歩むが如し」などとは何事ぞ。私は了解に苦しむ。或は紳士道奬勵のための一時假設の前提に過ぎざりしか。私は創立からの校長であつたが、今此の言葉に對してはどうも腑に落ちかねる。生來ぼんやりだからであらう。とにかく駒井氏及其一派に對しては當時の二中の方針は合はなかつた。こんなことでは豪傑組の氣にいらうはづがない。生徒は粗野亂暴なものも多く中々いふことをき

かぬ。學校は容赦なく壓迫する。規律の勵行學業の奬勵と出る。重壓は上級生に加はる。今でも當時の卒業生はこの時代を受難時代と稱してゐるものがゐる。彼駒井氏も自ら「當年殆んど迫害に近き虐遇を受けし」というてゐる。誠にきのどくであつて、私もちと藥が強過ぎたかも知れないと思ふが、一般中學生活の風紀や規律は今日から想像するのとは大分ちがふので、私は創立間際に、一度はきびしくやるがよからうと思つてゐた。それでも彼は無事に二中を卒業した。卒業したといふのは課程を終へたといふのである。そして敎育の眞味はむしろ當時宿泊してをつた泊雲塾で味つたのである。否、愈々益々強く身に染みたことゝ思ふ。私は彼が泊雲塾に居、そして杉浦先生の敎訓に接したことはこの師この弟子いかにもよく合うたことゝおもふ。いかに青年駒井が感激したであらうか。私は其場面を想像せずにはゐられない。同期の卒業生中井利一郎氏もいつしよに泊雲塾にゐたが、その話に、當時十數名の塾生が圓くなつて杉浦先生のお話を聞いてゐても、皆いたづら盛りの腕白者、高遠なお話が分らう筈がない。獨り彼駒井は皆から拔け出て、臂を張り、肩をいからし、かたづをのんで聞きほれて居たといふ。それで彼は生きた。一道の光明を得た。誠にありがたかつたことである。當時の塾主たる人も今地下でさぞ喜んでをられるであらう。杉浦先生も提撕其効ありしことを喜んでをられるであらう。溫厚な中井君はわざ〱故塾主の墓參までして靈前に報告されたといふことである。泊雲塾で杉浦先生に激勵され刺戟され、以來駒井氏の胸中には支那問題が去らず、札幌農學校を選んだのもそのため、更らにそこにてクラーク先生の遺されたモツト

―に打たれ、遂に滿洲支那の研究に入り、實地を踏み危難を避けず、今日あるに到つたのは實に敎育上の美談として傳ふるに足ることで、泊雲塾も一駒井生を生んだ事によつて大いなる意義あり光ありとたゝふべきである。二中の如きものゝいへた義理でない。

二中はものも云へない。併し同時に學んだ生徒、いつしよにいたづら盛りを過した當時の腕白者にとつては、今日の駒井氏を見て一通りや二通りのよろこびでない。たうとうやりをつたなといふ歡聲は思はず彼等の胸中にもえ上つたことゝおもふ。私さへ二中の卒業生なりといふ面目だけでも一寸たゞならぬ動悸を感じた。京都へ來てくれたらと思つた。愈々來るといふ。來れば是非學校へは來るといふ。頻りに卒業生からそのたよりが來る、私はうれしいと同時に恥かしくも考へた。それで私は東京へ、「二中は駒井を敎育しなかつたが、駒井は二中を敎育して貰ひたい。」卽ち彼の意氣と思想とによつて生徒を刺激し、生徒間に一種の元氣氣慨をふきこんでもらひたいといふ意味で右の通りいふてやり、同時にふるい卒業生を集めて余所では出來ない歡迎をして慰めたいと願つた。泊雲塾の森氏はじめ同塾關係の方にも御同席を願へることになつて實に仕合せだつた。夏休中であり、また日程の變更で通知にさへ困難したが、學校の渡邊首席先生のお骨折で、生徒も大勢集り、卒業生も遠く神戸からも大阪からも期せずして馳せ參じて大騷ぎとなり、學校の講演、中村樓の小宴等私の豫期を通り越して、十二分にいつてこの位うれしかつたことはない。私の一番氣にかけてゐた駒井氏の健康もたしかだし、嚴たる態度にニコ〳〵した面持、ものを尋ぬれば右から左にきつぱりとした決答が得られる。元氣は充實してゐる。いかにも男らしい氣持よさだ。皆が力強く、賴もしく、氣が乘り、幾度か駒井君萬歲を心から謳歌する。私は片々たる談話中、王道論滿洲國建國精神のひらめきを摑み得たことが一番愉快であり、またこの一個駒井といふ男子に、西洋利用厚生の學問もしたが、深く東洋流の思想信念がこもり、然して日本人たるの意氣決心に燃えてゐるのを見て自分から心躍り氣飛ぶの感にたへなかつた。あゝ駒井氏はえらい。二中は母校たるの價値はない。それでもその人がいそがしい中を母校と思つてよろこんで來てくれ、また多數の卒業生がうれしがつて集つて來てくれたのは、私はたゞありがたくて何もいふ言葉を持たない。健在なれ、大成せよ。天晴快男子駒井。

二

事の序に私が中山校長並に同窓諸君の懇請により京二中の生徒諸君に對してやつた講演を紹介して置く。

私は駒井德三です。想ひ起しますと、丁度今から三十余年前、此處で皆さんと同じやうに嚴重な敎育を受けました。中山先生は、先刻「二中は駒井を壓迫した」と申されましたが、私は一中から轉じて來たものので、當時泊雲塾といふ私塾に入つてゐました。これは、杉浦重剛先生の稱好塾の分塾とでもいふべきも

ので、杉浦先生が時々東京からやつて來られて、少數の塾生を集めて、「日本の將來には、必ず、再び維新がやつて來る。而もそれは大陸を包含する大維新である。君達が大陸を根據として世界に活躍すべき時期が必ず到來する。」と敎へられました。又、明治維新の志士の墓が京都に多い點から、それ等の人々の命日毎に、塾主森裕勝先生は塾生を引き連れて墓參し、墓前に於てそれ等の人々の經歷に關して訓話を試みられました。

其の頃、二中に學んだのでありますが、二中の教育方針は、由來英國流紳士の養成にあり、いはゞ坦々たる平路を步むやうな教育でありましたから、私は別に反抗した譯ではなかつたのですが、志士教育の影響を多分に受けた結果二中からは不良少年視せられて、操行は四等生でありました。

私は、その頃から支那に興味を持つてゐました。始め私が一中にゐた頃、荒尾精と云ふ人が京都に隱棲して居られました。此の人は元來軍人でありましたが、丁度日清戰爭の終つた時のことでした、伊藤博文公、陸奧宗光伯等我が國の全權達が日清媾和會議に於て、清國に領土や賠償金等を要求したのに反對して、「戰爭は强いと云ふことを相手に知らせたらそれでよいのであつて、强者が弱者から金や土地を取るなどゝいふのは、西洋人のやることだ、武士道に反する。若しそんな金があるなら支那の眞中に鐵道を一本つけてやれ」と憚らず主張したゝめ當局の忌諱に觸れて、遂にその地位を抛つた人です。この人が、時折訪問した少年達に向つて、よく「支那を知らなければいけない。それには先づ支那に渡つて、その實情を

見ることが必要だ」と敎へられた。當時は未だ私自身、支那といふ國がどんな國であるか、よく判つてゐなかつたのですが、私が丁度十七才の頃、今日では中華民國の父と呼ばれてゐるが當時無名の革命家であつた孫逸仙氏と行動を共にしてゐた宮崎滔天といふ人が、革命運動に失敗した結果日本に歸つて放浪生活をしてゐた。私はこの人の著した「三十三年の夢」と云ふ支那革命事情を述べた書物を購めてこれを讀みおぼろげながら支那政界の實情を知ることを得て非常な興味を覺えました。而して志を支那に伸べるためには、先づ支那を研究し、充分の豫備知識を養ひ、固い覺悟を持つことが必要である、たゞ漫然と支那に渡つたのでは、所謂支那浪人になつてしまふ。私はかやうに考へまして、實際的な且つ基礎的な學問をする爲に、二中卒業後札幌農學校に入學した次第であります。この學校は現今の北海道帝國大學の前身であつて、當時は非常に異色のある學校でありました。敎師はすべてこの學校の卒業生でありました。つい先年まで大學總長をしてをられた佐藤昌介男爵は第一回の卒業生ですが、その佐藤先生がよく次のやうな話をされました。

明治維新の際、始めて北海道開拓使が置かれましたが、その當時の長官に任命された人は黒田淸隆伯であります。ところが、黒田伯は開拓事業に少しの知識も持つてをられない。いろ〳〵考へられた末當時の新進國たる米國に學んだらよからうといふので、米國に渡り、時の大統領に面會して事情を述べ、開拓事業の指導に適當な人物の派遣方を懇請せられました。すると大統領は、それでは米國第一流の人物を御招

介致しませうと云つて、嘗て南北戰爭に出て武名を揚げ後にマサチユセット農科大學の學長となつて令名嘖々たるものがあつたドクター・クラークといふ人を推薦しました。

黒田伯は早速クラーク先生を訪問して、日本渡航の事を頼みこまれたところ、「自分も學校を持つてゐて甚だ多忙ではあるが、強ひてと云はれるなら、六ヶ月といふ約束で行つてもよろしい。」といふ返事でやつて來ることになりました。横濱から室蘭にむかつての航海中黒田伯はクラーク先生に向つて「日本國家そのものが未だ建設期にあるのだから、札幌に開く學校は名こそ農學校であれ國家の建設を託するに足るやうな人物を養成してもらひたいと考へてゐる。」と話されたところ、クラーク先生は、「我々西洋人に向つて人物を養成せよと云はれるならば、バイブルによるの外はないが、それでよろしいか。」と訊ねました。黒田伯は「それは困る。日本の政府が設立する官立學校でバイブルを用ゐるのは困る。」と云はれると、「西洋人に教育を依頼して、バイブルを用ゐるなといふのは出來ぬ相談である。それでは直に船を回して下さい。」とクラーク先生の態度はなか〱強硬です。そこで、表向きは兎も角内密で用ゐてくれる分には差支へがないと云ふことに話は落着ました。

札幌に到着しますと、クラーク先生は折からの降雪紛々たる校庭に學生を集めて神の名に於て固い宣誓をいたしました。「自分は酒も嗜み、煙草も喫ふ。しかし、長官から此の大任務を託された以上今後一切これを廢して、諸君とともに勤勞しよう。我輩の指導は嚴格だが、それでもよろしいか？」と云ひました。

かやうにしてクラーク先生は學生と起居を共にして、彼一流の熱烈な教育を始めたのであります。半年の後、任期滿ちて、愈々クラーク先生が米國に歸らねばならぬ時がやつて來た際、全學生は泣いて先生の留任を希望しましたが、それも先生の事情が許さず、北海道の雪の山道を馬で歸られるクラーク先生を全學生は皆涙にみちた眼で乘馬で見送つたのでありました。然し何處迄行つてもなごりはつきず遂にクラーク先生は寒村島松驛亭に於て學生と最後の別れを告ぐることゝなり、學生たちの周圍を低徊することしばし、別離の情に堪へない様子でしたが、やうやくにして立去らんとし馬に一鞭くれんとするや、鞭を高く擧げてクラーク先生は叫びました。

"Boys be ambitious!"（青年よ大望を持て）

この一言こそ、その後幾十年と永く札幌農學校を支配する精神となつたのであります。この話を佐藤先生は折さへあれば學生に話されたのであります。

二

私が札幌農學校に入學しましたのは、それから四十年も後のことでありましたが、よくこの精神は傳へられてゐて、學校中にそれが瀰漫してゐました。私は、唯一人の人間の僅か六ヶ月間の努力が、四十年の後に至るまで、かくも強大な感化を青年の精神の上に及ぼし得るものかと深く感銘したのであります。

私は札幌を出まして後支那を知る第一階段として日露戰爭後の滿洲に着目しまして、滿洲に渡り樣々の研究を致しました。私の卒業論文は「滿洲大豆論」といふのでありましたが、これは大豆そのもの丶研究といふより、寧ろ、滿洲大豆を生産する滿洲の政治經濟的重要性を明らかにしようとしたのであります。この論文作成に就いては滿鐵や關東都督府當局から種々の便宜を與へられました。丁度、後藤新平伯が滿鐵總裁をやつてゐられた頃、獨逸人のドクター・チーズといふ人が東亞經濟調査局の顧問として用ゐられてゐましたが、私はこの人から指導を受けて「滿洲大豆論」を完成し、世に問ふた次第であります。

私はこの緣故によりまして、滿鐵に入社することになり、滿蒙を研究すること約十年、全滿蒙の土に足跡を印して具に視察研究をいたしました。その後、支那本部をも視察して置きましたが、これには約二ヶ年半の日子を費しました。私は、第一に自然を知り、第二に人を知らねば、眞にその國土の實情を知ることが出來ないと考へましたから、前後十數年に亘る旅行中絶えずその地方の自然と人とを精密に觀察いたしました。これによつて私は、滿洲支那に關する明瞭なる概念を得ることが出來たと信じてゐる次第であります。その後、日本に歸つて、外務省に五年ばかり勤めてゐましたが、其間に於ても支那へは屢々往復いたしました。

一體支那人は、個人として見ると、誠に立派な人が多く、且つ立派な家庭も隨所に見受けられるのでありますが、個人主義的傾向が頗る强いために、國家經營者としては甚だ不適任でありそれが爲に支那はい

つも不安定な國なのであります。換言しますと支那人は自力を以て自國を統制することが出來ない、どうしても、外國の制御に待たねばならぬ國民である、私は長い年月の視察討究の結果かういふ結論を得ました。現在もさう信じて疑はないのであります。支那人が日本人に對して惡感情を抱いてゐるといふことは、由來久しいことでありますが、私は、どうかしてその誤解を去り、惡感情を一掃して、支那をして立派な獨立國家たらしめるやう、努力したいと考へてをります。これまで日本は支那に對して樣々の手段を講じてまゐりましたが、悉く失敗に歸し、次第に侮日抗日の態度を激成するのみでありました。誠に困つたことで、何とかしてその考へを改めてやるのが我々の義務であると考へるのであります。それには聊かも不純な野心を挾んではいけないのでありまして、飽くまで、日支の共存共榮を念願し、更に進んでは、東洋平和の大本を永遠に築きあげるといふ高遠なる理想に立脚す可きであるといふことを忘れてはならないのであります。

飜つて、日本社會の現狀を見渡しますと文化文明が異常なる進步發達を遂げた結果、教育設備の如きも完備整頓されて、誠に結構といはねばなりませんが、一面に於て、幾多有爲の青年が大學に入り、更に最も通過に困難な國家試驗に合格しても就職出來ないものが尠くないやうな情態であります。これは從前の文部省あたりの方針が間違つてゐることに基因することでありますが、かやうな人々が家に居ても社會に在つても冷遇せられる爲に勢ひ思想が惡化せざらんとするも得ないといふことにもなります。又、朝鮮

併合の結果、朝鮮の勞働者が、ドシ〳〵渡來し失業勞働者が急速に增加してまゐりまして、こゝにも亦、等閑に附すべからざる重大問題が發生してゐるのであります。かやうな事態をそのまゝにしておくことは日本國家として到底出來ないことでありまして、何とかしてこれを解決しなければならないのでありますが、滿洲問題の解決は右の問題と緊切不可分の關係を持つてゐるのであります。

滿洲の原野は廣漠涯なしと云はれてゐますが、支那は更に廣大な地域を有してゐる。この廣大な天地に、あり餘つてゐる日本人を移住せしめて、彼此相倚り相扶けて、共存共榮の實を擧げつゝ現今日本の社會を惱ましてゐる諸問題を解決するといふことは、蓋し最も望ましいことではありますまいか？　かういふ譯で、先づ日本に最も近い滿洲に於て滿洲人を助けて理想的國家を築き上げる、そしてこれを支那に手本として示して彼を大いに覺醒せしめ、支那自身も亦、立派な國家になるやうに努力せしめたいのであります。かくすることにより、始めて我々が多年翹望してやまなかつた東洋平和の大基礎が確立するのであります。若し支那が我々の眞精神を理解し得ず飽くまでも反抗的態度を持するならばどうするか？　支那一國はおろか、全世界が一丸となつて反抗しようとも、我々はこれに斷乎として對抗し日本國並に滿洲國の實力によつて、どこまでも戰ひつゞけ、滿洲國創設の大精神を貫徹する確固不動の信念を持つてゐるのであります。私は微力にして及ばずと雖も、一身一家を擲つてこの大事に當つてゐる次第であります。

滿洲國も、光輝ある皇軍の活動により、次第にその基礎を固めてまゐりましたが、未だ殘されたる問題



滿洲國承認の日

〔上圖〕滿洲國承認日滿議定書の歴史的調印式は一九三二年九月十七日新京執政府内に於て嚴肅にとり行はれた。（左）署名しつゝある武藤全權。（右）調印しつゝある鄭國務總理。正面起立左が謝外交部總長、正面起立右が著者。







〔中圖〕駐滿特命全權大使武藤信義大將、〔下右圖〕關東軍參謀長小磯國昭中將、〔下左圖〕新京に移轉せる關東軍司令部。

は幾多あるのでありまして、今後益々堅固不拔の覺悟を持つた青年諸君を必要とする重大な時機が到來するであらうと固く信じてをります。人類のため、世界平和のために、よく滿洲を理解し、よく滿洲のために盡す有爲なる青年が、私の母校であるこの京都二中から輩出せんことを心から切望して止みません。

甚だ簡單でありましたが、御挨拶かた〴〵の講演をこれで終ること丶致します。

一三

私が祖國日本に使して最も欣びに堪へなかつたのは、我が日本國民全般が滿洲問題に對して絕大な關心を有つてをり、それは我々が滿洲にゐて想像してゐた以上のものであつた。併し、上述の如き種々の原因から謠言流說が頻に飛ばされ誤解も甚だ多いやうであつた。私は、終始一貫、率直に滿洲の事情を述べ、政治家と云はず、學者と云はず、資本家と云はず勞働者と云はず、あらゆる階級に向つて眞情を吐露した。私の滯京十日間の豫定は一ケ月以上に延び、その大部分は東京帝國ホテルに滯在して早朝より深更に至るまで、講演に會合に又は個人的訪問に、ありとあらゆる努力を拂つた。その結果、幸ひにして國民全般の滿洲認識が深められたことを茲に斷言して

憚らない。

而して、私が最も愉快な印象を與へられたのは阪神地方であつた。元來阪神の地は日本經濟界の中心であるのみならず、對滿洲貿易に最も緊密な關係を持するものである。私の阪神地方に滯在してゐたのは、十日足らずの短期間ではあつたが、同地經濟界の人々と胸襟を披いて忌憚なき意見の交換をなし、滿洲國の將來に影響するところ最も甚大なる滿洲資源の開發問題について充分の諒解を得た。その間屢々講演を試みたが、一見して萬場の聽衆が如何に眞劍であり熱心であるかが看取され、聽衆諸君の意氣込みは卽ち新國家の前途を多望ならしむる所以なるを思ひ感謝の情に堪へなかつた。

ところで、日本國民の對滿關心は最近愈々深められて、猫も杓子も滿洲問題を論談し、滿洲問題は一種の流行となつて一世を風靡するかに見える。併し世に謂ふ日滿經濟ブロック論とか日滿經濟統制論とかを見るに、總て日本のみの事情より獨斷し、滿洲の現狀を踏査研究してその上に於て日滿兩國の經濟關係を論覈するの親切と用意が缺けてゐるやうに思はれる。政治問題、外交問題その他總て然りである。思ふに滿洲を眞に理解せざる人々が、專ら流行に副はんがために滿洲

を論じ過ぎる惧れはないか？　日本は現在それ等の人々の對滿認識の過剩に食傷してゐるのではないか？　近頃祕かに憂へてゐるのは滿洲問題流行の弊害である。

內閣當局並に一般國民大衆に對して呼びかけた他に、特に私は一木宮相、關谷次官、牧野內大臣等を訪問し滿洲問題に就いて充分なる了解を得た。殊に私の感激に堪へなかつたのは、東久邇宮殿下の御召に與り高輪の御殿に參上し親しく殿下と殆ど膝を交へて滿洲の實情を約二時間に亘つて御說明申上げることを得たことであつた。殿下は深く滿洲の事情に通曉せられ、就中產業方面のことに關して非常な興味を有つてをられた。適々私はその方面を專攻し、多年滿洲を實地踏査によつて研究して來た者であつて、幸ひ御下問に對して詳細に御回答申上げ得たことを深く喜んでゐる次第である。

更に私は元老西園寺公望公爵に了解を得て置く必要を痛感してゐたのであつたが、原田熊雄男爵並に谷亞細亞局長等の好意によつて、當時御殿場に避暑されてゐた老公に會見することが出來た。私は約束の日の前日から箱根富士屋ホテルに投宿して、翌早朝自動車を驅つて公爵を訪れた。ところが公の別墅は頗る簡粗なもので、公日頃の質朴簡易な生活が偲ばれ　自らに襟を正し

たいやうな敬虔の念に打たれた。南を受けて緑なす箱根の山々を望む一室で私は公と會見した。公は顔に溫情を湛へながら始は飽まで冷徹な態度を以て對談された。私は先づ滿洲事變の勃發から今日に至るまでの經過、私の支那に對する所懷主張、從來私の執り來つた行動、更に滿洲國の現狀及び將來に對する豫想等に就いて、何等隱し立つるところなく約一時間半に亘つて具體的に御話したが、老公は段々話の進むに從つて非常な興趣を感ぜられた樣に思はれた。

最後に私は特に老公の意見を質したいと思つて

「日本と滿洲國との關係は頗る緊切重大でありますが、それだけに、新國家の將來のためを計つて今日萬全策を採らなければなりません。日本では、滿洲國經營は、日本の一流政治家を以て當らしめなければ、その健全な發展を期することが出來ないと說いてゐる人が尠くないやうでありますが、私はこれと見解を異にします。公爵の御意見は如何で御座いませうか？」

とお尋ねした。老公は靜かに、併しながら嚴然として言下に答へて

「その必要は斷じてない。建國の過程に携はつて來た當事者が責任を以て處理して行くのが當然の義務であつて、それ以外に滿洲國政府の衝に當り得るものはあり得ない。どうか自重して益々奮鬪して貰ひたい」

と云はれた。

私が辭去するに當つて公は更に鄭重な挨拶をされて玄關まで私を見送られた。後に警護の人の話を聞くに、公は總理大臣が訪問しても玄關まで足を運ばれることは殆どないと云ふことであつた。私は秘に、それは公が滿洲問題に對して深い關心を持たれてゐた結果であり、微力なる私如き者をも鞭韃鼓舞されんとしたるに外ならぬと思ひ感激の情に堪へなかつた。昨秋私が滿洲國參議に就任して間もなく、京都出身の貴族院議員梅園子爵が私を新京の公館に訪問されての話に

「自分が滿洲視察に來るに際して西園寺老公にお目にかゝつた時、くれぐれも貴君に宜敷と云はれてゐた。公は貴君の話を聞いて心中密に泣いたと述懷されてゐた」

との話であつた。

一四

滿洲國即時承認と云ふことに就ては、當初有力者間に相當根強い反對があつたのは叙上の如く

であるが、澎湃たる國民大衆の聲はそれ等の反對を押し切り、內田外相は八月二十五日第六十三議會の劈頭、貴衆兩院に於て滿洲國承認に對する當局としての斷乎たる方針を闡明し決然たる態度を中外に宣明した。斯くして武藤信義大將は、滿洲國承認特使として同時に滿洲四頭政治統一の重大使命を擔つて滿洲にやつて來られた。種々の都合あつて、私は武藤大將と殆んど同時に再び滿洲の地に歸つたが愈々武藤全權が滿洲國正式承認の爲に新京に來られた其夜、私は武藤大將を訪問し、兼てから腹を決めてゐた總務長官辭任に就いて全權の諒解を得んとした。

私は滿洲國總務長官就任當初より、第一に中央集權政治の目鼻をつけること、第二に幣制統一の段取りをつけること、第三に祖國日本をして滿洲國の獨立を正式に承認せしめること、大體に於てこれ等三つの目的を遂行實現するを以て私の使命となし、それ迄は滿洲側の閣僚を堅く把握して微動だもせしめなかつた。然し此の大事業に一段落をつけた以上は何人の言があらうとも斷じて職を辭する固い決意を有つてゐた。新國家も漸次中央集權主義による諸政の整頓を終へ紊亂せる幣制の統一問題も追々其の實を擧げ、日本による滿洲國獨立承認も將に明日斷行さるゝことに內定された。私は玆に於て愈々私の責任の解除されたる事を確信したのである。溫厚な人格者

武藤全權は、私の意外の提言に驚かれた樣であつたが、私は飽まで最初の決意を飜へさなかつた。併し、特に閣下が、然らば適當な後任者の決定を見る迄は是非留任して貰ひたいと懇切な御言葉があつて、歷史的調印式には總務長官として國務總理鄭孝胥、外交總長謝介石の兩君と共に列席した後、日ならずして總務長官の椅子を辭した。

私は滿洲國側に對しては承認後最初の閣議に於て辭意を表明したのであつたが、滿洲國閣僚諸君は非常に意外とされたものか、暫くは顏を見合せるばかりで口を開く人もなかつた。この時、有力なる閣僚臧式毅君が先づ口を切つた。同君は、新國家に對する私の功績をいたく賞讃されて、「若しどうしても總務長官を辭されるならば、他の適當な地位にあつて、今後益々多忙なる滿洲國のために盡して貰ひたい」と依賴され、總理も亦これに同意を表明し、私は滿場一致を以て日本の樞密顧問官に相當する滿洲國參議の榮職に推薦さるゝに至つた。

一般には私の總務長官辭任を色々に取沙汰する人があつたが、前にも一言せるが如く私一個の問題としては最初から決つてゐたことであつて、人間は一つの仕事をやり遂げた以上、何時までもその地位の名利にかまけて便々としてゐる可きでないと信じてゐる。殊にも新國家は建設途上

にあるのであつて、常に生新の氣に滿ち滿ちてゐることを必要とする。從つて、適當な時機に於て相當の新陳代謝を敢行すべきであり、與へられたる任務を完了せる者をして何時までもその地位に止まらしむべきでないと信ずる。

現在私は、及ばずながら參議府參議として滿洲國のために微力を盡してゐるが自分は更に〱進んで、私の持論たる「日本の存立なくして滿洲支那の存立なく、滿洲支那の存立なくして日本の存立なし」即ち、日滿支三國が相倚り相扶け有無相通じて相互の存立を確保しつゝ、和親提携以て東洋平和の大理想を樹立するの道を開拓すべく挺身奮鬪を續くる覺悟であり、又私自身自ら固く期するところあるを斷言して憚らない。

滿洲産業開發管見

一

最近日本に於て盛に日滿經濟統制論が提唱せられ、政府も亦日滿經濟統制委員會を設け、日滿實業に關係深き實業家其他の有力者が、その委員に任命せられて熱心に研究を續けてゐることは私共にとつて甚だ喜ばしいことではある。併し、私が祕に考へるのに、滿洲國が一個の完全なる獨立國家である以上、滿洲國の産業開發の問題を云々するに際して日本側だけで委員會を組織して兎や角議論するは、どうかと思ふ。滿洲國の産業開發の問題を取扱ふからには、當然滿洲國の要人を委員會に要請し、これに日本側の委員を加へて、其處に始めて公平な實行力ある日滿經濟統制委員會が成立するものと信ずる。

私のこれまで觀じ來つたところでは、日本側では、滿洲資源の開發は是非ともこれを實現せね

ばならぬと意氣込み、それが實現のために幾多の努力を拂つてもゐるが、滿洲産業の開發政策遂行の結果は其やり方次第では滿洲に於ける産業の急激な勃興となり、却つて我が日本の産業を壓迫することゝなりはせぬかと心配する人も少くないやうである。併し滿洲は日本と異り、未だその文化は低度であつて滿洲産業の勃興が直に日本の産業を壓迫萎靡せしめるとは思はれない。

滿洲の産業開發の第一段階としては、滿洲をして日本に對する原料資源の提供國たらしめることである。（とは雖へ諸種の關係より、日本に興すより滿洲に興すを以て數段有利とする鐵その他の重工業は勿論滿洲に發展せしむるやう力むるが當然であらう。）第二段階として來るものは、滿洲の原料資源の開發が順調長足の發展を遂げその資源を日本に於て充分消化出來なくなつた時、滿洲國をして粗工業國たらしめ、その粗製々品を日本に送つて精工業品に仕上ぐるやう途を講ず可きである。第三段階としては、日滿兩國が相互に理解を深め日滿融和の極點に達した時、日滿兩國は相互に同じ立場に立つて精工業國として世界經濟の競爭場裡に臨むことゝなるのであつて、まさにこれが我々の最高の理想である。

併し、第二、第三の段階に到達するは遠き將來のことであつて、現在としては、私は原料資源國

としての滿洲國について一言すれば充分であらう。もと〳〵滿洲は農業國であつて、滿鐵地方部農部課の調査（昭和五年）によれば、「滿蒙に於ける耕地面積は約一千五百餘町歩に達し、未墾地面積は一千七百萬町歩を餘してをる」とある。勿論この未墾地面積は未墾可耕地の最大極限を示したものであつて、その全部が耕地として開墾されることは困難ではあらうが、それにしても滿洲の農業は今後益々その發展を期待さるべき餘裕を殘すものであつて、我々としても滿洲の農業に對して愈々深く研究を進むべき必要がある。滿洲國の有する廣大な耕地面積は、從來日本が第三國より輸入してゐた農産物を充分供給し得るに足ることを特に讀者諸君にお傳へして置きたい。たゞ日本にとつて最も重要な工業たる紡績工業の原料綿花は、滿洲並に朝鮮に於て如何に力を注ぐとも、日本の需要量の二分の一しか供給出來ないことは甚だ遺憾とするが、併し私としては今これを口外することを憚る第二第三の策を有してゐることを御了解いたゞきたい。その他の農産物は頗る有望で、私はその中の重要なるものに就て簡單な説明を加へておきたい。

滿洲が大豆王國たることは今日萬人周知の事實となつてゐるが、一口に滿洲大豆と稱するも、大別して黄豆、青豆、黒豆の三種あり、その中最も普通なるは黄豆で、その含油量は非常に豐富多

量にて食用、搾油用何れも可である。滿洲大豆は從前地方農家の食用、家畜の飼料並に搾油の原料に用ゐられたものでその油は農家の食用、燈用、減磨油用となり、粕は副産物として馬糧に供せられてゐたのである。然るに輓近粕を肥料として日本内地の需要を喚起すると同時に豆油は工業原料として歐米輸出を見るに至り爾來大豆搾油工業は異常な發達を遂げ滿洲經濟界の大宗となるに至つた。滿洲大豆の最近推定生産額は四千萬石内外と云はれ、その中海外に輸出せられるものは一千二百萬石内外で、その重な仕向先は日本、支那本土、歐洲諸國及び爪哇である。私の見るところでは滿洲大豆の生産額は今後益々増加す可く特に北滿松花江流域の開拓に伴ひ激増を見る可きものであると信ずる。

滿洲に於ける重要農産物として高粱に就いて一言す可きであらう。高粱は滿洲に於ける農民の主要食料品たる外、家畜の飼料となり、高粱酒の釀造原料として重用せられ、その稈は燃料、建築材料、アンペラ原料等として缺く可からざるものである。高粱の生産額は三千七百萬石内外と推定せられてゐるが、そのうち近時支那本土及び日本内地に輸出せられる量が漸次増加の傾向を示して居る。粟は高粱とともに滿洲に於ける重要なる食料品であつて、黄酒の原料ともなり、

その稈は重要なる飼料として用ゐられてゐる。粟の生産額は二千八百萬石内外と推定せられてをるが、そのうち近時朝鮮向輸出が漸次増加し、その年額百七十萬石、價額二千百三十萬圓に及んでゐる。朝鮮に於ては朝鮮米の内地移出の増加に伴ひ、粟を以てこれに代用するので、滿洲國は日本の食料問題解決上間接に重要な役割をつとめることゝなる。

二

玉蜀黍は高粱、粟に亞ぐ重要な食料品で、主産地は南滿地方であつて、北滿にはその栽培が比較的少い。玉蜀黍の生産高は現在のところ大體一千二百餘萬石と推定せられてゐるが、約五十萬石内外が支那本土並に日本内地に年々輸出されてゐる。小麥は玉蜀黍と逆に南滿よりも寧ろ北滿に適するもので、南滿にあつてはその作付面積も少く又その生産額も僅少である。北滿の東支鐵道沿線一帶に於て小麥は農業特産物中の首位を占むるもので、南滿の大豆と匹敵す可きものとされてゐる。その生産額は一千萬石内外と推定せられてゐるが、その大半は製粉原料として消費せられてゐる。滿洲各地方到る處に磨坊と稱する舊式の副業的製粉工場が存してゐるが、近時東支

沿線並に南滿沿線主要都市に大規模の新式製粉工場が設けられ大豆搾油工業に亞ぐ一大工業となるに至つた。之が改良は將來日本に於ける米國粉の驅逐を豫期し得ると信じて疑はない。

陸稻は滿洲の風土に適した農產物で、產額增加の傾向を示してゐるが、憾むらくは品質不良である。これに反して、水稻はその栽培の歷史は極めて新しく、二三十年來のことであるが、今日相當の成績を示しつゝあり滿洲の氣候、地形、土質等より考慮して將來甚だ有望なる農產事業に屬する。現在の水田面積は約十萬町步、收穫量は約百五十萬石程度とされてゐるが、將來百萬町步三千萬石內外に上ることは左程困難でないと信ぜられる。而も滿蒙の水田開發は朝鮮人の滿蒙進出と將來祖國日本の食糧問題の解決とに重大な關係を有するもので、滿蒙の農業資源開發上に於ける緊切當面の問題と云はねばならぬ。今後開田開發さるべき地域として、遼河、松花江、牡丹江、穆稜河、嫩江、鴨綠江、渾河等の各流域が有望視されてゐる。

尙農作物について語るべきものもあるが、さして重要でないから割愛することゝする。特用作物として、大麻、靑麻等が產せられ、煙草も亦吉林省南部及び東部奉天省の北部及び東部に相當栽培せられ將來發展するものと期待されてゐる。棉花は良品種少く、大體に於て纖維が太いが、

それだけに彈力強く中入綿、蒲團綿等に適してゐる。滿洲に於ける棉花栽培を如何に盛ならしむるも、到底日本の需要量の一半をも充し得ぬことは曩に一言したところであるが、發展の餘地は尠きに非るを以て、今後大いにその栽培を奬勵す可きものと信ずる。甜菜は北滿に於て十數年前より露西亞人の手によつて栽培せられてゐたが、滿鐵公主嶺農事試驗場の試驗によつて南滿に於てもその栽培が好適なることが立證せられ、製糖事業上非常に有望視されてゐる。唯南滿に於ては農家經濟上此の作物の適否が問題視され製糖事業の發達を豫期する事が出來ない。

果實の栽培は滿洲の氣候狀態から見て、奉天以北は經濟的に立ち行き難いであらうが、奉天以南にあつては日本、朝鮮等の果樹栽培地に比すれば寧ろ良好な氣候狀態にあり、土質から云ふも亦好適である。而して滿洲に於て栽培される果實の首位を占むるものは苹果で、梨、葡萄、櫻桃、桃等がこれに亞ぐものである。殊に最近問題の解決を告げた錦州、山海關地方に於て最も有望である。

家蠶は從來滿洲農家に於ては殆どこれを飼養しなかつたが、近來滿鐵熊岳城農事試驗場及び關東廳蠶業試驗場に於ける試驗の結果、滿洲の養蠶業が好適有望なることが立證せられ爾來漸次勃

興の機運を招來した。即ち滿洲の氣候は大氣が乾燥し晝夜溫度の差異が激しきを以て蠶質は强健となり內地の如き病害の患が尠く、又桑樹の發育期たる七月頃の降雨は桑樹の發育を大いに助け、その上暴風雨の比較的尠いこと等は日本、朝鮮等の追從を許さゞる滿洲の長所たるを失はない。又柞蠶繭は滿洲物產中の重要なるもので、滿洲の柞蠶飼育は既に百年前より行はれてゐた。柞蠶繭產地として有名なるは、奉天省遼河以東で、遼東半島に於てその飼育が最も盛んである。將來生產費の低廉なる人絹に對抗する天然蠶糸は柞蠶を除いて他に之を見出す事は困難であらう。更に滿洲は他に於て容易に產出し難い天蠶の名產地である。其自然の絢爛たる色彩は他の如何なる絹糸を以てしても之を壓する事は不可能である。私は此高級蠶糸の改良普及に就て滿洲に多大の望を囑する者である。

三

農業王國たる滿洲國は、又森林に於ても惠まれ、世界各地の森林資源と比較して二位三位を下らざる良林を有する。蘭部一郎氏は『滿蒙事情總覽』（改造社）の林業篇に於て、滿洲の森林資源

を概說して曰く、「滿洲の東半部は一望渺茫たる樹海であつて、その森林面積は未だ實測されないが、概杳によつて二千百四十萬町步乃至三千六百五十萬町步の範圍內に於て種々に見積られる。朝鮮を除いた我が全領土の林野面積が二千八百萬町步であることを考へるならば、その廣袤の大體が想像されるであらう。而もそれは伐り荒された森林ではなくてその大部分は樺太や北海道の森林のやうな、千古斧鉞を入れない處女林である。翻つて現時世界的の木材給源は北歐、北亞及び北米の針葉樹天然林であるが、この內亞細亞露西亞と滿洲の森林を除いたならば、總て過伐せられてその給源は次第に枯渴し、所謂木材饑饉に直面しつゝある場合、將來に備へる針葉樹林は露領の森林及び南米ブラジルのパラナ地方の森林とこの滿洲の森林であると言はねばならない」と。

右の蘭部氏の記述によつて明かなるが如く、滿洲に於ける林業の將來は頗る有望であつて、今後その開發とともに、從來日本が米國より輸入してゐた建築用、パルプ用その他の木材を驅逐して尚餘りあるもので、豐富なる滿洲の天然資源中に於ても最も重要なものの一つである。

滿鐵地方部農部課の調査によれば、「滿蒙の森林地帶として有名なるものは松花江、牡丹江及び

豆滿江上流地一帶並に鴨綠江右岸及び渾河上流の一圓地、東支鐵道東部線に於ては小嶺より細鱗河に至る地域、西部線に於ては布哈圖以西興安山脈に屬する部分吉林省三姓地方である」と。尙更に興安山脈中にも良林尠しとしないが、未だ充分の調査が出來てゐないやうである。

再び滿鐵の調査によつて滿洲の樹種を檢すれば、「滿洲の森林はこれを森林植物帶上より觀れば溫帶北部に屬するものもあるが、その主要なる部分は寒帶の圈內に屬するものである。而して滿洲の森林を構成する樹種の數は已に知られたるもののみでも約三百數十種の多きに達する。就中有用樹種と認むべきものは針葉樹八種、濶葉樹二十一種でこれを列記すれば左の如くである。

針葉樹の部

朝鮮松、朝鮮樅、朝鮮唐檜、蝦夷松、落葉松、唐白檜、赤松

濶葉樹の部

水楢、榀、滿洲楓、板屋楓、梻、春楡、黃蘗、滿洲胡桃、朝鮮白楊、楊木、白樺、斧折、穠、槐、白丁香、鹿梨、

以上の內テウセンマツは滿洲森林の主林木にして、その分布最も廣く量に於ても最も多い、滿洲の西部興安嶺を除く外は針葉樹林のある所には大抵これを見ることが出來る。テウセンタウヒ、テウセンモミの兩者は多くテウセンマツに伴つて混生してゐるが、多量分布は吉林省中部以南である。タウシラベはその蓄積遙かにテウセンマツに及ばぬが、エゾマツ、テウセンマツと混淆すること多く多量分布は吉林省中以北である。エゾマツはその數量多からざるも長廣方嶺山脈並に安圖、撫松兩縣方面にある高山に於て針濶混淆林中に散見することが出來るが多量分布はトウシラベに伴ふ。カラマツはグフリカカラマツ若くはテウセンカラマツ（前者の變種）で普通日本內地產のものとは、其の性質を異にし好んで低濕地を占領して居るが、興安嶺地帶に於ては高燥地に生育しその蓄積は尠くない。而してダフリカカラマツは常に單純林を形成し屢々廣大なる面積に亘る」と。

次に森林の概況を述べるのが順序であらうが、紙數の都合のためにこれを果し得ない。更に深く滿蒙の森林を研究されんとする讀者諸君は滿鐵地方部農部課の調査資料を檢せられんことを特にお勸めする。

四

廣漠たる全滿蒙の地を擧げて「家畜の天地」と稱するも過言ではなからう。滿蒙に於ける家畜の飼養普及は內地人の想像以上であつて、各農家總て殆ど家畜を有せざるはない。その種類も牛、馬、驢、騾の大家畜より緬羊、山羊、豚、鷄、鶩、鵞鳥、蜜蜂等の小家畜、家禽に及び、尚蒙古地方に於ては役畜として小數の駱駝を飼育するものがある。元來支那人は愛畜心に富み家畜に接することが巧で、能くこれを馴致使役する一種特別の天禀の技能を有してをる。かの大車に五、六頭乃至十頭の牛、馬、騾、驢等を雜然と付け、一本の鞭と懸聲を以て恰も一頭の動物を御するが如く一齊に行動せしむる技能に至つては唯々賞嘆の外ない。蒙古人に至つてはもともと遊牧の民であるから家畜はその生活の唯一の資料であり茫漠たる大草原は眞に天惠の牧場地である。卽ち彼等は衣食住のため、牛、馬、羊等を牧し、その未開地方にあるものは今日も尚水草を追ふて移動するのである。

かくの如く家畜飼育の盛んな滿洲が日本に對して充分の肉類を供給し得るは當然であり、又滿蒙の地は良駿を出す自然の產馬地として日本の馬匹に對する需要をも充足して尚餘りあるものである。然し羊毛に至つては從來日本人の豫想するところと私は少しくその見解を異にしてゐる。

滿洲國が畜產を以て彼等唯一の生業としてゐる蒙古の一半部內蒙古、ホロンバイルをその範圖のうちに含んでゐることは旣に諸君周知の事實であらう。蒙古人が畜產を唯一の生業として立つ民族であり、それだけに其飼育する緬羊、山羊等は非常に多數である。故に日本が助力して是を改良し日本の羊毛資源とせば、日本が從來第三國より年々一億圓に上る輸入をなしつゝある羊毛を驅逐するは左程の難事ではないと思はれ勝である。私も嘗てこの考へを以て其方面の事業に手を染めんとしたことがある。ところが、蒙古民族は未だ文明開化の光に浴せず、近代的貨幣經濟に倚らず原始物々交換經濟に倚つて立つ民族である。如何に優良な緬羊種を彼等が從來飼育せる羊種と交換するが利益であらうと口を極めて說いても、彼等はこれを容易に承服しない。何となれば彼等は羊種の飼育によつて羊毛を得んよりは寧ろ羊肉を得て日常のかてを得んとするのであつて、日本側の勸むる優良なる緬羊種を飼育せしむるは困難である。

然るに、玆に滿洲國三千萬民衆の大部分を占むる漢民族は生來利に敏なる民族である。のみな

らず彼等は單純なる農業民族でなく、牧畜に對しても一種獨特の巧才を有してをる。隨つて若し我々が利を以て彼等に優良緬羊種飼育を奬勵せば、彼等は喜んで傾倒す可く、その成功は疑ひの餘地なしと信ずる。嘗て滿蒙に視察又は旅行を試み安奉線地方、熱河地方、東山地方等を通過せる人々は、必ずや到る所に數十頭又は數百頭の緬羊（或は山羊）を鞭一本牧笛一管を以て巧に飼育してゐる漢人の牧童を見たであらう。今彼等に優良なる緬羊飼育の有利なるを說き適當に配布飼育せしむれば熱河、遼東半島東山地方等、所謂る山丘地帶に於ける農家の副業として緬羊飼育事業が普及發達し、日本が從來濠洲より輸入せる羊毛を滿洲に求むるは、決して困難でないと信ずる。蓋し、公主嶺農事試驗場の羊種改良試驗の結果を、直ちに蒙古人に求めんとするは困難であらう。

更に、我々が特に注意す可きは山羊の問題である。山羊は他の羊種と比較して一般にその飼育が頗る簡單容易であるのみならず、滿洲產の山羊は寒氣の關係よりその綿毛が非常に豐富である。日本の羊毛會社は早くもこの綿毛に着目して盛に綿毛の買入れをなし、その製品を駱駝毛と僞稱して店頭に晒してゐる。今日羊毛製品が日本の必需品となつた以上、山羊の綿毛に着目した

るは、實に先見の明ありと賞す可きも、今後多々益々その方面の研究改良に努力を重ぬる必要があると信ずる。

附記　鐵、石炭等の重工業並にその資源については、次章に採錄せる「新國家を中心とせる經濟問題」の中に少しく述ぶるところあるので、重複を避くるため玆に論述しない。

日本の經濟政策並に政治政策より見たる滿洲國

私は滿洲國特使として日本に使ひし、各所に於て度々の講演を試みたが、就中大阪貿易館に於ける講演と東京放送局に於けるラヂオ講演とはその代表的なものであつた。前者は日本人の立場より滿洲國立國の精神並に滿洲の經濟問題に就いて率直に私の所信を述べたものであり、後者も亦日本人の立場より滿洲國の政治問題を中心に新國家の眞相を更に粉飾するところなく言明したものである。對滿洲認識の上に多少讀者諸君の參考となるべき點もあらうかと思はれたので、敍上本文と稍々重複する嫌ひなしとしないが、當時の速記錄に相當の加筆訂正を試み茲に採錄することゝした。

一　滿蒙獨立國家の建設と其經濟的經營

私共が今回滿洲國の獨立に援助を與へた精神は、私自身が日本內地に居りまして內地思想界の狀況を見ますと、右翼の極端派、左翼の共産主義者等の運動が日増に段々激しくなり、これをこの儘にして置く時は、日本に非常に重大なる結果を招來するものと思はれましたから、今にして何とか日本の方向轉換をやらなければならぬ。それには先づ以て滿洲問題の解決を計り有爲の靑年を此方面に向けるより他に途がないと痛切に感じたのであります。現に內地では、毎年澤山の大學卒業生がある、しかし若い人達が折角學校を卒業し、又むつかしい國家試驗を見事にパスしても、優秀なる知識と技能を持ちながら容易に職業が得られない、斯樣なことは此上なき人生の悲慘事でありまして、今年もいけなかつたが來年になつても尙望みがないと、さう云ふ人々が段々多勢になるにつれて、思想界は益々惡化して行きます。凡そ自分の知識手腕に自信を持ちながら、職業が得られないといふことは個人にとつて大なる失望であるばかりでなく國家にとつても

非常な重大事であります。これが私をして今日あらしめた一つの動機となつたのであります。

又その外には勞働階級の甚しい惱みがあります。日本が朝鮮を併合した結果、朝鮮人はどしどし內地に這入り込んで內地勞働者の職を奪つて行きます。併し、朝鮮人が幾ら這入り込んでも、日本としてはこれを拒否する理由はありません。但し茲に注意すべきは、朝鮮人の日本に這入つて來る數と日本人の失業者の增加する數とが、略ぼ同數に近いといふことであります。これ等多くの朝鮮人は主として土工として働いてゐます。大きな請負業者は、日本人を使ふよりも朝鮮人を使ふ方が利益だと云つて朝鮮人を歡迎する、隨つて、日本人勞働者は日々働き場所を狹められて行きます。若しこれをこの儘に放任して置けば、重大な社會問題となります。そこで私共は、この機會に於て何とかこれを解決しなければならぬ、そこに何等か轉換打開の方途はないかと云ふことを研究しましたが、矢張自分達自ら立つて身を以て國難に當り滿洲問題を解決して日本に於ける鮮人は勿論將來日本に來るべき鮮人を滿洲に向けるよりほか仕方がないことを痛感致しました結果、固い決心を以て今日に至つた次第であります。

幸に、私共の豫期した通り、滿蒙三千萬民衆の自發的意思を基礎とせる滿洲新國家が、曲り

なりにも組織されました。この國家には、日本人の數が甚だ少い。併しながら、日本人の力を以てこの國家の建設を援助し、日本人の費用を以てこの國家の建設に盡したと云ふ點に於て、我々日本人は滿洲國民と同じ立場に立つてゐるのであります。

そこで私共が最初考へてゐた失業問題の解決でありますが、先づ支那の實情を見ますと滿洲でもさうでありますが、支那は何故か政治がうまく行かない。それは支那の爲政の局に當る者が餘りに感情的であり又利己主義であつて不正の行爲に出で、私利私慾の他に國家と云ふ觀念がないからであります。これが爲に支那は何時まで經つても統一が出來ない。殊に金錢を取扱ふやうな官吏など最も腐敗が著しいのであります。一體滿洲で金錢を取扱ふ官吏がどのくらゐ居るかと申しますと、徴税機關、鹽税機關、關税機關或は郵政機關等に直接關係するものだけでも約二千人の多數に上つてゐます。下つぱのものを入れると四、五千人ともなりませう。これ等の諸關係には純眞なる日本の青年を以て當らしめ、その改善に努力せしめたならば、必ずその成果を擧げ得るものと信じます。而してそれが又、この國家の基礎を鞏固ならしむる所以であります。例へば支那の關税制度を見ましても、海關が一つの獨立機關として、英國人、佛國人、日本人等の力に

依つて關税事務が執り行はれてゐるがために、この機關のみが支那で唯一の正確な機關となつて居ります。この機關は支那人も使つて居りますが、其處に使はれてゐる支那人は、普通の支那人のやうに不正をやらないやうになつて居ります。これは制度が違つてゐるからであります。かう云ふ意味に於て、地域的にも支那と密接な滿洲の地に於て支那人を援助して獨立國家を組織し、さう云ふ金錢に關係する機關には純眞なる日本の青年を入れて弊風の廓淸を計ることが、滿洲の政治をして健全ならしむる第一條件であると信じます。併し、一時に二千人、三千人の日本人を入れることは到底出來ない相談でありますから、漸次入れて行く他ありますまいが、其處に窮乏せる祖國日本に於て就職難、失業苦に惱む青年諸君に輝やかしい一つの光明を與へることになります。まことに、今迄日本青年には殆んど前途の希望といふものがなかつた。否、青年のみではない、知識階級も勞働者も何處に進路を求むべきかに迷ひ、何等の希望をも持たない。其處に、恐るべき、深刻な思想問題等が根強く培養されて行くのであります。然るに今生きて行く道が開かれたと云ふ福音が示される時、問題は自らに解決され、失望自棄の人々も自らに救はれることになると信じます。

二

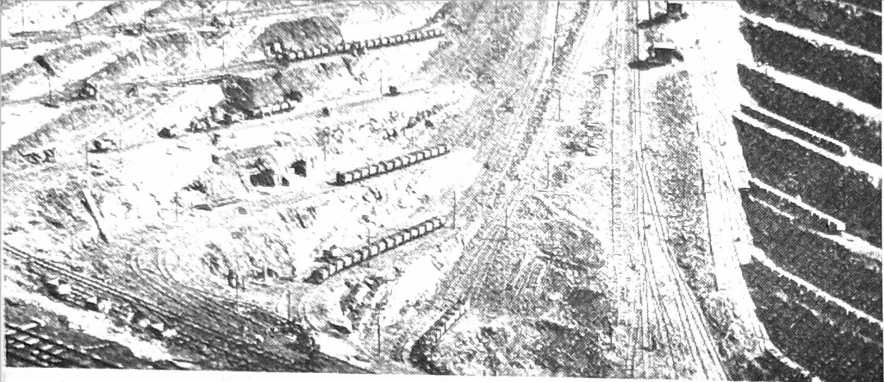
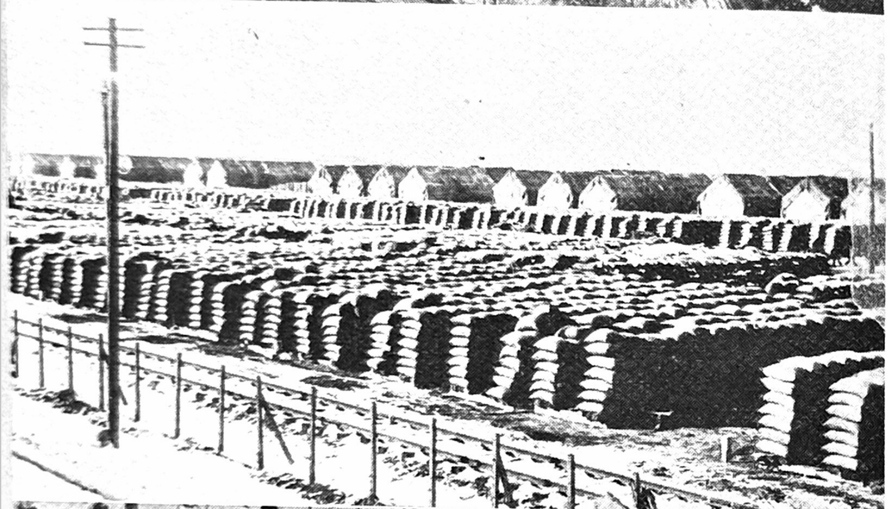
第二に朝鮮人の問題でありますが、朝鮮人は、日本內地に行くことを止めて、內地よりも滿洲に行けと云ふ位にしたい。さりながら朝鮮人にしても無限に滿洲に移住することは出來ませんが、現在年々內地に這入り込む程度ならば、廣袤千里の滿洲が充分消化し得るところであると信じます。又滿洲で鐵道工事を起したり、道路を開鑿したり、市街地建設工事を行ふやうな土木工事には、日本で訓練を受けた朝鮮人土工を移入して、その土工の職長として日本の青年を採用して行けば、日本に於ける失業問題も大いに緩和されるのではないかと思ひます。この二つの問題の解決だけでも、日本の行き詰つた現狀に對して多大の光明を與ふるものと考へられます。

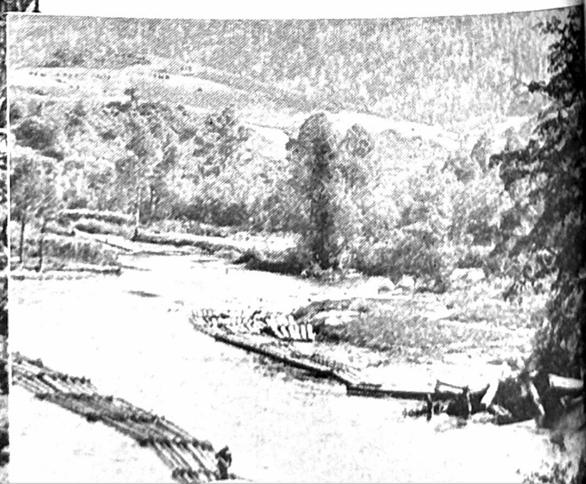
次に農業移民の問題でありますが、事實日本の農村は今や疲弊窮迫の極に達して居ます。日本では滿洲へ農業移民を年に五十萬も百萬も送れと盛んに說き立てゝゐるやうでありますが、一口に農業移民と申しましても、事の實際に當つてはなか〱そんな生やさしいものでなく、又不用意に家族移民等を送つたとて決して成功するものではありません。或る者は集團的家族移民を送

れぱよいと主張してゐるやうでありますが、何れにしても移民問題には非常に多額の資金を必要とします。さりながら、これは日本の國家大策の爲になす仕事でありますから、その費用は國家の費用として日本政府自ら負擔しなければならない。然るに現在財政難に四苦八苦してゐる政府が、何億圓にも上る厖大な移民補助費を支出することが出來ますか？ 恐らく不可能でありませう。此處に想到いたします時、やす〱と出來もしない事を盛んに新聞雜誌等に書き立てゝ鳴物入りの宣傳をすることは、結局滿洲國に現住する三千萬民衆に對して民族的對抗意識を刺戟するだけで何の得るところもありません。と云つて、私は滿洲に日本の農民が移住することが決していけないと云ふのではありません。

要はこの地に來る農業者は、百年二百年の大計を立てゝ安住すると云ふ風にならなければならぬ。然らざれば、日本人は永久に發展することは出來ない。然しこれには、自ら方法があるのであるから、何等の用意方針も定めず徒らに斯る國際關係の紛糾してゐる場合喧しく空景氣を煽る可きでなく、不言以て實行するが策を得たるものであると信じます。

その實際的方法としては、彼等が苟も一旦渡滿した以上は、二度と再び祖國へ歸らうとしな



開拓者を待つ滿洲

〔上圖〕撫順の露天堀 〔中圖〕特産物の積出 〔下圖左〕高粱を刈る滿洲農夫 〔下圖右〕鴨綠江上流の大森林

い、又一面に於て歸國せんとするも歸國出來ないやうな幾分强制的方法も採る必要があらう、と思ひます。これは長年封建的に敲き上げられ愛鄉心に富んだ日本國民を滿洲に定着せしめんとする爲には又止むを得ざるものであります。然らば具體的方法如何と申しますと、私は、少くとも二十四、五才以下の血氣熾んな靑年のみに限る可きであり、而も軍隊教育を受けたるか、或は又中等程度以上の農業教育を受けた者に限るのを我が農業移民の將來のため妥當であると信じます。更に、それ等の靑年には或る特殊な訓練を加へて、それをなるべく支那人の住んでゐない所、それは從つて邊陲の地でありますが、さうした土地を中心に一定の地域を限つて行ひます。元來滿洲は、南滿より北滿の方が肥沃であり、支那人の少いのは北滿であるので、今我々が移民地に定めんとする土地は槪して地味豐穰の地方である。たゞ交通の便宜に惠まれぬが、漸次交通機關の發達に從つて訓練された熟練農民を移植し、往々にして匪賊の出沒橫行を見る土地柄だけに屯田兵制度を採用するを以て良法と考へるのであります。

尙他にも特殊の移民方法もありませうが、前途の春秋に富む靑年諸君を移住せしめて始めて農業移民は成功すると思ふ。私共は、最初から家族移民には反對で、さういふ人を入れても決して

落着くものでない。滿洲のやうな薄利な農業地方殊に、旱魃や水害の爲に毎年必ずしも順調に行くとは限らない所に於て試に家族移民を入れて見る。すると折角こんな遠い不便な邊地にまでやつて來て儲からない、これでは詰らぬから歸らうといふやうなことを云ひ出します。これは屹度女の人が云ひ出すに極つてゐます。治安維持も出來てゐない而も病氣殊に小兒病の多い氣候不順な土地に來てさう云ふ氣になるのも無理からぬことでありますが、然し乍ら此處で我々の考へなければならないことは、滿洲には現在二十萬の日本人がゐます。此處で生れた女の子供は將來に於て、内地で縁談を求めて日本内地へ嫁入りすることは殆ど不可能であります。例へば從來此處に來て居る關東廳、滿鐵其他に勤務する若い青年官吏社員達も、妻帶するには必ず郷里の親の命令によつて日本内地で結婚し、滿洲に生れた女の子を娶らうとしない。さうすると結局これ等の人の行く所が無い。これは人道上甚だ面白からぬ問題であります。然し乍らこれ等の女の子供に聞いて見ますと、滿洲から内地へ行くと人間が多いので騷々しく、氣持の上でも島國的で口喧しい、從つて絶えず焦燥を感じて苛々する。滿洲に歸つて來ると始めてホツとすると云つてゐます、換言すれば彼女達は既に大陸的になつてゐるのであります。から云ふ娘さん方を滿洲に移住

し而も相應な土地を所有して活動せる日本の青年諸君に配すると玆に始めて日本の移民が定着し健全な移民が出來上るのであります。これは決して一度に多數の人々がやらうとしたからとて出來るものではないから、一歩々々と百年の大計を立てゝ進む可きであります。これ等の點に就いて、內地の人々は一度に容易く移民が出來るやうに誤解してゐる方が多い樣に見受ます。此點はどうか皆樣から充分にその眞相をお傳へ願ひたいと切にお願ひする次第であります。

三

その他一般產業開發方針に就いて、一部の人は滿洲國は資本主義を排斥する意嚮だとか、或は國家社會主義を採るとかの說をなす者がありますが、それは全然事實無根の訛傳蜚語であると思ひます。その謠言のよつて起つたところは、私の知る限りでは、寧ろ純眞な思想から來たものゝやうです。今迄滿洲の現地にあつて第一線に戰つてゐた軍の所屬部隊は東北地方の者が多かつた。その兵隊の鄕里は、一昨年度に於て非常な飢饉に襲はれた。さなきだに貧困な農家は、自分の伜が滿洲に出征するのにステーションまで見送つて行く費用すらなかつたと云ふ悲慘な話も尠

くありません。さう云ふ人達が滿洲で戰つてゐるのでありますから、其處に利權屋達が滿蒙の資源目指して、我利一遍の金儲を目的にやつて來るのは面白くない、自分等は身命を擲つて只管國家のために盡瘁してゐるのであるから、金を持つて居る者はたゞ金を儲けて歸へると云ふのでなく、金を以て國家の爲に奉公するの覺悟がなければならぬ。かゝる純情發露の考へ方が當時の關東軍の一般に漲つてをり、それが誤り傳へられて關東軍の國家社會主義化などゝデマられたものと思ひます。

要するに、我々は資本家排擊といふやうなことを決して念頭に置いてゐないのみか、滿洲開發の爲に寧ろそれ等の人々を大いに歡迎してゐるのであります。唯一つかう云ふことは考へてゐます。即ち、ある特殊な產業は國家が統制して行かなければならぬ。統制と云ふことは、建國の最初に於てやらなければ、途中からはなか〳〵出來ないことであります。例へば、日本政府が種々の產業、一例を擧ぐれば電氣事業に對して統制を加へんとしても、今日では容易にその實現が出來さうでなく、出來たとしても到底完全なものでありません。滿洲國に於ては、さう云ふ前者の轍を好んで再び繰り返へす必要がありませんから、建國の當初に政府部內に特殊產業の統制機關

を設け、或る程度の統制を行ひ、その下のことは資本家の協定に一任する考へであり、それが又資本家の利益であると考へます。それを凡ての產業を國家自ら嚴重に指導統制し或は自營をなすといふやうな風に、何か誤り傳へられてゐる樣に思はれますが、以上述べましたところで、それ等は皆故なきデマなることを良く御了解いたゞけたことゝ存じます。其他今後この國家が採らんとする政策方針に就いてお尋ねがありましたら私は率直に忌憚なくお答へいたします。

四

問　新國家を構成するには非常な資金が要ると思ひますが、資金的對策は如何でありますか？大體この國家は富裕な國家でありませぬから、從來官銀號はありますが、官銀號は相當な金を持つて居ますか？

答　奉天、吉林、黑龍江三省の官銀號を打つて一丸として茲に中央金融機關を作る、それを持寄りますと、約三分の一の資金準備が出來ます。それを以つて當面の問題を處理したいと思ひますが、但しこの國家は將來金を得ると云ふことに對して斷じて困らないと確信します。併しながら、當面の世界的不景氣に際して今直に產業を興したり、マーケットを擴めたりして、この新國家だけ多大の繁榮を期することは到底出來ないことでありますから、世界の大勢に順應しながら進む考へであります。故に差し當つての消極的政策を行ふには大體不自由をしない積りであります。

問　滿洲國と日本との關係を指導統制して行く機關、即ち今のところでは××でありますが、將來に於ては、さう云ふやうな任務を如何なる機關が遂行するのでありませうか？

答　これは種々の關係もありますが、實際的に考へますと、滿洲國側の商業會議所とか、その他のものを合同させ民間の機關を打つて一丸として日本の機關と聯合させる、即ち民間相互の間に密接不可分の連鎖を拵へて、さう云ふ機關が漸次有力になつて行くやうに指導して行くことが大切ではないかと思ふ。

問　滿鐵の首腦者は一、二年足らずで更迭して居る、この大切な機關の首腦者が度々迭はることは、一定の方針の下に進むのに甚だ不便である。十年とか五年とか成る可く永續して滿洲問題に關する一定不變の方針を進めると云ふ力強い組織が欲しいと思ひますが……？

答　仰せの如く我××政策遂行上、日本側の當時者が屢々迭はるのは甚だ感心しない。これは滿鐵のみならず、軍部に於ても滿洲國政府の日系官吏にしても同樣である。大陸の問題は、ずつと傳統的に長く携はつて居ればこそ、そこに始めて確かりした研究も出來、自信ある經綸政策も講じ得るものである。然るに、その重要な機關が日本の內政的事情や情實によつて何時もゴタ〱して居るのは、頗る遺憾である。新國家は全然政黨的色彩を持つて居る人を排除して居ますが、滿鐵に對しても今後は或る一定の發言權を得られるやうな立場に置くことが必要であると思ひます。殊に滿鐵總裁の如き、滿洲の各方面に重要な關係を持つ人が、唯日本の政情のみのために簡單に變更されるのは、迷惑千萬と云はねばなりません。

これは又、日本國民自ら母國日本の利益の爲に堂々主張して良いことである。事實現在に於て根强く主張されつゝあるやうでありますが。その眞の聲に對し日本政府自ら反省し、更始の方針を眞劍に取つてもらひたいと思ひます。併し兎も角、日滿關係の指導統制は、只今のところ××が指導的地位に立つて居りますが、軍部には其本來の使命がありますから、將來は民間の有力者が結合して指導的地位に立つことが本當であると信じます。

問　西原借款に就いて日本は或る保障を新國家から得たとか云ふ噂も聞きましたが、新國家は日本の投資、借款に就いてその權益を如何にして保障する積りでありますか？

答　新國家に對する借款のみならず凡ての國に對しても債務を完全に履行する旨を聲明して居ります。然し日本は未だ新國家を承認して居りません。借款問題の如きも日本が新國家を承認した後始めて起る問題であると思ひますが、今は未だその問題に這入ることが出來ません。支那自身が革命後二十數年間、常に混亂を繰り返へしてゐることは日本にとつては甚だ迷惑で、殊に日本は最も大きな權益を持つて居るのでありますから、隣國の秩序が整はないで色々の權益を害さるゝことは、我が國家の存立の上甚だ面白からざることであります。其處で日本は當然これに對して自國の存立確保並に國家經濟の立場から、紊亂せる支那を監視するの權利があり滿洲國が新に建設さるゝに當り日本がこれを××したのも、そこに理由があるのであつて、日本は新國家をして我が生命線並に我が權益の保障を約束せしめる可きであります。それが出來て始めて滿洲に於ける秩序も回復され、從つて東洋平和の目的も達成されるのであると、我々は固く信じ且つその信念を實行して來たのであります。序に張學良時代の逆産は凡てこれを沒

收する筈でありますが、これは支那に於ける昔からの慣習法によるものでありまして、學良自身金銀財物は殆ど凡て持ち逃げをして仕舞つたのですが、その他の不動產は當然滿洲國の所有に歸します。

五

問　新國家として關稅問題は非常に重要であつて、滿洲國の企業統制上からも又日本の企業を統制する上からも關稅の手心一つで滿洲國が精工業國とも成り、粗工業國ともなり、又原料國ともなると思ひます。それに就いて我々がお聞きしたいことは、滿洲に於ける資源を如何に利用するかと云ふことであります。資源の豐富であることは屢々承つてをりますが、いざその資源を利用せんとする場合には色々の支障があるやうであります。我々が大連上陸以來屢々各地の有力者に質問したことは、例へば鐵、石炭の如き資源についても如何にそれを利用す可き途を聞くかといふことでありました。精確な數字でなく大體の調査によるのでありますが、昭和五年の我が國工場に使用せる燃料は、總額一億四千百萬餘圓であります。そのうちの大部分を占

むるものは石炭でありまして、一億一千六百萬圓も消費してをります。假に將來滿洲炭が我が國工場の石炭消費量の三分の一位迄使用されるやうになり、而もその炭價が從來の二分の一位で足りるものとすれば、我が工業の受ける利益は紡績工業七百萬圓、化學工業及び窯業六百萬圓、食料品及び電氣工業三百五十萬圓、その他を合して二千萬圓位、更に鐵道、船舶、家庭用を入れますと、少くも四千萬圓以上の利益を生み出す勘定であります。從つて、我が國工業生產品のコストその他に與ふる利益は莫大でありますが、この折角の資源を色々の事情のために利用出來ないといふことは、洵に解し兼ねる次第であります。新國家としては、これ等の點に就いて如何云ふ考へを持つて居られますか？

答　資源利用の大切なことは云ふ迄もありません。併しながら、日本內地の模樣を聞きますと、或る方面では是非石炭を入れたい、鐵を入れたいと希望されますが、又或る方面では石炭や鐵を無暗に入れては困ると云ふ議論があるのではありませんか？

問　無論さう云ふ點も懸念されます。併し乍ら國家的見地から考へますと、お互ひに得手勝手許りを云つてゐた日には纏りがつきません。それで滿洲國に要求するばかりでなく、內地として

も忍ぶべきだけのことは忍び、その犧牲が國家的見地から見て利益であるならば、進んで相當の犧牲も拂はなければならぬと思ふ。要するに、企業の統制と云ふことは、どの程度の犧牲を拂ふか、それがどれだけの利益となるかと云ふことを考へて見なければならない。かう云ふ次第であるから、滿洲に於ても資源利用の途を開くにどれだけの覺悟を持つてゐるかを承はりたいのであります。

答　それは懸つて日本内地に於ける生産者と消費者との關係でありますが、皆樣がそれ程迄に内地で考へて下されば滿洲の資源利用問題等は問題ではない、屹度旨く方法がつくと思ひます。又それに對して充分努力したいと思ひます。

問　統制問題に就いてこの新國家が發達するために金銀何れを採るのが良いと思はれますか？

答　これには種々の議論もありますが、現在日本自身に於て、金の輸出を禁止して兌換も出來ないやうな時である。この際滿洲國がそれと同じやうなことをする時期でない。それよりも急務なのは、玆に雜然として居る幣制を統一することである。支那人の最もよく受け容れるのは銀でありますが、それかと云つて支那人は金をも好みます。それは兎も角、實際問題として日本

へ持つて行つても金に換へられぬやうな時期に於て、滿洲國が金本位制を採用することは不可能でありませう。要は、日本が金輸出禁止を解除した時、丁度時を同じくして日本と同じ金本位制にしたら良いのではないかと思ひます。

問　滿洲は産金國と云はれてゐますが、それに關する何かの調査がありますか？

答　日本人の調査はないが、露西亞人の調査が澤山あります。

問　滿洲に於ける特許等は如何する積りですか？

答　世界が滿洲國を認めて呉れゝば、特許問題等にも加入するが、今は獨立國家として承認を受けてゐないから、何とも仕方がない。併し既得權に對しては當然これを尊重する積りであります。

六

問　日本との將來の關係は圓滿に持續出來ますか？

答　これは非常に難しい問題であります。私共が現在生きて働いてゐる以上、滿洲人とその氣持

は變るものではない。或は止むを得ずやつて居るのか如何か知りませんが……。但し次に來る可き國民に對しては、日本人の親切を以て本當に此處の人間と一緒にやるといふ考へで、眞に同情的精神と正義の觀念を以てすれば、この仕事は必ず永續するものと思ひます。これを如何にして實行す可きかと云ふことは、一番苦心の存するところであります。例へば教育等について見ましても、日露戰役後支那が日本に對して、非常に信賴したことがありました。萬事日本がお手本で、日本から多數の教師が支那に招聘されました。併しそれ等の人々は、支那に行けば行くだけで、何等其處に確固たる精神がなく、又文部省の方針も間違つてゐたから、支那人に我が日本の本當の精神を植ゑつけることが出來なかつた。滿鐵も日本の精神を以て、彼等に知識を與へることには盡力しましたが、精神的に陶冶する人格者がゐなかつた。その結果何の功績も擧らなかつたのは申すまでもない。

これに就いて、想起さるゝのは、一宮さんの奧さんである河原ミサ子さんであります。あの人は蒙古カラチン王の家庭教師に招かれ、數年間蒙古に於て附近の子供を集めて教育せられました。ところが河原さんの精神的教育に凡ての子供が懷いで、殊に女の子等の日本に對する憧

憬は非常なものでありました。私共がその邊を旅行しますと、「どうぞ泊つて下さい」「是非休んでいつて下さい」と、その人が日本人であれば、假令未知の人であらうとも、その人に對して非常な親しみを持ち、又子供等は日本人を非常に懷しがつた。まだもう一人の女性がありました。今その名前は忘れましたが滿鐵が蓋平附屬地の公學堂（小學校）を拵へた時その人を先生に招聘した。時恰も廿一ケ條の日支交渉が始まつた時で、最後通牒まで突きつけたので、滿鐵沿線各地に於ける凡ての日本人は大連に引き揚げを命ぜられた。ところが其先生は私の仕事は戰爭とは何の關係もなく、子供を敎へ導くのが私の眞の使命であると云ふので立ち去らない。女生徒の父兄達も先生の袖に縋つて「貴女は別にこの事件に關係のない方である。若し貴女の身邊に危害が及ぶやうでしたら必ず私共がお守りします」と云つた。

かくの如き、日本の精神を本當に傳へ得る良い女の先生を滿洲の各地に派し日本の高潔なる精神を兒童を通じて各家庭に入れて行く、それが何よりも日滿兩國の親善關係を保持して行く上に必要では無いかと思ひます。私一個の考へから感じたことでありますが、一方日本の精神を人格者によつて植ゑつけて行くと同時に、他方一つの宗教的敎化を行つて、日滿兩國の間に

親善不離の精神的結合を樹立すると云ふ大方針の下に進んで行けば、五十年百年の後には益々美しい友交關係を結ぶことが出來ます。若しそれが出來ないとすれば、私達が身命を賭して活動して來たことも、何等の歷史的意義を持たぬことゝなります。

問　葫蘆島問題は打ち切りになりますか？

答　葫蘆島問題は打ち切りません。さう云ふ狹量な考へを持ちません。滿洲國は建國匆々の際で財政が豐富でありませんから一時工事を休止するかも知れませんが葫蘆島は其背後地である熱河地方の安定、產業並に交通の發達に伴つて是非なくてはならぬ港であつて大連とは自ら別個の使命があります。

問　新國家の下に於て土地所有權は確立されますか？

答　苟も滿洲國の人民である限り、土地所有權は完全に得られる譯です。日本の農業移民も滿洲國の人民になれば、土地を所有することが出來ます。だが腰掛け的にやつて來るやうな人間に、所有權を與へる必要はないと信じます。

問　山東移民に對しては如何なる對策を取られますか？

答　將來餘り多く這入つて來るやうになれば、入國稅を課することも必要でありませう。又便衣隊を取締まるため、國境監視隊を設けることも必要でありませう。治安維持は是非やらなければなりませぬが、三年もすれば完全な安定狀態に這入るだらうと思ひます。

それから中央集權制を採る爲に、省の觀念を弱める必要があります。其處で縣を自治の基礎として、省には輕い監督權だけを持たせる、恰も過去の日本に於ける郡役所のやうなものとしたいと思つてゐます。

それから日本人に對する治外法權の撤廢でありますが、新國家として支那人、蒙古人だけを法律で縛り、日本人を特別扱ひすることは出來ません。日本人に對する治外法權はどうしても撤廢する必要があります。又日本としても、治外法權撤廢によつて領事館警察も要らなくなり、それ等のことは新國家が全部やるのであるから、經費が非常に助かる譯であります。

大體以上によつて新國家の立場を御了承下され、日本內地に於て色々の誤解のないやうに充分御傳へを願ひたいと存じます。

一　滿洲國經營上の政治問題

私は滿洲國の總務長官駒井德三であります。私は從來官吏でもなく軍人でもなく、又政治屋でもなくたゞ多年支那を研究して居りました一介の讀書生に過ぎない者であります。昨年の九月十八日に滿洲事變勃發と共に、特に當時の陸軍大臣南次郎閣下から委囑を受けまして、この日本の×××の爲に私の一身を提供すべき固く決するところがありまして、敢然朔北の地に赴いたのであります。

私は日本に居りまして、日本の社會狀況をヂッと靜觀して居ること數年でありました。一方に極端な右傾思想を奉持するものあり、他方に極端な左傾思想を信奉するものがある、互に矯激な言辭を擅にして憚るところなく、時に過激な直接行動に出でゝ人心を脅かすこと夥しきものがあります。その思想の根底に於ては全然相反してをりながら、彼等が目的のためにまさに取らんとする手段に於ては殆ど一致してをり、これを成行きの儘に放任して置きましては、結局日本

帝國自ら崩壞の一途を辿る他なき非常危險の狀態を招くに至るを、私自ら感得いたしました。そこで私は一身一家を抛つて玆に國難に殉ずるといふ悲壯なる決心をいたしまして、敢て時局に臨んだ次第であります。幸ひ滿洲事變發發以來皇軍の非常なる努力奮鬪と擧國一致的なる全國民諸君の御後援に依りまして、玆に滿洲獨立新國家を建設することを得たのであります。併しこの滿洲國に在住する人は殆ど漢民族であります。詰り所謂三千萬民衆といふ者は支那の人であります。私は南北滿洲は申すに及ばず、南北支那の各地を經めぐり長年の間支那を研究して來ましたが、結局私の到達した結論は、支那人は自分の一家を完全に齊へることは出來る、又一つの社會を建設維持して行く一種特別な才能を持つてゐる。併しながら自國を一個の獨立國家として把握統一して行く能力に於て缺けるところがある。それは支那人が餘りに利己主義であつて、其處に絶えず相互の軋轢紛爭を生じて、彼等だけの力を以てしては到底獨立國家を形成することが出來ないと云ふことを看取したのであります。

ところが吾々日本國民としましては、東にアメリカ、西に支那の兩國に意を用ゐつゝ國民經濟を樹てゝ行かなければなりません。この我が善隣たるべき一方の支那が常に混亂を繰返してゐ

る。革命後既に二十數年を經たるにも拘らず、未だ曾て完全に統一されたことがないと云ふことは、實に日本國家にとつて非常に迷惑千萬な話であります。又支那四億の民衆に取つても非常に悲慘な次第であります。其處で何とか自分の一生の中に自分等の力に依つて、これが本當に統一され完全なる獨立國家となつて日本と親善なる關係を保つて行くことが出來るならば、これは單り日本の幸福のみならず、東洋永遠の平和の基礎が茲に築かれます。隨つて世界人類の幸福の增進はこゝから生れるといふことを私は固く信じて疑ひません。またこれは、世界の何處の國の人に對しても斷乎と主張して少しも憚らないところであります。日本が若し支那の領土に對して何等かの行動に出でんとするならば、世界の諸列强は同時に立つて、それは九ケ國條約に抵觸するとか或は不戰條約に悖反するとか喧しく言ひ立てるでありませうが、併しその動機が眞に支那の將來を慮り、日本の存立を思ひ、進んでは東洋永遠の平和のために計り世界人類の福祉に貢献せんとする誠心誠意から出た大精神であつたならば、そこに如何なる紙上の條約が存しようとも、とやかくかゝづらはる要なしといふ强い信念を持つて居ります。

二

日本國民は滿洲に於て、多年多大の犧牲を拂つて滿洲開發のために非常な貢献をなして來たるに拘らず、最近支那人から非常に侮辱排斥を受けその結果已むを得ず我權益擁護の立て前から遂に滿洲に兵を出しました。口程にもない滿洲の軍閥は神速果敢な皇軍のために忽ちのうちに掃蕩せられて、滿洲は殆ど無政府狀態に陷つたのであります。其處で滿洲の一般民衆は各地に立ち上りまして、地方維持委員會といふものを組織して各自治安の維持に努めましたが、結局彼等は合同して自分等が相倚り相扶けて此處に一つの理想的國家を建設せんとする希望を持ち「自分達の行動をどうか援助をして貰ひたい、これを若し擁護せずに日本軍が此處から撤退するなれば、滿洲は再び治安が紊亂して自分等自身の生命すらも危險になる」と依賴したのであります。卽ち日本人の力で援護して貰ひたいと云ふことは、在滿三千萬民衆の要望であつたのであります。この要望切願を捨てゝ「お前等勝手にしろ」と無情に振り切ることが出來るか出來ないか？　これは義俠心に富んだ日本國民大衆諸君に敢て私が說明を加ふる要なきところであらうと思ひます。

私個人の立場と致しましては、其處まで在滿民衆が切望するならば、敢然彼等を擁護して其處に新國家を――健全なる滿洲國家を建設させてやることが、我々として是非とも果さなければならぬ義務であることを強く感じたのであります。

次に支那の他の方面を顧みますと、相變らずゴチヤ〳〵して居りますが、滿洲に完全な治安維持が出來、裁判制度も確立し、又警察制度も更新改善され、總ての事業が文化的に進歩發達して來れば、列國は必ず滿洲國を承認せざるを得なくなることは火を睹るよりも明かであります。この際、支那四百餘洲の人々は滿洲國を見習つて國家統一の實を擧げるために努力するやうになることは、自明の理でなければならぬと私は固く信じてをります。若し支那にしてこれをしも敢て勗めないならば、私共は日本國家の力に俟つことなく、滿洲國自ら進んで滿洲國の實力を以て北支那なり南支那なりに順次完全なる獨立國家を建設せしめて、其處に日本帝國と融和提携して行く善隣、卽ち第二第三の滿洲國を建設し結局に於て支那の統一を圖るといふことが、私共の抱いてゐる政治的理想であります。この理想なくして斯くの如きことを敢てすることは、悖理暴擧の譏りをまぬがれぬところであり、この理想に應へる意味に於てこそ私共の行動は俯仰天地に恥

ざる公明正大の立場を主張して憚らないのであります。

今回私が日本に參りました主要な目的は、日本の國民大衆諸君に親しく御願し諸君から日本の政府を鞭韃して頂いて我が滿洲國家を一日も早く承認して戴きたいと云ふ點にあるのであります。現在滿洲國の承認問題に對して日本の當局者間に於て色々議論があるやうでありますが、これを外交的に云ひますと、承認は卽ち合併の前提となると說く人があります。併しそれは玄人の見方でありまして、一般の素人は左樣な考へ方をいたしません。却つて支那並に滿洲の大衆は、日本が滿洲國を承認しないでグズ〳〵してゐるのは、軈て合併しようとする下心からではないかと非常な不安を抱いてをります。

私自身新國家の責任ある地位にあるものとして、滿洲國民のかゝる危惧不安を一日も早く除去することが、滿洲の治安を維持する上に於て、緊急焦眉の問題であることを痛感して居る次第であります。

次に、日滿兩國は永遠に絕對に親善でなければなりませんが、其日滿親善を維持增進する第一の具體策として私が常に考へて居りますことは、日滿兩國の距離を出來得る限り接近せしめなけ

ればならぬと云ふ事であります。それには東京——新京間を一日で繋ぐといふ方法を取りたいと思つて居ります。滿洲國の首都を新京に移したことには、他に幾多の原因がありますが、その最も大きな原因の一つは、新京を飛行機で朝六時に立ちますと、午後の四時には東京羽田に着ける、まさに僅か半日行程を以て東京——新京間を繋ぐことが出來るのであります。こゝまで日本と滿洲との距離が接近すれば、そこに兩國間に誤解や蟠りの存する餘地がなく、愈々親善を加へることが出來ると信じまして、私自らその航空路を開拓しようと思つた次第であります。ところが、今度は法規上に種々六ケ敷い點がありまして、直にこれを實行に移すことの出來ぬ事情がありましたために、已むを得ず新京から裏朝鮮に出で一夜を京城に明して翌朝午前六時再び機上の人となつて午後四時に東京の地を踏んだのであります。併し此の間を從來の汽車汽船の便によれば裕に五日行程の距離であつて、これを僅か一日半で來られたと云ふことは、非常な進歩であると信じます。併し東京——新京間を一日で繋ぐといふことは、私が今回日本に滯在中、日本の政府當局と交渉して必ず實現したいと思つてゐるのであります。

三

次に私は日本の國民大衆諸君に特に後注意願ひたいのは、滿洲國は何人からも後指をさゝれぬ完全な獨立國家である、完全な獨立國家ではあるが、併し又日本の國策と應呼順應すべき獨立國家であるといふことであります。この點を早飲込みに、滿洲國を恰も日本が征服したものと誤解し、滿洲を以て第二の朝鮮たらしめんと考へてゐる人もあるやうに聞きますが、これは非常な不心得と云はねばなりませぬ。

試に暫く朝鮮を考へて見ませう。朝鮮統治の當初に於て、初代の統監伊藤博文公が朝鮮に行かれました時、朝鮮の極優秀な青年を集めて、「朝鮮は諸君自ら經營する國家である。諸君は一日も早く日本に行つて日本の進歩せる制度文物を學んで歸國し其習得せる知識を國家經營上に活用するがよい。諸君の修學中は自分等で見て上げよう。只永久に自分の方で其任に當るのは朝鮮國の國防と治安の維持だけである」と說き聞かされたと云ふ事であります。ところがそれ等の青年諸君が日本で學業を終へて意氣揚々前途の希望を夢見つゝ朝鮮に歸らんとすると、丁度その頃

××××××××××××××。その青年の一人であつて恰も私と同窓の李殷德君は實に眞面目な優秀な人でありましたが其人が泣いて私に語つたことがあります。「日本に於て最も信頼畏敬してゐた伊藤博文公すら××言はれた。日本の政治家は實に信頼するに足りない」と云つた。これは又その當時、朝鮮の朝野一般に行はれた議論であつて、それ等の人々は今尚海外にあつて、執拗な抗日運動を試み獨立運動の策謀に耽つてゐます。それが時として上海に於ける不體裁極まる爆彈事件として現はれ、又時々密に日本内地に潛入して不敬事件として現はれる事は我々が眼のあたり生々しく見る所であります。

朝鮮内部におきまして日本は姑く日本式の文化政策を執り、その文化政策の結果朝鮮に澤山の學校が出來、既に帝國大學さへ設立されてをります。それ等の學校を卒業した朝鮮の青年は今日既に就職難に苦んでゐます。又假りに其等の人々が官吏に登用されるにしても××と異る待遇に甘んじなければならぬと云ふことで、朝鮮人に執りまして誠に有難迷惑な不平不滿が漲つてゐるやうであります。

政治的には以上のやうな狀態でありますが、立場を變へて經濟的にこれを見ますと、朝鮮の對

外貿易の實權を握つてゐるものは日本人ばかりでなくして中華民國人の商人が大部分を占めてゐます。更に悪いことには朝鮮が日本本土と同じだけの輸入超過をやつて居る事であります。而も日本々土の輸入超過は主として軈て國産品を以て補ひ得る機械類や原料品、贅澤品が多いやうでありますが、朝鮮の輸入超過は朝鮮人自らが食はんがための輸入超過であつて、これを防遏することは殆ど不可能とせねばなりません。從つて日本が朝鮮を抱いてゐる以上は、單純に國産奬勵などを振りまはして見ても、日本の國際貸借を平均さすといふことは、頗る困難ではないかと思はれるのであります。

又朝鮮を合併する當時に於ては、日鮮合併によつて日本の人口問題を調節することが出來ると信じてゐたらしく、朝鮮に對する農業移民を目的として東洋拓植會社が設立されました。當時朝鮮に多くの農業移民が東洋拓植會社の手によつて移植されたのでありますが、それ等の農民が果して今朝鮮の何處にゐるか？ 農業移民の殆ど凡ては失敗に歸して大抵歸國して仕舞つてゐます。即ち東拓の移民事業は全然失敗であつたと斷言して差支へないのであります。隨つて東洋拓植會社は現在單純なる金融投資會社になり事業會社になつて仕舞つたのであります。それに反し

て、朝鮮から日本に移住する人は漸次數を增加して、その結果日本に於て朝鮮人が日本に移住して來たと同數の失業者を出してをります。而も尙日本では貧弱なる財政から每年二千四五百萬圓の國庫補助を朝鮮に與へなければならぬ。之が何時になつたらやめられるか見當がつかない狀態であります。斯く觀じ來りますと、朝鮮を合併したことに依つて一體何を日本が贏ち得たか？私自身日本の有識者諸君に訊ねたいところであります。

四

更に滿蒙を第二の××にしようと主張する人々に向つて聞かんとするのでありますが、滿蒙三千萬民衆は元來朝鮮人より數倍能く働き而も日本人には到底堪へ得べくもない低度の生活に甘んじ得る國民であります。隨つて彼等は日本人の數分の一の賃銀にも滿足して孜々として働きます。現在日本と滿洲國とは無條約關係にありますが、若し日本が滿洲を以て第二の朝鮮とするならば、この三千萬民衆は生活程度の高い日本にドシ〳〵押し掛けて來るに違ひありません。その時日本の勞働界の混亂を如何に始末するか？如斯き事は識者を俟たずして明白な問題と思ひま

す。因て單に日本は自國自身の立場から一方的にのみ滿洲及び朝鮮を見ることは過ちの因であり、從來の失敗誤算は總て盾に表裏あるを忘れてゐたことに基因するものと考へます。

然らば滿洲と云ふ所は日本人が全然行くことが出來ない所であるかと云ふと、斷じてさうではありません、滿洲には將來幾多の有望な仕事が殘されてあります。例へば鐵にしても、金にしても、石炭にしても、非常に豐富な埋藏量を持つて居り、又鐵道事業とか諸種の粗工業の如きも大いに勃興するでありませうが、それ等の幹部になつて働く人々は主として日本の知識階級の人でなければならぬと思ひます。更に又資本的には主として日本の資本家の活動舞臺でなければならぬと思ひます。斯くて日本の知識なり資本なりが滿洲に輸入されゝば、それに從つて日本人は自然に滿洲に移住するやうになるのでありますから、近き將來に自然に來る可き時機を待つ可きであつて、徒らに聲を大にして「滿洲に集團移民を送るべし」と喧しく言ひ立てることは、恰も滿洲を第二の朝鮮とするものであつて、只徒らに滿洲人に不愉快な印象を與へるばかりであります。この點は特に日本國民諸君に再思三考を願ひたいと思ふのであります。

其次に滿洲國が旨く行くかどうか非常に不安を持つて居られる人があると聞きますが、その點

について私は一言辯解したいと思ひます。滿洲の政府を作ります際に、各方面から研究を重ねました結果、由來支那人は何々省と云ふ觀念に深く捉はれてゐる爲に動もすれば地方閥を生じ易い。先づ彼等をして省の觀念を捨てさせて中央政府を建設することに全力を注がさなければならぬと考へました。と云つてこの中央政府は日本のやうに頭の大きい尨大な組織とするのは面白くない、日本の現狀を見れば誰しも感ずるところであると思ひます。現在滿洲中央政府の役人は總計僅かに千二百名で、そのうちに二百六十五名の日本人が這入つてこれを××してをります。中央政府の任務は多岐に亘るものでありますが、先づ規模を極めて小さくすることに非常な苦心を拂ひました。組織が小さければ小さいだけ中央政府の經費は節減される譯であります。

然し其中央政府の經費は何處から支出するかと申しますと、私共はこれを專ら間接税から支辨したいと考へました。滿洲に於ける間接税の第一は滿洲國が專賣してゐる鹽の税金卽ち所謂鹽税であつて、第二は最近滿洲國が自ら接收した海關税であります。滿洲國はこの鹽税と海關税に加ふるに他の專賣税を徵收し得るので、これ等の間接の税金を以て、中央政府の經費を充分賄つて尙且つ餘りがあります。その餘裕を以て資源開發に力を入れて行く方針であります。

從來の省はこれまでの弊害に鑑みて漸次その權力を狹めて行き、恰も曾て日本にありました郡役所式のものとしたいと考へてゐます。現在日本で各町村に自治を與へて居りますが、滿洲では各縣に自治を與へることになつてをります。卽ち各縣を自治の主體として、省は各縣を監督する單なる監督機關に止める方針でやつてゐます。隨つて從來舊軍閥政府が直接取りたてゝゐた直接税は總て各縣に委讓しまして、各縣をして各自の財政を賄はせます。併しながら、これには日本の例に倣つて税務監督局を各地に配置して、最も純潔なる日本の有爲なる青年を登用し、金錢關係に間違の多い舊式支那官吏を嚴格に監督指導させて行きたいと考へてをります。

最後に私は、滿洲問題の解決が齎らす二つの福音を諸君にお傳へしておきたいと思ひます。その一つは、我知識階級の就職難の緩和であります。近來日本に於ける教育の進步發達に伴つて、大學專門學校の數が非常に增加し、每年澤山の卒業生が輩出されますが、就職が出來ない。中には最高の登龍門たる困難な國家試驗をパスしてさへも尙且職を得ずして世を儚なんでゐるものも尠くない。それ等有爲な青年諸君は、鄕里に歸れば鄕里で冷遇され、社會に出れば社會で冷遇される。彼等が相集まれば必然的にその思想は矯激ならざるを得ない。これ等の人々に對して日本

の政治家は何等の歸趨を示さず希望を與へて居らなかつたのでありますが、滿洲國の成立によつて彼等の前途に一つの大きな希望を與へ得たことを私は心から欣ぶ者であります。殊に最近私の非常に愉快に思ひますことは、澤山の學生諸君が修學旅行のために滿洲にやつて來て、具に現地（滿洲を見て、これが今後我々がこの國民を指導して行く第二の故郷になる土地であることを深く感得して行くことであります。と云つて日本の青年を無制限に入國せしめることは出來ないからして、東京と京都其他樞要の地に於きまして年に二回位ゐづゝ詮衡試驗をし、その採用試驗の結果優秀なる青年諸君を滿洲に迎へ之を滿洲國政府の直轄せる大同學院に入れ滿洲語と滿洲國事情を教へて各地方に派遣したいと思つて居ります。更に一つは、日本に於て土工の訓練を受けた朝鮮人諸君を滿洲の鐵道工事、都市建設工事、その他の工事に迎へ入れたいと思ふのであります。これ等の點が實現された曉には、日本に於ける失業問題の緩和解決のために大いに貢獻する所あることを信じて疑はないのであります。

尚私は滿洲の實狀について、國民諸君に訴へたい幾多の問題を持つて居りますが、時間に制限せられて充分申述べることが出來ないことを甚だ遺憾とします。唯々滿洲は永久に日本の親善なる姉妹國であると云ふ意味に於きまして、今後我國民大衆諸君の益々强い御援助を賜らんことを、切望して熄まない次第であります。

風洋々

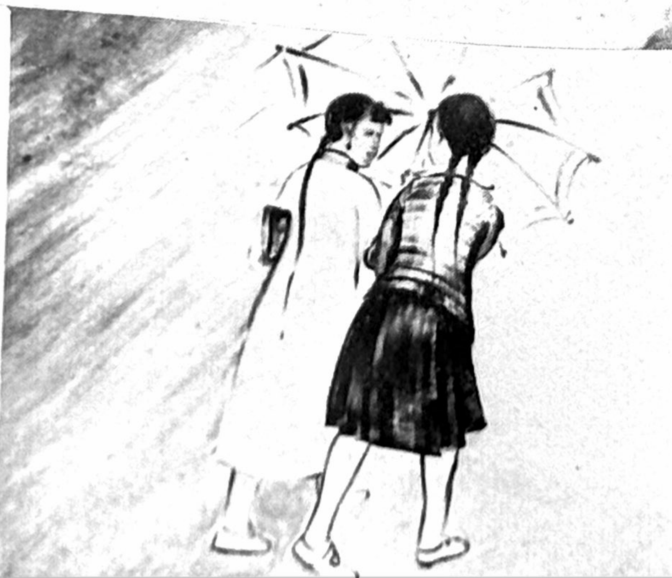
樂々



閣議を終へて



著者が總務長官として臨みし最後の閣議終了後撮影せる記念寫眞
〔前列左端より〕 鄭孝胥氏、著者
〔第二列左端より〕 張燕卿氏(實業部總長)、熙洽氏、張景惠氏、臧式毅氏
〔第五列右端〕 阪谷總務廳長代理
〔後列右端〕 大橋外交部次長



互助相愛

在滿鮮人問題に就て

朝鮮人と滿洲との關係を世人は、最近數十年間の出來事のやうに思つてゐるが、これを考古學的に考案するならばその淵源頗る遠く太古以來のことに屬する。滿洲蒙古を限なく遍歷した人々は、現に蒙古の眞中に高麗城址が現存し、又朝鮮で盛に發掘せられる高麗燒が滿蒙の所々に發掘されつゝあるを見聞されたことゝ思ふ。蓋滿洲に於て漢人は新來の民族であるが、蒙古人、滿洲人及び朝鮮人は舊くより滿洲を中心に緊密不可分の關係にあり相互に往來したであらうことは、必ずしも歷史家を俟たずとも我々素人の目から見て容易に頷けるところである。

然るに近代になつて再び朝鮮人の滿洲に移住する者次第に多く、在滿鮮人は百萬以上を數ふるに至つた。これは明に×××の結果であると斷言して差支へなからうと思はれる。何となれば、日韓合併以後日本人が朝鮮に對して進出すると同時に日本人によつて盛に文化經濟各方面の向上運動が行はれ、其處に經濟上の生存競爭が必然的に激發され、その××××××××なかつ

た人々が、更に自分達の新生命を開拓すべく一葦帶水の鴨綠江なり豆滿江なりを越えて廣漠無涯の天地滿洲に流出して來たのである。

現在滿洲に在住する朝鮮人の約三分の二は共產黨員であると云はれてゐる。併し何が在滿朝鮮人××××××のであるか、これを經濟的に見るならば、故鄕に於て生存競爭に破れたる人人が、何の貯へもなく唯將來に一縷の希望を抱いて滿洲の地に渡つて來る、それ等の人々は先づ支那人の地主に縋り彼等の捨てて顧ざる濕地を高い小作料を約束して借受け粒々辛苦そこに米作を試みるのである。幸にして豐作なれば兎も角、水害旱魃の多い滿洲に於ては、動もすれば彼等の計畫に齟齬を來し悲慘極まる凶作に終ることが尠くない。その時利慾以外に一片の情愛なき支那人地主は、彼等に對して强壓的に小作料の取立を行ひ、かてゝ加へて支那官憲は彼等の無力窮乏を知りつゝ情容赦なく過重なる稅金支拂を强要する。朝鮮人達は無一文の悲さにこれを支拂ふすべもなく、彼等支那人に其代償として提供するに自己最愛の妻子を以てし、自分獨りは奧へ〳〵と當てどなき漂泊の旅を續けて行かねばならない。殘された妻女は貪慾なる支那地主及び汚官の獸慾の具に供せられ、前途の希望を失ひ愛しき妻子と哀別離苦するを余儀無くされた男子

は結局自暴自棄に陷るのほかなく遂に共產黨の群に投ずるのも無理からぬことである。併し今彼等の哀むべき人生行路の過程を靜思熟考する時、その罪は獨り支那人の上のみにあるに非ずして、その依つて來る可き遠因が×××××××にあつたのであると彼等が悟つた時彼等は凶暴なる×××となるのである、これは一體誰の罪であるか？　私は之を日本及朝鮮に於ける識者諸君に問ひたい。

更に其上に從來私共の頗る遺憾とした處は「間島に關する協約」並に「三矢協定」に存する。間島は元來朝鮮の版圖に屬すべき領地であつたにも拘らず、安奉線敷設問題に絡まつて、新しく間島協約によつて支那の領土なることを認むるに至つた。併しながら同時に該協約によつて「支那官憲は右（間島に在住する）韓民を支那國民同樣に待遇すべく納稅其の他一切行政上の處分も支那國民同樣たる」べきこと、「右韓民に關係する民事刑事一切の訴訟事件は支那國官憲に於て支那國の法律を接照し公平に裁判すべく日本領事館又は其の委任を受けたる官吏は自由に法廷に立會ふことを得」ること、及び「圖們江北雜居區域內（所謂間島）に於ける韓民所有の土地、家屋は支那國政府より支那國人民の財產同樣完全に保護」すべきこと等が協約されたるに拘らず、代

代の日本外務省の主張が弱かつた爲に朝鮮人は間島に於ける人口の約八割の多數を占めながら、支那官憲並に支那人の壓制下に呻吟するの已むなき情態を招來した。更に三矢協定に至つては愚も亦甚しきもので、これが爲に滿洲在住の善良無辜の鮮人が揑造された罪名の下に暴戾極まる迫害を蒙らざるを得なかつた。これ等は、嘗て在滿鮮人をしてその思想を愈々惡化せしむる强い導火線となつたものであると信ずる。これ等の壓迫されつゝある鮮人を救濟すべく日本は種々の消極的なる救濟方法を講じ、或る時は鮮人移民に極めて小額の生活費を與へ彼等をして益々惰民たらしめ又或時は特殊營利會社を設けこれを通して彼等の救濟に力めたが、殆ど總て失敗に終つた。それにも拘らず滿洲に於ける米作事業は專ら朝鮮人の手によつて開發せられ、その年産額は今日一百三十五萬石以上に登り、これを金錢に換算すれば約四千五十萬圓である。かゝる壓制苦境下にあつて尙且つ斯くの如き生産力を有する朝鮮人を從來の儘徒に放任しておくことは決して策を得たるものでなく、今日此際日本帝國としても滿洲國としても此問題に就て充分な考究を加へ彼等に對しても亦滿洲をして安居樂業の地たらしむる樣努力一番すべき秋であると私は固く信じてゐる次第である。

滿洲國要人列傳

執政溥儀氏

執政溥儀氏は本年とつて二十八歲、春秋に富む潑剌たる青年元首である。執政は曾て年齒僅に四歲にして光緒帝の後を襲ひ淸朝第十二代目の帝位に卽いたが、在位三年適々武昌に擧げられた第一革命のために帝位を去り忍苦二十年、亡命に等しい慘ましい生活をつぶさに體驗した數奇な運命の持主である。讓位當時、袁世凱在世中はまだ〳〵惠まれてをり、舊帝の禮を以て待遇せられ比較的順調な生活をされてゐたが、袁沒落後非常な苦楚を嘗められた。或る時は日本公使館に身を以て逃れたこともあり、最近迄は天津租界に亡命され辛じて生命だけを完うし得て居られた程であつた。

併し廢帝溥儀氏は、この轗軻不遇の境涯にをられながら、世傳、陳寶琛（支那歷史）朱益藩（漢

文）伊克擔（滿洲語――清朝の宮中では何人でも滿洲語を習得する義務があつた）等の碩儒に就いて帝王學並に支那の學問を學び英人ミスター・ジョンストンに就いて泰西の利用厚生の學を修めた。のみならず世路の艱難辛苦に鍛へられて益々その人格に磨きをかけ、普通一般の紳士としても充分に社會に頭角を現はし得らるる人物である。加ふるに溥儀氏はもと／＼天資聰明の人であり、今滿洲建國に當つてこの人を元首に推戴したるは新國家の將來のために喜びに堪へない。同時に又溥儀氏としても最初より壓迫的に復辟して滿洲國の帝位に即くよりは、一個の平民溥儀氏として新國家に臨みたるを氏の爲に喜ぶ者である。氏の元首としての手腕聲望は勿論今後の實績に俟たなければならないが、氏にして數年滿洲國元首として一意善政を布かば、滿洲國民衆は期せずして氏を帝王に仰がんと翹望するは火を睹るより明かである。嘗て氏の太傅であつた陳寶琛は、氏を評して人君たるべき教養は完全であると激賞したことあり、支那革命文學の提唱者たる胡適博士も亦、新時代に理解ある得難き青年であると稱揚してゐたと聞いてゐる。

私が殊に氏の人格に感ずるところは、氏自ら大清朝の皇帝たることを毛頭自負しない點である。私は嘗て執政溥儀氏に對して建國創業の際、國庫に資財僅少なるを知つて自分が俸給を受け

るに忍びずこれを謝辭したことがあつたが、執政は「君がさう云ふなら、自分とても建國匆々の窮乏せる國帑から金を貰ふ譯に行かぬ。幸ひ自分は自分等夫婦が何とか生活出來る程度の財產があるから、今後生活を出來るだけ引締めて行き國家の財源を豐富にすることに努めよう」と語られた。この一例を以てしても、執政その人が如何に眞面目に新國家の將來のためを計られてゐるか容易に領けることゝ思ふ。

たゞ氏を取卷く大清朝復辟主義の人々の中には厚い正義觀に生きる我々と同樣の見解を奉持する人と、他に滿洲國の將來は二の次ぎとして大清朝の復辟に沒頭する人との間に忌むべき軋轢のあることを遺憾に思ふ。庶幾くば溥儀氏の高邁清廉な洪志を諒として、これを大成せしめるやうに協力して貰ひたいものである。日本人中に說をなして、執政に太傅を附し氏を指導すべしと主張する者があると聞くが、凡そ不明の甚だしきものであつて、嘗て支那革命の父孫文が、氏の聰明を明察して、氏に對して民國革命に參加努力して欲しいと切願したことすらあつた程の方で、かゝるおせつかいは全然不要なことであるばかりでなく、我々としても達識英邁な執政を太傅によつてリードするなどゝは以ての外であると思はざるを得ない。

鄭孝胥 (國務院總長)

氏は南支福建省生れの人であつて、滿洲國人に知己朋友なくなじみも甚だ少い。隨つて鄭氏としては成るべく南方人を多數使傭せんとし、これに對して滿洲生れの青年滿洲國官吏は非常な反感を有つてゐるやうである。併し私共として忘る可からざることは、氏が宣統帝溥儀氏を擁して清朝復辟、帝政復興運動を計畫したるは昨日今日のことでなく遠く十數年來のことであり、その間氏は一意專心溥儀氏のために挺身盡力を惜まず、愈々滿洲國成るに及んで齡古稀を過ぎたる老軀を以て國務總理の重任に當り更に身を顧るところなきを見ては、今更執政溥儀氏に對する盡忠の念固く一點私心なきに感嘆せざるを得ない。氏は又一面に於て現存する滿洲國人中に於ける一流の詩人であり得難き王道學者である。たゞ私の憂へるところは、實際政治の上に體驗うすく周圍の日支人に過まられんとする傾きなきに非ることである。氏にしてこの點に自ら用心警戒して一意執政のために滿洲國の基礎を確立せんとせば、必ずや靑史の上に大きな足跡を印するであらう。

張景惠 (參議府議長、軍政部總長、東省特別區長官)

彼はもと〳〵綠林出身であつて、嘗て張作霖、張作相等と桃園の交を結び而も前長老として彼等から兄事せられた東北四省に於ける先輩政治家の一人である。第一次奉直戰爭の時、彼は奉天軍の總司令として吳佩孚、馮玉祥等の直隷軍を向うに廻して奮戰したが、武運拙く大敗して張作霖を激憤せしめたこともあつた。併し流石の張作霖も景惠君には一目おいてゐたものと見え、彼一流の殘忍行爲に出で得なかつたらしい。彼は新國家に於て滿洲生れの長老として衆望を擔つてゐる有力者であつて、事實その人物も大きく茫漠として淸濁併せ飮むていの爲人である。私は彼との從來からの關係があつて、彼の勢力關係、身邊の內情等を熟知してをるが、彼は日本と滿洲との關係をよく理解し又極端に赤化嫌ひで結局滿洲は日本の力に倚るほか他に發展の道なしと云ふ强い信念を有つてゐる點に於て何人も彼の右に出るものがないと思はれる。彼は參議府議長、軍政部總長として同時に勢力關係の錯綜せる治政困難の地とされてゐる東省特別區の長官として、大過なくその重要な任務を果してゐるのは、實に彼の多年の閱歷と勝れたる性格によるも

のであらうが、今後益々彼が新國家のために奮勵一番せんことを心から祈る次第である。

臧式毅　（民政部總長、奉天省々長）

臧式毅君は奉天省生れで、日本士官學校第九期の騎兵科出身で日本人をよく理解してゐる。天稟の資性から云ふも俊敏隼の如き事務的手腕家であつて同時に智謀策略に富む滿洲國要人中の第一人者である。最初は黒龍江の孫烈臣に見出されてその下に參謀として働き、更に吉林の參謀長となつたこともあるが、遂に張作霖の懐刀楊宇霆に重用せられ大いにその辣腕を振つた。然るに後年楊宇霆暗殺の厄に逢つて一時その前途を憂へられたが、再び用ゐられて軍事民政に非凡な手腕を發揮した事は彼が尋常一筋縄の人物ならざるを示す明かな證左である。嘗て張作霖爆死事件の際、その喪を一ケ月以上も秘して何人にもその眞相を極めしめず東北四省の治安維持を保持し續けたあたり、又御曹子學良時代となつて學良自ら國民軍副司令として北平に常駐することゝなるや、彼は遼寧政府主席として省民の衆望を一身に蒐めて治政安民に愈々腕を振つたあたり、我々の敬服に堪へないところである。

滿洲國政府の中に幾多の部署ありと雖も、その事務の大半は民政部に屬するのであり、そこに首班たる彼の責任重きは言を俟たないが、更に彼は四省中最も重要なる奉天省の省長として省政の發展に努力せねばならぬのであつて、滿洲國として彼に期待するところは頗る多大である。

熙洽　（財政部總長、吉林省々長）

熙洽君は興京の産であり、臧君同樣日本の陸軍士官學校第八期騎兵科の出身であるが、今や滿洲國の財政部總長、吉林省の要職にあつてその前途は洋々たるものである。始め張作相の吉林督軍時代その下に參謀として働きそれを振出しに漸次累進して滿洲事變勃發當時は、吉林省督辦公署の參謀長として督辦張作相の北平に出馬の留守を守つてをつた。事變勃發するや、逸早く時局の大勢を洞察して敢然東北舊政權に對して獨立を宣言し專心省内の治安維持に努め、その効あつて吉林省城は事變のために殆ど影響さるゝところなく省城内の平和を保持し得た。彼は自ら一介の武辨に過ぎずと稱してゐるが明察力に富む寡言實行の人であり、彼自身大淸朝の準皇族であつて、加ふるに彼がその實權を握れる吉林省は財力、兵力二つながら四省中最も充實してゐること

のために、彼の新政府内に於ける實質的勢力は非常に重きをなしてゐる。隨つて新國家を背負つて立つ人々のうちにあつて、今後の彼の行動如何が滿洲國の將來に非常に關係する事は言を俟つまでもない。

于沖漢（前監察院長）

于沖漢君は早くから日本に留學し、又東京外國語學校の支那語教師を勤めたこともあつた關係からよく日本の事情に通じ日本語も上手であつた。日露戰爭當時には日本軍のために計つて大いに盡すところがあつたと聞く。張作霖が覇を東北に稱へて滿洲王たらんとするや、彼を援助支持して力あつたものに内治財界方面に王永江君あり外交方面では我が于沖漢君が非凡な腕の冴えを示した。併し後に至つて彼は張作霖の暴逆無道の振る舞ひに不滿を抱き決然椅子を蹴つて下野して仕舞つた。その後日支合辦の鞍山鐵鑛公司の社長となつたのであつたが、滿洲事變勃發當時は遼陽の私邸に蟄居して出馬の氣色を更に見せなかつた。然るに事變直後の省民心の安定、時局收拾の上に于沖漢の手腕聲望に期待するの大なるを痛感した故守田福松君が彼を引出すために非常

に盡力した結果、愈々彼の出馬となり、彼を首班とする地方自治指導部が設立されて新國家成立の上に偉大なる功績を殘した。

新國家の生誕とともに監察院長の要職に据ゑられ、もと〳〵純粹の滿洲ツ兒であり嘗て東三省の要人として聲望あつた人だけに、彼の活動に俟つべきところが多かつたが、はからずも最近物故されたるは滿洲國のために惜みて尙餘りあるとして哀悼の情に堪へない。

馬占山

綠林出身の馬占山は目に一丁字なき直情卜訥の野人であつて、事變發生當時、時局の大勢に通ぜず彼の無學文盲に乘ずる萬福麟の部下に過まられて虛名「英雄馬占山」に氣をよくしたこともあつたが、後私共の說破にあつて勇躍滿洲國建國運動に參加し、新國家の生る〻に及んで軍政部總長の重職に就いた。併しながら文明開化の今日の政治を管掌するに當つて、目に一丁字なき身を以て複雜煩瑣な政務を處理して行くことは容易でない。彼の面上には日一日と悶々の情が深く刻まれて行き、見るからに文化的に掣肘された生活に堪へかねたるやに思はれた。野人馬占山が秩

序ある國家の組織の中に文化人と互して行くは難事と云ふばかりでなく、彼にとつて堪へ切れぬ苦痛であつたに相違ない。馬占山は後暫くすると、絶えず笑を湛へて如何にも朗かに見えたが、この時は既に固く意を決してゐた時であつたらしい。程なく彼は、故山に歸ることに名を藉りて黑龍江省に歸るや、直に反旗を飜へし、再び日本軍の馬占山討伐となり、悲劇的最期を遂げることとなつたが、事情また已むを得ざるものであつたと云ふ他はない。

滿洲人は南方人と比較して野性的であり直情徑行である。或る時は純撲であるが、或る時は粗野である。一旦意を決して立てば、人を殺めるくらゐ更に意を介しない。一般に反旗問題を非常に重大視するむきもあるが、これは滿洲人特有の性質であつて、滿洲國を統治する上に於て我々が常心懸けておかなければならない點であると思ふ。

阪谷希一（總務廳長代理）

阪谷君は人も知る如く阪谷芳郎男の令息であつて、而も阪谷男は曾て支那の財政調査をやつてをられた方であり、又阪谷君は大學在學中より既に支那の財政事情に特別の關心を寄せてゐたと

聞く。同君は大學卒業後直に日本銀行に這入り程なく英國に駐在を命ぜられ、歸朝後は關東廳の財務課長として赴任し、滿洲の財政事情に就いても一個の識見を有つた人である。滿洲事變勃發するや拓務省の派遣員として現地にあつて具に事變の推移を觀察してゐたが、名門家柄の出身にも拘らず進んで滿洲國入りを敢てしたことは、私の寧ろ意外としたところであつた。

同君は事務に頗る堪能であつて、不正不義に對してはこれを飽までも排撃して行くふうの正直一圖の爲人である。なかには同君の淸廉潔癖の一面のみを見て、或は融通性に乏しい線の細い型の人間のやうに思ふ人もあるかも知れないが、併し名門の出身にして且つ廉直俊敏な同君の如き人物が滿洲國政府日系官吏中の重要なる椅子を占めてゐることは、日本に對して滿洲國政府の信用を高める基であることを、私は信じて疑はない。

大橋忠一（外交部次長）

大橋外交部次長はその年齢並に閲歴から云へば、未だ奏任總領事級の人ではあるが、事變當時に於ける哈爾濱總領事としての活躍は實に目覺しきものであつた。同君は衷心日本の前途を憂ひ

外務本省からの命令等は更に眼中におかず、同君獨特の見地から北滿經綸策の斷乎遂行を計り專ら事變の善後處置のために粉骨碎身の努力を惜まなかつた強い熱情に至つては我々の常に敬服措く能はざるものがあつた。私が自ら哈爾濱に赴き同君に對して滿洲國入りを勸說した際、同君はそれが恰も軍部と通謀したる計畫的行動であるかの如く視らるゝを潔よしとせず再三固辭したが、私個人としての切なる願望を受容れ家族の反對をも押切つて滿洲國入りを敢てされたことは、滿洲國將來のために誠に喜ばしき限りである。

同君は一見したところ頗る麤枝大葉の野人なるが如く思はれるが、その外交政策の樹立實行に當つては頗る周到綿密にして一旦決意せるところは飽まで敢行達成を期する力強き實行家である。一面又不羈奔放にして臨機應變の才に富み外交折衝の膽力ある點に於て、從來の霞ケ關の型破りの俊才である。滿洲國が建國匆々多事多端の際に於て、顧維鈞問題の紛糾を見事解決したのは同君の手腕に負ふところ甚だ大なるものがあつた。又滿洲國が關稅接收の難事を無事遂行し得たのも阪谷、大橋兩君の如き果敢俊敏の士があつたればこそであると、私は常に感謝して已まない。滿洲國外交の前途は、露、支、米三國を前に控へ今後愈々風雲の往來烈しかるべく、私は秘

に大橋君の自重善處を切望して止まない次第である。

附、新支那建設の一齣

序

辮髪頭の讀書先生は元より、マルクスを語るヤングチヤイニーズでも、一體に支那のインテリは自國の實情にのん氣である。稍もすれば「中國は地大物博で」と恰も四億の大衆が遊んで居ても喰ふに困らぬ様な顏をする。成程支那の地域は廣く産物の種類は多い。昔は田園到る處で百姓親爺が團欒の席上布袋腹をたゝいて「帝力我に於て何かあらん」と大に氣炎をあげたと聞くが今はどうして、打續く旱魃洪水の天災や軍閥の私闘に伴ふ果しなき搾取の結果、農民の多くは、皺腹に水粥さへも滿足にすすり得ざる程の窮況にある。

元來支那の中原をなす黄河と楊子江の大流域は間斷なく天災——旱魃と洪水——に見舞はるべき自然の運命を持つてゐる。從つて古來支那に於ける政治の要訣は如何に此運命的天災と闘つて全住民の生命を保護し生活を安定せしむるかにあつた。大古禹帝が九水を治めたといふ傳説を始

め、其豪奢は秦の始皇を凌いだといはれる隋の煬帝でさへ、中原横斷の大運河を掘鑿して支那南北の交通史上に一エポックを劃したと同時に、白河黄河淮河楊子江等諸川氾濫の安全瓣たらしめた事は、人のよく知る所である。爾來支那歷代明君の治蹟は一面治水史であるといつてよい位支那の民生と治水とは深き關係を有するのである。

然るに近世清末の頃より民國初期に於ける治者の多くは其軍閥たると官僚たるとを問はず、各各自己權勢の擴張に急にして民生の安定を顧る者なく、最も進歩的といはるゝ新思想の革命政治家さへも支那としては僅かに表面の一問題にしか過ぎない國際水平運動にのみ沒頭して、國情不安の禍根をなせる田園の荒廢に留意する人が甚だ少なかつた。其結果は、支那が廣大なる領域と三億數千萬の農民とを擁する大農業國でありながら食糧の自給をさへなし得ないといふ不可思議千萬なる現象を呈するに到つたのである。然らば支那近世の政治家中此の趨勢を洞察して民生充實の急を叫んだ人は絕無であつたかといふに、世を擧げて滔々私利私鬪に耽り或は皮相なる國權回復運動に狂奔せる中に唯一人「中國が列强に伍し有力なる國家として更生する爲には其生命の根源である農業の振興を圖り先づ民衆の生活に安定を與へざるべからず」と力强く叫んで、

江北の蘆荻の中から立ち上つた豪快な男があつた。それが南通の巨人として知られた張謇氏である。彼は自己の主張の實現に一生を投じ數年前志業半途にして倒れたが、其遺業は今や新支那建設の指針として役立ち、彼が養成した幾多の人才は國民政府の樞機に參劃して當に中國建設事業の第一歩を踏み出さんとしてゐる。張謇氏の晩年ふとした機會から彼の事業に參與する事を得た筆者は、ここに久しく支那の謎として容易に外面からの窺知を許さなかつた張謇王國の眞相と彼の理想とを語り、併せて新支那建設の基本的事業たる大治水計劃の具體案を述べ、最後に其展開が如何に日本の全經濟に影響するかを討檢して見たいと思ふ。

1

一九一九年五月支那全土は元より南洋在住の支那人間に迄も亘つて勃發した排日運動は空前の猛烈さであつた。それは歐戰講和會議に派遣された支那全權に對する聲援的のものであつたが、ベルサイユ會議の席上ウエリントンクーこと顧維鈞君、王正廷君などの青年全權が日本の老全權達を向うに廻して歐戰中に於ける日本の對支外交の非違を痛論せると相呼應して全支那の民衆が

一齊に立つて排日排貨の猛運動を起したのであつた。然し當時支那在留日本人の一般は其運動の規模洽汎にして組織的なると統制の頗る巧妙なるとは從前の比でなく且其中心的勢力が多く宗教關係の大學青年にあつた等の點よりして彼等の背後には某々國人があつて潤澤なる資金を供給してゐるものと觀察してゐた。

丁度其頃支那資源踏査の一半を了へて上海に出て來た筆者は一夕日支人よりなる或會合に招かれて出席した。來會者の大部分は日本人で支那人は僅か二三名に過ぎなかつたが其中の小柄な黑眼鏡の一青年は「一寸一言」と立ち上り流暢な日本語をもつて痛烈な排日演説をやり出した。彼の舌端火を吐くが如き熱辯と整然たる論旨とは聽衆に多大の感動を與へたが私は演説そのものよりも彼が從來の支那人型を打破つた大膽卒直な男性的態度により多くの好感を抱いた。其青年李英君は日本留學出身の工學士で當時排日運動の有力なるリーダーの一人であつた。席上名刺を通じて彼との再會を約した私は早速其翌日フランス租界にあつた彼のアパートを訪問した。日支兩國の關係に就て互に忌憚なき意見を交換する内に追々私の氣持を了解し得た彼は、次第に打ち解けて彼等の運動の可なり機密に亘る點までも漏すやうになつた。そこで私は

「諸君の止むに止まれぬ氣持は私にもよく分る。が然し諸君が日本を排斥する爲に某國の資金的援助を受けるといふ事は、所謂る虎を防いで狼を迎ふる結果にならないであらうか」

この一言に彼は怫然として

「君は一體怪しからん事をいふ。我々が何時何處の國から資金的援助を受けたといふのか。尤も在留歐米人中には盛に排日を煽動する者がある。然しそれは、彼等が爲にせんとする行動で此際我々にとつては寧ろ有難迷惑である。又數多き中國人中には名を排日運動に借りて彼等の金を貪つてゐる不心得者あるかも知れん、だが我々の排日團體は斷じて外國の援助などは受けてはゐない。それは君達日本人の邪推である」と辯明大に努めて遂に彼等の運動資金が支那各地の團體及び個人の醵出にかゝる淨財なることを明示し就中最も有力なる財的後援者は張季直先生であると語つた。

「張季直とは張謇氏か」

「さうだ南通の張謇先生だ」

やつぱりさうであつたか、そう聞けば多少思ひ當る所はあつた。當時の支那は銀價高の爲に歐

洲戰亂の齎らした好況に浴する事甚だ少なかつたが、それでも紡績界の如きは異常の活況をも呈して張氏の經營にかゝる南通の大生紡績は莫大な利益を收めてゐた。從つて平素日本嫌ひと言はれた張謇氏が其場合排日運動資金の供給者であるといふ事は如何にもありそうな話であつた。排日運動が無力なる民衆の空騷ぎであるならば左程憂ふるに足りないが、そこに張謇氏の如き一般民衆に聲望ある有力者が現はれて豐富なる資金を供給してその運動が永久性を帶ぶるに至つては日支兩國の將來にとつて由々しき大問題であると思へた。私は李君と別れて後其問題に就て深く考へたが結局張謇氏の排日的態度が果してどの程度のものであるかを確かめる事の必要を悟つた。然しそれが爲には私自身が南通に飛び込んで親しく張謇氏を訪問し且彼の財源をなす各種事業の現狀を觀察する他に道はなかつた。唯彼が私の如き無名の若輩に容易に面會を許すや否やは甚だ疑はしく又物情騷然の最中に遠く租界を離れて孤劍飄然と南通の地に向ふには多少の危險をも豫期せねばならなかつた。別段誰に賴まれたわけでなく、甚だ物好千萬ではあつたが兎に角私は出掛る決心をした。

2

江蘇省は楊子江によつて南北に兩斷されてゐる。南通は其北岸にあつて上海を去る事約七十哩楊子江通ひの汽船によれば九時間を以て達する事が出來る。夜半に乘船した私が翌朝目醒めた頃には船は既に南通の天生港に近づいてゐた。私が上陸すると日本人と見て取つた巡警が二人も驅け付て旅行の目的、行先、滯在日數と煩く質問した上に、行動看視の意味で同行するといひ出した。私は此場合彼等の同行は護衞兼案內にもなるので其申出を快諾した。南通の街は天生港から約一哩の所にあるが其間の道路は流石に支那の田舍には珍らしい完全なものであつた。見渡した所、此一帶は行手に當つて南通の五山と呼ばるゝ小丘を望むの外殆ど凹凸がない。一望坦々として海洋の如く四周眼界の盡くる所地平線は天に接し其雄大なる、大陸にあらざれば容易に見る事能はざる大平原である。道すがら二人の巡警は此地方住民の生活安定の模樣を語つて近年南通一帶には乞食と泥棒が全く其跡を絕ち此の淋しき田舍道を深更婦女子が單身で往來しても曾て間違を起した事はないと大に張謇氏の德をたゝへた。間もなく吾々は南通の町に入つたが此は又私

の想像以上に街衢整然たるものであつた。町は商業、工業、住宅の三地區に別たれ舊城内を以て商業地區に充て工業地區は唐家閘と稱し南通の北方一哩の地にあつて各種の工場は殆ど此の地に集中されてゐた。住宅地區は南通城の西南に位置し、天生港、狼山、唐家閘に至る三大道路に面し建築は總て洋式を用ひ街路は幅員廣く路傍に樹木を植ゑ住宅と住宅との間には學校、官衙、銀行、會社等の大建築物があり巧に小公園を配し且其地區の中央には風光明眸なる小湖を抱き南方田園を隔てゝ近く五小山を望む等恰も淸楚なる水郷都市の趣があつた。張謇氏の本邸は廣大莊重な支那式建物で四邊廻らすに濠を以てし一見小城廓の如きものであつたが其他にも住宅區内に彼の事務所を兼た洋式邸宅があつた。又政治家であり事業家であつたと同時に支那有數の學者であつた彼は、眺望絶佳なる五山の閑寂境に數個の簡素な別墅を設け、時々そこに隠れて讀書と詩作に耽り頗る高雅な生活を送つてゐると聞いた。私が巡警に伴はれて訪問したのは彼の事務所であつた。門前拂ひを覺悟の上で名刺を通じると、それでも招ぜられて餘り廣からぬ應接間に通された。そこへ出て來たのは張謇氏の秘書と稱する恐ろしくハイカラな青年であつた。

彼はいきなり英語で

「甚だ御氣の毒であるが、張謇氏は目下各關係會社の決算期を控へて頗る多忙である爲に豫約ある人の外は面會に應じ得ない。若し差支がなければ自分が代つて君の來意を聞かう」

といつた。然し私は、此青年を通じて張謇氏の對日意見を求める事は無意味であると考へたから

「私は此地方遊歴の途次張謇氏に敬意を表する爲に上つたに過ぎないから、御多忙とあれば强て面會の要はないが、唯折角此處に來たのであるから特に張謇氏關係事業の參觀を許されたい」

「參觀は御自由であるが、物騒な折柄君の身邊に萬一の事があつても、當方は責任を持つわけにはいかない」とおどかした。それでも彼は張謇氏關係事業の一覽表を持て來て各事業の主任者に紹介の名刺をくれた。私が張謇氏の事務所を辭して唐家閘の各工場視察に出掛けようと、道の程約三四町も行つた頃、後方から「オーイ君」と呼びつゝ馳けつけて來た人があつた。其人は無論支那人で中老の紳士であつた。餘程身分のある人と見えて巡警は一歩退いて擧手の禮をした。彼は溫顏を以て私に近づき名刺を出しながら丁寧な日本語で

「私は張事務所にゐる者ですが先程は大變御氣の毒しました。私が居れば無論張謇さんに御面談

の出來る樣に取計らつたのですが、丁度外出してゐた爲に甚だ殘念でした。今歸つてあなたの事を聞いて追かけて來たわけです。さあ私が工場を御案內しませう」

と頗る慇懃な挨拶をしたが其人は、章亮元君と云つて張謇氏幹部の一人であつた。章君は早い頃の日本士官學校出身で歸國後陸軍少將に迄進んだが中途張謇氏の產業立國論に傾倒して軍職を退き今は專ら南通事業の爲に働いてゐると話した。私は章君の懇切なる案內によつて各工場を始め開墾事業より學校病院等の施設に至る迄一通りの視察をとげた。成程張謇氏の紡績工場は支那に於て屈指のものだけに相應整備せるものであり殊に其當時は綿絲布界の活況に乘じてフールパワーを發揮してゐた。又彼が心血を注いだ開墾植棉事業は其規模の宏大なること誠に驚嘆に値すべきものであり、學校、病院、孤兒院、養老院等の社會的施設を始め氣象臺、博物館、圖書館、公園、劇場等文化施設完備の狀態は到底支那の他の地方に於て見る事を得ざるもののみであつた。それのみならず當時は此地方にも世界的好景氣の餘波は押寄せて張謇氏を創立委員長とせる各種會社就中開墾會社の設立瀕々たるものがあり地方新聞の第一面は新株募集の廣告を以て滿されてゐた。私は此地方の外面的視察だけに三日を要したが一夕南通濠畔の客舍に章君と會食の席上

「張謇氏事業の盛大は實際驚嘆に値する。然し私の見る所では各事業中利益を擧げてゐるものは紡績、汽船其他一二に過ぎないやうであるが、それによつて得た利益を回收に長期を要する開墾事業や不生產的な社會竝に文化施設にのみ投下する事は、今はよいがやがて反動期に入つた時に南通が非常な苦境に陷る心配はないであらうか」との質問に彼は頷いて

「全く其通りだ。實は張氏の幹部には、南通育ちの保守的な舊式人物と、米國歸りの極端な新人連とが對立してゐるが、何しろ新人連は張孝若氏（張謇の嫡男）を擁してゐる爲に目下全盛の形で新施設は凡て彼等の計劃主張によつたものである。例の排日資金を供給してゐるのも彼等である。實際南通の將來を誤るものは米國戻りの若輩共だ」と慨嘆した。

私は章君と別れるに當つて「張謇氏の大事業を完成するには結局外資によるの外ないと思ふ。然し其場合には從來の關係から張謇氏事業の盛大は或は米國に依らんとされるであらうが、特に君の御盡力によつて日本にも一應の御相談が願ひたい」と柄にもなく大言壯語したものである。今でこそ日本は不景氣のどん底に陷つて海外放資どころの話ではないが、其頃は好景氣の絕頂で何しろ西原の龜さんが私設公使になつて二億萬圓の大金を態々支那へ捨てに行つた直後であり、

吾々微力なるプロ青年の頭にも何となくそれ位の投資には日本として應じられさうな氣がしたものであつた。私は間もなく日本に引上げたが、さしも猖獗を極めた排日運動も不景氣の襲來と共に何時となく終熄した。

3

東京に於ける私は滿洲關係事業の跡始末に忙しく、暫く支那を訪ふ機會を得なかつたが、丁度大正十年初夏の或る日、小村俊三郎氏が一人の瀟洒な姿の支那青年紳士を同伴して私の青山の僑居に來訪された。其青年紳士は殷汝耕君であつた。小村氏は人も知る我邦支那通の第一人者であつて、殊に氏が日本朝野の對支輿論を公正に導かんとして多年拂ひつゝある努力と熱情とは、私の推服しておかざる所であつた。又殷汝耕君は支那有數の日本通で、年少の頃から岑春煊、唐紹儀、孫逸仙等有力なる政治家諸氏の來朝毎に隨伴し日本朝野の諸名士との間に奔走して彼我結合の爲に盡されつゝある事は豫て私の聞知せる所であつた。小村氏は殷君を私に紹介して後徐ろに「吾々は多年日支兩國の政治的提携の爲に微力を致して來たがどうも單なる政治的の結合は一時

的のものであつて充分なる結果を期する事が出來なかつた。近頃になつて兩國の眞の融合にはどうしても經濟的提携を根底とせねばならぬ事をつく〴〵悟つたのだが殷君も亦同感で其意味から今回支那經濟界の巨頭である張謇氏を説得して開墾植棉事業を計劃され日本に助力を求めに來られたのであるが、それは君の年來の主張でもあるから特に此問題の爲に力を借してもらひたい」と氏一流の熱烈な調子で話された。續て殷君は驚くべき流暢な日本語で事業計劃及び張謇氏との關係等を微に入り細に亙つて述べ立てた。それは張氏事業地の地續に於て張孝若氏を中心に殷汝耕君等の青年事業家が相據て棉作を目的とする開墾會社を設立せんとするに就て資金竝に技術的の援助を日本に求めんとするのであつたが資金は借欵の形で銀百五十萬弗を要するといふ事であつた。然し殷君の話によれば之は張孝若氏を通じて張謇氏の諒解を得たものであつて張謇氏は此申込を日本が如何に取扱ふか又借欵に應ずるとしても如何なる條件を以てするかを非常に注目して居らるゝから、どうか之は新日支經濟提携の最初のものとして最も公正な條件を以て是非此借欵が成立する樣に盡力して欲しいとの事で又君が此問題を愈々日本に持つて來る迄のなみ〳〵ならぬ苦衷を話された。兩君の話を聞きつゝ私は密に考へた。これは時機を逸した、二三年前なら

ば此の借款は右から左に成立し得たのだが今はそうは行かない。大恐慌後の日本財界に於て百五十萬弗の對支投資金を調達する事は中々容易ではない。況や此百五十萬弗はトライアルのもので其後に控へてゐる張謇氏の全事業を相手とするつもりでかゝつて始めて意義をなすものである。然し張謇氏の仕事は大きい、其完成には恐らく億以上の金を必要とするよう。日本の財力を以てはたしてそれに應じ得るであらうか、聊か疑なきを得ない。然し又飜つて考へると此事業の展開は新支那建設の基礎をなすものである、それに日本が經濟的に援助して置く事の意義は頗る重大である。何とかして此の借款を成立せしめたいと考へた。そこで

「兩君の御趣旨はよく分りました。私も是非此問題は成立せしめたいと思ふ。然し之が好景氣で支那事業熱の旺盛な時ならば兎に角今日の財界で百五十萬弗を調達する事は非常な困難を覺悟せねばならん。殊に私の如き瘠浪人の力では殆ど不可能に近い話ですが、幸ひ殷君は財界の名士にも多くの知己を有して居られるやうですから、寧ろ殷君自ら表面に立つて經濟界殊に綿業界の有力者に交渉を開始され吾々は側面から殷君を援助するといふ風にしては如何でせう。無論事業の内容等に就て説明を要する場合には私は何處へも出掛ます」と答へた。

殷君は直ちに行動を開始して東京では紡績界の重鎭であり同時に財界世話業者として澁澤榮一世を以て任じてゐた和田豐治にぶつかつた。和田は最初快よく殷君の話を受取つたが暫く回答を保留した後、時期尚早と稱して謝絶した。殷君は大阪に飛んで當時關西綿業界の大立者株式成金王の喜多又藏に交渉を開始した。喜多も大に殷君を歡迎し其交渉は順潮に進みさうであつたが如何なる理由でか中途にして不調に歸した。殷君は又東京に戻つて東亞興業會社に話を持込んだ。東亞は久しく其回答を保留したがやはり其交渉は纏まらなかつた。彼の日本滯在は既に二ケ月に垂んとし上海の彼の同志は頻々と電報を寄せて督促した。中には斷念して速に歸國せよといつて來る者すらあつた。殷君も大に焦慮して私を來訪され悄然として「日本は駄目です、私は迂濶にも日本朝野の日支經濟提携論を過信して此問題こそと同志の反對を押切つてやつてきましたが到底纏る見込はなく今は空しく引上げるの外ありません。唯上海に待つて居る同志に對して何と辯明すべきか甚だ面目ない次第です」

私は殷君の嘆聲を聞き、彼の立場と心情とを察して惻隱の情に堪へず、もうぢつとしてゐる事は出來なかつた。

「君の今迄相手にされた人々は何れも日本財界の有力者です。その人達との交渉に私の如き者が容喙する事は如何かと思つて控へてゐましたが、愈々纏まらないといふ事ならば、今度は一つ其交渉を私がやつて見ませう。元より必ず纏るなどとは申されんが兎も角も、もう暫く君の歸國を延期してはどうです」

殷君は私の一言に慰められてか懇に後事を托して歸られた。私は殷君を返して後此交渉を進める方法に就て種々熟考したが先決問題として日本の財力が殷君の借款は兎に角、續いて來るべき大借款を果してよく消化し得るや否やを確めて置く事の必要を悟つた。而してそれが爲には日本銀行總裁の判斷を聞く事が最も適切であると信じた。當時の總裁は井上準之助氏であつた。井上氏は嘗て正金銀行頭取として漢冶萍を始め導淮借款などを取扱ひ間接ながら張謇氏事業の概要は知つて居らるゝ筈であつた。唯私は井上氏に面識すらもなかつた。多忙な氏が私の如き未見の青年に容易く面接の機會を與へられようとは想像しなかつたが、事は自分の私事ではない。謝絶されたらそれ迄と私は其翌日日本銀行に井上總裁を訪ねた。名刺に要件を記して五分間の面會を求めると意外にも許されて階上の應接間に通された。暫く待つてゐると如何にも落付いた樣子の

中老紳士が靜々と入つて來た、それが井上總裁であつた。私は立上つて突然推參の無禮を謝し私自身を紹介すると共に私の浪人的立場を明かにし直ちに要件に入つて最初殷君の問題を說明した。沈默のまゝ頰杖をつきながら私の說明を聞いてゐた總裁は溫顏に笑をたゝへて「君、江蘇省のあの大平原に僅か百五十萬弗ばかりの金を投じて何が出來ますか。これが張謇自身全事業を投げ出して八千萬なり一億なりの金を貸せといふ事ならば面白い、私も一肌脫ぎませう。然し餘りに問題が小さい」と云ひ終つた總裁の眉宇には精悍の氣が漲つてゐた。私は此の一言を聞いて「しめた、未だ日本には張謇を相手とするだけの財力がある」と始めて安心した。そこですかさず

「成程總裁の御意見は御尤もです。然も此排日風潮の盛んな折に張謇に向つていきなり全事業を擧げて日本と結べといつてもそれは無理です。第一日本に斷られた場合には、彼の立場は社會的にも經濟的にも破滅の外ありません。そこで周到な彼は自身蔭に隱れ先づ伜達をして少額の借款を申込ませ、日本が如何に之を受入れ如何なる條件を以て之に應ずるかをサウンドしてゐるのです。若し日本が極公正な條件を以て應じますれば次に今少しく彼の關係の濃厚な五百萬弗の借款を持込みませう。そうして充分見極めを付けた上で最後に彼の事業全部を擧げて日本と結ぶ、之

が彼としての順序であると思ひます。而して彼が一旦決心して乘出したら如何なる障害をも押しのけ萬人を敵として主張を貫ぬくといふ支那には珍らしい勇者である事は導淮借欵契約當時の彼の奮闘をよく御承知の總裁には充分お分りの事と存じます。私が今日伺ひましたのは此百五十萬弗の借欵を前提して最後に來るべき問題を、日本が消化し得るや否やに就て御高見を拜聽に上つた次第です」

「うん、君の云ふ所にも一理はある、一寸其書類を見せ給へ」

書類とは殷君の借欵希望條項や事業の計畫書であつた。

書類を受取つた總裁は、流石にビジネスで叩き上げた人である。官僚者流ならば何れゆつくり拜見といふ所を速座に眼を通し始めた。一字一句も苟もせない。少し不當と思はれるところは論鋒鋭く突込んで來る、實に明快其者であつた。すつかり眼を通して

「よし、一つやつて見給へ」

「金は何處から出しますか」

「その指圖は私には出來ない。然し要するに之は農業資金だ、長期の金を必要とする。これだけ

云へば分るだらう、君が適當と思ふ所に持込んで見給へ。出來る出來ないは君の腕だ」

そうだ、私は日本銀行の金を借りに來たのではなかつた。最初の約束時間はとつくに過ぎて既に一時間に垂んとしてゐた。私は多忙なる井上總裁が初對面の私の爲に長時間をさいて垂教された厚意を謝して辭した。

井上氏との對談中此借欵は必ず成立すると直感した私は日本銀行を出て河岸ぶちを歩きながら持込先を考へた。日本には二三の對支投資會社はあるがそれ等は何れも投資の仲介業者である。これからの新しい日支經濟提携に今更仲介業者でもあるまい。然し如何に農業投資であるとは云へ元より勸銀に持込むべき筋合のものではない。それでは何處か、東拓に倚るの外ないではないが、其頃の東拓は漸く滿洲と北支那迄に進出してゐた。ただ投資の成績は決して香ばしきものではなかつた。だからこれ以上中部支那に迄も勇氣の有無に就ては聊か疑ひなきを得なかつた。然し翻へつて其會社の有する使命、資力の兩方面から見た場合これを托するには東拓が最も相應しいやうに思はれた。よし東拓だ、東拓ならば滿洲の關係で總裁石塚英藏氏にも一面の識はあり理事の二三にも知己の人はあつた、さう考へながら私の足は當時丸ノ内仲通にあつた東拓本社に向

つて進んでいつた。其頃の東拓では他の半官會社と同じく凡ての問題は理事の合議によつて決せられてゐた。從つて如何なる問題でも有力なる重役を經て提出せざれば會議の席上で空しく葬りさられる懸念があつた。其意味から私は此問題を川上常郎理事に持ち込んだ。川上理事は他の東拓重役と同じく朝鮮の官僚上りではあつたが、官學萬能の朝鮮官僚界で唯一の私學出身長官として頭角を現はして來た男だけに苦勞人であり且非常に頑強な粘り强い所があつた。

彼は快よく私を迎へ默々として話を聞いた。私は此借款問題を出來る限り詳細に說明して最後に「東拓が滿洲支那に進出して既に數年になるが未だ眞に東拓の使命に相應しい仕事に觸れてゐるとは思はれない。斯の如き問題に手を著けてこそ始めて東拓進出の意義をなすものでなからうか」と結んだ。聞き終つた川上氏は書類を一覽して二三の質問を試み「問題はよく分つた、兎に角僕に任し給へ」と力强く答へた。成否は元より不明であつたが私は充分の信賴を以て問題を川上理事に預けた。序に石塚總裁にも一應の挨拶を述べ尙實務の取扱者たる事業課長以下技師連にも懇々依賴して引下つた。然し未だそれだけで東拓の回答を便々と待つてゐるわけには行かない事情があつた。半官會社たる東拓の出資に對して最後の決定を與ふ

る人は總裁ではなく其上に睨んでゐる拓殖局の監理官であつた。當時の監理官は入江海平君であつたが彼は自己の職權を行使するに極めて嚴格忠實で苟も情實因緣を許さない男であつた。彼は東拓監理官であると同時に滿鐵監理官でもあつた。或時滿洲の邦人事業家が大阪東京の知名の事業家と結んで滿洲勸業と稱する一大會社を計畫し滿鐵幹部は之に出資の內諾を與へた。爲めに其會社の權利株は拾圓のプレミヤムを稱へ東京には堂々たる創立事務所が設けられて世人は今にも其會社が出現するものと思つた。ところが、其發起人中に不眞面目なる分子ありと睨んだ彼は滿鐵の出資に對して斷じて認可を與へなかつた。時は政友會內閣で拓殖局長官は問題の人古賀廉造であつた爲に彼に對しては表裏兩面から種々の手が動いたが彼は頑として應じなかつた、のみならず剛腹を以て聞えた滿鐵副社長の中西淸一を呼び付けて出資內諾の取消を命じた其結果會社は流產に終りプレミアムをあて込んだ發起人一同は取らぬ狸の皮算用を嘆いた上に一金拾萬圓也の創立費の始末に泣かされた。東拓監理官としての彼の監督振は滿鐵に對する以上に峻嚴を極め東拓重役達は事々に呼び付けられて彼の前に御百度を踏むだものであつた。然し福岡人として玄洋舍の流を酌んだ彼は早くから大陸に志を懷いて熱心な支那研究者の一人であつた。そんな關

係から私の心事をよく知つてゐてくれて、私が東拓に行つた翌日彼を拓殖局に訪ねて問題を說明した場合にも終始好意的態度を以て聞いてくれた。元より責任感の強い彼の事であるから可否は言明しなかつたが其態度は決して否定的ではなかつた。これで殷君の問題はやつとレールの上に乘せる事が出來た。今は唯東拓の回答を待つばかりとなつたが其間にも殷君を東拓の各當事者に紹介して細部の說明に當つてもらつた。幸に東拓の調は順調に進んで丁度私が持込んでから二週間目に重役會議は本借款問題を可決し拓殖局は假契約調印に認可の內諾を與へた。調印の日には立合に、又其夜は殷君を主賓として各關係官廳の當局者を陪賓としての御祝の宴會に出席せよとの東拓からの案內を受取つて私は始めて愁眉を開き殷君は欣喜雀躍した。

其日私は殷君を誘つて東拓に同道した。調印の席は既に總裁室の一隅に設けられてあつた。長テーブルを挾んで一方に東拓の各理事及事業課長が着席し他の一方に殷君と私とが着席した。石塚總裁は座長格で一人側面に陣取つた。テーブルの上には和漢兩文より成る二通の契約書が置かれてあり室內の空氣は流石になごやかで和氣靄々たるものがあつた。總裁の簡單な挨拶があつて常に事業課長は立上つて契約の各條項を讀み上げんとした。其時不意に其部屋のドアーを排して

はいつて來た男があつた、それは丁度其日出張から歸つて來たＪ理事であつた。彼は我々に一瞥をも與へず自席に着くといきなり契約書の一通を取り上げてさつと眼を通し

「僕はこんな借款には反對だ。一體支那人は蟲がよすぎるよ。支那には澤山の土地がある、其土地を出すから開墾費を貸せといふのなら兎に角だね、土地を買ふ金まで貸せなんてそんな馬鹿な話があるもんか」と憎々しげに叫んだ。

總裁始め各理事は固く沈默を守つて一言をも發しない。殷君はと見ると彼の態度に驚きの餘り眼をぱちくりやつてゐる計りで今迄の靄々たる空氣はどつかへ消し飛んで何とも云へぬ重苦しい不愉快な氣が滿ちて來た。私は彼の叫んだ理屈は兎に角其態度に對してもう我慢しきれなくなつた。

「Ｊ君、支那には成程澤山の土地がある。然し其土地を持つて居る人は開拓の意志と力とが無いんだ。其を企業家が安く買取つて開拓をやらうとする其資金を貸してくれといふのに何の不思議があるんだ。元より其地價は君の會社の專門家が調査をした上で事業がペイする範圍內でなければならん。若し其範圍內であるならば其れを貸出して支那の開拓を助成するといふ事がなぜ馬鹿

な話だ。然し僕はもうそんな理屈をいつて爭ひたくない。唯一言いつて置く。事の成否は兎に角仕事を持つてこゝに來た人は君の會社の御客さんだ。殊に此人は日本の事情に精通した支那の紳士だ。其御客を前にしての君の態度は何だ。それが營利會社の重役の態度か。僕はもう此借欵の成立は望まない、無理に借欵の成立を願つても君の如き態度の人が一人でも會社にある以上仕事は決して圓滿に進行しないと思ふ。もうやめよう、さあ殷君歸らう」と私は席を蹴つて立つた、滿座しらけきつて闃として聲なく殷君は此思ひがけなき決裂に如何にも殘念さうに立ち上つた。私は總裁始め居並ぶ各重役に一禮して殷君を促しながら其部屋を出た。丁度玄關迄來た時後から秘書役の佐々木君が追かけて來て

「今夜の宴會には御二人共御出席願へませうね」と心配げにいつた。

「宴會？ 今夜の宴會は調印御祝の宴會じやないか。交渉不調に終つた以上御祝は無い筈だ。僕は無論御免被ります、恐らく殷君も出ないでせう」と答へて東拓を辭した。私は失望の殷君を慰めながら宿所に送り屆け歸宅の上終夜其善後策に就て考究した。よし事玆に至つては止むを得ない愈々最後の切札だ。今迄心中深く藏してゐた最後の切札を持出して全然別方面に行動を開始しようと決心した。

所が其翌早朝東拓の川上理事から至急懇談の通知に接して兎も角もと出掛けて見た。川上氏は笑ひながら

「昨日は自分の手落からすつかり君を怒らしてしまつて何とも相濟まん。實は昨夜宴會の別席でJ君に監理官と僕とからよく問題の性質、前後の事情を説明して了解を得た。今ではJ君も無條件で同意してゐるのだからどうか君怒らずに話のよりを戻してくれ給へ。打合不充分の罪は僕にある。これが合議制のつらい所だ」と情誼を盡しての懇談に否應云ふべき筋合ではなく「それでは時日を延して又どんな故障が起らんとも限らないから形式ぬきで至急調印を濟ませよう」「よしやらう」と早速殷君に來てもらつて極簡單に調印を濟ませた。席上J理事は大笑して

「昨日君に叱られて、あれから問題を研究したが、實際之は面白い大事業だ。一つ君の御指導によつて大にやらう」と大きな手をさし出した。私も協力を誓つて堅き握手を交換した。J理事もやはり朝鮮育ちの官僚出で未だ何處かに役人臭のぬけきらぬ所はあつたが、それだけ一本調子のよい所もあつて彼が一旦乘氣になつてからは實際熱心であつた。雨降つて地固まり玆に愈々借欵

契約は成立を告げた。私は殷君と東拓の自動車に送られて彼の宿所であつたステーションホテルに引上げた。

殷君は私の手を握つて心からなる喜びを述べた。私は「殷君、和田豊治や喜多又藏や其他財界有力者の手を以ても容易に出來なかつた仕事が微力な我々の手によつて而も短時日に出來上つた。然し之は決して私の功績じやない、君と私とが心から結合して眞劍にかゝつたらこそ出來たのだ。日支兩國間に蟠る各種の問題も我々兩國の青年の眞の結合によつてのみ始めて解決されるものと思ふ。どうか今日の喜を永久に記憶して置てくれ給へ」

殷君の眼には涙が光つた。彼が故國に待詫ぶ同志に此吉報を齎すべく東京驛を立つたのは其夕刻であつた。

4

殷汝耕君の歸國後殆ど一月ならずして私は同じ性質の問題を持つて來朝された陳公洽君の訪問を受けた。陳君は早く士官學校に學び後更に陸軍大學校を卒業した秀才で彼の人物と才能とは當

時の陸大校長宇垣一成氏以下教官一同の推賞措かざる所であつた。張作霖の謀將として名を成した楊宇廷と彼とは陸大の同期卒業で北の楊か南の陳かと唱はれた程二人は嶄然頭角を見はしてゐた。

歸國後累進して陸軍中將に迄なつたが彼も亦張謇氏の産業立國論に共鳴して軍職を去り張氏後援の下に開墾植棉會社を設立し自ら其經營に當らんとするのであつた。彼の南通に對する關係は外樣的ではあつたが張謇氏は深く彼の人物に推服して信頼頗る堅かつた。彼は軍人出身ではあるが所謂る軍閥とは何等の因縁なく早くより思想問題經濟問題等に深く留意し、よく民心の趨向を知り、其新支那建設に對して懷ける抱負と經綸とは、世上の空漠たる政治論と異り誠に傾聽に値すべきものであつた。殊に彼が身を持する事頗る清廉であつたに拘はらず、極めて情誼に厚くよく人の難に趨き而も敢て誇らざる點は私の密に敬服せる所であつた。

然し陳君が東拓に借款談を持込んだのは其前年であつて、それは東拓技師芦澤安平君（現拓務技師）によつて取次がれたのであつたが當時時期尚早として一蹴されたのであつた。
借款成立せりと聞て來朝し私を訪ねて借款交渉の斡旋方を依賴した。彼の計劃は殷君のそれよりも大きく從て所要金額は三百五十萬弗といふのであつた。私は東拓が直ちに彼の希望に應じ得

るや否やを疑つたが兎に角東拓に彼を同行した。

J理事は直ちに迎へてよく話を聞いてくれた。幸に彼の事業計劃は東拓の調査研究濟であつた、爲に話は比較的急速に進行した。唯最後に至つて東拓は三百萬弗ならば其借款に應じようと云ひ陳君は何處迄も三百五十萬弗を主張して「それだけを投じて始めて此事業の完成を期する事が出來るのです、それ以下の金では斷じて出來ません。完成出來ないと知りつゝ着手する事は畢竟無意義です、私は止めませう」と一歩も讓らない。交渉は停頓して此儘では不調の外なきに至つた。私はJ理事に特に懇談を求めて「五十萬弗の差額の爲めに折角の交渉を不調に終らす事は如何にも殘念です。若し之が老獪な事業家ならば三百萬弗結構と直ちに東拓の希望に應じて早速事業に著手し、土地の買收が濟むでから五十萬弗の貸增を要求します。どうせ土地は日本のジュリスダクションの及ばない所です、結局東拓は其要求に應ずる外ないでせう。然し陳君は正直です、少しも術策を用ゐず、眞面目に仕事の完成を考へてゐるからこそ讓らないのです、どうか彼の正直と眞面目とを買つて下さい。更に私が東拓會社の爲に切に彼を推薦する所以は東拓の對支投資額は既に數千萬圓にのぼつてゐますが永久に投資の安全を期する爲には單に政府の外交樽俎

のみを宛にしてゐる事の出來ない場合が起つて來ます。其爲には是非共支那官民に信望のある眞にレライアブルな支那の人を一人確かり握つて置く必要があると思ひます。此意味からしても彼は決して東拓の期待に反する人ではありません。此の二つの點を考慮されてどうか彼の希望を容れてやつて下さい」と大に力說した。J理事は莞爾として答へた。「君の御意見はよく分りました、僕ももう一度考へませう」

陳君の希望が容れられて三百五十萬弗の借款が成立したのは其後間もなくであつた。彼も亦深く私の厚意を謝し欣然として上海に立つた。殷君の百五十萬弗、陳君の三百五十萬弗合計五百萬弗は當時の爲替で金六百五十萬圓以上となり東拓としても可なり纏つた投資の一つとなつた。かくて其事業の指導監督者として有力な社員の派遣を必要とするに至つたが、私は總裁始め重役諸君に「これこそ東拓の支那進出使命に相應しい最もブリリアントな仕事である。然し此事業の目的を達成すると否とは一に懸つて其指導監督の任に當る人にある、多士濟々たる東拓の事であるから餘計な心配かも知れんがどうか充分詮衡した上最も優秀な人物を送つてもらひたい」と切望した。

數日後川上理事が來訪されて

「漸く上海行の人選が濟んだ。君の御注意もあり又將來君との連絡も考へてD君に行つてもらふ事となつた」

私はD君と聞いて驚き且失望した。成程彼は私の同窓である、同窓と云つても十年以上も先輩であつたが私は或事から彼の性行を熟知してゐた。彼の性格は斷じて支那向ではなかつた。私の顏色を讀んだ川上氏は

「D君ぢやどうだ、君の考は」

「既に東拓で決定された事を私が彼此云ふのもどうかと思ふが、唯私の忌憚なき考を御參考に述べておきませう」

日本人の中には先天的に支那人に嫌はれる性格の人と好かれる人とがある。最も嫌はれるのは禮節を重んぜず言語動作が粗野で少し感情が激すると青筋を立て卓をたゝいてどなり出す風の人である。之は日本人から見ると磊落で硬骨らしく如何にも東洋豪傑風の支那向に見えるが實は支那人は甚だ好まない。次に嫌ふのは外見非常に溫厚で自己の上長や强者に對しては柔順に巧言令

色頗る努めるが部下や弱者に向つては意地惡く冷酷嚴格で而も自己一身の利害にのみ腐心し事に當つて責任を回避するが如き女性的の人である、かういふのは好まないのみならず密に輕蔑する。其次は見るからに鋭く寸分隙の無いころんでも只では起きさうもない風の人である。これは支那人が嫌つて警戒する。一體日本人は支那で何事かなさんとする場合其組織制度其他に就ては大に議論もし理屈も云ふ、中々面倒だが愈々事が決定して最後の人選といふ段になると甚だ無頓着で支那人の氣受など眼中に置かず其場の情實因緣できめてしまう癖がある。之は官民共通の弊害であるが對支外交の不振も經濟企業の失敗も其因は皆ここにあると思ふ。

「私はD君の性格がその何れに屬するかは貴下方の御判斷に任すが、政府の外交すら相手國の毛嫌する人では巧く行く筈がない、況や支那の人達と異體同心で最も六ケ敷い經濟事業をやらうと云ふのにD君ではちと無理じやないでせうか。然し之は決して彼を彈劾する意味じやない、彼には彼の長所があります、唯支那向でないと云ふだけですから決して誤解のない樣に願ひます」

「これは困つたな。兎に角一應歸つてよく相談して見よう」

間もなく石塚總裁から是非御足勞をと呼びに來た。行つて見ると總裁は頗る憂色をたゝへて

「Dの事に就て川上から君の御意見を聞いて困つてゐるのだが之が事前ならば兎に角、既に發令後であるから、特別の事情がない以上、辭令を取消す事は總裁として多數社員の統制上甚だ困難である。然し此仕事は專ら君の慫慂によつてやつたのであるから若し君自身が行つてくれると云ふのならば特別の事情として取扱ふが、どうだ君一つやつてくれるか」

之は又私にとつて意想外の難題であつた。

「この事業の目的を達するには私は何處迄も公平な第三者として東拓と支那側との調和を圖つて行く必要があります。私が一方の當時者となる事は始から考へても居ませんし、又東拓の人選に故障を申立てゝ私自身が代るといふ事は如何に仕事を愛するからとは申せ、私の性格が許しません」

「それではDにやらすの外はないが無論私からも充分の注意は與へる。又君からも忌憚なく御指導を受けてやらして見た上、惡かつたら直に取換へる事にしようじやないか」

斯くして遂にD君に決定した。尤も他の重役の話では東拓も高給なD君のポストが無く、此仕事に不適任といふ事になれば彼は辭めるの外はないとの事で不得止私も沈默した。

D君は遂に上海に行つた。案の如く支那側に向つては凡ての責任を本社に歸し又本社に對しては事業上の責任を凡て支那側に課し、自分は高給を頂戴しつゝ何の責任をも負はず、上海日本旅館の樓上にぬく〳〵と納まり返つて毎日好きな圍碁に耽つてゐた。人に渾名を付ける事の上手な支那人は彼に名付けるに「郵便箱」を以てした。

5

陳、殷兩君の借款に對する條件は從來の斯種のものとは全然其赴きを異にしてゐた。そこには帝國主義的野心の片影をすら認めず、單に兩君關係の事業を經濟的に援助するに止まつたもので其公正なること眞に新日支經濟提携の範とするに足り之を中外に公表して毫も差支へなきものであつた。之によつて始めて新日本の支那に對する眞意を知つた張謇氏は、愈々全事業を舉げて日本と結ばんとの決心をした。やはり兩君の借款は私の豫想通り彼の日本に對する瀬踏であつたのである。

張謇氏の代表が重大なる使命を齎して日本を訪れたのは大正十一年淺春三月の初旬であつた。

代表は南通唯一の日本通章亮元君と大生紡績の會計部長張作三君の二人で外に陳公洽、殷汝耕の兩君が東道役としてついて來た。一行は帝國ホテルに旅裝を解くと直ぐに私の茅屋を來訪された。章君は久闊を叙して笑ひながら「とう／＼日本へやつて來ました、何分宜敷御願します」と半白の頭を日本式に疊にすりつけて挨拶をし、日本の儀禮に馴れない張作三君迄も之に習つた。此の兩君は南通の田舍育ちだけに陳殷兩君程レフアインされてはゐなかつたが其何處となく野趣を帶びた素朴さは又私に一種の好感を懷かしめた。

張謇氏の日本に對する希望は無論經濟借欵であつて所要金額八百萬弗（金千二百萬圓）用途は紡績工場整理並に開墾植棉資金、擔保は大生紡績の設備一切といふのであつた。代表者諸君の話では上海に於ける東拓D君の意見では此大借欵を纏め得る者は財界の長老澁澤子爵の外あるまいとの事で張謇氏の澁澤氏に宛てた懇篤なる依賴狀をも持參したとあつた。元より結構な事で私も是非斯くありたしと贊成した。幸ひ殷汝耕君は豫て澁澤子の知遇を得てゐた關係から翌日一行を伴つて澁澤事務所を訪問する事となつた。私にも同行を求められたが子爵と何の因緣もなく市井一介のルンペンにしか過ぎない私が出るべき幕でもないので當然遠慮する事とした。所が其日

どうした譯の都合でか澁澤事務所から私に至急出て來いとの通知に接してやゝ躊躇した、と云ふのは實は私は必ずしも澁澤子に初對面ではなかつたのである。話は十年の昔に戻る。當時支那の實業界に志を懷いて北海道の田舍を飛び出して上京した私は漠然と支那の實業といつても北か南かと散々に迷つた擧句、實業界の大先輩澁澤男爵（當時の）の高教を仰ぐべくさる人からの紹介狀を懷にして澁澤事務所の玄關に立つた事がある。敝衣破帽の風體怪しき貧書生は無論多忙の故を以て斷られたが、今日が多忙なら又明日だと根氣よく玄關通をする事、五度、遂に玄關子は根負けしてどう取なしてくれたものか漸く五分間の面會が許された。然しそれは厘毛掛値なしの五分間で、元よりスタンデングの儘であつた。男爵は怪しげに私の風體を眺めながら尋常一樣の求職の徒と思つたか話もよく聞かずに

「私は君の親戚でもなければ知己でもない。全然一面識の君を人に推薦するやうな無責任な事は私に出來ない又そんな義務もない。そういふ問題で度々來られては迷惑である」

「私は男爵に就職の御世話を願ひに上つたのではありません。前申上げました樣な學歷と性格とを以て、支那相手の實業界に入らんとするには如何なる方面に向ふべきかに就て、實業界の大先

輩であられる男爵の御高教を仰ぎたいと思つて伺つたのです」

「それにしても各個人に向つてそういふ事を教へるのは私の任務じやない。それには又自ら其人があらう、私は多忙で君のそういふ相手をしてゐるわけには行かぬ」

約束の五分間は過ぎて面會の幕はとじられ、男爵は立殘る此貧書生に殆ど一顧をも與へず出て行かれた。世故に馴れない此青年は縋るに由なく悄然と立去る外はなかつた。その冷酷無情な男爵の態度と言葉とは物事に感じ易い純眞な私の青年精神に非常な刺戟を與へたと見ゑて其後澁澤さんの名を聞く每に直ぐあの態度あの言葉が思ひ出されて嫌な氣がした。爾來時は流れて旣に十年になるが未だ私は志を得ずに相も變らぬ貧乏生活である。どうして此ルンペン姿をのめ〳〵と再び澁澤さんの眼前に晒せよう、私は行かない。

然し又考へると之は一片の私情である。瑣々たる私情にこだはつて私が不參した爲萬一張謇氏の借款談に支障を來しては誠に相濟まぬ次第である、やはり私は行かう、と決心して出掛けた。私が兜町に在つた澁澤事務所の應接間に通された時には老子爵は其支那掛白岩龍平君を傍に支那人誠君を前にして御得意の論語を引用しつゝ盛に日支親善論をやつて居られた。長講一席の後で

「自分は旣に實業界から隱退して何事にも手を出さない、然し特に此問題だけは張謇氏の懇篤なる御依賴もあり又自分も民國に對する最後の奉仕として是非とも成立せしめたい。場合によつては政府に出掛けて總理大臣を說いても宜しい。然し之は專ら綿業關係の問題であるから先づ紡績の主なる人々に集まつてもらつてよく諸君と御協議致しませう」と非常な乘氣であつた。老子爵の此一言を聞いて支那人諸君の眼は喜に輝いた。年は取つても日本の財界の大御所である。其人の此意氣込に直面した諸君が事旣に成れりと思つたのに無理はない、其旨は直ちに代表の名によつて張謇氏に電報された。

數日の後第一回の協議會は開かれた。集つた面々は東京側和田、大阪側菊地、谷口、齋藤の諸氏で何れも我紡績界中の錚々たる連中であつた事は申す迄もない。例によつて老子爵の親善論があつた上支那側より問題の說明、日本側より之に對する質問があつて終り、更に數日おきに二回三回と協議の回數を重ねたが常に空漠たる親善論に終つて、借款談は一向に纒る模樣は見えなかつた。支那人諸君の顏には追々焦慮の色が現はれ張謇氏よりは借款の成否如何に關する問合の電報が來るやうになつた。一日私が帝國ホテルに諸君を訪問すると

「何とかして借款の成否如何を知る方法は無いでせうか」と質問を受けた。

「既に諸君が澁澤子爵に斡旋を依頼された以上、子爵に見込を聞かるゝ外ないでせう」

「それにはどうしたらよいでせう？　一つ書面で聞いて見ませう？」

「それもよからう」

　私の文案を殷君が漢譯し達筆な陳君が書き上げて投函した。其書面は鄭重を極め苟も敬意を失せざるやうの注意を以て書かれてあつた。所が其翌日突然澁澤事務所から招集があつて行つて見た。關係者諸君は既に全部集まつてゐたが其日は何故か老子爵はいつもの温顏に似ず頗る儼然と六ケ敷い顏をして構へてをられた。私が席に就くと白岩龍平君が立上り一通の書面を示して

「昨日支那側の代表の方から子爵に宛てゝこういふ書面が參りました。諸君は御承知の如く子爵は既に實業界から隱退されて居らるゝ方であります。其方に對してこういふ現實問題に就て具體的の責任ある御回答を求めらるゝ事は甚だ失禮なやり方であると思ふ。一體之は誰方の御發案ですか」

　此思ひがけなき詰問に支那人諸君は皆眞赤になつて俯向いてしまつた。私は文案の責を負て立

上つた。

「それは私の發案です。本件の最初に子爵は自分は隱退以後何事にも關係しないがこれだけは張謇氏の懇切なる御依賴に對し又民國に對する最後の奉仕として特別にやつてやらうと仰つた樣に記憶します。子爵の此御厚意に對して張謇氏並に代表者諸君が深甚な感謝と同時に非常な期待をもたれた事は當然と思ひます。然るに諸君の來朝以來既に一ケ月に近く協議會の開かるゝ事數回に及んで未だ其成否は全然不明であります。抑も張謇氏が借款を申込まれた事が既に切迫した事情の爲である以上、代表諸君が一日も早く其成否を確めたく思はるゝに決して無理はないと考へます。若し日本に於て成立の見込なしとの事ならば張謇氏としては他にとるべき方法があるかも知れません。仍て此際は成否の見込を一日も早く明にして上げる事が寧ろ眞に親切なる所以でないでせうか？　然らずして時日遷延の後萬一不成立に終つては獨り張謇氏の迷惑のみならず、多額の費用を費して日本に使せられた代表諸君の面目にも關係する事と思ひます。かういふ點で私は諸君の焦慮心配を見るに忍びず借款成否の御見込を子爵に御伺ひ致したいのであります」一同は固く沈默を守つて私の質問に答へる人はなかつた。そこで私は更に「序ながら今一言

本借款に關して私の卑見を述べさせて頂きます。此借款の使途は專ら開墾植棉事業にあります。御承知の如く開墾植棉事業は其完成に長年月を要します。從て其投下資金の回收は餘程長期に亘るものと覺悟せねばなりません。此處に御集りの方々は皆日本紡績界中の有力な御方であり皆さんの紡績會社には各々莫大な積立金を御持のやうであります。其資金を原料生產の植棉事業に投下されてはとの希望は一寸一理ある如くに思はれますが、よく考へると工業會社の資金は何處迄も工業資金でありまして之を性質の異なる農業資金として投下されよと云ふ事は果して如何なものでせうか、此協議の容易に纏まらない根本的の理由はここにあるのではないでせうか」

私の此一言に我意を得たりと答へたのは菊地恭三氏であつた。

「全く御意見通りです。唯今の御話は私共の云はんとする所を代つて云つて頂いたやうなもので我々の會社の資金を開墾植棉事業に投ずる事は事實不可能な話で、之はどうしても別方面に資金を求めるの外なからうと思はれます」

之に依つて紡績連中との從來の協議が全く無駄話であつた事が分り、問題は玆に一頓挫を來した。

支那人諸君は落膽の餘り其夜揃つて茅屋を來訪し、本問題に對して更に私の積極的盡力を懇望されたが、私としては苟も財界の大御所澁澤子爵が斡旋を引受けられた以上、必ず子爵に十分の成算あるべく貸すに今暫くの時日を以てし安心して其結果を待たれよと答へるの外なかつた。

翌日は又澁澤事務所から呼出しがあり特に私一人で出てこいとの事であつた。其日は子爵の事務所に通されたが、そこには子爵は唯一人で私を迎へられて、改まつた調子で

「昨日はあなたの御意見を承つて至極御尤な御話と思ひましたが私は中日親善の大局から見ても又張謇氏の懇篤な御依賴によつても、どうかして此問題は成立せしめたいと考へてゐます。之に就いて今日は一つあなたの腹藏なき御意見を承り尙其成立に對して今後一層の御盡力を得たいと思つて態々御出でを願つた次第です」

「子爵の周圍には多くの支那經濟通が居らるゝに拘はらず此若輩の卑見を徵せらるゝ事は甚だ光榮の至りですが元來日本の對支借款の成績が甚だ不振なる原因は支那側が借款を申込んだ場合要請の急なるに任せて日本側が其借款の使途卽ち事業の內容に關して充分な調査を遂げず槪して貸急いだ事が其主なる理由の一つであると思ひます。今回の張謇氏の申込にしましても其使途は紡

績工場の整理と開墾植棉事業資金と云ひますが張謇氏の事業は御承知の如く多種多様に亘つて頗る洽況なものであり殊に過般の好況時代には其經營が甚だ放漫に流れた傾があります。其結果整理に迫られて遂に借欵提起となつたのでありますが果して其整理が八百萬弗を以て出來得るものであるかどうかは甚だ不明であり又あの大規模な開墾植棉事業に其一部分を投じてどれ程の事が出來るかこれ又甚だ明瞭を缺いてゐます。仍て日本としては今回の申込に對し商議に入るに先立つて張謇氏の事業全般に亘り嚴密な實地調査を遂げそれに基いて現在事業の整理案を立て更に進んで植棉事業の積極的進展計畫を樹立し之を張謇氏に示して其同意を求め然る後借欵問題の商議に移るのが當然の順序でないかと考へます。又同じく借欵と申しましても差當り急を要する整理資金は兎に角此問題の本筋である植棉事業資金の如き一時に多額を貸附る事は必ずしも其完成を期する所以ではありません。之は年々必要に應じて繼續的に貸出す事とし其間日支兩國人が相携へて事業の完成に當つてこそ初めて日支經濟提携の眞の意義をなすものでないでせうか」

「いや、あなたの御意見は一々御尤で全く同感です。それでは差當つてどういふ風に處置すれば宜しいか」

「若し子爵が卑見を御採用下さるならば、代表諸君を御呼になつて其旨を適當に御話になり又張謇氏へは調査員派遣の旨を御出狀になればそれで結構だらうと思ひます」

「それでは早速其手配りを致しませう。就ては其調査員だが、あなたに一つ御足勞を願ふ事は出來ませんか」

「それは子爵の御周圍に居らるゝ財界の有力な御方に願ひたいものです」

「いや〳〵、これは從來の關係もあり是非あなたに御願したい」

「それでは私が御引受致すとしましても、種々身邊の事情もございますから、今明日に出發といふわけにも參りませんが、成る可く早い機會に出掛けるといふ事に致しませう」

「是非共さうありたい」

それから雜談に移つて子爵は私の出身經歷等に就て頻りに聞かれるから、私は笑ひながら

「今では御恥しい一介の支那浪人ですが、これでも十年の昔青雲の志を懷いた頃は子爵に御縋りして素氣なく御斷りを喰ひ大に憤慨した經歷を持つて居ります」

聞いて、子爵は氣の毒さうに

「それはどうも一寸も知らなかつた。いや十年前の澁澤はあなたを捨てたかも知らないが、今日の澁澤は決してあなたを捨てない、どうか一つ此問題の爲に大に盡してもらひたい」

然し財界世話業隱退後の澁澤さんの此言葉は、私にとつて唯一片の苦笑にしか値しなかつた。歸途私は日本銀行に井上總裁を訪ね、殷陳兩君の借欵の經過を報告し併せて今回の張謇氏借欵問題に關して總裁の盡力を御願した。總裁は稍意外といふ顔付で

「それは君又餘りに早いではないか」

「いゝえ、私の豫想した通りです。始め總裁は張謇が全事業をあげて來るならば一肌脱いでやらうと仰言つた。私はあの御言葉を頼りに今日總裁の御盡力を御願ひに上つたのです」

「うん、然し張謇といふ人はヒズ・オウン・プリンシプルで中々六ケ敷い男だからなあ」

「彼がヒズ・オウン・プリンシプルであればこそ現在の支那であれだけの大事業が出來たのだと思ひます。然し私は此問題に就て今直ちに總裁の御盡力を得たいと云ふのではありません。之は殷陳兩君の借欵と違つて私も重大な責任を感じますから先づ私自身南通に乘込みまして張謇氏の事業全般に亘つて充分な調査を遂げ、其整理案と植棉事業の計劃案とを立てゝ見た上若し之が有

利確實であるとの見込が私につきましたら改めて總裁の御盡力を御願ひに上ります」

「成程それでは君行つて充分に調べて見給へ」

答へた總裁の言葉には可なり力強きものがあつた。其後私は種々身邊の事情に妨げられて容易に出發する事を得ず漸く日本を出たのは九月の初であつたが丁度滿洲と北支那とに急を要する仕事があつた爲に意外に手間取り上海に著いたのは長江一帶の秋も漸く老いんとする十一月の中旬であつた。上海驛頭に迎へてくれた陳公洽君は私の手を握りつゝ張謇氏が鶴首して私の到るを待つて居らるゝ旨を告げ又張謇氏の嫡子張孝若君は態々上海迄出迎へに來て居られた。私が此等の諸君と共に上海をあとに南通に向つたのは其夜半であつた。吾々の乘船は張謇氏の經營にかゝる大達輪船公司の汽船で特に私にあてられた船室は張謇氏自身の常用室であつて可なり善美を極めたものであつた。翌朝船が天生港に著くとそこには既に張氏乘用の自動車が私を待つてゐた。愈々車が走り出すと道路の兩側には數百名の兵員が堵列して吾々を迎へ一聲の喇叭と共に捧銃の禮をやつたのには聊か面喰つた。僅か三年前此田舍道を二人の巡警君に監視されつゝ、とぼとぼと南通に向つて歩いた私にとつては今日の此光景は殆んど隔世の感があつた。車は南通小湖畔

に設けられた張家の迎賓館に横づけにされたがそこが私の爲にあてられた滯在中の宿泊所であつた。小憩の後張公館に於て張謇氏と最初の會見を行ふ事となり陸軍中將陳公洽君は特に私の爲に通譯の勞をとらうと云つてくれた。これ等の打合が濟んで私は暫し旅の疲れをいやすべく樓上の自室に退き大きな安樂椅子にどつかと腰をおろして硝子越に小湖の秋色を眺めつゝ「愈々話は本筋にはいつて來た。浪人外交の腕を見せるのはこれからだ」と獨り密にほゝ笑むだ。

6

張謇氏との會見を語るに當つて私は先づ張謇其人と彼の事業とに就て記さねばならぬ。張謇——號季直、晩號嗇翁——は清朝の末葉一八五三年の早春、江蘇省、南通縣下の名もなき一百姓の四男として生れた。等しく江蘇省とは云つても江南の地は南京、蘇州、上海と古來支那文化の中心として非常な發達繁榮を來したに拘はらず江北殊に張謇の生れた南通一帶は當時僅かに准鹽の產地として知られたに過ぎない不便な田舍であつた。彼は此草深い寒村の貧家に育ちながら幼少の頃から讀書に親み年漸く十六にして早くも秀才となつた。秀才と云つても此節その邊にごろ〳〵して

ゐる如な所謂る秀才ではない。支那では漢代の昔から全國に亘つて官吏登用の階段的な競爭試驗が行はれてゐた。青雲の志に燃えた無數の青年は最初各地方で每年行はるゝ縣の選拔試驗を受けて童生となり次に三年每に各府に於て行ふ院考と稱する可なり困難な試驗に通過して始めて秀才の肩書が與へらるゝのであつた。張謇は更に歲考、科考、鄉試の難關を經て二十一歲の時擧人の試格を得た。擧人となれば知事級の官吏になれるのであつたが大望を懷いた彼は地方官たるを望まず一八七八、九年の日清戰爭に際し軍中秘書を志願して韓國に赴いた。彼が近世の大梟雄袁世凱と相識るに至つたのは此時であつた。歸途親しく滿洲の地を踏査し滿洲開放政策に就て政府に建言したが積弱の清朝政府は卓拔なる彼の意見に傾倒しながら之を採擇決行するの勇氣がなかつた。若し當時彼の獻言が容れられて滿洲が列强に開放されてゐたならば日露戰爭は起らなかつたであらうし又現今日支國交上の癌腫と云はるゝ滿洲も亦自ら別途の運命を辿つて居たであらう。其後張謇は暫く北京に留まつて當時の最高學府であつた國子監に入學し會試、殿試の最難關を見事に突破して遂に全國數百萬の讀書生が渇仰の的であつた進士の資格を獲得したのであつた。

進士となつても彼には仕官の志なく鄉里に隱棲して晴耕雨讀只管風雲を待望してゐたが一九

○○年拳匪の亂起り國內騷然として民怨の沸騰せるを見るや決然立て支那各地の名士を歴訪し政體改革の要を述べ「變法平議」の書を著して國策を天下に問ふたが未だ實行の機運に至らなかつた。仍て彼は政界に望を絶ち再び鄉里に歸臥して專ら實業の振興に志し紡績、製油、製粉、製絲、製鐵、製鹽、釀造、漁業、汽船、銀行等各種の會社を創設し又海濱、河岸の荒廢に歸せる土地の開拓を目的として墾牧會社を設立し壹萬六千餘畝の開墾に成功せるなど大に江北の產業開發に力を用ゐた。一方實業の收益を以て小、中學校、男女師範學校、農、工、商の各種實業學校を建設し新式教育の普及に努め更に江北一帶の貧農に捨兒の弊風あるを遺憾とし大規模の孤兒院を設立して孤兒の收容教育に着手したが其院兒は常に二千名を降らなかつたといふ。斯る一面に彼は釐金稅制、鹽制、度量行制、及幣制が支那の實業振興上に多大の障害となれるを認め屢々其改革案を建てゝ政府に建言した。政府亦彼の識見を認めて度々禮聘せんとしたが彼は其都度「余は一日官吏たる事を願はず時々獻策を以てすべし」と稱して受けなかつた。而して一日たりとも晏如たる事能はざる彼は江北一帶數千萬の住民が年々水害に苦しめるを救はんが爲に淮水の治水計劃を立てんと欲し師範學校內に土木工科を特設し測量及土木工事に從事すべき學生を養成し彼自

身亦其講習を受け先づ通州方面の測量を終へ漸次其步を進めて一九一一年淮河流域の大測量を完成して其治水策を確立した。其間彼の聲望は次第に全國的となつて中央教育會長、全國農會長、江蘇省鐵道協理、江蘇省議會會長等の要職に公選さるゝに至つた。次で一九一二年第一次革命は終了を告げ民國政府の設立を見るや大總統袁世凱は張謇が民國成立に際しての裏面的努力を偉とし再三再四出盧を促した。彼も盟友袁が三顧の禮もだし難く遂に其乞を容れ農商總長に就任して台閣に列した。更に一九一四年には全國水利局總裁を兼ねる事となり茲に豫て計劃せし淮河治水工事の完成を期せんとして米國赤十字社との間に六千萬弗の導淮借欵契約を締結し總長自ら技師の一隊を引率して淮河の流域を踏査した。當時其地方の住民は外資輸入を國を賣るものなりとして擧て之に反對し數萬の群集は總長の一行を道に要して其形勢頗る不穩なるものがあつた。爲に軍隊の出動を見んとしたが張謇は其出動を謝絕し自ら身を挺して櫓上に立ち群衆に向ひ淮河治水事業と外資輸入との關係を演說して其諒解を求めた。之に仍て聽衆はよく彼の精神を了解した巳ならず從來の官僚政治家に嘗て見ざりし熱誠と勇氣とに感激して却て其後に於ける一行の調査及米人技師の調査に對しても好意的援助を與ふるに至つた。然るに一九一六年袁世凱帝制の議勃發

するや張謇は袁の熱列なる勸告ありしに拘はらず恰も弊履を捨つるが如く農商總長及全國水利局總裁の椅子を擲ち再び郷里南通に歸臥して出でなかつた。郷里に在ては從來の事業を繼續經營しつゝ更に其歩を進めて大規模に開墾植棉を目的とせる數個の會社を設立し又教育方面に於ては紡績、鹽業、農業、商業の各種專門學校、農科大學等を開設し又公共事業としては博物館、圖書館、五山苗圃、公園、氣象臺等の設置より南通の新市街建設に着手し一方社會事業としては南通慈善病院、養老院、殘廢院、棲流所（浮浪者收容所）、濟良所（醜業婦救濟所）等より更俗劇場の方面に迄も完備せる設備をした。又警備の方面に於ては實業警察の名の下に五百餘名の警吏と、警衞團の名の下に之れ亦五百餘名の兵員とを養へるを以て南通一帶は治安の維持に缺くる所なく住民は皆一定の職業に安んじて焦慮の風なく支那の他の地方に於て見る事能はざる一大平和郷の建設に成功した。

而も張謇に偉とすべき事は支那の軍閥政治家、事業家等と異り其私有財産の頗る僅少なる點であつた。これ彼が社會公共事業を徹底的に行つた爲であり寧ろ彼の趣味生命は社會事業にあつて彼の經營せし幾多の經濟事業は其目的を達すべき一手段に過ぎなかつたとも云へる。要するに彼

は社會民主主義の偉大なる實行家であつた。

彼の人物に就ては其經歷によつて一般を窺ふ事が出來るが更に私が彼に直面して觀察せし所によれば其長所は頭腦頗る明敏で學識に富み着眼が遠大であり且科學を尊重して自ら之を究明應用せんとする才能に秀で又意志甚だ强固で苟も一旦志した事は其目的を達成せずんば止まなかつた。殊に支那には稀に見る勇者で萬人と雖も我行かんの風があり人格は高潔で自己に奉ずる事極めて薄く粗衣粗食に甘んじ身を持する事も亦甚だ謹嚴であつた。とは云へ所謂る木强漢ではなく詩文書畫は元より演藝其他の文藝にも非常なる趣味を有し之が爲には巨萬の財を擲つ事も敢て辭せなかつた。現今支那の劇壇に於て北の梅蘭芳と對峙せる名優歐陽予倩君の如き早稻田文科の卒業後專ら張謇の後援によつて其天分を發揮する事を得たと云てもよい位である。之に對して彼の短所は自己の所信を主張する事が餘りに强かつた爲に妥協性に富むだ支那の社會に於ては動もすれば敬遠せらるゝの傾があつた。又頭腦明敏なる人の常として萬事己を以て人を律し且自己に奉ずる事極めて薄かつた彼は部下にも亦之を求めんとしたが爲に其周圍に優秀なる人才を集むる事が出來なかつた。然し上は大總統より下は一小吏に至る迄各自一身の安寧と名利とを追ふに

汲々として腐敗混濁其極に達せし當時の社會に於て兎に角數十年間一貫せる理想を懷いて表面何處迄も經濟的事業を標榜しながら裏面に於て教育並に社會事業に心醉し只管新支那の創造に精進してゐた彼の如きは當時の社會に對する一服の清涼劑であつたと云ても過言ではなからう。

7

張謇氏の事業地は楊子江口の北岸南通を起點として北に延び舊黄河河床を越へ新安附近に及び南通、崇明、海門、如皐、東臺、鹽城、阜寧の七縣を含むで其面積約三千方哩、南は楊子江に臨み東北は黄海に面し西は安徽、江蘇の大平原に連り地勢は南通附近に於て四五小丘の起伏を見るのほか一眸坦々として地平線から地平線に連る涯しなき陸の海である。氣候は寒暑共に酷しからず其地域内の人口約五百萬、交通は南通を中心として自動車路網完備し遠隔の地へは縱横の運河を利用せる小蒸汽船の航路網ありて不便を感じない。基本産業は往年鹽業を主としたが近年漸次衰退した爲に張謇氏は棉の墾植を勸め一方生産棉花を利用して紡織工業を起し或は棉實の製油工業、並に麪粉工業の發達を圖つた爲に近年に至つて棉花、棉絲布、棉實油、粕、及び麪粉等が其

主要産物となつた。就中此地方の棉花は所謂通州棉と稱して上海市場に於ける標準棉となり支那産棉花中品質第一位を占め産額も亦開墾の伸展に從ひ毎年約一億萬斤に垂としてゐる。從て事業地一帶の貿易額も最近異常の增加を示して毎年の移出總額五千五百萬元、移入總額三千五百萬元といひ約一千萬元の移出超過である。一般住民が皷腹撃壤せる又故なしとせない。

張謇氏の事業は多種複雜であつたが大別して紡績を基本とする各種工業、開墾植棉事業、金融業、運輸業の四者に區分する事が出來る。紡績は江北産業の母とも云ふべく南通の地が楊子江岸に位置して交通の便多きと又棉花の産出地として天然の利あるとより張謇は一八九五年大生第一紡績公司を計劃し時の江蘇都督張之洞の援助により資本銀二十五萬兩を集めて紡機二萬錘を購入し操業したのが抑もの始まりであつた。爾來斯業は年と共に發展して一九〇七年には第二公司を又一九二一年には第三公司の設立を見、以上三公司の拂込資本銀六百萬兩に達し紡機合計拾六萬錘織機二千臺を算するに至つた。

紡績業の發達に伴ひ棉實の産出又多きを加へた所から之が利用の目的で一九〇七年廣生製油公司を設立し棉實油並に粕の製造に著手した。各種工場の設立に從ひ器械類の修理製造の必要を生

じ資生鐵工公司及鍛冶公司の設立あり又江北一帶に於ける植棉の普及に伴ひ小麥の產出激增のため一九〇九年に復新製粉公司興り、更に各種工業勃興の結果住民生活の向上に應ずる爲に頤生造酒公司設立され續いて通燧燐寸公司をも興すに至つた。

開墾植棉事業は大生紡績公司の業務發展に從ひ原料棉花の供給を豐富ならしむる必要を感じ通海沿岸の荒地を開拓し棉花栽培事業を起さんとして張謇氏が江蘇都督張之洞及び劉坤一の助力を借り一九〇一年に通海墾牧公司を設立したに始まり大有晉、大豫、大賚、大豐、華成、大綱、中孚、通燧、遂濟、大祐、合德、阜餘、新通、新南、通興、裕華等の大公司相次で興つたのであるが南は揚子江口の北岸呂四場より北は海州の南方陳家港に至る二百五十哩に亙る沿岸各地は殆ど張謇氏關係の經營開墾地となるに至つた。其面積約五百萬畝（三十萬町步）に達し護岸、排水、開墾等の工事竝に土地買收に投じたる資金は約二千萬元に及んだ。金融業として張謇氏の直接經營にかゝる者は淮海銀行（公稱資本銀五百萬元、拂込百二十五萬元）の一行のみで、本店を南通に支店を上海、蘇州、揚州、海門の四ケ所に有し兌換券の發行權を與へられ、彼の機關銀行として居たが此外彼は中國銀行及び、上海銀行の董事に擧げられ一九二二年には交通銀行總理に就

任し、支那金融界に於ても亦重要なる地位を占めた。

事業の發展に伴ひ生產品の移出竝に事業地內に於て消費せらるゝ雜貨類の移入は從來外國汽船及招商局の船舶によつて行はれたが之を直營する事の有利なるに着眼し又南通を中心として各事業地に到る水運は從來民船によつて行はれてゐたが之れ亦時間及運賃の點より見て汽船によることの迅速確實なることに想到した張謇氏は一九〇四年に資本銀百二十萬兩を以て大達外江輪船公司を設立し八〇〇噸級の長江用汽船七艘を購入し、上海十六浦及南通天生港に新式碼頭を備へ上海、南通、揚州、海門、崇明、浦口間の航路に從事せしめ又一九〇七年資本銀十二萬兩を以て大達內江輪船公司を興し小蒸汽船二十艘を購入して南通を起點とし事業地內主要都市間の航行に從事せしめた。

其他運輸業の開始と同時に資本銀二百萬兩の大儲倉庫公司を設け南通、上海、海門の三ケ所に洋式建築の大倉庫を建て一般倉庫業を營むだ。以上張謇氏經營各公司の投資額を列記すると

公司名	投資額
通海墾牧公司	六三〇、〇〇〇元

大有晋鹽墾公司	二、二五〇、〇〇〇
大豫鹽墾公司	三、六九〇、〇〇〇
大賚〃	一、六三〇、〇〇〇
華成〃	二、〇八〇、〇〇〇
大豐〃	四、四六〇、〇〇〇
大綱〃	一、二三〇、〇〇〇
阜余〃	七〇〇、〇〇〇
大祐〃	六五〇、〇〇〇
新南〃	四九〇、〇〇〇
新通〃	二〇〇、〇〇〇
中孚〃	八〇〇、〇〇〇
通燧〃	四五〇、〇〇〇
合德〃	五〇〇、〇〇〇
遂濟〃	三〇〇、〇〇〇
通興〃	二〇〇、〇〇〇
大生第一紡績公司	三、一〇〇、〇〇〇
大生第二〃	一、六八〇、〇〇〇
大生第三〃	二、八〇〇、〇〇〇
廣生製油公司	五六〇、〇〇〇
復新製粉〃	四二〇、〇〇〇
賚生鐵工〃	四二〇、〇〇〇
頤生造酒〃	九八、〇〇〇
賚生鍜冶〃	一四〇、〇〇〇
通燧燐寸〃	三三〇、〇〇〇
大達外江輪船公司	一、六八〇、〇〇〇
大達内江〃	一六八、〇〇〇
大儲倉庫公司	五六〇、〇〇〇
淮海銀行	一、二五〇、〇〇〇
合計	三三、四六六、〇〇〇

右の外道路、築港、其他社會公共事業に投じた資金を總計すれば約五千萬元に達する。兎に角資金調達の困難な支那に於てこれだけの資本を吸收して産業王國を建設した張謇氏の努力は誠に驚嘆に値すべきものであつた。

8

偖愈々張謇氏との會見だ。陳公洽君と張事務所との間に電話で打合せがあつて會見は張氏の洋風住宅に於て行ふ事となり私は陳君と同乘して出掛けた。自動車が其玄關に著くと質素な綿服を身につけた長身痩軀の張謇氏はニコ〳〵しながら私を出迎へて直ちに其書齋に案内した。そこは東南に窓を持つた手狹な部屋で其調度裝飾は產業王の居室に似合ぬ簡素なものであつた。彼は私の手を取りながら

「あなたの御出を久しく待つてゐました、本當によく來てくれました。遠路定めて疲れたでせう」

と恰も慈父が愛子に對するが如き親しさを以て迎へた。

張謇氏は當年六十八歲といふが痩てはゐるもの丶ガツシリした體格の持主で其澄切つた眼付と上品な風貌とは彼の聰明と深き敎養とを語り又靜かではあるが明晰な口調と落着いた謙遜な態度とは政治家或は事業家といふよりも寧ろ大學者に近い氣持を起させた。

談が借款問題に及ぶと彼は沈痛な面持を以て「過去四十年間私は一個の書生として南通の事業に從ひ漸く今日に至つたので其間幾多の波亂曲折があり經營は頗る困難なるものがありました。殊に一昨年來の財界の不況と農作物の凶作とは南通の經營に一層の困難を加へたもので日本に對する這般の申込も無論之に基くものであります。然し果して日本の資本家が私の申込を承諾してくれるでせうか」

「外國人に南通の事情が不明である以上、外國資本を呼ぶ事は不可能と思ひます。外國人の頭で南通の事業を調査してあなたの事業が有利確實であるといふ事が分れば獨り日本に限らず資本は何處からでも集め得ると信じます。最近日本人の貴國に對する考は非常に變つて來てゐますがそれでも資本家の内には未だ古い考を持つてゐる人が少なくありません。さういふ人の資本を無理に呼ぶ事は却て將來紛糾を惹起する恐れがありますから私は日支兩國の爲に取りません」

「御說は御尤もです。日支兩國經濟提携の必要は言ふ迄もない事ですが、誤れる方針の下に投資を見る事は兩國の不幸であります。十數年前漢冶萍の契約の際は小田切氏に對して條件が公平でなければ、資金を需要する側は、一時已むを得ず、之に從ふとも他日履行困難なる場合必ず紛糾を惹起するであらう、故に相互に利益ある條件で本契約を締結するの必要がある。然らば兩者の關係は益〳〵親密となつて互助互榮の目的を達する事となると說いたことがありました。中國の開發と建設とは、外資に俟つの外ありませんが、未だ中國では外資輸入を以て賣國行爲の如く心得

てゐる者が多く、私の貴國に對する申込をも誤り傳へて居る向があります。私は若し之が成立を見るに至つたら、其條件を中國人には勿論外人方面にも發表して、此の誤れる考へを打破したいと思つて居ります」

「あなたに御斷りして置きますが私は日本の資本家の代表でも特派員でもなく一介の讀書生にしか過ぎません。私が南通の事業を調査しまして其維持擴張が日支兩國一般國民の利益であると認めましたら無論私は日本の資本家に相談はしますが私の調査報告書と事業整理擴張案とは英譯して差上げますから同時に英米の資本家にも御示しになつて南通にとつて最も有利な條件の資本を入れられる事が必要と思ひます。それは日本の資本家にとつて一時不本意に思はれるかも知れませんが御國の産業が、何處の資本でも宜しいから、大に開發されるのは結局御國と最も密接な經濟關係を有する日本國民大衆の利益となる事は私の堅く信じて疑はない所であります」

「一、二資本家の利益の爲には圖らぬ、廣く國民一般の利益を圖る事が目的であるとのあなたの御説は、寔に感佩に堪へません。願くば此機會に於て兩國の眞の提携の成るやうに御盡力を望みます。　私は數十年來日本の對支方針に就て非常に遺憾に思つてゐた者であります。賢明なる日本

の爲政者が中國に對して何故に愚劣なる侵略政策に出たのか今尚私の了解に苦む所であります。中國は御承知の如く國が廣くて人口が多く且古來統治の六ケ敷い國である。人が食物を攝取する場合消化し難きものを呑み込めば胃病を起すのみであつて決して榮養にはならぬ。日本が中國の如き廣大な難治の國を呑み込むならば一時侵略政策の成功に喜んでも結局始末のつかぬ事となつて決して百年の國福とはならないのであります。此見易い道理がどうして日本の爲政者にわからないかと私は甚だ不思議に思つてゐたのであります。然るに最近大勢一變して貴國官民の思想が著しく變化した事を知り又唯今のあなたの御説を承はつて私は衷心喜びに堪へませぬ。元來日本と中國との間には匿し難き事實があります。それは日本が國土狹小で資源に乏しく人口の過多ではあるが近世科學の應用に巧である事と中國が國土廣大で資源開發の餘地に富み而も勞銀頗る低廉なる事とである。故に兩國が提携してこそ始めて世界の經濟界に雄飛するに足る基礎的條件が具備されるのであります。それで此機會こそ相互に過去の區々たる惡感情を捨てゝその關係を一新するの絶好時かと思ひます。私の事業は蕞爾たるものではありますが、どうか南通を以て新日支經濟提携の發祥の地たらしめるつもりであなたの特別の御盡力を御願致します」

「日支經濟提携に對するあなたの高遠なる御主張は眞に敬服の至りです。淺學菲才加ふるに微力なる私がよくあなたの御期待にそひ得るや否やは甚だ疑問ですが前回の新農、裕華兩公司の件も吾々兩國青年の熱誠が之を成立せしめたのであります。それに數十百倍する南通の大問題を成立せしむる爲には又それだけ多くの努力を要するものと思ひます。吾々の前途には幾多の曲折がある事と信じますがどうか貸すに暫くの時日を以てせられん事を希望致します。それでは私は明日から早速あなたの各種事業に就て詳細なる實地の調査を行ひますから、各事業の內容は、如何なる秘密をも私には包む所なく提示されん事を御願致します」

「承知致しました。各事業の主任者に命じて何事も包む所なくあなたの調査に應ずるやうに致しませう。長途の御旅行後早速の御活動は唯々感謝の外ありませぬ」

其晩は張氏邸に於て私の爲に歡迎と各主任者への紹介とを兼ねた盛宴が張られた。集れる人三十餘名ヤンキースタイルの新人達と田舍じみた支那服姿の舊人達とは其數相半しそれが長卓を挾むで相對した所は奇妙なコントラストであつた。彼等は此不思議な日本人の出現に對して驚異の眼を以て迎へたが張謇氏の鶴の一聲は忽ち彼等をして私に胸襟を開かしめた。これで南通各幹部

との齣つなぎも濟み其翌日から私は事業の內容調査に着手した。調査は紡績公司を始めとして各工業會社に及びそれが終つて後章亮元君の案內で各開墾植棉公司の實地踏査に移つた。何分廣大な地域に亙るので、自動車と小蒸汽船とによつても各公司を一巡するだけに約三週間の日子を要した。調査の詳細なる結果は蒐集した資料を基に充分研究した上でなければ輕々に論斷を許さなかつたが、それでも南通事業の整理改廢に關する大體の見當だけはついた。張謇氏を訪問して忌憚なき私の意見を述べると終始敬虔な態度を以て傾聽してゐた彼は

「實は先般米國銀行團からステーブンス氏外二三の方が見え南通の事業を視察の上意見を述べましたがそれは頗る不得要領なもので私を失望させました。之に反しあなたの御意見程大局から南通の事業を觀察して具體的に其長短を述べられたものを聞いた事がありません。又御說は甚だ適切で一々肯綮に中り吾々を利益する所尠くありません。どうか其御意見を各關係者一同にも御聞かせ願ひたい」とあつて其夜私は張氏の本邸に於て張謇氏の令兄張詧氏を始め各幹部集合の席上「南通事業視察所感」と題して一場の講演を試み甚だ面目を施した。翌朝張謇氏と再會を約し幹部諸君の盛大な見送を受けて南通を引上げた。南通事業の整理擴張に對する私の意見はこうだ。

張謇氏の事業が今日に到達する迄には相應の年月を經たとは云へ其大部分が異狀の膨脹を來したのは極最近の事で歐洲戰亂による財界好況の結果に外ならない。之を概括的に觀察すれば其事業の規模は頗る偉大で壯觀を呈し又全般的には收支殆ど相半して未だ破綻の域に至らないが財界の不況が今一歩深刻の度を加ふるに於ては、殆ど收拾すべからざる結果に陷るの恐なしとせない、卽ち整理の斷行は焦眉の急に迫つてゐるものと云はねばならぬ。而も其整理に對してとるべき方針は

一、南通で自然的に發達し又他に比して一種の特徵を有する事業のみを維持存續し其他のものは此際斷然中止すべきこと

一、存續すべき事業中にも小會社が分立し無意味の競爭に經費を空費せるものが尠なくないから此際此等を合併統一して節約を圖ること

一、植棉事業の如き其性質上資金を集中投下して始めて相當の成績を擧げ得るものを廣大なる地

域に資金を散漫に投下した結果各公司の成績が槪ね不良なるの憾がある。此等は施工方針を改むる必要あること

一、各公司の役員竝に從業員の待遇薄きが爲に交際費、雜費等の名義に屬する支出多く經費と成績とが反比例せるは甚だ考慮すべき現象である。此等も亦大に改革の餘地ありと云はざるを得ない

此際小額の資金を調達して以上の如き方針を以て整理を決行せば事業上の危機を轉回する事は決して困難ではない。更に之を各事業に就て具體的に云へば

一、紡績工業は南通に於て自然に發達し且各種事業の財源として役立つて來たものである。唯經營者が大戰後の好景氣を過信して積立金を工場の擴張費にあて或は各開墾會社に貸付て回收不能に陷つた爲めに今日の窮狀を呈するに至つたのであるが元來南通の紡績事業は支那の他の地方のものに比して原棉の購入が容易であるのと原棉に對する課稅竝に運賃諸懸りを免れ得る點に於て非常に有利な立場にある。又其製品は多年經驗の結果品質の優良なること他の支那內地產のものと同日の比ではなく殊に其商標は老く、販路は滿洲、河北、山東、安徽、江蘇等に於て殆ど確定

的のものがある。從つて支那財界の形勢が一度好轉するに於ては第一に好影響を受くるものは南通の紡績業であると云つてよい。卽ち南通は此不況時を切拔ける爲に如何なる犧牲を拂つても紡績だけは死守せねばならぬ。若し然らずして上海其他の地方に於て見るが如く事業を休業或は中止して一萬の職工と數萬人の其家族とを餓に泣かしむるが如き事態を惹起するに於ては獨り南通精神の沒落たるのみならず多年民衆生活の安定を叫んで來られた張謇氏の晩節を汚すこととこれより大なるはないのである。其切拔方法として最も適切なりと認められるものは紡績公司の現在最も苦痛とせる原棉の購入に際し、各開墾植綿公司との間に原棉代金後拂の協定をなさしむる事である。同時に發電所の完成と舊式機械の取換へとを行ひ能率の增進と生產費の低減とを計らねばならぬ。而も之が爲には最小限約二百萬元の借款を必要とするであらう。

一、開墾植棉事業は支那に於ける唯一のものであつて之を有する事は南通の誇りである。又既に二千萬元の資本が投下されてゐるが本事業の完成には少なくも約一億元の資金的準備なくしては一氣呵成に其目的を達成する事は困難である。若し然らざれば事業地を數段に分ち一を完成して次に移るの策を取り漸を追て進み初めて全體の完成を期すべきである。然るを二千萬元の資金を

事業地帶一帶に散投したが爲に僅かに通海墾牧公司を除きたる各公司の何れもが半成の狀態にあつて成績を擧げ得ざる現狀にあるは甚だ遺憾と云はねばならぬ。今後此事業を如何に處置すべきかは南通の將來にとつて重大な問題であるが私は之を斷定するに當つて本事業の根柢に對し一應の科學的考察を加へる必要があると思ふ。それは要するに農學と水利土木學的の觀察であるが先づ農學方面よりすれば其最も根本的なる土壤の理化學的性質を明にせねばならぬ。此地方の土壤は所謂る河成沖積土で一の石礫をも交へず極めて齊一なる團粒的構造を有する埴土である。其假比重は一、〇〇以下で甚だ輕鬆であり、色は一般に黃褐色であるが一部有機質に富める所は稍褐色を呈してゐる。一體に溫熱の吸收速かに反射及副射少なく作物の生育を促進するに充分である。又本土壤の如く團粒的構造を有するものにあつては各粒子間の空竅大なる爲に植物根を容易に伸張し得て作物がエネルギーを消費する事少なく從つて夫れだけ生產量を增加するの結果となるのである。土壤の團粒的構造が單粒的構造に比して平均五割九分以上作物の收穫量多き事は土壤學者ウォルニー氏の實驗によつて明かである。卽ち此地域の土壤の理學的性狀は一般に良好であつて殊に全地域の土壤組織が均一なる爲め棉花の如き工藝作物を栽培した場合品質整一なる生

産物を得らるゝ事は其特徴と云はねばならぬ。更に其化學的性質を見るに土壤の成分中最も重要なるは鹽分の含有量如何の問題である。元來棉花は各作物中比較的濃度の鹽分に堪へ得る物であつて米國アリゾナ州竝に埃及に於ては一%のアルカリ地にありて品質良好なる棉花を生産してゐる。本事業地の土壤を見るに既墾地と未墾地とは各々鹽分の含有量を異にしてゐるが、既墾地中最も含鹽量高きものにて表土中〇、三〇%、底土中〇、一八%であつて棉作に對し決して障害を與ふる程度のものではない。之に對し未墾地の含量は表土中一、四二% 底土中〇、六六%であつて特に表土に含鹽量多きは毛管作用によつて水分蒸發の際此部分に鹽分の集積するが爲である。各開墾公司の開墾と同時に土壤中の鹽分如何を測定せず直ちに棉花の栽培を試みて失敗してゐるものが尠くない。土壤の含有する鹽分の脫除は之を自然の儘に放任しては長年月を要するのは當然である。從つて開墾と同時に灌漑設備を施し排水工事と應呼して土地の鹽分を稀釋すれば初年から直ちに水田として稻作の收入を擧げつゝ鹽分の低減を待つて所期の棉花栽培に轉換する事を得るのである。

次に水利土木學上から本事業地を觀察すれば此一帶の地は古來黃河、淮河、楊子江の横溢によ

り土砂が流動し、沖積作用によつて海面を壓し、寄洲を生じたものが漸次發達して今日見るが如き大平原を形成したものであつて、所謂干潟地に外ならない。而も海面の漸次埋沒して干潟地の年々増大することは、將來も尙既往の如くであつて、此平野は今後益々増大さるゝものである。然し元來平々坦々たる此大平野の排水が不良であることは當然である。此平野の背後にある淮河は流域面積四萬方哩を包括せる爲に其流水量は大渇水時と雖も毎秒一千立方米を下らず洪水時に際しては一萬二千五百立方米に達すると云ふ實に堂々たる大河である。然るに此水が一度事業地の背後にある洪澤湖に流入するとそれより下流には一定の河道がなく僅かに人工的の運河網に投じて流水四散するの狀態である。故に平水は別として一旦淮河の洪水に際會すると排水能力微弱なる爲に忽ち氾濫を來し、萬頃の耕地は擧て水底に沒しなければならぬ。而も地形が平坦なる爲に流水停滯して平水に復することは容易でない。卽ち其本ありて其末なきは淮河の現狀である。誠に一奇觀と云はねばならぬ。古來黃淮屢々亂れて互に河道を爭つた事がある。然し今や黃河は山東に排出口を求めて再び亂れないが淮河のみは未だ何處にも河口を求め得ずして全流域を擧げて溺沒の境に沈淪しつゝある。支那國家の深憂として根本的治水策を要するや切である。而

も本事業地と淮河との關係は密接であつて殆ど不可分の間にある。卽ち淮河の流域面積四萬平方哩に對し本事業地を含む洪澤湖以東の平野面積は六千平方哩で約七分の一に過ぎない。今淮河流域に於ける雨期の降水量を二尺とすれば流水係數を百分の四〇と見て約八寸となり此の七倍は五尺六寸である。現に最近數度の洪水に際し事業地を含む平野部の溢水は六尺內外に達したと云ふ事である。而も平野は勾配に乏しく僅かに數萬分の一に過ぎない。又四五の河流はあるが幅狹き上に迂曲甚だしく疏水充分でなく往々風の方向によつては却て水の逆流を見ることがある。卽ち此洪水の豫防は結局淮河の治水に歸するのである。洪澤湖から高郵湖を縱貫して揚州に出で揚子江に通ずる一大河心を開鑿すると同時に一方平野部殊に事業地を縱橫斷して海に通ずべき大小の運河網を完成するの外はない。

淮河治水工事が完成して始めて本事業地の安全が確保されるのである。尤も單に局限せる事業地の利益から打算すれば當面の洪水に對抗して被害を豫防すべき策が無いではない。それは事業地を數十百段に分けて漸次其四周に堤防を築いて掩護する事である。然し斯くの如き工事は大局より見れば所謂咽喉を扼して背を打つの類であつて私は取らない。

南通關係の開墾公司所有地三十萬町歩に掩護堤防を築くのみにても其總工費約八千萬元を要する。然るに淮河治水工事を完成するには其總工費約九千萬元にて足りるのである。而も其結果は河南、安徽、江蘇の三省にて約百八十萬町歩の美田を得らるゝのであつて其民生に資する所決して同日の比ではない。之を要するに南通としては此不況時に際し勞多くして功少なき開墾事業に大切なる資金を空費するよりも暫く紡績の孤壘によつて難關を切抜け軈て一陽來復を待ち全員一致協力して張謇氏の理想とせらるゝ淮河治水の大事業に向つて邁進すべきである。本治水竣工の曉には平々坦々たる百八十萬町歩の大沃野は、其土壤の優良なる、氣候の好適なる、棉花の大給源として東洋に於ける紡績事業の發達に資するのみならず、又安價にして優良なる米麥を夥しく産出して中日兩國の食糧問題解決に貢獻する所少くないであらう。

10

張謇氏の事業の內容は明瞭となり私は歸朝後詳細な整理案を立てた。偖其借款であるが當分開墾事業を休止するといふ事になれば紡績の整理に必要な二百萬元の資金さへ得らるれば當面の難

局を切拔け得るのであつた。尤も淮河治水に要する大資金の如きは支那の政情が安定し南北の政治的統一成るにあらざれば其調達の不可能なるは云ふ迄もなかつた。唯其二百萬元を何處に求むべきやに就て私は考へた。當時既に日本財界に於ける對支投資熱は日に薄らいで二百萬はおろか百萬の調達すらも容易ではなかつた。

澁澤さんは終始不變の熱心さを以て度々私を呼びつけてはどうだ〱と催促されたがもう其頃には我々の手のとゞきそうな所には資金はころがつてはゐず、又大勢を見るに敏なる井上日銀總裁は流行遲れの對支投資などにはもう耳を傾けてくれなかつた。尤も關西の餘り評判のよくないある資本家から進んで其借款に應じたいとの申込を受けたが私は將來の紛糾を恐れてこれを斷つた。そこで種々思案の末之は一つ南通の爲に支那の資本を利用して見ようと思ひついた。支那の資本と云つた所で浙江財閥の資本は既に張謇氏が利用し盡した後でこれ以上引出す事は困難であつたが、其頃滿洲で日本の金融施設の缺陷に乘じて人知れず大金儲をやつてゐた男があつた。それは奉天の張作霖氏であつたが當時の彼は密に吳佩孚氏との爭霸戰に備へる爲に兵を練りつゝ表面は保境安民を標榜して鐵道の敷設や紡織公司の設立などと地方產業の開發に餘念なきが如く

に振舞つた。然し其財源に就ては世人は唯不思議がるばかりで知る者は少なかつた。

日本が滿洲經營當初の中樞金融機關は正金銀行で正金は關東州と滿鐵附屬地在住の日支人の爲に金銀兩種の兌換券を發行してゐた。所が寺內內閣に及んで朝鮮銀行を滿洲の中樞金融機關に推し立て正金の金券を取り上げ之に換ふるに鮮銀金券を以てした。而も金券の流布は即ち國權の伸張なりと飛でもない事を云ひ出して無暗に金券をふりまいた。山縣伊三郎氏が關東長官となるに及んで遂に大連取引所の建値をも金建のみを以てすべしと云ひ出し之に反對する者はふん縛るんだと大に官僚振を發揮した。正金も張作霖氏も初めは極力金建に反對したが中途で皆沈默してしまつた。山縣さんは彼等は皆俺の威力に屈したのだと非常な得意であつたが實はそうではなかつた。元來此金券の流布の前提に一つの重大な手ぬかりがあつた。それは正金銀券の發行權を取上げる事を忘れてゐた點であつた。そこで正金は銀券の發行に手加減を加へた。金券が實需を無視してふりまかれてゐた際であつた爲に、そこに需給の關係から金銀比價以外に金券價値の著しき下落があつた。而も鮮銀金券は日本に於て日銀券とパーで引換へ得るものである爲に其差額は利を見るに敏なるチャイニーズ・スペキュレーターと正金との利する所となつた。更に甘くやつ

たのは張作霖で彼は僅かな紙代と印刷費だけで何の準備もなき奉天票を無暗に發行して鮮銀金券と引換ては日本で取付た。之が彼の武器彈藥となり、鐵道敷設の資金となり莫大な彼個人の財産となつたのである。此の見易き道理がなぜ分らないかと私は不思議であつたが、當時の經濟學者が二派に分れて金だ銀だと六ケ敷い理屈をこねくり廻して終には御互にわけが分らなくなつたり、又學者揃の鮮銀の重役達は徹頭徹尾金だ、死んでも金だと中には熱心の餘り腦溢血を起して死んだ男さへあつた。東京の鮮銀支社では美濃部總裁以下行員の末に至る迄毎日爲替の決濟資金に追かけられて市中のコールあさりに血眼になつてゐた。監督官廳の拓殖局や大藏省ではそんな事とは露しらず鮮銀金券の發行高も一億六千萬圓を突破したからもう大部國權も伸張した事だらうと思つてゐた。所が豈にはからんや我國權の中樞滿鐵の周圍には支那の鐵道網が着々伸張されて今日の滿鐵悲運の素が釀成されつゝあつた事は笑止と云ふべく餘りに阿呆らしい限りであつた。

これで私が張作霖氏のあぶく錢を少々南通の爲に融通させようと考へた事に不思議は無からう。私が整理案と此秘策を抱いて再び張謇氏を訪問すべく上海に渡つたのは丁度關東大震災——日本から百億の富を奪ひ取て資本的の對外發展能力を根こそぎ淸算し盡したあの大震災——の翌

日であつた。私は上海に於て被害の詳報を待ちつゝ此驚歎すべき日本の大災害に對する支那民衆の輿論如何と耳を傾けた。所が流石に執拗な排日風潮も此時ばかりは鳴を鎭めて日本助くべしとの同情論となり義捐金や慰問品募集の大活動が各地の民衆團體によつて始められた。彼等が積年の怨を忘れ善隣の誼によつて日本の難に趣かんとする健氣なる行動は私をして思はず感謝の涙に咽ばしめた。然るに適ま上海に歸來した避難學生達の口から甚だ忌しき風評が傳へられた。私は其事件の內容に就ては日本國民の名譽の爲に茲に筆にする事を憚るが、それが爲に輿論は逆轉硬化して再び排日論の擡頭を見んとするに至り遂に當時の北京政府は王正廷氏を日本に派遣して其眞相を調査せしむる事となつた。張謇氏は私の南通行を待たず自ら上海へ出て來られた。私が面接すると第一に謹嚴な態度を以て日本の大災害に對し衷心同情の意を表されたが私は先づ何よりも震災に關連しての遺憾なる出來事に對し日本人として深く謝罪の意を表すると同時に輿論緩和に就て氏の盡力を懇望した。暫く冥想の後彼は徐に口を開いて

「戰爭や大天災等意想外の事實に直面すると平素思慮ある人々でも稍もすれば常軌を逸する場合が少なくない。殊に群衆の秩序が亂れて流言蜚語の盛なる時には一層此感が深い。私はこれ迄種

種の事件に遭遇して屢々其例を見て來ました。之を一片の常識を以て批難攻擊することは無理です。敵國にも識者はあります、深く心配さるゝ事はないでせう。無論、私は之に就て王儒堂君（王正廷）にも一書を呈しておきませう」と流石に彼は苦勞人であつた。私は奉天に於て、適ま日本に向はんとする王正廷氏と行遭ひ膝を交へて其問題を彼の基督教的精神に訴へて懇談した。彼は莞爾として「君安心し給へ。日本が未曾有の國難に喘いでゐる時私はこんな問題を以て日本を攻めようとは思はない」と彼一流の男性的な答を與へた。幸に此事件は支那識者の雅量によつて不問に附せられた。元より之が私如き浪人者流の手柄であるなどとは露程も想はないが、唯これだけは云つて置きたい。日支兩國相隣し彼我國民の多數が入亂れて生活して行く以上常に種々のトラブルが起り易く殊に今尙革命途上にある支那に於て問題發生の可能性は一層多いと見ねばならぬ。然るに日本には其都度、やれ南京事件だ膺懲せよ、それ濟南事件だ出兵せよと情容赦もなく騷ぎ立てる一派の人々がある。如何にも雅量なき態度ではなからうか？ 私が此隱れたる事實を特記したのは此等の人々に對して再思三考を求めんとする小志に外ならない。

話は上海に於ける張謇氏との會見に戾る。私は日本財界の狀況を述べて南通が當面の整理に必要とする二百萬元を奉天に倚らんとする秘策を述べた。初めは彼も此奇想天外な話に驚いたが、元々南通と奉天とは無關係ではなく張謇氏配下の一開墾公司の專務董事朱慶瀾君（陸軍中將）は張作霖氏の客將として當時哈爾濱にあつて東支鐵路護路總司令の任に當つてゐたし又其借款の償却は奉天の經營する紡績會社に對し南通の生產にかゝる原料棉花を以てする所謂有無相通じ得る道もあるので遂には張謇氏も大に贊成した。然し當時威望隆々たる滿洲王の許に使し南通を代表して此交涉の任に當る適任者は張謇氏の手許にはゐなかつた。

「これは奉天と南通と双方の內情に精通して居られるあなたに御願するの外はない。一つ南通の爲に此難局に當つてもらへまいか」との懇請もだし難く遂に私は此難交涉を引受けた。

張謇氏から張作霖氏に宛た借款依賴狀を懷にして私が奉天を訪問したのは其年も將に暮れんとする十二月の初旬であつた。嘗て私は滿洲在住當時張作霖氏に一面の識はあつたがそれは彼が漸く頭を擡げかけた頃の事でその威望は未だ大したものでは無かつた。然るにそれから數年たゝざるに來て見ると彼は完全に東三省を掌握して名實共に滿洲王たるの地位に納りかへつてゐた。

從つて普通の方法を以てしては吾々無名の浪人が彼に面會は勿論、近づくことすら容易ではなかつた。而も私の要件は日本と何の關係もない事である爲に奉天總領事や軍事顧問を煩すべき筋合でなかつたから、私は先づ彼の總參謀楊宇廷君を訪問した。楊君はよく私の話を聞いてくれた上に

「將軍は近頃非常に多忙ですが私は早速あなたの御要件を御傳へして一兩日中に御面會出來るやうに取計ひませう」といつた。

私が楊君の案內で張作霖氏と會見したのは其翌日であつた。彼は私を見るなり

「お――君は」と云ふからすかさず久闊を叙すると强記の彼は私と折衝した往年の話を思ひ出して打解けたので要件を切り出すのに大變好都合であつた。南通事業の狀況は豫め楊參謀が詳細な說明をして置いてくれたので分りも早く又私が奉天の紡績計劃を時宜に適したものとして大に賞讃すると「滿洲の棉花はどうだらう」と聞くから說明資料に持つて行つた南通棉花と滿洲棉花とを取り出して現實に比較して見せ紡績原料としては通洲棉によるの外なきを說明しそれに關連して南通事業に投資する事の利益を力說した。彼も大に乘氣になつて

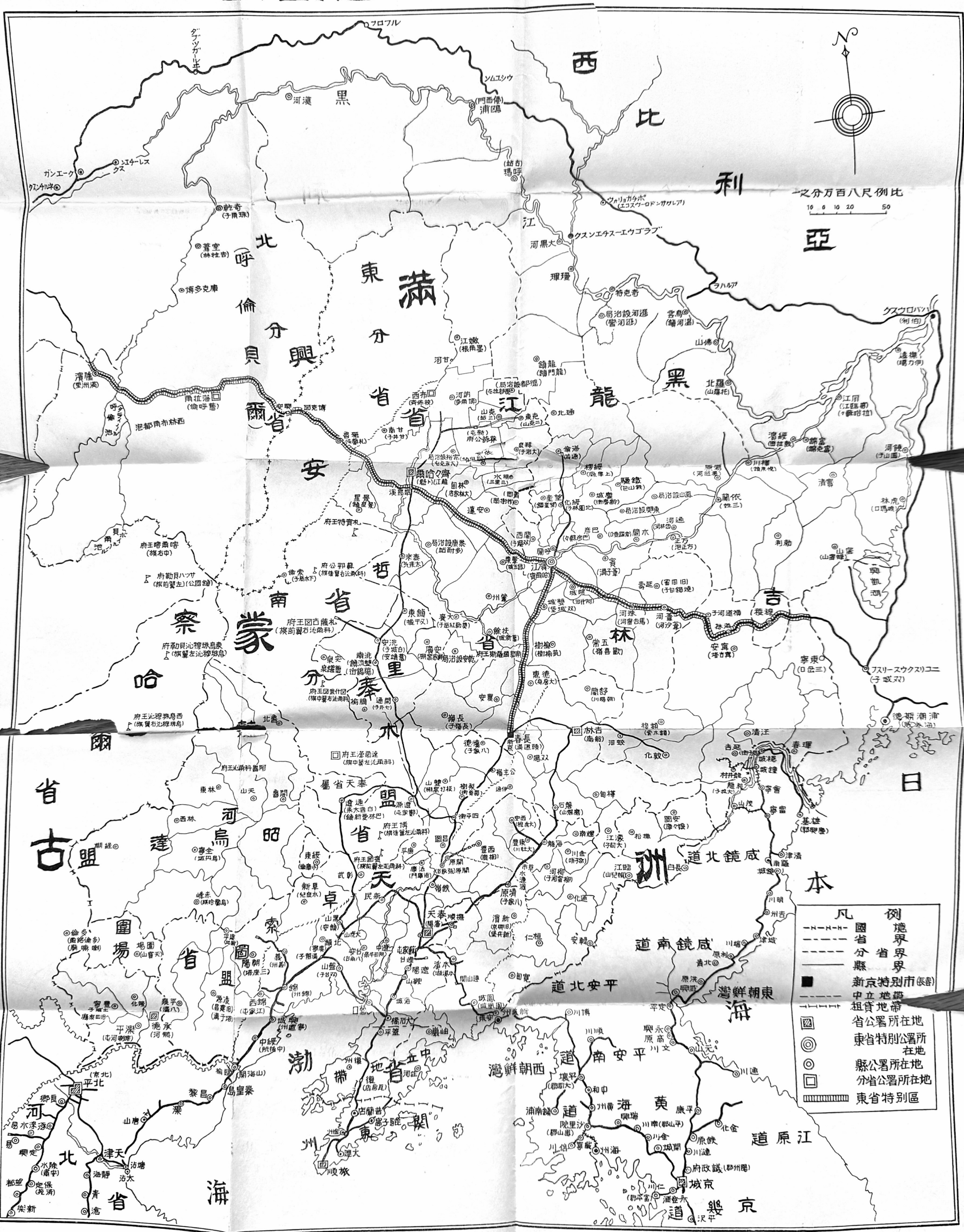
「君の話はよく分つた。私も出來得る限り張謇氏の希望に應じよう、然し目下非常に多忙な爲に詳細な事は楊君と相談してもらひたい」と云つた。私は數日奉天に滯在して楊君と大體の商量を濟ませ後事を交通銀行奉天分行長に托して引上げた。歸途更に私は南京に當時の江蘇督軍齊燮元氏を訪ねて南通事業に對する省政府の援助を希望した。所が彼は進んで私に南通事業整理案の提示を求めたが間もなく江蘇省政府として大生紡績公司に對し向う三年間毎年二十五萬元を補助金として交付する事となつた。これで當時相對峙してゐた奉直の兩軍閥が期せずして南通事業を援助する事となつたのであるが、これを以ても張謇氏の德望が如何に偉大であつたかを知る事が出來よう。

私が使命の結果を張謇氏に報告すると彼は深く其勞苦を謝し老の眼に淚を湛へて喜んだ。私は歸朝後健康を害して支那を訪ふ事を得ず、專ら其回復に努めてゐた中に支那は再び混亂狀態に陷つて紛糾を重ねてゐたが張謇氏も亦病を得て再び立たず遂に理想の實現を見ずして倒れた。

然し彼の理想とした導淮治水事業は孫文氏の遺策實業計劃の一つに該當するので國民政府は裁兵問題に關連して今當に其實現に一歩を踏み出さんとしてゐる。私は此隣邦の大建設事業が一日

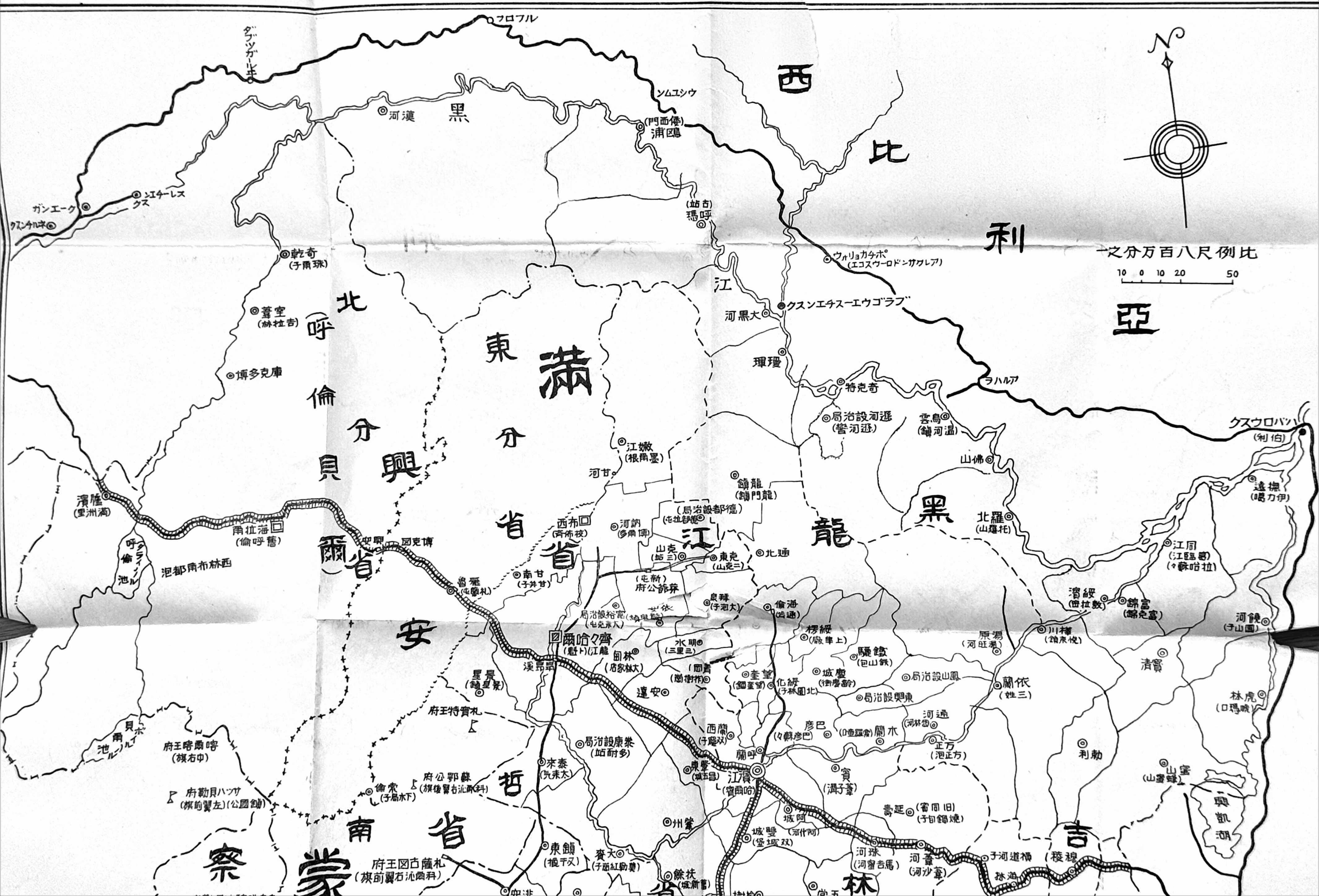
も早く完成して其民衆生活に安定を與へん事を祈つて止まない。

滿洲國普通行政區劃圖

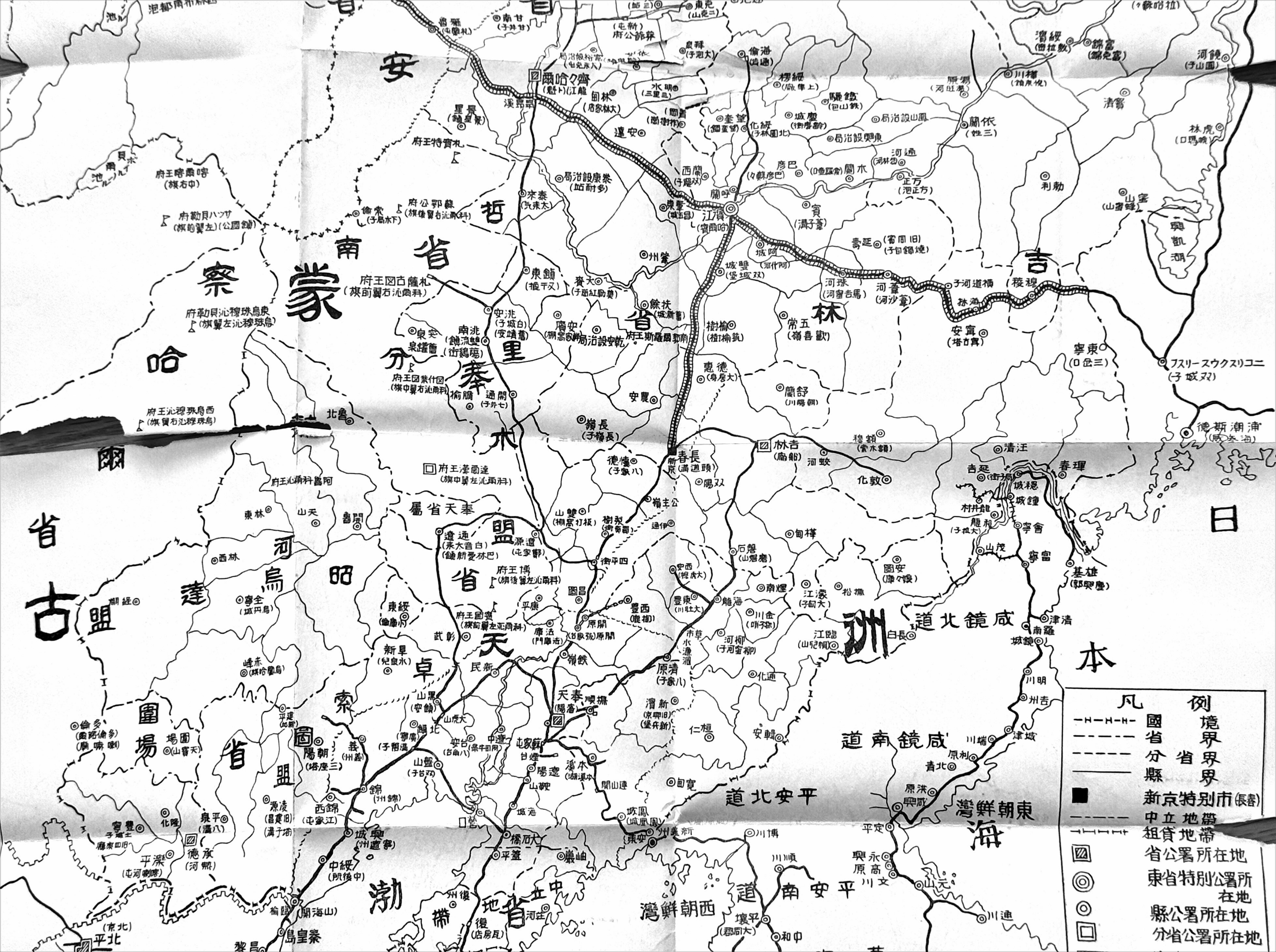


民政部地方司(寫)

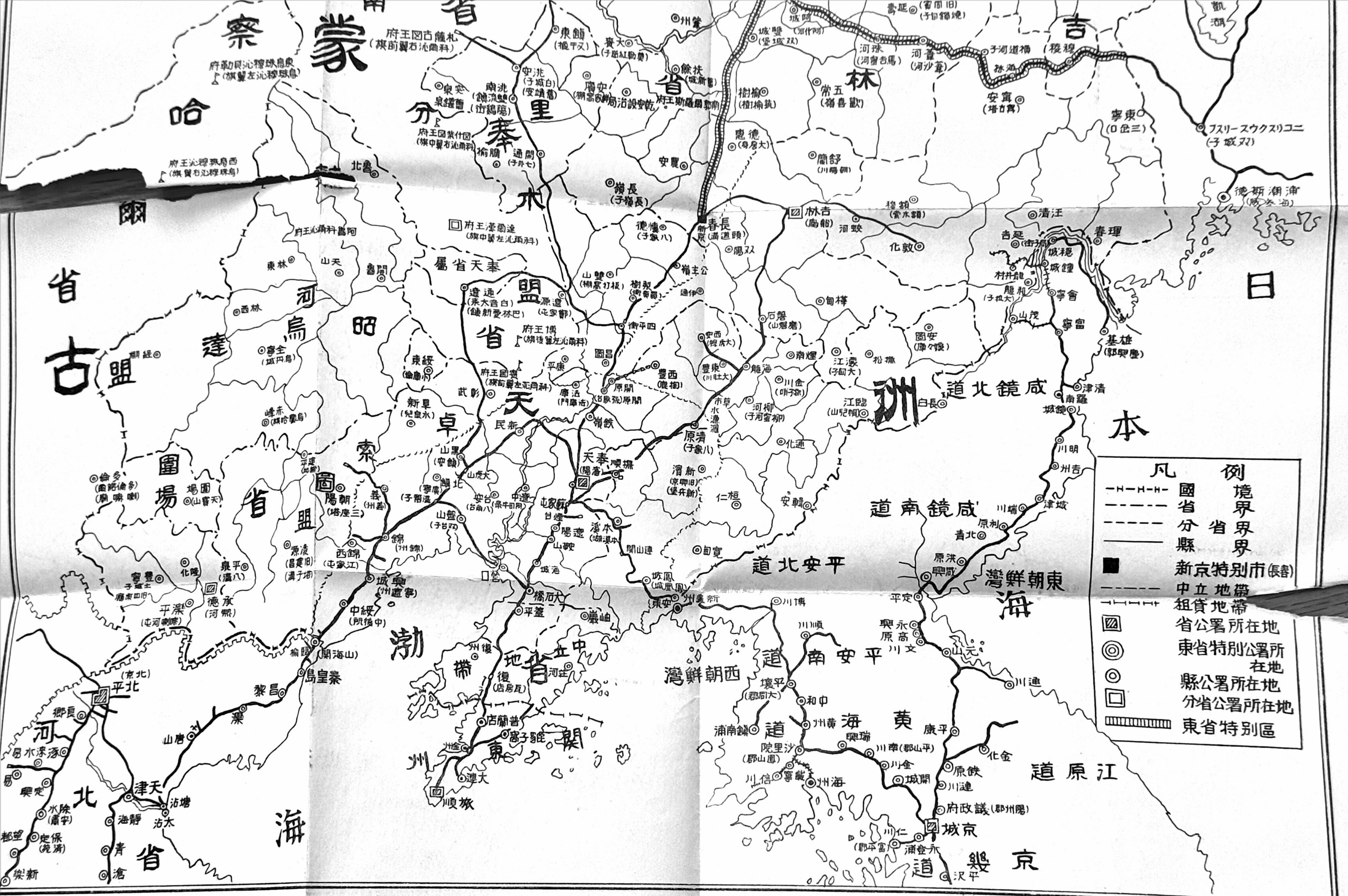
滿洲國普通行政區劃圖



比例尺八百万分之一
10 0 10 20 50
N
西比利亞
黑龍江省
北滿
呼倫貝爾
興安北分省
興安東分省
興安南省
漠河
呼瑪
璦琿
大黑河
奇克特
海倫
北安
克東
嫩江
齊々哈爾
哈爾濱
呼蘭
綏化
巴彥
木蘭
通河
依蘭
湯原
佛山
蘿北
綏濱
富錦
撫遠
同江
饒河
虎林
寶清
勃利
密山
興凱湖
博克圖
滿洲里
海拉爾
安達
肇東
雙城
阿城
賓縣
五常
吉林



凡例
國境
省界
分省界
縣界
新京特別市(長春)
中立地帶
租貸地帶
省公署所在地
東省特別公署所在地
縣公署所在地
分省公署所在地
察哈爾省
蒙古
南省
哲里木盟
奉天省
吉林省
昭烏達盟
卓索圖盟
日本
咸鏡北道
咸鏡南道
平安北道
平安南道
東朝鮮灣
西朝鮮灣
渤海
齊々哈爾
長春
吉林
奉天
錦州
營口
山海關
秦皇島
北平


凡例
國境
省界
分省界
縣界
新京特別市(長春)
中立地帯
租貸地帯
省公署所在地
東省特別公署所在地
縣公署所在地
分省公署所在地
東省特別區
渤海
西朝鮮灣
東朝鮮灣
咸鏡北道
咸鏡南道
平安北道
平安南道
黄海道
江原道
京畿道
京城
旅順
大連
天津
北平(北京)
山海關
奉天(瀋陽)
長春
吉林
安東
營口

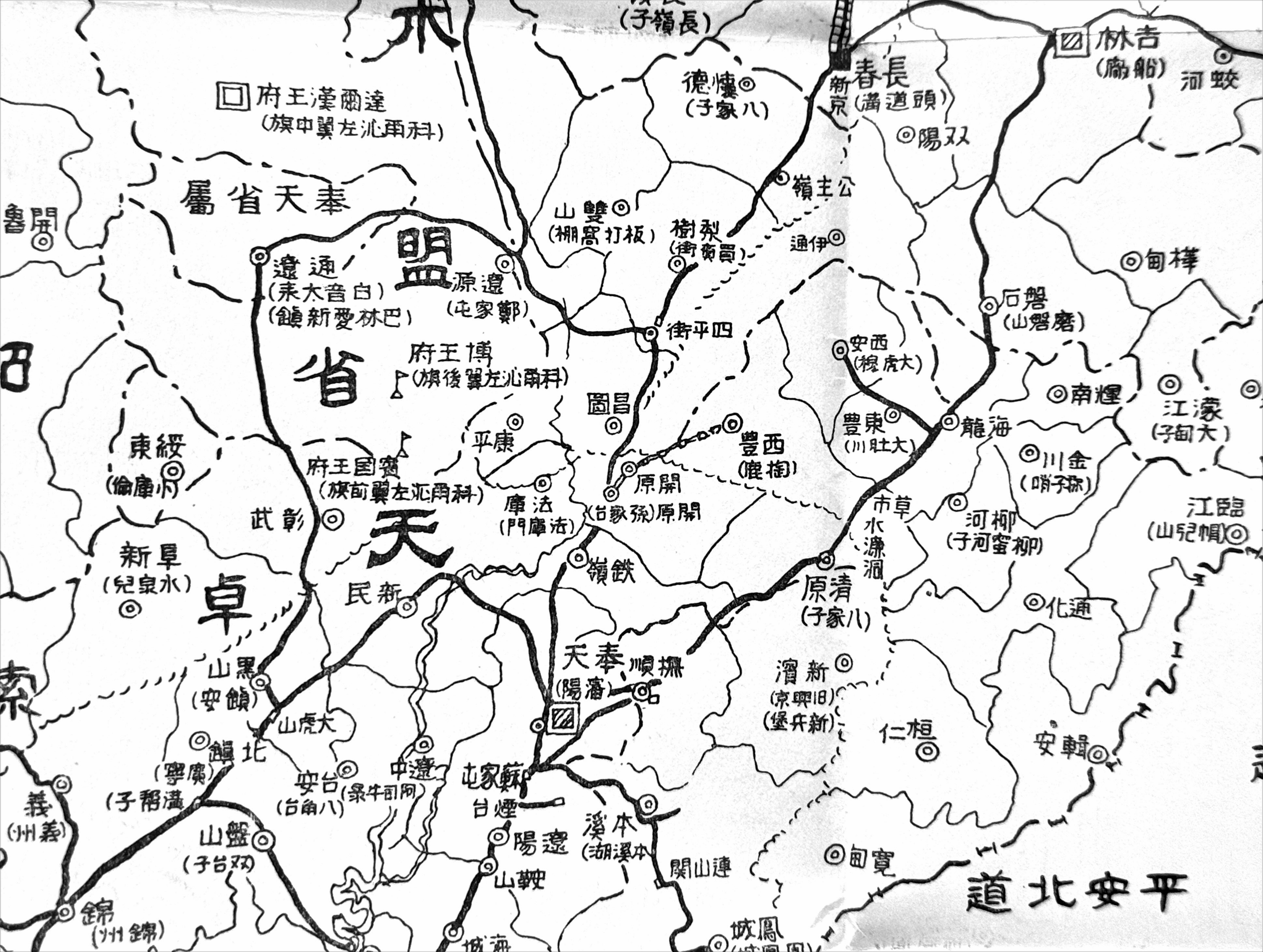
民政部地方司(寫)



朝陽
義州
(義州)
三座塔
錦西
錦州
(錦州)
興城
(寧遠州)
綏中
(中後所)
(山海関)
秦皇島
渤
盤山
(双台子)
営口
台安
(八角台)
遼中
蘇家屯
煙台
遼陽
本溪
(本溪湖)
鞍山
海城
連山関
寛甸
鳳城
(鳳凰城)
安東
新義州
大石橋
蓋平
岫巌
荘河
復州
復
(瓦房店)
普蘭店
貔子窩
金州
大連
旅順
関
東
州
西朝鮮湾
北道
平壌
(大同郡)
鎮南浦
道
里院
(鳳山郡)
信川



黑龍江省
省
龍鎮
(龍門鎮)
德都設治局
訥河
(博爾多)
回布西
克山
(三站)
克東
(二克山)
通北
甘南
(甘井子)
雅魯
(札蘭屯)
(新屯)
拜泉
(大泡子)
海倫
(通肯)
富裕設治局
龍泉鎮
齊々哈爾
(龍江)(卜魁)
綏稜
(上集廠)
明水
(三里三)
林甸
(大林家店)
鐵驪
(鐵山包)
昂昂溪
景星
(景星鎮)
青岡
(柞樹岡)
望奎
(望奎鎮)
綏化
(北團林子)
慶城
鳳山設治局
安達
東興設治局
札賚特
通河
蘭西
(双廟子)
巴彥
(巴彥蘇々)
木蘭
泰康設治局
(多耐站)
呼蘭
方正
(方正泡)
泰來
肇東
(昌五城)
濱江
(哈爾濱)
賓
(葦子溝)
哲
延壽
(舊同賓)
(燒鍋甸子)
阿城
(阿什河)
肇州
雙城
(双城堡)
珠河
(烏吉密河)
鎮東
大賚
葦河



奉天省屬
達爾漢王府
(科爾沁左翼中旗)
開魯
通遼
(白音太來)
(巴林愛新鎮)
遼源
(鄭家屯)
盟
省
天
卓
博王府
(科爾沁左翼後旗)
賓圖王府
(科爾沁左翼前旗)
綏東
(小庫倫)
彰武
阜新
(水泉子)
康平
法庫
(法庫門)
昌圖
開原
開原(孫家台)
西豐
(掏鹿)
鐵嶺
新民
奉天
(瀋陽)
撫順
黑山
(鎮安)
大虎山
北鎮
廣寧
台安
(八角台)
遼中
蘇家屯
煙台
遼陽
本溪
(本溪湖)
鞍山
海城
連山關
鳳城
錦
(錦州)
義
(義州)
盤山
(雙台子)
寬甸
桓仁
輯安
新賓
(旧興京)
(新兵堡)
清原
(八家子)
草市
通化
臨江
(帽兒山)
柳河
金川
輝南
濛江
(大甸子)
海龍
東豐
(大肚川)
西安
磐石
(磨盤山)
樺甸
伊通
四平街
梨樹
(買賣街)
雙山
公主嶺
懷德
(八家子)
長春
(頭道溝)
新京
雙陽
吉林
(船廠)
蛟河
平安北道

第一輯　國　體

滿洲國建國宣言（大同元年三月一日政府公報掲載）

想フニ我カ滿蒙各地ハ邊陲ニ屬在シ開國綿遠ナリ。諸レヲ往籍ニ徵シテ分併稽フヘシ。地質膏腴、民風樸茂、開放ヲ經ルニ迨ンテ生聚日ニ繁ク、物產豐饒實ニ奧府トナル。乃チ辛亥革命自リ共和民國成立以來、東省ノ軍閥ハ中原變亂ノ機ニ乘シテ、政權ヲ攫取シ、三省ニ據リテ己カ有トナシ、貅貔相繼キ、竟ニ將ニ二十年ナラントス、狼厲貪婪、驕偖淫佚、民生ノ休戚ヲ顧ミルコトナク一ニ惟レ私利ヲノミ是レ圖ル。

內ハ則チ暴歛橫征、恣意揮霍、以テ幣制紊亂、百業凋零ヲ致セリ。且復時ニ野心ヲ逞ウシテ兵ヲ關內ニ進メ、地方ヲ擾害シ、民命ヲ傷殘ス、一再敗衄スルモ尚ホ悛悔セス。外ハ即チ信義ヲ蔑棄シ、釁ヲ隣邦ニ開キ、夙ニ親仁ノ規ヲ昧マシ、專ラ取ッテ排外ヲ事ト爲ス。加ヘルニ警政修マラサルヲ以テ、盜匪ノ橫行四境ニ遍ク、至ル處、擄掠焚殺シテ村里一空、老若溝壑、餓莩途ニ載ス我カ滿蒙三千萬民衆、命ヲ此ノ殘暴無法ノ區域內ニ托スルハ死ヲ待ツノミ、何ソ能ク自ラ脫センヤ。今ヤ何ノ幸ソ、手ヲ隣師ニ借リテ茲ニ醜類ヲ驅リ、積年軍閥蟠踞シ、秕政萃聚セル地ヲ擧ケ一旦ニシテ之ヲ廓淸ス。此レ天我カ滿蒙ノ民ニ蘇息ノ良機ヲ予ヘシナリ。吾人ノ當ニ奮然トシテ興起シ邁往無前、以テ更始ヲ圖ルヘキノミ。

是ヲ惟フニ內、中原ヲ顧ミレハ改革自リ以還、初メハ則チ群雄角逐シテ爭戰頻年、近クハ則チ一黨專橫ニシテ國政ヲ把持ス。何ヲカ民性ト云フ、實ニ之ヲ死ニ置クナリ。何ヲカ民權ト云フ、唯利ヲ是レ專ラニスルナリ。何ヲカ民族ト云フ、但タ黨アルヲ知ルノミ。既ニ曰ク天下ヲ公ト爲スト。又曰ク黨ヲ以テ國ヲ治ムト。矛盾乖謬、自ラ欺キ、人ヲ欺ク。種々ノ詐僞ハ窮詰スルニ勝ヘス。比來內鬨迭々起リ、疆土分崩シ、黨且自ラ存スル能ハス、國何ソ能ク顧ミラレン。是ニ於テ赤匪橫行シ、災祲薦リニ告ク。毒、海內ヲ痛マシメ、民怨沸騰シ政體ノ不良ヲ痛心疾首セサルハ無シ。而シテ曩昔ノ政治淸明ノ會ヲ追思ス。直ニ唐虞三代ノ遠キ如キハ幾及スヘカラス。此レ我カ各友邦ノ共ニ目睹シ、而シテ同シク感慨ヲ深ウスル所ナリ。夫レ二十年試驗ノ得ル所ヲ以テスレハ、其ノ結果一ニ此ニ至ル。亦廢然トシテ返ルヘシ矣。乃チ猶疾ヲ諱シ、醫ヲ忌ミ、其ノ舊惡ヲ怙ミ、詞ヲ民意ノ從違未タ遏抑スヘカラサルニ籍ランカ、然ラハ則チ其ノ之ク所ヲ縱ニセハ、浸ク共產ニ至リ、自ラ亡國滅種ノ地ニ陷ラサレハ已マサラン。

今、我カ滿蒙民衆ハ天賦ノ機緣ヲ以テ、力メテ振拔ヲ求メ、自ラ政治ヲ萬惡國家ノ範圍外ニ脫セサレハ、勢必ス胥ヒ載セ

テ溺ニ及ヒ、同盡ニ歸サンノミ。數月來幾度カ奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區、蒙古各盟旗ノ官紳士民ノ集合ヲ經テ、詳ニ研討ヲ加ヘ、意思既ニ一致ニ趨ク。以ヘラク爲政ハ多言ヲ取ラス、只實行如何ヲ視ルノミ。政體ハ何等ヲ分タス。只安集ヲ以テ主ト爲ス。滿蒙ハ舊時本ト別ニ一國ヲ爲ス。今ヤ時局ノ必要ヲ以テ自ラ樹立ヲ謀ラサル能ハスト。應ニ即チ三千萬民衆ノ意向ヲ以テ即日宣告シテ中華民國ト關係ヲ脫離シ、滿洲國ヲ創立ス。玆ニ特ニ建設綱要ヲ將テ中外ニ昭布シ、咸ク聞知セシム。

竊ニ惟フニ政ハ道ニ本ツキ、道ハ天ニ本ツク。新國家建設ノ旨ハ一ニ以テ順天安民ヲ主ト爲ス。施政ハ必ス眞正ノ民意ニ徇ヒ、私見ノ存スルヲ容サス。凡ソ新國家領土內ニ在リテ居住スル者ハ皆種族ノ岐視尊卑ノ分別ナシ。原有ノ漢族、滿族、蒙族及日本、朝鮮ノ各族ヲ除クノ外、即チ其他ノ國人ニシテ長久ニ居留ヲ願フ者モ亦平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得。其ノ應ニ得ヘキ權利ヲ保證シ、其ヲシテ絲毫モ侵損アラシメス。竝ニ力ヲ竭クシテ往日黑暗ノ政治ヲ鏟除シ、法律ノ改良ヲ求メ、地方自治ヲ勵行シ、廣ク人材ヲ收メテ賢俊ヲ登用シ、實業ヲ奬勵シ、金融ヲ統一シ、富源ヲ開闢シ、生計ヲ維持シ、警兵ヲ調練シ、匪禍ヲ肅淸セム。更ニ進ンテ教育ノ普及ヲ言ヘハ、當ニ禮教ヲ是レ崇フヘシ。王道主義ヲ實行シ、必ス境內一切ノ民族ヲシテ熙熙皞皞トシテ春臺ニ登ルカ如クナラシメ、東亞永久ノ光榮ヲ保チテ世界政治ノ模型ト爲サム。其ノ對外政策ハ即チ信義ヲ尊重シテ、力メテ親睦ヲ求メ、凡ソ國際的ノ舊有ノ通例ハ尊守ヲ敬謹セサルコトナシ。其ノ中華民國以前各國ト定ムル所ノ條約、債務ノ滿蒙新國領土以內ニ屬スルモノハ、皆國際慣例ニ照シ繼續承認シ、其ノ自ラ我カ新國境內ニ投資シテ商業ヲ創興シ利源ヲ開拓スルコトヲ願フモノ有ラハ、何國ニ論ナク一律ニ歡迎シ、以テ門戶開放機會均等ノ實際ヲ達セム。

以上宣布セル各節ハ新國家立國主要ノ大綱タリ。新國家成立ノ日ヨリ起リ、即チ當ニ新組織ノ政府ニ由リテ其ノ責任ヲ負フヘシ。極メテ誠懇ナル表示ヲ以テ、三千萬民衆ノ前ニ向ヒ實行ヲ宣誓ス。

天地昭鑑、此ノ言ヲ渝フルコトナシ。

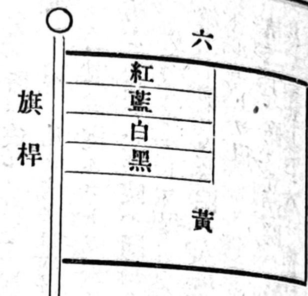
國號ニ關スル佈告（大同元年三月一日 佈告一）

本國ノ國號ヲ滿洲國ト定ム玆ニ之を佈告ス

國旗ニ關スル佈告（大同元年三月一日 佈告三）

滿洲國ノ國旗ヲ五色トシ其ノ旗地ヲ黃色トス旗ノ左方上角ハ紅藍白黑ノ四色トシ全旗ノ四分ノ一ヲ占有ス玆ニ之ヲ佈告ス

附 旗式ハ左ノ如シ



兩邊ノ比ハ六對四トス

滿洲國執政宣言（大同元年三月一日 政府公報揭載）

人類ハ必ス道德ヲ重ンセヨ、然ルヲ種族之見有レハ、則チ人ヲ抑ヘ己ヲ揚ク、而シテ道德薄マル矣、人類ハ必ス仁愛ヲ重ンセヨ、然ルヲ國際之爭有レハ、則チ人ヲ損シ己ヲ利ス而シテ仁愛薄マル矣、今吾國ヲ立ツ、道德仁愛ヲ以テ主ト爲シ、種族之見國際之爭ヲ除去セム、王道樂土、當ニ諸ノ事實ヲ見ルヘシ、凡ソ我國人、望ムラクハ共ニ之ヲ勉メム

政府組織法（大同元年三月九日 教令第一號）

玆ニ政府組織法ヲ發布シ以テ滿洲國ヲ統治スル國政ノ根本法ト爲ス本法ハ將來人民ノ智識大意ヲ採取シ滿洲國ノ憲法ヲ制定スルヲ俟チテ直ニ之ヲ廢止ス此ニ令ス

第一章 執政

第一條 執政ハ滿洲國ヲ統治ス

第二條 執政ハ滿洲國ヲ代表ス

第三條 執政ハ全人民ニ對シテ責任ヲ負フ

第四條 執政ハ全人民之ヲ推擧ス

第五條 執政ハ立法院ノ翼贊ニ依リ立法權ヲ行フ

第六條 執政ハ國務院ヲ統督シテ行政權ヲ行フ

第七條 執政ハ法律ニ依リ法院ヲシテ司法權ヲ行ハシム

第八條 執政ハ公共ノ安寧福利ヲ維持增進シ又ハ法律ヲ執行スル爲命令ヲ發布シ又ハ發布セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第九條 執政ハ公安ヲ維持シ又ハ非常ノ災害ヲ防遏スルタメ立法院ヲ召集スルコトヲ得サル場合ニ於テハ參議府ノ同意ヲ得テ法律ト同一ノ効力アル緊急教令ヲ發布スルコトヲ得但シ此ノ教令ハ次ノ會期ニ於テ立法院ニ報告スヘシ

第十條 執政ハ官制ヲ定メ官吏ヲ任免シ及其ノ俸給ヲ定ム但シ本法其ノ他ノ法律ニ依リ特ニ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 執政ハ宣戰媾和及條約締結ノ權ヲ有ス

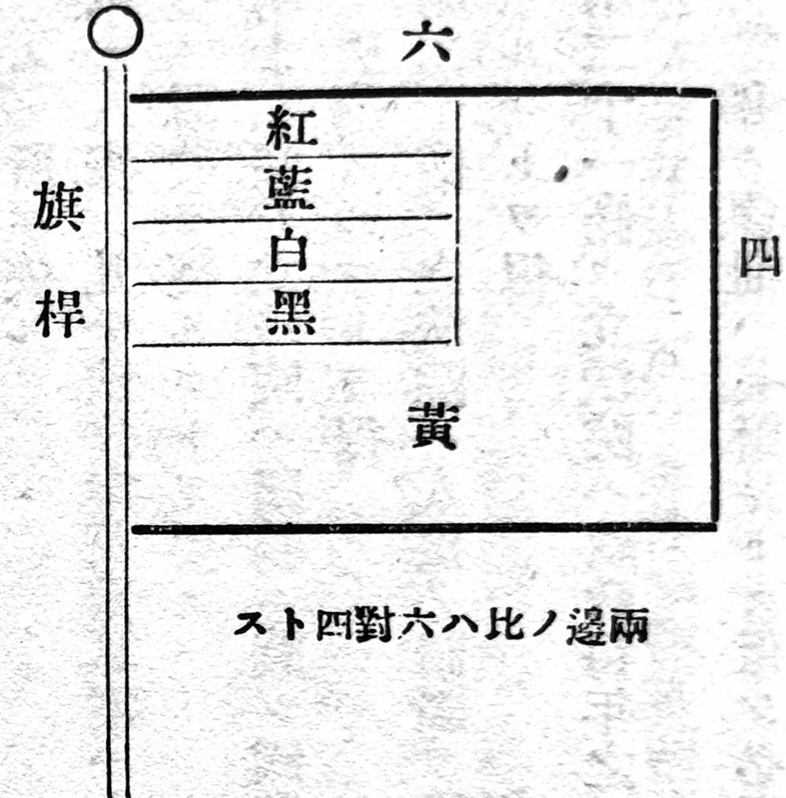
第十二條 執政ハ陸海空軍ヲ統率ス

第十三條 執政ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第二章 參議府

第十四條 參議府ハ參議ヲ以テ之ヲ組織ス

第十五條 參議府ハ左ノ事項ニ關シ執政ノ諮詢ヲ俟テ其ノ意見ヲ提出ス



兩邊ノ比ハ六對四トス

滿洲國執政宣言

（大同元年三月一日政府公報揭載）

人類ハ必ス道德ヲ重ンセヨ、然ルヲ種族之見有レハ、則チ人ヲ抑ヘ己ヲ揚ク、而シテ道德薄マル矣、人類ハ必ス仁愛ヲ重ンセヨ、然ルヲ國際之爭有レハ、則チ人ヲ損シ己ヲ利ス而シテ仁愛薄マル矣、今吾國ヲ立ツ、道德仁愛ヲ以テ主ト爲シ、種族之見國際之爭ヲ除去セム、王道樂土、當ニ諸ノ事實ヲ見ルヘシ、凡ソ我國人、望ムラクハ共ニ之ヲ勉メム

政府組織法（

茲ニ政府組織
治スル國政ノ
民ノ智識大意
定スルヲ俟チ

第一章

第一條　執政
第二條　執政
第三條　執政
フ
第四條　執政
第五條　執政
權ヲ行フ
第六條　執政
ヲ行フ
第七條　執政
法權ヲ行ハ
第八條　執政
進シ又ハ法
シ又ハ發布

一　法律

二　教令

三　豫算

四　列國交渉ノ條約約束並ニ執政ノ名ニ於テ行フ對外宣言

五　重要ナル官吏ノ任免

六　其ノ他重要ナル國務

第十六條　參議府ハ重要ナル國務ニ關シ執政ニ意見ヲ提出スルコトヲ得

第三章　立法院

第十七條　立法院ノ組織ハ別ニ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十八條　凡テ法律案及豫算案ハ立法院ノ翼賛ヲ經ルコトヲ要ス

第十九條　立法院ハ國務ニ關シ國務院ニ建議スルコトヲ得

第二十條　立法院ハ人民ノ請願ヲ受理スルコトヲ得

第二十一條　立法院ハ執政毎年之ヲ召集ス常會ノ會期ハ一箇月トス但シ必要アル場合ハ執政之ヲ延長スルコトヲ得

第二十二條　立法院ハ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

第二十三條　立法院ノ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナル時ハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十四條　立法院ノ會議ハ之ヲ公開ス但シ國務院ノ要求又ハ立法院ノ決議ニヨリ秘密會トスルコトヲ得

第二十五條　立法院ノ議決セル法律案及豫算案ハ執政之ヲ裁可シ公布施行セシム

立法院法律案又ハ豫算案ヲ否決セルトキハ執政ハ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ仍ホ改メサルトキハ參議府ニ諮リテ其ノ可否ヲ裁決ス

第二十六條　立法院議員ハ院內ニ於ケル言論及表決ニ關シ院外ニ於テ責任ヲ負フコトナシ

第四章　國務院

第二十七條　國務院ハ執政ノ命ヲ受ケ諸般ノ行政ヲ掌理ス

第二十八條　國務院ニ民政外交軍政財政實業交通及司法ノ各部ヲ置ク

第二十九條　國務院ニ國務總理及各部總長ヲ置ク

第三十條　國務總理及各部總長ハ何時タリトモ立法院會議ニ出席シ及發言スルコトヲ得但シ表決ニ加ハルコトヲ得ス

第三十一條　法律教令及國務ニ關スル教書ハ國務總理之ニ副署ス

第五章　法院

第三十二條　法院ハ法律ニ依リ民事及刑事ノ訴訟ヲ審判ス但シ行政訴訟ソノ他ノ特別訴訟ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條　法院ノ構成及法官ノ資格ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條　法官ハ獨立シテ其ノ職務ヲ行フ

第三十五條　法官ハ刑事又ハ懲戒ノ裁判ニ依ルノ外其ノ職ヲ免セラルルコトナシ又其ノ意ニ反シテ停職轉官轉所及減俸セラルルコトナシ

第三十六條　法院ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スル虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ法院ノ決議ヲ以テ公開ヲ停止スルコトヲ得

第六章　監察院

第三十七條　監察院ハ監察及審計ヲ行フ監察院ノ組織及職務ニ關シテハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條　監察院ニ監察官及審計官ヲ置ク

第三十九條　監察官及審計官ハ刑事裁判若ハ懲戒處分ニ依ルノ外其ノ職ヲ免セラルルコトナシ又其ノ意ニ反シテ停職轉官及減俸セラルルコトナシ

附則

第四十條　本法ハ大同元三月九日ヨリ施行ス

人權保障法（大同元年三月九日教令第二號）

茲ニ人權保障法ヲ制定シ之ヲ公布セシム

人權保障法

全人民ノ信任ニ依リ滿洲國ノ統治ヲ行フ執政ハ戰時若ハ非常時變ノ際ヲ除クノ外左記各項ニ準據シテ人民ノ自由及權利ヲ保障シ茲ニ義務ヲ定ムヘキコトヲ全人民ニ對シテ誓約ス

第一條　滿洲國人民ハ身體ノ自由ヲ侵害セラルルコトナシ公ノ權力ニ據ル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二條　滿洲國人民ハ財產權ヲ侵害セラルルコトナシ公益上ノ必要ニ由ル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第三條　滿洲國人民ハ種族宗教ノ如何ヲ問ハス凡テ國家ノ平等ナル保護ヲ享ク

第四條　滿洲國人民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ國又ハ地方團體ノ公務ニ參與スルノ權利ヲ有ス

第五條　滿洲國人民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ均シク官公吏ニ任セラルル權利ヲ有シ並ニ其ノ他ノ名譽職ニ就クノ義務ヲ負フ

第六條　滿洲國人民ハ法令ノ定ムル手續ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第七條　滿洲國人民ハ法律ノ定メタル法官ノ裁判ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第八條　滿洲國人民ハ行政官署ノ違法處分ニ依リ權利ヲ侵害セラレタル場合ニ於テハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ之カ救濟ヲ請求スルコトヲ得

第九條　滿洲國人民ハ法令ニ依ルニ非サレハ如何ナル名義ニ於テモ課稅徵發罰款ヲ命セラルルコトナシ

第十條　滿洲國人民ハ公益ニ反セサル限リ共同ノ組織ニ依リ其ノ經濟上ノ利益ヲ保護增進スルコトヲ得

第十一條　滿洲國人民ハ高利暴利其ノ他アラユル不當ナル經濟的壓迫ヨリ保護セラル

第十二條　滿洲國人民ハ均シク國又ハ地

方團體ノ公費ニ依ル各種ノ施設ヲ享用スル權利ヲ有ス

第十三條　本法ハ大同元年三月九日ヨリ施行ス

滿洲國國都ヲ長春ニ奠ム（大同元年三月十日國務院布告第一號）

滿洲國國都ヲ長春ニ奠ム

國都長春ヲ新京ト命名ス（大同元年三月十四日國務院布告第二號）

國都長春ヲ新京ト命名ス

第二輯　國會、參議府

參議府會議規程（大同元年四月十五日教令第十八號）

茲ニ參議府會議規程ヲ制定シ之ヲ公布セシム

參議府會議規程

第一章　準備

第一條　參議府議長諮詢案件ノ送付ヲ受ケタルトキハ祕書局長ニ命シテ之ヲ審査セシム

議長ハ必要ト認ムルトキハ祕書局長ニ命シテ審査報告書ヲ作成セシムヘシ

第二條　祕書局長ハ諮詢案件ニ關シテ參議府會議ニ付議スルニ必要ナル一切ノ審査及準備ヲ整フヘシ

前項審査及準備ノ爲必要アルトキハ祕書局長ハ國務總理其ノ他關係各院及各部ニ對シ資料又ハ說明書ヲ要求スルコトヲ得

第二章　召集

第三條　參議府會議ハ議長之ヲ召集ス召集ハ會議期日二日前迄ニ各參議ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ緊急ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　議案ハ召集通知書ト共ニ之ヲ送達スルコトヲ要ス但シ議長ニ於テ其ノ必要ヲ認メサルトキ及緊急ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三章　構成

第五條　參議府會議ニハ參議府官制第六條及本規定ニ定ムル者ノ外入場ヲ許サス

第六條　議長ハ必要ト認ムルトキハ參議府會議ニ執政ノ臨席ヲ呈請スヘシ，

第七條　祕書局長ハ議事錄作成及其ノ他ノ事務ヲ助ケシムル爲祕書官ヲシテ會議ニ列セシムルコトヲ得

第四章　議事

第八條　會議ハ議長ニ於テ開會ヲ宣シ議長若クハ議長ノ命ニ依リ祕書局長ニ於テ議案ヲ說明シ且審議上參考トナルヘキ事項ヲ報告ス

但シ豫メ審査報告書ヲ配付シタル場合ニ於テハ前項說明及報告ヲ省略スルコトヲ得

第九條　議長ハ各參議ヲシテ議案ニツキ意見ノ開陳ヲ盡サシムヘシ但シ參議ハ議長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ發言スルコトヲ得ス

議長ハ故ナクシテ參議及政府員ノ發言

ヲ禁止シ若ハ發言ノ要求ヲ拒否スルコトヲ得ス

第十條　議長ハ審査委員ヲ任命スルトキハ審査期間ヲ限定スルコトヲ得

審査委員ハ審査報告書ヲ作成シ議長ニ提出スヘシ但シ緊急ノ場合ニ於テハ口頭ヲ以テ報告スルコトヲ得

審査委員ヨリ報告書ノ提出アリタルトキハ議長ハ秘書局長ヲシテ其ノ會議開會日ノ二日前迄ニ之ヲ各參議ニ送達セシムヘシ

第十一條　議長討論既ニ盡キタリト認ムルトキハ裁決案ヲ定メ表決ニ付スヘシ

但シ直ニ表決ニ付スルコトヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ延期スルコトヲ得

第十二條　議長ハ會議ノ意見決定シタルトキハ直ニ其ノ要旨ヲ議場ニ對シテ聲明スヘシ

第十三條　議長ハ其ノ職務執行中ト雖モ自己ノ意見ヲ述フルコトヲ得

第十四條　豫定ノ期日內ニ議事終了セサルトキハ議長之ヲ延長スルコトヲ得

第十五條　參議ハ政府組織法第十六條ニ依リ單獨ニテ意見ヲ議長ニ提出シ參議府會議ニ付議スルコトヲ要求スルコトヲ得

第十六條　前條ノ場合ニ於テ議長ハ本規程ノ手續ニ遵ヒ之ヲ處理スヘシ

第五章　整理

第十七條　參議府ノ意見ハ表決ノ結果ニ基キ祕書局長之ヲ起草シ議長ノ檢閱ヲ經タル上執政ニ提出シ且其ノ寫ヲ國務總理ニ送付スヘシ

第十八條　會議ノ議事ハ其ノ要領ヲ記錄シ議長及祕書局長之ニ署名スヘシ議事錄ハ祕書局長ニ於テ之ヲ保管スヘシ

第六章　雜則

第十九條　參議府會議ノ議事ハ議長ノ命ニ依リ祕書局長ニ於テ之ヲ發表スルモノノ外一切發表スルコトヲ得ス

第二十條　祕書局長事故アリタルトキハ簡任祕書官其ノ職務ヲ代理ス

第二十一條　本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

暫行參議府會議變通辦法（大同元年五月十日教令第二十三號）

茲ニ參議府ノ諮詢ヲ經テ暫行參議府會議變通辦法ヲ制定シ之ヲ公布セシム

暫行參議府會議變通辦法

參議已ムヲ得サル事故ニ因リ參議府會議ニ出席シ能ハサルトキハ該參議ノ該會議ニ於ケル職務ハ其ノ委任狀ニ依リ參議府議長若クハ其ノ他ノ參議之ヲ代理スルコトヲ得　本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三輯　法例、公文程式、公報、職員錄

暫ク從前ノ法令ヲ援用スルノ件（大同元年三月九日教令第三號）

茲ニ暫ク從前ノ法令ヲ援用スルノ件ヲ制定シ之ヲ公布セシム

暫ク從前ノ法令ヲ援用スルノ件

第一條　從前施行セル法令ハ建國ノ主旨國情及法令ニ牴觸セサル條項ニ限リ之ヲ一律ニ援用ス

第二條　前條ノ規定ニ牴觸スルニ因リ援用スヘキ法令ナキトキハ國民政府ノ法令ニ依リ其ノ效力ヲ失ヒタル法令ト雖モ前條ノ規定ニ相當スル條項ハ其ノ效力ヲ恢復シテ之ヲ援用ス

第三條　前二條ノ規定ニ依リ尙ホ適用スルモノナキトキハ從來ノ習慣及慣行ニ依ルヘシ習慣又ハ慣行ナキトキハ條理ニ依ルヘシ

第四條　本令ハ大同元年三月九日ヨリ施行ス

暫行公文程式令（大同元年三月九日 敎令第十五號）

玆ニ暫行公文程式令ヲ制定シ之ヲ公布セシム

暫行公文程式令

第一條　公事ヲ處理スル文書ヲ公文ト稱ス

第二條　公文ノ名稱左ノ如シ

一　敎書　國務ニ關シ執政ノ意思ヲ發表スル時之ヲ用フ敎書ハ執政ニ於テ署名鈐印シ國務總理之ニ副署ス

二　執政令　執政全國ニ命令ヲ發スルトキ之ヲ用フ

甲　法律ノ公布

乙　敎令ノ公布

丙　軍令ノ公布

丁　國際條約ノ公布

戊　豫算及豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ノ公布

執政令ハ執政ニ於テ署名鈐印シ國務總理之ニ副署スルノ外立法院ノ議決參議府ノ諮詢ヲ經タルモノハ其ノ旨辭明スルコトヲ要ス

三　院令　國務院ニ於テ命令ヲ發スルトキ之ヲ用フ

院令ハ國務總理之ニ署名ス

四　部令及局令　國務院各部及興安局ニ於テ命令ヲ發スルトキ之ヲ用フ

部令ハ國務院各部總長之ニ署名ス局令ハ興安局總長之ニ署名ス

五　省令　各省公署ニ於テ命令ヲ發スルトキ之ヲ用フ

六　任命狀　官吏ヲ任命スルトキ之ヲ用フ

甲　特任官及簡任官ノ任命狀ニハ執政署名鈐印シ國務總理之ニ副署ス

乙　薦任官ノ任命狀ニハ國務總理之ニ署名捺印ス

丙　委任官ノ任命狀ニハ當該官署ノ長官之ニ署名捺印ス

七　委任令　執政ノ官吏ニ對シ或ハ上級官吏ノ所屬官吏ニ對シ職務ヲ委任スルトキ之ヲ用フ

八　訓令　執政ノ官署ニ對シ或ハ上級官署ノ直轄下級官署ニ對シ告諭ヲ發スルトキ之ヲ用フ

九　指令　總テ上ノ下ニ對シ申請ニ依リ指示ヲ爲ストキ之ヲ用フ

十　布告　人民ニ對シ事實ヲ宣示スルトキ之ヲ用フ

以上七八九十各款ニシテ執政ニ屬スルモノハ執政ニ於テ鈐印シ國務總理之ニ副署シ各官署ニ屬スルモノハ當該官署ノ長官之ニ署名捺印ス

十一　咨　同等ノ各官署間ニ公文往復ヲ爲ストキ之ヲ用フ

十二　呈　人民ヨリ執政又ハ各官署ニ對シ或ハ下級官署ヨリ上級官署ニ對シ陳情ヲ爲ストキ之ヲ用フ

十三　公函　隷屬關係ナキ各官署間ノ公文往復ノ場合之ヲ用フ

十四　批　各官署ニ於テ人民ノ陳情事項ニ關シ各別ニ認許又ハ反駁ヲ爲ストキ之ヲ用フ

第三條　公文ニハ必ス年月日ヲ明記スルコトヲ要ス執政ノ文書ニシテ國務總理ノ副署ヲ爲スモノハ國務總理ニ於テ之ヲ記載スヘク各官署ノ文書ニハ當該官署ノ長官ニ於テ之ヲ記載シ個人ニ屬スルモノハ本人ニ於テ之ヲ記載スルモノトス

第四條　敎令、院令、部令、局令及省令ハ別段ノ施行期日ノアル場合ノ外公布ノ日ヨリ起算シ滿二十日ヲ經テ之ヲ施行ス

軍令ニシテ特ニ定メタル施行期日ナキモノハ即時之ヲ施行ス

第五條　公文ノ公布ハ政府公報ヲ以テス

第二條第一、第二、第三、第四、第五、第一〇各款及官吏ノ任免事項ハ總テ政府公報ヲ以テ公布スルコトヲ要ス

第六條　法律、敎令、軍令又ハ院令ヲ公布スヘキ場合ハ法制局ニ於テ各原本ヲ作成シ番號簿ニ記入ノ上副本ヲ國務院ニ囘付シ前各條ノ手續ニ依ルモノトス

第七條　部令、局令、省令及布告ハ發布後當該官署ノ長官ヨリ法制局ニ報告シ法制局ニ於テ各別ニ簿册ニ編入スルコトヲ要ス

附　則

第八條　地方自治團體其ノ他ノ官署ノ公文程式ニツキテハ本令ニ準ス

第九條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東北交通委員會ヲ解散シ其ノ一切ノ公文及書類ハ交通部ニ引渡スヘキノ件（大同元年三月十八日 院令第一號）

東北交通委員會
交通部　ニ令ス

現在交通部既ニ成立シタルニ付從前設ケタル東北交通委員會ハ即時ニ解散ス其ノ一切ノ公文及書類ハ既決ト未決トヲ問ハス凡テ交通部ニ於イテ之ヲ引受ケテ處理スヘシ尙ホ交代ノ情形ヲ報告シ裁可ヲ請フヘシ之ヲ査照セヨ右命令ス

暫行政府公報發行規程（大同元年四月二十二日 院令第七號）

各官公署ニ令ス

暫行政府公報發行規程ハ玆ニ制定ヲ經テ各別ニ配付スル外寫ヲ送付ス之ヲ査照セヨ右命令ス

暫行政府公報發行規程

第一條　政府公報ハ公文程式令第五條ニ定ムル必要掲載事項ノ外其ノ他ノ公文及廣告ヲ掲載スルコトヲ得

第二條　政府公報ハ國務院總務廳ニ於テ之ヲ發行ス編輯印刷及購讀ニ關スル事務ハ總務廳祕書處ニ於テ之ヲ取扱フ

第三條　政府公報ハ休日ノ外毎日之ヲ發行ス

第四條　各官公署ハ政府公報報告主任一名ヲ定メ政府公報ニ掲載スヘキ事項ノ原稿ヲ取纒メ之ヲ檢閲校正シ捺印署名シ總務廳祕書處ニ送付セシムヘシ

政府公報ニ掲載スヘキ事項ノ原稿用紙ハ總務廳祕書處所定ノ用紙ヲ用フルモノトス

第五條　政府公報ノ原稿ハ毎日午後三時以前ニ總務廳祕書處ニ到達シタルモノハ翌日ノ公報ニ掲載シ右ノ時刻ヲ過キタルモノハ第三日ニ延シテ掲載公布スルモノトス其ノ收受時刻ハ祕書處ノ受信簿ニ記載スル時間ヲ以テ標準トス

第六條　各官公署ノ送付スル文書ノ字畫ハ努メテ明瞭ニシテ認識シ易キヲ要ス

第七條　政府公報ハ各官公署ノ外一般人民ノ購讀ニ應ス

祕書處長ハ必要ニ應シ政府公報取扱所ヲ指定スルコトヲ得

祕書處ハ前項ニ依リ取扱所ニ政府公報ヲ交付スル場合ハ報價ヲ適宜割引スルコトヲ得

第八條　政府公報ノ定價ヲ左ノ如ク定ム

一　部	四分
一箇月分	一元
一箇年分	十一元五角

前項ノ公報代金ハ官公署ヲ除クノ外之ヲ前納スルモノトス

第九條　政府公報ノ廣告料及郵送料ハ祕書處長之ヲ定メ公報ニ公告ス

第十條　各官公署ノ廣告ニシテ政府公報ヲ以テスルモノハ廣告料ヲ要セス但シ登記ノ公告及一般廣告ノ部ニ掲載スルモノニ付テハ此ノ限ニアラス

第十一條　本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

重要事件ノ文書取扱ニ關スル件

（大同元年四月二十三日　國務院訓令第十四號）

各部總長
各局總長　ニ令ス

爾後各當該部局ノ重要ニ關スル事項ハ必ス總局長ノ名義ヲ以テ送達スヘシ外交事項ニ關スルモノハ總局長ノ名義ヲ以テ外交部ニ提出シ處理セシムヘシ總テ各當該部局ノ管轄各司各處各科又ハ各司長各處長各科長ノ名義ヲ以テ各官署ニ對シテ直接ニ公函ヲ送達スルコトヲ得サルモノトス右ノ旨當該總局長ハ之ヲ所屬ニ通告シ遵照セシムヘシ右命令ス

國務院文書取扱暫行章程

（大同元年五月三日　院令第八號）

各官署ニ令ス

茲ニ本院文書取扱暫行章程ハ既ニ制定サレ各別ニ配付スル外寫ヲ送付ス之ヲ査照セヨ右命令ス

國務院文書取扱暫行章程

第一章　總則

第一條　國務院ニ於ケル文書ノ取扱ハ特別ノ定アル場合ヲ除クノ外本章程ニ依ルヘシ但シ緊急ヲ要スル場合ハ機宜ノ處置ヲ執リ事後直ニ本章程ニ定ムル手續ヲ爲スヘシ

各官署ニ於テハ本章程ニ基キ文書取扱細則ヲ定ムルコトヲ得

第二條　文書ノ取扱ハ正確迅速ヲ旨トシ且取扱者ハ署名又ハ捺印シ以テ責任ノ所在ヲ明ニスヘシ

回答ヲ要スル文書ヲ受領シタルトキハ直ニ回答ヲ爲シ回答遲延スヘキ場合ハ豫メ其ノ事由及回答ノ時期ヲ通知シ置クヘシ

第三條　文書ハ簡明ヲ旨トシ容易ニ之カ要領ヲ會得シ得ル樣記載シ浩瀚ニ亙ルモノハ冒頭ニ其ノ要領ヲ摘記スヘシ

第四條　文書ニハ起案、決裁、閲了及收發ノ日附及主管官署ヲ明記スヘシ

第五條　重要ナル交渉照覆ハ文書ヲ以テシ假令口頭ヲ以テシタル場合ト雖モ直ニ覺書ヲ作成シ本章程ニ定ムル手續ヲ爲スヘシ

第六條　至急ヲ要スル場合、再回ヲ要スル場合、政府公報ニ掲載ヲ要スル場合其ノ他特殊ノ取扱ヲ要スル文書ハ見易キ位置ニ其ノ旨明記シ置クヘシ

第二章　決裁及供覽

第七條　決裁文書ハ所定ノ回議箋ヲ用ヰ起案ノ理由、參照事項及參考事項ノ要領及關係書類ヲ添附スヘシ但シ定例ニ基クモノハ此ノ限ニ在ラス

第八條　文書ニ決裁ヲ受クルノ順序ハ左記ニ依ルヘシ

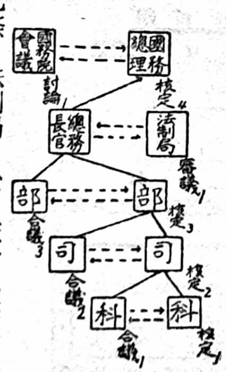
一　起案文書ハ先ツ起案箇所長ノ決裁ヲ受ケ主管官署內ノ合議ヲ了シタル上主管官署長ノ決裁ヲ受クヘシ

二　他官署ト合議ヲ要スル場合ハ關係ノ深淺ニ應シ合議ノ順序ヲ指定シ文書ヲ合議官署ニ囘付スヘシ

三　前二號ノ手續ヲ了シタル文書ハ總務廳ニ囘付スヘシ祕書處長ハ囘付セラレタル文書ヲ仕譯シ廳內各處ニ配付シ各處長ヨリ總務長官ニ提出スヘシ

四　總務長官ハ必要ニ應シ法制局ノ審議ヲ求メタル上國務總理ニ提出スヘシ

五　部局限リニテ決裁ヲ了スヘキ文書ハ前四號ニ準シ之ヲ處理スヘシ



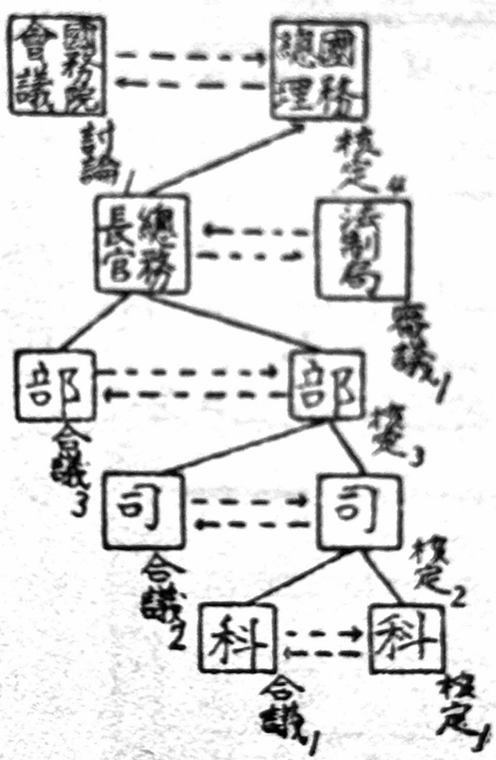
第九條　法制局ニ於テ依命立案シタル文書ハ主管官署及關係官署ニ協議又ハ合議ヲ了シタル上總務廳ニ囘付スヘシ總務廳ニ於テハ前條第三號及第四號ニ依リ之ヲ處理スヘシ

ハ文書ヲ以テ
場合ト雖モ直
定ムル手續ヲ
再回ヲ要ス
ヲ要スル場合
ル文書ハ見易
クヘシ
回議箋ヲ用キ
參考事項ノ要
シ但シ定例ニ
ス
ルノ順序ハ左
箇所長ノ決裁
合議ヲ了シタ
裁ヲ受クヘシ
ル場合ハ關係
順序ヲ指定シ
付スヘシ

三　前二號ノ手續ヲ了シタル文書ハ總務廳ニ囘付スヘシ祕書處長ハ囘付セラレタル文書ヲ仕譯シ廳內各處ニ配付シ各處長ヨリ總務長官ニ提出スヘシ

四　總務長官ハ必要ニ應シ法制局ノ審議ヲ求メタル上國務總理ニ提出スヘシ

五　部局限リニテ決裁ヲ了スヘキ文書ハ前四號ニ準シ之ヲ處理スヘシ



第九條　法制局ニ於テ依命立案シタル文書ハ主管官署及關係官署ニ協議又ハ合議ヲ了シタル上總務廳ニ囘付スヘシ總務廳ニ於テハ前條第三號及第四號ニ依リ之ヲ處理スヘシ

第十條　合議ハ事前ニ協議ヲ要スル官署又ハ箇所ニ止メ其ノ他ノ關係官署又ハ箇所ニハ決裁後供覽スヘシ

第十一條　文書ヲ供覽スル場合ハ主管官署又ハ主管箇所ニ於テ供覽官署又ハ供覽箇所及其ノ順序ヲ指定スヘシ

第十二條　供覽官署又ハ供覽箇所多數ニ亙ル場合ハ寫ニ依リ供覽スルモノトス

第三章　收受及發送

第十三條　文書ヲ收受シタルトキハ受付日附印ヲ押捺スヘシ

退廳後又ハ休日ニ到達シタル文書ハ宿直員又ハ當直員ニ於テ之ヲ收受シ重要ナルモノニ付テハ之ヲ擔當者ニ通報スヘシ

第十四條　各官署間又ハ各箇所間ノ文書ノ授受ハ授受簿其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ明確ニ爲シ置クヘシ

第十五條　各官署ニ於テ收受シタル文書ニシテ其ノ主管ニ屬セサルモノアルトキハ主管官署ニ回付スヘシ

第十六條　二通以上ノ同文ヲ發送スル場合ハ其ノ發送先ヲ列記スヘシ

第十七條　發送文書ノ正本ニハ官印及契印ヲ押捺シ寫本ニハ寫本タル旨ヲ表示シ捺印ヲ要セス

第四章　整　理

第十八條　文書ニハ整理番號又ハ記號ヲ附シ擔當者不在ノ場合ト雖容易ニ之ヲ索出閲覽シ得ル樣整理シ置クヘシ

第十九條　文書ニシテ事件完結シタルモノハ直ニ之ヲ保存擔當箇所ニ引繼クヘシ

重要文書ハ特ニ安全ナル場所ヲ選ヒテ保存シ且非常ノ際他物ニ先シテ搬出シ得ル樣「非常持出」ト掲示シ置クヘシ

第五章　機密文書

第二十條　機密文書ニハ其ノ見易キ位置ニ其ノ旨記載スヘシ

機密文書ノ寫ハ濫ニ之ヲ作成スヘカラス寫ヲ作成シタルトキハ其ノ數及配付先ヲ明瞭ニ爲シ置クヘシ

第二十一條　機密文書ハ嚴封シ責任者之ニ封印スヘシ

機密文書ノ發送ハ書留郵便又ハ書留使送便ニ依ルヘシ

第二十二條　機密文書ハ要スレハ左記樣式ノ受領證ヲ添附スヘシ

No.　100

受　領　證

大同　年　月　日發送

發文官署

發文官署　　印

大同　年　月　日

下記ノ通御送付相成正ニ受領ス

品　名	
番　號	
數　量	通

本片ハ發文官署ニ於テ現物ニ貼附送付スルモノトス

No.　100

控

品名	
番號	
數量	
宛先	
發送月日	大同　年　月　日

第二十三條　機密文書ノ取扱ハ愼重ニシ官署長自ラ之ヲ取扱ハサル場合ハ責任アル代行者ヲ設置スヘシ

前項代行者ト雖發信人又ハ名宛人ノ許可ヲ受クルニ非サレハ濫ニ之ヲ開封スヘカラス

附　則

第二十四條　本章程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

命令ノ發布ハ直接郵送ヲ除ク外悉ク政府公報ノ掲載ヲ以テ有效トナスノ件（大同元年五月五日民政部訓令第二十四號）

奉天吉林黑龍江各省長
東省特別區長官ニ令ス
長春特別市長

國務院ヨリ『政府公報ノ準備ハ目下已ニ整ヘ遠カラスシテ刊行セラルルニ付爾後命令ノ發表ニ關シテ直接ニ之ヲ郵送スル外悉ク政府公報ノ掲載ヲ以テ有效トス特ニ之ヲ電令シ並ニ之ヲ所屬ニ轉命セヨトノ旨ノ二十日附ノ快郵代電ヲ奉シタリ』

右趣旨該省長市長官之ヲ査照シ並ニ所屬ニ通知セヨ右命令ス

各省區ノ各項行政事宜處理辦法ニ關スル件（大同元年五月七日民政部訓令第二十八號）

奉天吉林黑龍江各省公署
東省特別區長官公署ニ令ス

本部既ニ成立シタリ一切ノ地方行政ハ速カニ整理ヲ爲スヘキニ付新法令未タ發布セサル以前ニアリテ各省、區ニ於テ處理スル各項ノ行政ハ之ヲ仍ホ從來ノ通リニ行フヘシ但シ重要ナル政務ノ執行及管理並ニ省令ノ發布又ハ之カ改正ヲ爲ストキハ豫メ本部ニ報告シ以テ審査ノ便ニ供スヘシ右命令ス

第四輯　官　制

參議府官制（大同元年三月九日教令第四號）

茲ニ參議府官制ヲ制定シ之ヲ公布セシム

參議府官制

第一條　參議府ハ參議若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第二條　參議府ニ議長及副議長各々一人ヲ置キ參議中ヨリ執政之ヲ命ス

議長ハ參議府ノ事務ヲ總理シ參議府ヨリ發スル公文書ニ署名ス

副議長ハ議長ヲ輔佐シ議長故障アルトキハ其ノ職務ヲ行フ

議長副議長共ニ故障アルトキハ參議ノ一人命ヲ承ケ議長ノ職務ヲ代理ス

第三條　參議府ノ意見ハ參議府會議ノ決議ニ依リ之ヲ決ス

第四條　參議府會議ハ參議過半數出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

第五條　參議府會議ノ議事ハ出席參議ノ多數決ニ依ル可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六條　議長ハ會議ニ關シ必要アル場合ハ國務總理各部總長及監察院長又ハ其

ノ發送スル場
シ
ハ官印及契
ル旨ヲ表示

號又ハ記號ヲ
難容易ニ之ヲ
置クヘシ
完結シタルモ
所ニ引繼クヘ
場所ヲ選ヒテ
先シテ搬出シ
示シ置クヘシ
ノ見易キ位置
作成スヘカラ
其ノ數及配付

第二十一條　機密文書ハ嚴封シ責任者之ニ封印スヘシ

機密文書ノ發送ハ書留郵便又ハ書留便送便ニ依ルヘシ

第二十二條　機密文書ハ要スレハ左記樣式ノ受領證ヲ添附スヘシ

No. 100

受領證

大同　年　月　日發送

發文官署

發文官署　　印

大同　年　月　日

下記ノ通御送付相成正ニ受領ス

品名	
番號	
數量	通

本片ハ發文官署ニ於テ現物ニ貼附送付スルモノトス

No. 100

控

品名	
番號	
數量	
宛先	
發送月日	大同　年　月　日

玆ニ參議府官制ヲ制定シ之ヲ公布セシム

參議府官制

ノ代理者ヲ會議ニ出席セシメ意見ヲ述ヘシムルコトヲ得

第七條 議長ハ必要アル場合參議中ヨリ審査委員ヲ任命シ特別ノ事項ヲ審査セシムルコトヲ得

第八條 參議府ニ祕書局ヲ設ケ左ノ職員ヲ置ク

局長 簡任
祕書官 簡任若ハ薦任
屬官 委任

第九條 局長ハ議長ノ命ヲ承ケ常務ヲ管理ス

祕書官ハ局長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第十條 議長ハ祕書局長及祕書官ノ進退及賞罰ニ關シ國務總理ヲ經テ執政ニ奏薦シ委任官以下ハ之ヲ專行ス

第十一條 本官制ハ大同元年三月九日ヨリ施行ス

國務院官制（大同元年三月九日敎令第五號）

玆ニ國務院官制ヲ制定シ之ヲ公布セシム

國務院官制

第一條 國務總理ハ執政ノ命ヲ承ケ各部總長ヲ指揮監督シ國家行政ノ機務ヲ掌理シ其ノ責ニ任ス國務總理故障アルトキハ總長ノ一人命ヲ承ケ其ノ事務ヲ代理ス

第二條 國務總理ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ院令ヲ發スルコトヲ得

第三條 國務總理ハ必要ト認ムルトキハ各部總長ノ命令又ハ處分ヲ停止シ若ハ取消スコトヲ得

第四條 國務總理ハ所部ノ官吏ヲ監督シ其ノ任免進退及賞罰ニ關シテハ執政ニ奏薦シ委任官以下ハ之ヲ專行ス

第五條 行政事務ノ連絡統一ヲ圖リ以テ全局ノ平衡ヲ維持スル爲國務院會議ヲ設ク

國務院會議ハ國務總理之ヲ主宰シ各部總長總務長官法制局長興安局總長資政局長若ハ其ノ代理者ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 左ノ各件ハ國務院會議ヲ經ルコトヲ要ス

一 法律敎令軍令及豫算
二 外國條約及重要涉外案件
三 各部間ノ主管權限ノ爭議
四 豫算外ノ支出
五 其ノ他重要ナル國務

第七條 國務院各部總長ハ國務總理ノ命ヲ承ケ其ノ主管事務ヲ掌理ス

各部ノ官制ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 國務總理ハ部內ノ機密人事主計及需用ニ關スル事項ヲ直宰シ總務廳ヲ置キ之ヲ處理セシム

第九條 總務廳ニ左ノ職員ヲ置ク

總務長官 特任
祕書官 簡任若ハ薦任
理事官 簡任
技正 簡任若ハ薦任
事務官 薦任
屬官 委任

總務廳ニ次長（簡任）一人ヲ置クコト

ヲ得

第十條 總務長官ハ國務總理ノ命ヲ承ケ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ廳務ヲ掌理ス

第十一條 次長ハ總務長官ヲ輔佐シ總務長官故障アルトキハ其ノ職務ヲ行フ

祕書官ハ總務長官ノ命ヲ承ケ機密事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル

理事官及技正ハ總務長官ノ命ヲ承ケ事務及技術ヲ掌ル

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第十二條 總務廳ニ左ノ四處ヲ設ク

處ニ處長ヲ置キ祕書官若ハ理事官ヲ以テ之ニ充ツ

祕書處
人事處
主計處
需用處

第十三條 祕書處ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 機密ニ屬スル事項
二 法律敎令軍令敎書及院令ノ公布ニ關スル事項
三 官印ノ管守ニ關スル事項
四 公文書ノ收發ニ關スル事項
五 刊行物ノ發行ニ關スル事項
六 會計及庶務ニ關スル事項

第十四條 人事處ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 官吏ノ任免進退及身分ニ關スル事項
二 官吏ノ紀律及賞罰ニ關スル事項
三 官吏ノ給與及待遇ニ關スル事項
四 議員ノ選任ニ關スル事項

第十五條 主計處ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 總括豫算及總括決算ニ關スル事項
二 特別會計ノ豫算及決算ニ關スル事項
三 國資ノ計畫及運用ニ關スル事項
四 國庫金收支ノ管理ニ關スル事項
五 收支科目ニ關スル事項

第十六條 需要處ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 營繕ニ關スル事項
二 用度ニ關スル事項

第十七條 各處ノ分科規程ハ總務長官之ヲ定ム

第十八條 本官制ハ大同元年三月九日ヨリ施行ス

國務院各部官制（大同元年三月九日敎令第六號）

玆ニ國務院官制ヲ制定シテ之ヲ公布セシム

國務院各部官制

第一章 通則

第一條 國務院各部總長ハ國務總理ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ主管事務ヲ掌理ス

主管ノ明瞭ナラサル事務若ハ二部以上ニ管涉スル事務ハ國務院會議ニ提出シ其ノ主管ヲ定ム

第二條 國務院各部總長ハ其ノ主管事務ニ關シ法律敎令軍令及院令ノ制定廢止又ハ改正ヲ要スルモノアリト認ムルトキハ案ヲ具シ國務總理ニ提出スヘシ

第三條 國務院各部總長ハ其ノ主管ノ事務ニ關シ國務院會議ヲ要求スルコトヲ

得

第四條　國務院各部總長ハ其ノ主管ノ事務ニ關シ職權又ハ特別ノ委任ニヨリ部令ヲ發スルコトヲ得

第五條　國務院各部總長ハ其ノ主管ノ事務ニ關シ各省長（興安各分省長ヲ除ク）首都警察廳長ニ指令又ハ訓令ヲ發スルコトヲ得

第六條　國務院各部總長ハ其ノ主管ノ事務ニ關シ各省長（興安各分省長ヲ除ク）首都警察廳長ヲ指揮監督シ其ノ處分又ハ命令ノ成規ニ違ヒ公益ヲ害スルモノアリト認ムルトキハ之ヲ停止又ハ取消スコトヲ得但シ重要ナル事項ニ對シテハ國務總理ノ指揮ヲ受クルコトヲ要ス

第七條　國務院各部總長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ其ノ進退及賞罰ニ關シ國務總理ヲ經テ執政ニ奏薦シ委任官以下ハ之ヲ專行ス

第八條　國務院各部ニ次長（簡任）一人ヲ置クコトヲ得

次長ハ總長ヲ輔佐シ總長故障アルトキハ其ノ職務ヲ行フ

第九條　國務院各部ニ司ヲ置ク

司ニ司長ヲ置ク理事官又ハ技正ヲ以テ之ニ充ツ

各司ノ分科規程ハ總長之ヲ定ム

第二章　民政部

第十條　民政部總長ハ地方行政警察土木衞生及文敎ニ關スル事項ヲ掌理シ省長（興安各分省長ヲ除ク）首都警察廳長ヲ監督ス

第十一條　民政部ニ左ノ六司ヲ置ク

總務司

地方司

警務司

土木司

衞生司

文敎司

第十二條　總務司ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　機密ニ屬スル事項

二　官印ノ管守及文書ニ關スル事項

三　人事ニ關スル事項

四　會計及庶務ニ關スル事項

第十三條　地方司ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　地方行政ニ關スル事項

二　自治行政ニ關スル事項

三　公共組合ニ關スル事項

第十四條　警務司ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　治安警察ニ關スル事項

二　行政警察ニ關スル事項

第十五條　土木司ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　部直轄ノ土木工事ノ施行ニ關スル事項

二　地方及公共土木工事監督及補助ニ關スル事項

三　土地收用ニ關スル事項

第十六條　衞生司ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　防疫種痘及公衆衞生ニ關スル事項

二　保健及醫政ニ關スル事項

第十七條　文敎司ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　敎育ニ關スル事項

二　學藝ニ關スル事項

三　宗敎ニ關スル事項

四　禮俗ニ關スル事項

第十八條　民政部ニ左ノ職員ヲ置ク

祕書官　簡任若ハ薦任

理事官　簡任

督學官　薦任

技正　簡任若ハ薦任

事務官　薦任

屬官　委任

第十九條　祕書官ハ總長ノ命ヲ承ケ機密ノ事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル

理事官ハ總長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

督學官ハ總長ノ命ヲ承ケ學校敎育ノ監督ニ關スル事項ヲ掌ル

技正ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第三章　外交部

第二十條　外交部總長ハ在外使節及領事ヲ指揮監督シ國際交渉通商及在外人民ノ保護ニ關スル事務ヲ掌理ス

第二十一條　外交部ニ左ノ三司ヲ置ク

總務司

通商司

政務司

第二十二條　總務司ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　機密ニ屬スル事項

二　官印ノ管守及文書ニ關スル事項

三　人事ニ關スル事項

四　會計及庶務ニ關スル事項

第二十三條　通商司ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　通商ニ關スル事項

二　外國ノ經濟事情ノ調査ニ關スル事項

三　在外人民ノ保護ニ關スル事項

四　領事ニ關スル事項

第二十四條　政務司ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　條約ニ關スル事項

二　國際會議ニ關スル事項

三　情報ニ關スル事項

四　在外使節ニ關スル事項

第二十五條　外交部ニ左ノ職員ヲ置ク

祕書官　簡任若ハ薦任

理事官　簡任

翻譯官　薦任

事務官　薦任

屬官　委任

第二十六條　祕書官ハ總長ノ命ヲ承ケ機密ノ事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル

理事官ハ總長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

翻譯官ハ總長ノ命ヲ承ケ翻譯ヲ掌ル

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第四章　軍政部

第二十七條　軍政部總長ハ軍政ヲ管理シ國防及用兵ニ關スル事項ヲ掌理ス

第二十八條　軍政部ニ左ノ二司ヲ置ク

參謀司

軍需司

第二十九條　參謀司ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　總務ニ關スル事項

二　用兵ニ關スル事項

三　軍ノ訓練ニ關スル事項
四　軍ノ編制及徴募ニ關スル事項
五　醫務ニ關スル事項
六　法務ニ關スル事項
第三十條　軍需司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　兵器ニ關スル事項
二　軍需品ニ關スル事項
第三十一條　軍政部ニ置クヘキ職員ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第五章　財政部

第三十二條　財政部總長ハ稅務專賣貨幣金融統制及國有財產ニ關スル事項ヲ掌理ス
第三十三條　財政部ニ左ノ三司ヲ置ク
總務司
稅務司
理財司
第三十四條　總務司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　機密ニ屬スル事項
二　官印ノ管守及文書ニ關スル事項
三　人事ニ關スル事項
四　會計及庶務ニ關スル事項
第三十五條　稅務司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　國稅ノ賦課徴收ニ關スル事項
二　稅務行政ニ關スル事項
三　關稅ノ賦課徴收ニ關スル事項
四　關稅行政ニ關スル事項
第三十六條　理財司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　貨幣ニ關スル事項
二　金融統制ニ關スル事項
三　金融機關ノ監督ニ關スル事項
四　國有財產ノ管理ニ關スル事項
第三十七條　財政部ニ左ノ職員ヲ置ク
祕書官　簡任若ハ薦任
理事官　簡　任
技　正　簡任若ハ薦任
事務官　薦　任
屬　官　委　任
第三十八條　祕書官ハ總長ノ命ヲ承ケ機密ノ事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル
理事官ハ總長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
技正ハ總長ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第六章　實業部

第三十九條　實業部總長ハ農業林業畜產業鑛業商業工業及其ノ他一般實業ニ關スル事項ヲ掌理ス
第四十條　實業部ニ左ノ三司ヲ置ク
總務司
農鑛司
工商司
第四十一條　總務司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　機密ニ屬スル事項
二　官印ノ管守及文書ニ關スル事項
三　人事ニ關スル事項
四　會計及庶務ニ關スル事項
第四十二條　農鑛司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　農業及副業ニ關スル事項
二　林業及造林ニ關スル事項
三　畜產ニ關スル事項
四　水產ニ關スル事項

五　鑛山及地質ニ關スル事項
第四十三條　工商司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　商事及貿易ニ關スル事項
二　工業ニ關スル事項
三　度量衡ニ關スル事項
第四十四條　實業部ニ左ノ職員ヲ置ク
祕書官　簡任若ハ薦任
理事官　簡　任
技　正　簡任若ハ薦任
事務官　薦　任
屬　官　委　任
第四十五條　祕書官ハ總長ノ命ヲ承ケ機密ノ事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル
理事官ハ總長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
技正ハ總長ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第七章　交通部

第四十六條　交通部總長ハ鐵道郵便電信電話航空水運及其ノ他一般交通ニ關スル事項ヲ掌理ス
第四十七條　交通部ニ左ノ四司ヲ置ク
總務司
鐵道司
郵務司
水運司
第四十八條　總務司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　機密ニ屬スル事項
二　官印ノ管守及文書ニ關スル事項
三　人事ニ關スル事項
四　航空ノ取締ニ關スル事項
五　會計及庶務ニ關スル事項
第四十九條　鐵道司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　鐵道及其ノ附帶業務ノ管理ニ關スル事項
二　陸運ノ監督ニ關スル事項
第五十條　郵務司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　郵便ニ關スル事項
二　電信及電話ニ關スル事項
第五十一條　水運司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　水運ニ關スル事項
二　航路標識ニ關スル事項
三　船舶及船員ノ監督ニ關スル事項
第五十二條　交通部ニ左ノ職員ヲ置ク
祕書官　簡任若ハ薦任
理事官　簡　任
技　正　簡任若ハ薦任
事務官　薦　任
屬　官　委　任
第五十三條　祕書官ハ總長ノ命ヲ承ケ機密ノ事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル
理事官ハ總長ノ命ヲ承ケ所管ノ事務ヲ掌ル
技正ハ總長ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第八章　司法部

第五十四條　司法部總長ハ法院及檢查廳ヲ監督シ民事刑事非訟事件及其ノ他司法行政ニ關スル事項ヲ掌理ス
第五十五條　司法部ニ左ノ三司ヲ置ク
總務司

法務司
行刑司
第五十六條　總務司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　機密ニ屬スル事項
二　官印ノ管守及文書ニ關スル事項
三　人事ニ關スル事項
四　會計及庶務ニ關スル事項
第五十七條　法務司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　法院ノ設置廢止及管轄區域ニ關スル事項
二　民事刑事非訟事件及裁判事務ニ關スル事項
三　檢察事務ニ關スル事項
四　戸籍登記供託調停及公證ニ關スル事項
第五十八條　行刑司ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　刑ノ執行ニ關スル事項
二　監獄ニ關スル事項
三　少年矯正及免囚保護ニ關スル事項
四　恩赦ニ關スル事項
第五十九條　司法部ニ左ノ職員ヲ置ク
祕書官　簡任若ハ薦任
理事官　簡任
事務官　薦任
屬官　委任
第六十條　祕書官ハ總長ノ命ヲ承ケ機密ノ事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル
理事官ハ總長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

附則

第六十一條　本官制ハ大同元年三月九日ヨリ施行ス

監察院法（大同元年三月九日教令第七號）

茲ニ監察院法ヲ制定シ之ヲ公布セシム

監察院法

第一條　監察院ハ執政ニ直隷シ國務院ニ對シ獨立ノ地位ヲ有ス
第二條　監察院ニ左ノ職員ヲ置ク
院長　特任
監察官　簡任若ハ薦任
審計官　簡任若ハ薦任
祕書官　簡任若ハ薦任
事務官　薦任
屬官　委任
第三條　院長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ院務ヲ總理ス
院長事故アルトキハ部長ノ一人命ヲ承ケ其ノ職務ヲ代理ス
第四條　院長ハ薦任官以上ノ進退及賞罰ニ關シ國務總理ヲ經テ執政ニ奏薦シ委任官以下ハ之ヲ專行ス
第五條　監察官ハ院長ノ命ヲ承ケ監察ヲ掌ル
審計官ハ院長ノ命ヲ承ケ審計ヲ掌ル
祕書官ハ院長ノ命ヲ承ケ機密事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル
事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
第六條　監察院ニ總務處及左ノ二部ヲ置ク
監察部

審計部
第七條　總務處ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　機密ニ屬スル事項
二　官印ノ管守ニ關スル事項
三　人事ニ關スル事項
四　文書及統計ニ關スル事項
五　會計及庶務ニ關スル事項
第八條　總務處ニ處長ヲ置キ祕書官ヲ以テ之ニ充ツ
處長ハ院長ノ命ヲ承ケ所部ノ官吏ヲ指揮シ所管ノ事務ヲ掌理ス
第九條　監察部ハ左ノ事項ヲ管掌ス但シ審計部所管ニ屬スルモノヲ除ク
一　各官署ノ違法若ハ不當ノ處分ニ對スル監察
二　官吏ノ非違ニ對スル監察
第十條　監察部ニ部長ヲ置ク監察官ヲ以テ之ニ充ツ
部長ハ院長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス
第十一條　審計部ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　各官署ノ豫算執行ノ監督
二　各官署ノ收支及決算ノ檢査
三　各官署ノ金錢有價證券及物品ノ檢査
四　各官署ノ爲メ銀行ノ取扱フ現金及有價證券ノ出納ニ關スル檢査
五　法令ニ依リ特ニ定メラレタル公私團體ノ會計ノ檢査
六　官吏ノ會計上ノ非違ニ對スル監察
第十二條　審査部ニ部長ヲ置キ審査官ヲ以テ之ニ充ツ
部長ハ院長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス
第十三條　監察報告書及審計報告書ハ部會議ニ於テ之ヲ確定シ監察院長ヨリ執政ニ提出ス
第十四條　監察若ハ審計ノ結果ニ基キ行政官署ノ違法若ハ不當ノ處分ニシテ改正ヲ要スルモノアリト認ムルトキハ監察院長ハ各部ノ會議ノ決議ニ依リ國務總理ニ對シ意見書ヲ送付シ及其ノ處置ニ付國務總理ノ報告ヲ求ムルコトヲ得
第十五條　審計ノ結果ニ基キ當該官吏ニ於テ賠償ノ責アリト認ムルトキハ監察院長ハ審計部會議ノ決議ニ依リ其ノ責任ヲ判定シ國務總理ニ移牒シテ之ヲ執行セシム
第十六條　監察若ハ審計ノ結果ニ基キ官吏ノ懲戒ヲ要スルモノアリト認ムルトキハ監察院長ハ各部會議ノ決議ニ依リ官吏懲戒委員會ニ對シ懲戒ヲ要求スルコトヲ得
第十七條　監察院長ハ隨時審計及監察ノ成績ニ基キ執政ニ意見ヲ上申シ法律上又ハ行政上ノ改正ヲ要スルモノアリト認ムルトキハ併セテ意見ヲ上申スルコトヲ得
第十八條　監察院ノ職務執行ニ關スル細則ハ教令ヲ以テ之ヲ定ム
第十九條　本法ハ大同元年三月九日ヨリ執行ス

法制局官制（大同元年三月九日教令第八號）

茲ニ法制局官制ヲ制定シ之ヲ公布セシム

法制局官制

第一條　法制局ハ國務院ニ隷屬シ左ノ事項ヲ管掌ス
一　法律案敎令案軍令案及院令案ノ起草及審査
二　條約批准案ノ審査
三　法律敎令軍令敎書及院令ノ原本保管
四　各國法律制度ノ調査及研究
第二條　法制局ニ左ノ職員ヲ置ク
局長　簡任
參事官　簡任若ハ薦任
事務官　薦任
屬官　委任
第三條　局長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ局務ヲ綜理ス
第四條　局長ハ薦任官以上ノ進退及賞罰ニ關シ國務總理ニ上申シ委任官以下ハ之ヲ專行ス
第五條　局長事故アルトキハ參事官ノ一人命ヲ承ケテ其ノ職務ヲ代理ス
第六條　參事官ハ局長ノ命ヲ承ケ審議立案及調査ヲ掌ル
事務官ハ局長ノ命ヲ受ケ事務ヲ掌ル
屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
第七條　法制局ニ部ヲ設クルコトヲ得部ノ事務分掌ハ局長之ヲ定ム
第八條　本官制ハ大同元年三月九日ヨリ施行ス

統計處官制（大同元年三月九日敎令第九號）

茲ニ統計處官制ヲ制定シ之ヲ公布セシム

統計處官制

第一條　法制局ニ統計處ヲ附置ス
第二條　統計處ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　各官署ノ統計報告及統計材料ノ蒐集及審査
二　國勢ノ基本ニ關スル統計
三　內外統計ノ研究
四　統計ノ編纂
第三條　統計處ニ左ノ職員ヲ置ク
處長　簡任
統計官　簡任又ハ薦任
事務官　薦任
屬官　委任
第四條　處長ハ法制局長ノ監督ヲ承ケ處務ヲ掌理ス
第五條　統計官ハ處長ノ命ヲ承ケ統計ヲ掌ル
事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
第六條　統計處ニ科ヲ置クコトヲ得其ノ事務分掌ハ處長之ヲ定ム
第七條　本官制ハ大同元年三月九日ヨリ施行ス

資政局官制（大同元年三月九日敎令第十號）

茲ニ資政局官制ヲ制定シ之ヲ公布セシム

資政局官制

第一條　資政局ハ國務院ニ隷屬シ各部施政ノ暢達ヲ資クル所トス
第二條　資政局ニ左ノ職員ヲ置ク
局長　簡任

理事官　簡任若ハ薦任
事務官　薦任
屬官　委任
第三條　局長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ局務ヲ總理ス
第四條　局長ハ薦任官以上ノ進退及賞罰ニ關シ國務總理ニ上申シ委任官以下ハ之ヲ專行ス
第五條　局長事故アルトキハ理事官ノ一人命ヲ受ケ其ノ職務ヲ代理ス
第六條　理事官及事務官ハ局長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
第七條　資政局ニ左ノ各處ヲ置ク
總務處
弘法處
第八條　處ニ處長ヲ置キ理事官ヲ以テ之ニ充ツ
處長ハ部下ノ官吏ヲ指揮監督シ所管事務ヲ掌理ス
第九條　總務處ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　機密ニ關スル事項
二　官印及文書ニ關スル事項
三　人事ニ關スル事項
四　會計及庶務ニ關スル事項
第十條　弘法處ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　建國並施政精神ノ宣傳ニ關スル事項
二　民力涵養及民心善導ニ關スル事項
三　自治思想ノ普及ニ關スル事項
第十一條　資政局ニ研究所及訓練所ヲ設ク研究所及訓練所ノ規則ハ別ニ之ヲ定ム
第十二條　本官制ハ大同元年三月九日ヨリ施行ス

興安局官制（大同元年三月九日敎令第十一號）

茲ニ興安局官制ヲ制定シ之ヲ公布セシム

興安局官制

第一條　興安局ハ國務院ニ隷屬シ興安省ニ關スル一般行政ヲ管掌シ茲ニ別ニ定ムル地域內ノ蒙古旗務ニ關シテ國務總理ヲ補佐ス
第二條　興安局ニ左ノ職員ヲ置ク
總長　特任
次長　簡任
參與官　簡任若ハ薦任
祕書官　薦任
理事官　簡任若ハ薦任
技正　簡任若ハ薦任
事務官　薦任
屬官　委任
第三條　總長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ局務ヲ總理シ興安各分省長ヲ指揮監督ス
第四條　總長ハ興安省內ノ行政事項ニ關シ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ局令ヲ發スルコトヲ得
第五條　總長ハ興安各分省長ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ或ハ權限ヲ超ユルモノアリト認ムルトキハ之ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得
第六條　總長ハ其ノ主管事務ニ付法律敎

令ノ制定廢止及改正ノ必要アリト認ムルトキハ案ヲ具シテ國務總理ニ提出スヘシ
第七條　總長ハ薦任官以上ノ進退及賞罰ニ關シ國務總理ニ上申シ委任官以下ハ之ヲ専行ス
第八條　次長ハ總長ヲ輔佐シ常務ヲ掌理ス總長事故アルトキハ其ノ職務ヲ行フ
第九條　參與官ハ總長ノ諮詢ニ應シ臨時ニ命ヲ承ケ機密事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル
理事官ハ總長ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス
技正ハ總長ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
第十一條　興安局ニ左ノ三處ヲ置ク
總　務　處
政　務　處
勸　業　處
第十二條　總務處ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　機密ニ屬スル事項
二　官印ノ管守及文書ニ關スル事項
三　人事ニ關スル事項
四　會計及庶務ニ關スル事項
第十三條　政務處ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　地方行政ニ關スル事項
二　自治行政ニ關スル事項
三　警察及地方自衛ニ關スル事項
四　宗教ニ關スル事項
五　教育ニ關スル事項
第十四條　勸業處ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　牧畜ニ關スル事項
二　農林ニ關スル事項
三　鑛業ニ關スル事項
四　商工業ニ關スル事項
第十五條　各處ニ司長ヲ置キ理事官又ハ技正ヲ以テ之ニ充ツ各處ノ事務分掌ハ總長之ヲ定ム
第十六條　本官制ハ大同元年三月九日ヨリ施行ス

省公署官制（大同元年三月九日教令第一三號）

茲ニ省公署官制ヲ制定シ之ヲ公布セシム
省公署官制
第一條　省（興安省ヲ除ク）ニ省公署ヲ置ク
第二條　省公署ニ左ノ職員ヲ置ク
省　長　特　任
理事官　簡任若ハ薦任
祕書官　簡任若ハ薦任
技　正　簡任若ハ薦任
事務官　薦　任
視學　薦　任
屬　官　委　任
第三條　省長ハ國務總理及各部總長ノ指揮監督ヲ承ケ法令ヲ執行シ省内ノ行政事務ヲ管理シ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ其ノ進退及賞罰ニ關シ國務總理ニ上申シ委任官以下ハ之ヲ専行ス
第四條　省長ハ省内ノ行政務ニ關シ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ省令ヲ發スルコトヲ得
第五條　省長ハ職權又ハ特別ノ委任ニ依

リ縣長ヲ指揮監督ス
省長ハ縣長ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ若ハ停止スルコトヲ得
第六條　省長ハ安寧秩序ヲ保持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ國務總理ニ上申スヘシ但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ地方駐在ノ軍司令官ニ出兵ヲ要求スルコトヲ得
第七條　理事官ハ省長ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス
技正ハ省長ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ノ視察其ノ他教育ニ關スル事務ニ從事ス
屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス
第八條　省公署ニ左ノ各廳ヲ置ク廳ニ廳長ヲ置キ理事官ヲ以テ之ニ充ツ
一　總務廳
二　民政廳
三　警務廳
四　實業廳
五　教育廳
第九條　總務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　機密ニ屬スル事項
二　人事ニ關スル事項
三　文書及統計ニ關スル事項
四　官印ノ管守ニ關スル事項
五　會計ニ關スル事項
六　他ノ廳ニ屬セサル事項
第十條　民政廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　自治行政ノ監督ニ關スル事項
二　土木ニ關スル事項
三　賑災及救恤ニ關スル事項
四　官有財産ノ管理ニ關スル事項
五　土地ニ關スル事項
六　其ノ他他廳ノ所管ニ屬セサル一般行政事項
第十一條　警務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　警察ニ關スル事項
二　衛生ニ關スル事項
三　禁煙ニ關スル事項
四　爭議ノ調停ニ關スル事項
第十二條　實業廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　農工商森林鑛山及水産ニ關スル事項
二　官營事業ノ管理ニ關スル事項
三　荒地開墾及殖民ニ關スル事項
四　農田及水利ノ整治ニ關スル事項
五　度量衡ニ關スル事項
第十三條　教育廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス
一　教育及學藝ニ關スル事項
二　禮俗及宗教ニ關スル事項
第十四條　警務廳長ハ警察事務ノ執行ニ關シ省長ノ命ヲ承ケ省内ノ警察官吏ヲ指揮監督ス
第十五條　各廳ノ事務分掌規程ハ省長之ヲ定ム
第十六條　本官制ハ大同元年三月九日ヨリ施行ス

暫ク省公署ニ參事官ヲ置クノ件（大同元年三月九日 教令第十四號）

茲ニ暫ク省公署ニ參事官ヲ置クノ件ヲ制定シ之ヲ公布セシム

第一條 暫ク省公署ニ參事官（簡任若ハ薦任）ヲ置ク

第二條 參事官ノ定員ハ一省ニ付六人以內トス但一人ヲ簡任トスルコトヲ得

第三條 參事官ハ省長ノ諮詢ニ應シ重要ナル省務ニ參劃ス

第四條 本令ハ大同元年三月九日ヨリ施行ス

興安分省公署官制（大同元年四月五日 教令第十七號）

茲ニ興安分省公署官制ヲ制定シ之ヲ公布セシム

興安分省公署官制

第一條 興安省ヲ興安南分省興安東分省及興安北分省ノ三分省ニ分チ各分省ニ分省公署ヲ置ク

第二條 分省公署ニ左ノ職員ヲ置ク

分省長 簡任
祕書官 薦任
理事官 簡任若ハ薦任
技正 簡任若ハ薦任
事務官 薦任
視學 薦任
屬官 委任

第三條 分省長ハ興安局總長ノ指揮監督ヲ承ケ法令ヲ執行シ分省內ノ行政事務ヲ管理シ所部ノ官吏ヲ指揮監督ス

分省長ハ薦任官以上ノ進退及賞罰ニ關シ興安局總長ヲ經テ國務總理ニ上申シ委任官以下ハ之ヲ專行ス

第四條 分省長ハ分省內ノ行政事務ニ關シ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ分省令ヲ發スルコトヲ得

第五條 分省長ハ職權又ハ特別ノ委任ニヨリ旗長ヲ指揮監督ス分省長ハ旗長ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ職權ヲ超ユルモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ若ハ停止スルコトヲ得

第六條 分省長ハ安寧秩序ヲ保持スル爲兵力ヲ要スルトキハ興安局總長ヲ經テ國務總理ニ上申スヘシ但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ地方駐在軍隊ノ司令官ニ出兵ヲ要求スルコトヲ得

第七條 祕書官ハ分省長ノ命ヲ承ケ機密事項及特ニ命セラレタル事項ヲ掌ル

理事官ハ分省長ノ命ヲ承ケ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ事務ヲ分掌ス

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

技正ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ノ視察及其他教育ニ關スル事務ニ從事ス

屬官ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第八條 分省公署ニ左ノ二廳ヲ置ク

總務廳
民政廳

第九條 總務廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 機密ニ屬スル事項
二 人事ニ關スル事項
三 文書ニ關スル事項
四 官印ノ管守ニ關スル事項
五 會計ニ關スル事項
六 調査ニ關スル事項
七 官有財產ノ管理ニ關スル事項
八 他廳ニ屬セサル事項

第十條 民政廳ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 自治行政ノ監督ニ關スル事項
二 土木ニ關スル事項
三 交通ニ關スル事項
四 官營事業ノ管理ニ關スル事項
五 警察及地方自衛ニ關スル事項
六 保健及衛生ニ關スル事項
七 勸業ニ關スル事項
八 文教ニ關スル事項

第十一條 廳ニ廳長ヲ置キ理事官ヲ以テ之ニ充ツ

第十二條 民政廳長ハ警察事務ノ執行ニ關シ分省長ノ命ヲ承ケ分省內ノ警察官吏ヲ指揮監督ス

第十三條 各廳ノ事務分掌規程ハ分省長之ヲ定ム

第十四條 本官制ハ大同元年四月五日ヨリ施行ス

暫行立法院祕書廳官制（大同元年四月十五日 教令第十九號）

茲ニ暫行立法院祕書廳官制ヲ制定シ之ヲ公布セシム

暫行立法院祕書廳官制

第一條 立法院祕書廳ニ左ノ職員ヲ置ク

祕書長 簡任 一
祕書官 薦任 二
事務官 薦任 四
屬官 委任 二十
守衛長 薦任 一
副守衛長 委任 一
守衛 委任 一

第二條 祕書長ハ立法院長ノ命ヲ承ケ廳務ヲ綜理ス

第三條 祕書官ハ祕書長ヲ補佐シ廳務ヲ辦理ス

第四條 事務官ハ祕書長ノ指揮監督ヲ承ケ議事記錄ノ保管收發庶務會計等ノ事項ヲ分掌ス

第五條 屬官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

第六條 守衛長ハ祕書長ノ命ヲ承ケ立法院ノ警衛事務ヲ掌ル副守衛長ハ守衛長ヲ補佐ス

守衛ハ守衛長ノ命ヲ承ケ院內ノ警衛事務ヲ處理ス

第七條 立法院祕書廳ニ左ノ四科ヲ置ク

一 文書科
二 庶務科
三 會計科
四 記錄科

第八條 各科事務細則及警衛細則ハ別ニ之ヲ定ム

附則

第九條 祕書長ハ暫ク立法院成立上ノ諸般事務ヲ掌ル

第十條　本官制ハ公布ノ日ヨリ施行ス

民政部分科規程（大同元年五月四日政府公報掲載）

茲ニ民政部分科規程ヲ左ノ如ク規定ス

民政部分科規程

第一章　總務司

第一條　總務司ニ左ノ五科ヲ置ク

祕書科
文書科
人事科
經理科
調査科

第二條　祕書科ノ職掌左ノ如シ

一　機密ニ關スル事項
二　渉外其ノ他交際ニ關スル事項
三　印信ノ典守ニ關スル事項
四　其ノ他特ニ命セラレタル事項

第三條　文書科ノ職掌左ノ如シ

一　公文ノ起案審査及裁可ニ關スル事項
二　部令指令及訓令ノ發布ニ關スル事項
三　政府公報其ノ他公示ニ關スル事項
四　會議ニ關スル事項
五　公文書ノ收發及保管ニ關スル事項
六　當宿直ニ關スル事項

第四條　人事科ノ職掌左ノ如シ

一　部内職員ノ任免進退及身分ニ關スル事項
二　部内職員ノ紀律及賞罰ニ關スル事項
三　部内職員ノ俸給及待遇ニ關スル事項
四　自治團體職員ノ選任ニ關スル事項

第五條　經理科ノ職掌左ノ如シ

一　部内一般會計及特別會計ノ豫算及決算ニ關スル事項
二　收支ニ關スル事項
三　用度及營繕ニ關スル事項
四　他科ノ所管ニ屬セサル事項

第六條　調査科ノ職掌左ノ如シ

一　統計及情報ノ蒐集竝ニ通報ニ關スル事項
二　部内所管事項ノ調査竝ニ研究ニ關スル事項
三　圖書及刊行物ニ關スル事項

第二章　地方司

第七條　地方司ニ左ノ四科ヲ置ク

行政科
自治科
財務科
社會科

第八條　行政科ノ職掌左ノ如シ

一　地方制度及公共組合ノ制度ニ關スル事項
二　地方行政ニ關スル事項
三　司内各科ノ連絡ニ關スル事項
四　他科ノ所管ニ屬セサル事項

第九條　自治科ノ職掌左ノ如シ

一　自治制度ノ確立ニ關スル事項
二　自治行政ノ監督ニ關スル事項
三　議員ノ選擧ニ關スル事項

第十條　財務科ノ職掌左ノ如シ

一　地方團體及公共組合ノ歳出入豫決算ノ監督ニ關スル事項
二　地方税公共組合費ニ關スル事項
三　地方團體及公共組合ノ使用料及手數料ニ關スル事項
四　地方團體及公共組合ノ債務ニ關スル事項
五　地方貸付及災害救助基金ニ關スル事項
六　其ノ他地方財政經濟ニ關スル事項

第十一條　社會科ノ職掌左ノ如シ

一　勞働ニ關スル事項
二　失業ノ防止及救濟ニ關スル事項
三　賑恤救濟ニ關スル事項
四　其ノ他社會事業ニ關スル事項

第三章　警務司

第十二條　警務司ニ左ノ四科二室ヲ置ク

總務科
特務科
保安科
外事科
督察室
偵緝室

第十三條　總務科ノ職掌左ノ如シ

一　警備及警衛ニ關スル事項
二　警察規劃ニ關スル事項
三　警察職員ノ人事ニ關スル事項
四　警察職員ノ教養ニ關スル事項
五　警察官署ノ豫算及經理ニ關スル事項
六　匪賊ノ討伐及清郷ニ關スル事項
七　警察統計ニ關スル事項
八　他科ノ所管ニ屬セサル事項

第十四條　特務科ノ職掌左ノ如シ

一　集會結社ノ取締ニ關スル事項
二　圖書出版及著作ニ關スル事項
三　新聞雜誌ノ檢閲ニ關スル事項
四　思想勞働及社會等ノ運動ノ取締ニ關スル事項
五　警察情報ニ關スル事項
六　其ノ他高等警察ニ關スル事項

第十五條　保安科ノ職掌左ノ如シ

一　營業警察ニ關スル事項
二　風俗警察ニ關スル事項
三　交通警察ニ關スル事項
四　危險物ノ取締ニ關スル事項
五　水火消防ニ關スル事項
六　其ノ他保安取締ニ關スル事項

第十六條　外事科ノ職掌左ノ如シ

一　外國人ノ保護及取締ニ關スル事項
二　移民及入國ノ取締ニ關スル事項
三　其ノ他外事警察ニ關スル事項

第十七條　督察室ノ職掌左ノ如シ

一　警察事項ノ監査指導ニ關スル事項
二　其ノ他特ニ命セラレタル事項

第十八條　偵緝室ノ職掌左ノ如シ

一　警察上ノ偵緝ニ關スル事項

第四章　土木司

第十九條　土木司ニ左ノ三科ヲ置ク

陸路科
水路科
技術科

第二十條　陸路科ノ職掌左ノ如シ

一 道路ニ關スル事項
二 軌道ニ關スル事項
三 飲用水使用水及汚水ノ各水道ニ關スル事項
四 都市計畫ニ關スル事項
五 地方團體及公共組合ノ土木工事ノ監督及補助ニ關スル事項
六 土地收用ニ關スル事項
七 他科ノ所管ニ屬セサル事項

第二十一條 水路科ノ職掌左ノ如シ
一 河川運河及港灣ニ關スル事項
二 防砂防水及災害ノ復舊ニ關スル事項
三 海面及水面ノ埋築ニ關スル事項

第二十二條 技術科ノ職掌左ノ如シ
一 道路河川運河港灣其ノ他ノ工事ノ技術ニ關スル事項
二 技術上ノ調査ニ關スル事項
三 工事機械及工事材料ノ規格ニ關スル事項
四 土木統計及工事年報ニ關スル事項

第五章 衛生司

第二十三條 衛生司ニ左ノ三科ヲ置ク
醫政科
防疫科
保健科

第二十四條 醫政科ノ職掌左ノ如シ
一 公衆衛生機關及團體ニ關スル事項
二 醫師藥劑師產婆及療屬ニ關スル事項
三 藥品及賣藥ニ關スル事項
四 毒物劇物其ノ他有害物ニ關スル事項
五 阿片其ノ他麻醉劑ノ取締ニ關スル事項
六 救護及施療ニ關スル事項
七 醫事統計ニ關スル事項
八 其ノ他醫政ニ關スル事項
九 他科ノ所管ニ屬セサル事項

第二十五條 防疫科ノ職掌左ノ如シ
一 傳染病ニ關スル事項
二 地方病ニ關スル事項
三 畜疫ニ關スル事項
四 檢疫ニ關スル事項
五 其ノ他防疫ニ關スル事項

第二十六條 保健科ノ職掌左ノ如シ
一 多數集合場所ノ衛生ニ關スル事項
二 食料及飲料ニ關スル事項
三 飲用水及使用水ニ關スル事項
四 汚水ノ排除及清潔ニ關スル事項
五 屠畜及屠場ニ關スル事項
六 墓地及埋火葬ニ關スル事項
七 衛生思想ノ普及ニ關スル事項
八 其ノ他保健ニ關スル事項

第六章 文教司

第二十七條 文教司ニ左ノ四科ヲ置ク
總務科
學務科
社會教育科
宗教科

第二十八條 總務科ノ職掌左ノ如シ
一 教育體系ノ確立ニ關スル事項
二 教科書ノ編纂ニ關スル事項

三 留學生及研究生ニ關スル事項
四 直轄學校及直轄圖書館ニ關スル事項
五 學藝ニ關スル事項
六 特殊教育ニ關スル事項
七 他科ノ所管ニ屬セサル事項

第二十九條 學務科ノ職掌左ノ如シ
一 學校教育ニ關スル事項
二 補習教育ニ關スル事項
三 學校衛生及體育ニ關スル事項

第三十條 社會教育科ノ職掌左ノ如シ
一 成人教育ニ關スル事項
二 圖書館及博物館ニ關スル事項
三 修養團體及教化團體ニ關スル事項
四 禮俗及民衆娛樂ニ關スル事項
五 思想言論ノ善導統制ニ關スル事項
六 一般體育及競技ニ關スル事項
七 其ノ他社會教育及教育的社會事業ニ關スル事項

第三十一條 宗教科ノ職掌左ノ如シ
一 宗教ニ關スル事項
二 宗教團體ニ關スル事項
三 僧侶道士及敎師ニ關スル事項
四 廟宇廟產ニ關スル事項

附 則

本規定ハ公布ノ日ヨリ施行ス

監察院分科規程 （大同元年五月六日政府公報揭載）

茲ニ監察院分科規定ヲ左ノ如ク規定ス

監察院分科規定

第一條 總務處ニ左ノ三科ヲ置ク
祕書科
文書科
庶務科

第二條 祕書科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 祕書及本院ノ會議ニ關スル事項
二 機密ニ屬スル事項
三 官印ノ管守ニ關スル事項
四 資料ノ蒐集ニ關スル事項
五 本院所管事項ノ調査及研究ニ關スル事項
六 對外及其ノ他交際ニ關スル事項
七 特ニ命セラレタル事項

第三條 文書科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 法令案及成文案ノ審査及進達ニ關スル事項
二 政府公報其ノ他公告ニ關スル事項
三 文書ノ收發及保存ニ關スル事項
四 圖書及刊行物ニ關スル事項
五 統計ノ作成ニ關スル事項

第四條 庶務科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 職員ノ進退賞罰身分及紀律ニ關スル事項
二 院所管職員ノ俸給及待遇ニ關スル事項
三 雇員ニ關スル事項
四 院內ノ取締及衛生ニ關スル事項
五 豫算及決算ニ關スル事項
六 金錢ノ出納ニ關スル事項
七 用度及營繕ニ關スル事項
八 他科ノ所管ニ屬セサル事項

第五條 監察部各廳ニ左ノ各科ヲ置ク
第一科

第二科

第三科

監察部ハ監察官ヲ各地ニ駐在セシメ指定區域内ノ監察事宜ヲ掌ラシム

第六條　第一廳ノ各科ハ左記範圍ノ監察事宜ヲ掌ル

第一科　參議府立法院國務院總務廳法制局統計處資政局及公安局所管

第二科　民政部所管（總務司地方司警務司及土地局所管並首都警察廳）

第三科　民政部所管（第二科所管ノモノヲ除ク）

第七條　第二廳ノ各科ハ左記範圍ノ監察事宜ヲ掌ル

第一科　外交部及軍政部所管

第二科　財政部所管

第三科　實業部所管

第八條　第三廳ノ各科ハ左記範圍ノ監察事宜ヲ掌ル

第一科　交通部所管（總務司鐵道司及各鐵道局所管）

第二科　交通部所管（第一科所管ノモノヲ除ク）

第三科　司法部所管並ニ各法院及檢察廳

第九條　審計部各廳ニ左ノ三科ヲ置ク

第一科

第二科

第三科

第十條　第一廳ノ各科ハ左記範圍ノ審計事宜ヲ掌ル

第一科　國務院總務廳及財政部所管國債中央銀行ノ出納

第二科　租税内國税徴收料税關專賣局

第三科　實業部所管

第十一條　第二廳ノ各科ハ左記範圍ノ審計事宜ヲ掌ル

第一科　民政部所管（總務司地方司警務司及土地局所管並首都警察廳）

第二科　民政部所管（第一科所管ノモノヲ除ク）

第三科　興安局所管

第十二條　第三廳ノ各科ハ左記範圍ノ審計事宜ヲ掌ル

第一科　軍政部所管

第二科　司法部所管

第三科　各法院及檢察廳

第十三條　第四廳ノ各科ハ左記範圍ノ審計事宜ヲ掌ル

第一科　交通部所管（總務司及鐵道司所管）

第二科　交通部所管（第一科所管ノモノヲ除ク）

第三科　外交部所管

附　則

本規程ハ大同元年五月六日ヨリ施行ス

統計處分科規程（大同元年五月九日政府公報掲載）

茲ニ統計處分科規程ヲ左ノ如ク規定ス

統計處分科規程

第一條　統計處ニ左ノ四科ヲ置ク

總務科

資料科

調査科

編纂科

第二條　總務科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　各官署統計ノ統制ニ關スル事項

二　統計職員ノ養成並ニ各官署統計主務者ノ招集及會議ニ關スル事項

三　統計圖書ノ刊行ニ關スル事項

四　他科ノ主管ニ屬セサル事項

第三條　資料科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　資料ノ蒐集整理及保管ニ關スル事項

第四條　調査科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　各官署統計ノ審査ニ關スル事項

二　國勢ノ基本ニ關スル統計調査ニシテ各官署ニ專屬セサルモノニ關スル事項

三　内外統計ノ攻究ニ關スル事項

第五條　編纂科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　統計調査ノ原表調製ニ關スル事項

二　統計調査結果ノ整理編纂ニ關スル事項

附　則

本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

財政部分科規程（大同元年五月九日政府公報掲載）

茲ニ財政部分科規定ヲ左ノ如ク規定ス

財政部分科規程

第一條　總務司ニ左ノ五科ヲ置ク

祕書科

人事科

文書科

會計科

調査科

第二條　祕書科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　機密ニ屬スル事項

二　總長次長ノ官印及部印ノ保管ニ關スル事項

三　他司科ニ屬セサル事項

第三條　人事科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　職員ノ進退賞罰及身分ニ關スル事項

第四條　文書科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　法令案及成案文書ノ審査及進達ニ關スル事項

二　文書ノ接受發送編纂保管ニ關スル事項

三　政府公報及弘報ニ關スル事項

四　圖書印刷物ニ關スル事項

五　飜譯及通譯ニ關スル事項

六　情報ノ蒐集ニ關スル事項

七　宿直ニ關スル事項

第五條　會計科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　本部所管一般會計及特別會計ノ豫算及決算ニ關スル事項

二　支拂ニ關スル事項

三　物品ノ出納保管ニ關スル事項

四　建築物ノ維持及保管ニ關スル事項

五　雇傭ニ關スル事項

六　廳内管理ニ關スル事項

第六條　調査科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一　部所管事項ノ統計及報告ニ關スル事項

二　内外經濟事情ノ調査ニ關スル事項

第七條 稅務司ニ左ノ五科ヲ置ク
國稅科
關稅科
專賣科
企畫科
經理科

第八條 國稅科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 內國稅ノ賦課徵收及減免ニ關スル事項
二 租稅外諸收入ニ關スル事項
三 一切ノ貸借金品ニ關スル事項
四 內國稅事務ノ管理監督ニ關スル事項
五 內國稅ノ訴願ニ關スル事項
六 內國稅犯則者處分事務ノ管理監督ニ關スル事項
七 印紙類ノ調製出納保管ニ關スル事項
八 地方稅ノ設定改廢ノ認可ニ關スル事項
九 稅務官吏ノ養成ニ關スル事項
十 交付金及拂戾金ニ關スル事項
十一 稅務ノ統計ニ關スル事項

第九條 關稅科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 關稅噸稅ノ賦課徵收及減免ニ關スル事項
二 關稅噸稅外諸收入ノ管理監督ニ關スル事項
三 關稅噸稅事務ノ管理監督ニ關スル事項
四 關稅噸稅犯則者處分事務ノ管理監督ニ關スル事項
五 外國貿易ノ船舶及輸出入品ノ監督ニ關スル事項
六 輸出入品ノ調查試驗分析及鑑定ニ關スル事項
七 保稅倉庫假置場及保稅地域ノ管理ニ關スル事項
八 保稅貨物運送積卸ニ關スル事項
九 關稅通路ニ關スル事項
十 輸出交付金及拂戾金ニ關スル事項
十一 關稅噸稅ノ訴願ニ關スル事項
十二 稅關官吏ノ養成ニ關スル事項
十三 關稅及貿易統計ニ關スル事項

第十條 專賣科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 專賣物品ノ生產收納及購買ニ關スル事項
二 專賣物品ノ移輸出入保管賣下及販賣ニ關スル事項
三 專賣物品及專賣物品營業者ノ管理監督ニ關スル事項
四 專賣物品ノ調查試驗分析及鑑定ニ關スル事項
五 專賣物品ノ管理ニ關スル事項
六 專賣犯則者處分事務ノ管理監督ニ關スル事項
七 專賣物品ノ交付金補助金拂戾金ニ關スル事項
八 專賣官吏ノ養成ニ關スル事項
九 專賣統計ニ關スル事項

第十一條 企畫科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 內國稅制度ノ調查ニ關スル事項
二 關稅噸稅制度ノ調查ニ關スル事項

三 專賣制度ノ調查ニ關スル事項
四 徵稅機關專賣機關ノ新設改廢ニ關スル事項

第十二條 經理科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 租稅及租稅外ノ一切諸收入ノ豫算ニ關スル事項
二 內國稅徵收費ノ配付ニ關スル事項
三 關稅徵收費ノ配付ニ關スル事項
四 專賣資金ノ運用ニ關スル事項
五 租稅及專賣犯則者處分費ノ配付ニ關スル事項
六 稅務官吏稅關官吏專賣官吏ノ諸俸給ノ統一ニ關スル事項
七 稅務官吏稅關官吏及專賣官吏ノ賞罰審查ニ關スル事項
八 他科ニ屬セサル事項

第十三條 理財司ニ左ノ三科ヲ置ク
銀行科
特殊金融科
官產科

第十四條 銀行科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 銀行ニ關スル事項
二 銀行ノ兼營スル附屬營業ニ關スル事項
三 銀行債券ニ關スル事項
四 銀行ニ對スル補助金及補給金ニ關スル事項
五 銀行ノ檢查ニ關スル事項
六 貨幣ニ關スル事項
七 紙幣類似證券ニ關スル事項
八 國債及地方債ニ關スル事項
九 他科ニ屬セサル事項

第十五條 特殊金融科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 庶民金融ニ關スル事項
二 錢舖及儲蓄會及銀行類似ノ營業ニ關スル事項
三 保險及信託ニ關スル事項
四 錢鈔取引所ニ關スル事項
五 彩票ニ關スル事項

第十六條 官產科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 國有財產ノ調查ニ關スル事項
二 國有財產ノ管理處分ニ關スル事項

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

國務院總務廳分科規程（大同元年五月十六日政府公報揭載）

茲ニ國務院總務廳分科規程ヲ左ノ如ク規定ス

國務院總務廳分科規程

第一條 祕書處ニ祕書官室及左ノ二科ヲ置ク
總務科
文書科

第二條 祕密官室ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 機密ニ屬スル事項
二 涉外其ノ他交際ニ關スル事項
三 特ニ命セラレタル事項

第三條 總務科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 廳內人事ニ關スル事項
二 廳舍及營繕ニ關スル事項
三 廳內會計ニ關スル事項
四 廳內用度ニ關スル事項

五 廳內當宿直ニ關スル事項
六 其ノ他各處科ノ所管ニ屬セサル事項
第四條 文書科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 官印文書ノ管守ニ關スル事項
二 法律敎令軍令敎書及院令ノ公布ニ關スル事項
三 訓令及指令ノ起案發送ニ關スル事項
四 國務院會議ニ關スル事項
五 成案文書ノ審査及進達ニ關スル事項
六 公文ノ收發及保存ニ關スル事項
七 政府公報ノ編輯及發行ニ關スル事項
八 圖書及刊行物ニ關スル事項
第五條 人事處ニ左ノ三科ヲ置ク
人事科
給與科
調査科
第六條 人事科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 官吏ノ任免進退及身分ニ關スル事項
二 官吏ノ紀律及賞罰ニ關スル事項
三 官吏ノ考科ニ關スル事項
四 休暇期日及勤務時間ノ規定ニ關スル事項
五 議員ノ選任ニ關スル事項
六 官吏ノ留學出張及請暇ニ關スル事項
七 履歷カードノ作成管理竝職員錄編纂ニ關スル事項
第七條 給與科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 官吏ノ俸給ニ關スル事項
二 官吏ノ恩給ニ關スル事項
三 旅費及手當ニ關スル事項
四 官吏ノ昇給及賞與ニ關スル事項
五 職務傷病給與及其他給與ニ關スル事項
六 官舍ニ關スル事項
第八條 調査科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 人事制度待遇及給與ノ調査研究ニ關スル事項
二 人事諸規定ノ審議ニ關スル事項
三 定員ノ設定及改廢ニ關スル事項
四 官吏統計ノ作成ニ關スル事項
第九條 主計處ニ左ノ四科ヲ置ク
總務科
一般會計科
特別會計科
司計科
第十條 總務科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 收入支出ノ科目ニ關スル事項
二 金錢會計ノ統一ニ關スル事項
三 會計ノ法規ニ關スル事項
四 監察院ノ審計報告ニ關スル事項
五 他科ノ所管ニ屬セサル事項
第十一條 一般會計科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 總豫算ニ關スル事項
二 支拂豫算ニ關スル事項
三 總決算ニ關スル事項
四 豫備金支出ニ關スル事項
五 敎令指定費途流用ニ關スル事項

六 主計簿登記ニ關スル事項
第十二條 特別會計科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 特別會計ノ豫算ニ關スル事項
二 特別會計ノ決算ニ關スル事項
三 特別會計ノ資金ニ關スル事項
第十三條 司計科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 國資ノ運用及計畫ニ關スル事項
二 國庫金ノ出納管理ニ關スル事項
三 國債ニ關スル事項
第十四條 需用處ニ左ノ三科ヲ置ク
總務科
用度科
營繕科
第十五條 總務科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 取引人ノ信用調査ニ關スル事項
二 市況調査ニ關スル事項
三 契約締結竝ニ違約審議ニ關スル事項
四 現場ニ關スル事務
五 出納記帳竝ニ決算ニ關スル事項
六 振替竝ニ支拂手續ニ關スル事項
七 需用資金ニ關スル事項
八 他科ノ所管ニ屬セサル事項
第十六條 用度科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 物品ノ購買ニ關スル事項
二 物品ノ保管配給及處分ニ關スル事項
三 物品會計ノ統一ニ關スル事項
第十七條 營業科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 造營及修繕ニ關スル事項
第十八條 本規定ハ公布ノ日ヨリ施行ス

交通部分科規程（大同元年五月十四日政府公報揭載）

玆ニ交通部分科規程ヲ左ノ如ク規程ス

交通部分科規程

第一章 總務司

第一條 總務司ニ左ノ六科ヲ置ク
一 祕書科
二 人事科
三 文書科
四 航空科
五 會計科
六 調査科
第二條 祕書科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 機密ニ屬スル事項
二 涉外及交際ニ關スル事項
三 特ニ命セラレタル事項
四 官舍及宿直ニ關スル事項
第三條 人事科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 職員ノ紀律ニ關スル事項
二 職員ノ任免賞罰ニ關スル事項
三 職員ノ給與及待遇ニ關スル事項
四 職員ノ養成ニ關スル事項
第四條 文書科ハ左ノ事項ヲ掌ル
一 總長ノ小官印及部印ノ保管ニ關スル事項
二 總長文書ノ進達及裁決ニ關スル事項
三 重要ナル規定案契約及成文案ノ審議ニ關スル事項
四 文書ノ收發及保管ニ關スル事項
五 會議ニ關スル事項
六 政府公報一切ノ通知ニ關スル事項

七 各司科ノ主管ニ屬セサル事項

第五條 航空科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 航空ノ取締ニ關スル事項

第六條 會計科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 本部所管ノ豫算及決算ニ關スル事項

二 收支ニ關スル事項

三 財産ノ管理ニ關スル事項

四 用度及營繕ニ關スル事項

第七條 調査科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 統計及情報ノ蒐集並通報ニ關スル事項

二 本部所管事項ノ調査及研究ニ關スル事項

三 圖書及刊行物ニ關スル事項

第二章 鐵道司

第八條 鐵道司ニ左ノ八科ヲ置ク

一 庶務科

二 第一科

三 第二科

四 第三科

五 第四科

六 第五科

七 經理科

八 路工科

第九條 庶務科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 文書及人事ニ關スル事項

二 事故ニ關スル事項

三 地方鐵道ノ監督ニ關スル事項

四 各科ノ主管ニ屬セサル事項

第十條 第一科第二科第三科第四科及第五科ハ別ニ定ムル區域內ニ於テ左ノ事項ヲ掌ル

一 鐵道營業ニ關スル事項

二 附帶營業ニ關スル事項

三 聯絡運輸ニ關スル事項

四 列車及車輪ニ關スル事項

第十一條 經理科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 經理ニ關スル事項

二 工事ノ請負契約ニ關スル事項

第十二條 路工科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 鐵道及其ノ附屬施設ノ建設改良及保存ニ關スル事項

二 新線建設ニ關スル事項

第三章 郵務司

第十三條 郵務司ニ左ノ六科ヲ置ク

一 庶務科

二 郵務科

三 電務科

四 貯金科

五 工務科

六 經理科

第十四條 庶務科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 機密ニ關スル事項

二 文書及人事ニ關スル事項

三 各科ノ主管ニ屬セサル事項

第十五條 郵務科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 郵便ニ關スル事項

二 小包郵便ニ關スル事項

第十六條 電務科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 有線及無線電信ニ關スル事項

二 有線及無線電話ニ關スル事項

三 放送ニ關スル事項

第十七條 貯金科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 郵便爲替ニ關スル事項

二 郵便貯金ニ關スル事項

第十八條 工務科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 電信ノ技術ニ關スル事項

二 電話ノ技術ニ關スル事項

第十九條 經理科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 經理ニ關スル事項

二 工事ノ請負契約ニ關スル事項

第四章 水運司

第二十條 水運司ニ左ノ四科ヲ置ク

一 庶務科

二 港灣科

三 河川科

四 管船科

第二十一條 庶務科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 文書及人事ニ關スル事項

二 經理ニ關スル事項

三 工事ノ請負契約ニ關スル事項

四 各科ノ主管ニ屬セサル事項

第二十二條 港灣科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 港灣ノ營業ニ關スル事項

二 港灣ノ施設及修築ニ關スル事項

第二十三條 河川科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 河川ノ營業ニ關スル事項

二 河川ノ施設及浚渫ニ關スル事項

第二十四條 管船科ハ左ノ事項ヲ掌ル

一 船舶ノ管理及取締ニ關スル事項

二 船員ノ取締ニ關スル事項

三 航路標識ニ關スル事項

附 則

本規程ハ大同元年五月十四日ヨリ施行ス

興安局分科規程（大同元年五月十六日 政府公報掲載）

玆ニ興安局分科規程ヲ左ノ如ク規定ス

興安局分科規程

第一條 總務處ニ左ノ三科ヲ置ク

總務科

會計科

調査科

第二條 總務科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 機密ニ屬スル事項

二 總長印次長印及局印ノ管守ニ關スル事項

三 法令案及成文案ノ審査及送達ニ關スル事項

四 局令指令及訓令ノ發令ニ關スル事項

五 政府公報及其ノ他公示ニ關スル事項

六 公文書ノ收發及保存ニ關スル事項

七 局所管職員ノ人事ニ關スル事項

八 他處科ノ主管ニ屬セサル事項

第三條 會計科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 局所管會計ノ豫算及決算ニ關スル事項

二 收支ニ關スル事項

三 用度及營繕ニ關スル事項

第四條 調査科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一 統計及情報ニ關スル事項

二 局所管事項ノ調査及研究ニ關スル事項

三 圖書及發刊物ニ關スル事項

第五條　政務處ニ左ノ四科ヲ置ク

地　方　科
蒙　務　科
警　務　科
文　教　科

第六條　地方科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　地方行政ニ關スル事項
二　自治行政ニ關スル事項
三　他科ノ主管ニ屬セサル事項

第七條　蒙務科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　興安省以外ノ地域ノ蒙古旗務ニ關スル事項
二　興安省以外ノ地域ノ蒙古人公共組合ニ關スル事項

第八條　警務科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　警察及地方自衛ニ關スル事項
二　保健及衛生ニ關スル事項

第九條　文教科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　教育ニ關スル事項
二　宗教ニ關スル事項

第十條　勸業處ニ左ノ三科ヲ置ク

畜　產　科
農　鑛　科
工　商　科

第十一條　畜產科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　牧畜ニ關スル事項
二　牧野ニ關スル事項
三　獸疫ニ關スル事項
四　他科ノ主管ニ屬セサル事項

第十二條　農鑛科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　農林ニ關スル事項
二　鑛業ニ關スル事項

第十三條　工商科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　商事及貿易ニ關スル事項
二　工業ニ關スル事項

附　則

本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

興安分省公署分科規程（大同元年五月十六日政府公報掲載）

玆ニ興安分省公署分科規程ヲ左ノ如ク規定ス

興安分省公署分科規程

第一條　總務廳ニ左ノ二科ヲ置ク

總　務　科
會　計　科

第二條　總務科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　機密ニ屬スル事項
二　公文書ニ關スル事項
三　官印ノ管守ニ關スル事項
四　人事ニ關スル事項
五　他廳科ノ主管ニ屬セサル事項

第三條　會計科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　豫算及決算ニ關スル事項
二　收支ニ關スル事項
三　用度及營繕ニ關スル事項
四　官有財產ノ管理ニ關スル事項

第四條　民政廳ニ左ノ四科ヲ置ク

地　方　科
警　務　科
勸　業　科
文　教　科

第五條　地方科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　地方行政ニ關スル事項

二　自治行政ノ監督ニ關スル事項
三　土木ニ關スル事項
四　官營事業ノ管理ニ關スル事項
五　他科ノ主管ニ屬セサル事項

第六條　警務科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　警察及自衛ニ關スル事項
二　衛生ニ關スル事項

第七條　勸業科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　牧畜ニ關スル事項
二　農林ニ關スル事項
三　鑛業ニ關スル事項
四　商工業ニ關スル事項

第八條　文教科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　教育ニ關スル事項
二　宗教ニ關スル事項

附　則

本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

司法部分科規程（大同元年五月十九日政府公報掲載）

玆ニ司法部分科規程ヲ左ノ如ク規定ス

司法部分科規程

第一條　總務司ニ左ノ五科ヲ置ク

祕　書　科
文　書　科
人　事　科
會　計　科
調　查　科

第二條　祕書科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　機密ニ屬スル事項
二　交涉及其ノ他交際ニ關スル事項
三　特ニ命セラレタル事項

第三條　文書科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　總長官印及部印ノ管守ニ關スル事項
二　法令案及成文案ノ審查及申請ニ關スル事項
三　部令指令及訓令ノ發令ニ關スル事項
四　政府公報及其ノ他公布ニ關スル事項
五　公文ノ收發及保存ニ關スル事項
六　公署及當直ニ關スル事項
七　他司科ノ主管ニ屬セザル事項

第四條　人事科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　本部所管職員ノ銓敍進退及身分及定員ノ配置ニ關スル事項
二　本部所管職員ノ紀律及賞罰ニ關スル事項
三　本部所管職員ノ給與及待遇ニ關スル事項
四　司法官ノ養成ニ關スル事項
五　辯護士及法院ニ屬スル職員ノ身分ニ關スル事項
六　辯護士會ニ關スル事項

第五條　會計科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　本部所管會計ノ豫算及決算ニ關スル事項
二　收支ニ關スル事項
三　用度及營繕ニ關スル事項

第六條　調查科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　司法制度ノ調查及研究ニ關スル事項
二　司法統計ニ關スル事項

三　圖書及刊行物ニ關スル事項

第七條　法務司ニ左ノ三科ヲ置ク

民事第一科

民事第二科

刑事科

第八條　民事第一科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　法院ノ設立廢止及管轄區域ニ關スル事項

二　民事及非訟事件ニ關スル事項

三　民事及非訟事件ノ裁判事務ニ關スル事項

第九條　民事第二科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　戸籍ニ關スル事項

二　登記及公證ニ關スル事項

三　供託ニ關スル事項

四　調停ニ關スル事項

五　公斷ニ關スル事項

第十條　刑事科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　刑事ニ關スル事項

二　刑事ノ裁判事務及檢察事務ニ關スル事項

第十一條　行刑司ニ左ノ三科ヲ置ク

刑政科

保護科

監獄科

第十二條　刑政科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　刑ノ執行ニ關スル事項

二　監獄ノ設置及廢止ニ關スル事項

三　保釋及假出獄ニ關スル事項

四　大赦特赦減刑及復權ニ關スル事項

五　監獄職員ノ養成ニ關スル事項

六　犯罪人ノ異同ノ識別ニ關スル事項

第十三條　保護科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　少年矯正ニ關スル事項

二　免囚ノ保護ニ關スル事項

第十四條　監獄科ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　犯罪人ノ出入疾病及死亡ニ關スル事項

二　服役犯罪人ノ工作ニ關スル事項

三　教誨其ノ他感化ニ關スル事項

四　監獄ノ衛生及保健ニ關スル事項

五　監獄ノ視察ニ關スル事項

第十五條　本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

土地局官制（大同元年五月二十三日教令第二十四號）

茲ニ參議府ノ諮詢ヲ經テ土地局官制ヲ制定シ之ヲ公布施行セシム

土地局官制

第一條　土地局ハ民政部ニ隷屬シ左ノ事項ヲ管掌ス

一　土地ノ調査及測量ニ關スル事項

二　地籍及地籍圖ノ調製ニ關スル事項

三　土地ノ整理及權利ノ審定ニ關スル事項

四　土地ノ利用及土地政策ノ研究ニ關スル事項

第二條　土地局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長　簡任

理事官　簡任若ハ薦任

技正　簡任若ハ薦任

事務官　薦任

屬官　委任

技士　委任

第三條　局長ハ部下官吏ヲ指揮監督シ局務ヲ綜理ス

第四條　局長ハ薦任官以上ノ進退賞罰ニ關シ民政部總長ニ申請シ其ノ委任官以下ハ之ヲ專行スルコトヲ得

第五條　理事官ハ局長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

技正ハ局長ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

屬官及技士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務及技術ニ從事ス

第六條　土地局ニ左ノ三處ヲ設置ス

總務處

審査處

測量處

第七條　總務處ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　官印ノ管守及文書ニ關スル事項

二　人事會計及庶務ニ關スル事項

三　地籍及地籍圖ニ關スル事項

四　土地ノ丈放及其ノ他土地ノ處分ニ關スル事項

五　他處ノ主管ニ屬セサル事項

第八條　審査處ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　土地權利ノ審定ニ關スル事項

二　地目及地籍ノ整理ニ關スル事項

三　土地ノ利用及土地政策ノ研究ニ關スル事項

四　土地習慣ノ調査ニ關スル事項

五　土地ノ地位等級及課税價格ニ關スル事項

六　土地統計ニ關スル事項

七　其ノ他土地ノ整理及調査ニ關スル事項

第九條　測量處ハ左ノ事項ヲ管掌ス

一　測量ニ關スル事項

二　地形圖及地籍圖ノ調製ニ關スル事項

三　其ノ他測量技術ニ關スル事項

第十條　本官制ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

土地局分科規程（大同元年五月二十三日政府公報掲載）

茲ニ土地局分科規程ヲ左ノ如ク規定ス

土地局分科規程

第一條　總務處ニ左ノ二科ヲ置ク

庶務科

地籍科

第二條　庶務科ハ左ノ事項ヲ掌理ス

一　官印ノ管守及文書ニ關スル事項

二　土地ノ丈放及其ノ他ノ處分ニ關スル事項

三　人事會計及庶務ニ關スル事項

四　他處科ノ主管ニ屬セサル事項

第三條　地籍科ハ左ノ事項ヲ掌理ス

一　地籍ニ關スル事項

二　地籍圖ニ關スル事項

第四條　審査處ニ左ノ二科ヲ置ク

一　審定科

二　調査科

第五條　審定科ハ左ノ事項ヲ掌理ス

一　土地權利ノ審定ニ關スル事項

二　土地ノ地位等級及課税價格ニ關スル事項

三　地目及地籍ノ整理ニ關スル事項
四　其ノ他土地ノ整理ニ關スル事項
第六條　調査科ハ左ノ事項ヲ掌理ス
一　土地ノ利用及政策ノ研究ニ關スル事項
二　慣習ノ調査ニ關スル事項
三　土地ノ統計ニ關スル事項
四　其ノ他土地ノ調査ニ關スル事項
第七條　測量處ニ左ノ二科ヲ置ク
測　量　科
製　圖　科
第八條　測量科ハ左ノ事項ヲ掌理ス
一　測量ニ關スル事項
第九條　製圖科ハ左ノ事項ヲ掌理ス
一　地形圖ノ調製ニ關スル事項
二　地籍圖ノ調製ニ關スル事項

附　則

本規程ハ公布ノ日ヨリ施行ス

實業部分科規程（大同元年五月二十六日政府公報掲載）

茲ニ實業部分科規程ヲ左ノ如ク規定ス

實業部分科規程

第一條　總務司ニ左ノ四科ヲ置ク
祕　書　科
文　書　科
庶　務　科
調　査　科
第二條　祕書科ノ職掌左ノ如シ
一　機密ニ屬スル事項
二　涉外其ノ他交際ニ關スル事項
三　其ノ他特ニ命セラレタル事項
第三條　文書科ノ職掌左ノ如シ
一　官印ノ管守ニ關スル事項
二　法令案及成文案ノ審査及進達ニ關スル事項
三　部令指令及訓令ノ發布ニ關スル事項
四　政府公報其ノ他公示ニ關スル事項
五　公文書ノ收發及保存ニ關スル事項
六　會議ニ關スル事項
第四條　庶務科ノ職掌左ノ如シ
一　職員ノ任免進退及身分ニ關スル事項
二　職員ノ紀律及賞罰ニ關スル事項
三　職員ノ給與及待遇ニ關スル事項
四　豫算及決算ニ關スル事項
五　收支ニ關スル事項
六　用度及營繕ニ關スル事項
七　財產ノ管理ニ關スル事項
八　他司科ノ所管ニ屬セサル事項
第五條　調査科ノ職掌左ノ如シ
一　本部所管事項ノ聯絡調査竝ニ研究ニ關スル事項
二　統計及情報ニ關スル事項
三　圖書及刊行物ニ關スル事項
第六條　農鑛司ニ左ノ五科ヲ置ク
農　務　科
林　務　科
水　產　科
畜　產　科
鑛　務　科
第七條　農務科ノ職掌左ノ如シ
一　農業及蠶業ニ關スル事項

二　開墾及水利ニ關スル事項
三　農業團體ニ關スル事項
第八條　林務科ノ職掌左ノ如シ
一　林產及狩獵ニ關スル事項
二　治水事業ニ關スル事項
三　林業團體ニ關スル事項
第九條　水產科ノ職掌左ノ如シ
一　水產業ニ關スル事項
二　水產業團體ニ關スル事項
第十條　畜產科ノ職掌左ノ如シ
一　畜產ニ關スル事項
二　獸疫ニ關スル事項
三　畜產團體ニ關スル事項
第十一條　鑛務科ノ職掌左ノ如シ
一　鑛業ニ關スル事項
二　鑛業團體ニ關スル事項
第十二條　工商司ニ左ノ三科ヲ置ク
工　務　科
商　務　科
權　度　科
第十三條　工務科ノ職掌左ノ如シ
一　工業ニ關スル事項
二　工業技術ニ關スル事項
三　工業團體ニ關スル事項
第十四條　商務科ノ職掌左ノ如シ
一　商業及貿易ニ關スル事項
二　商業團體ニ關スル事項
第十五條　權度科ノ職掌左ノ如シ
一　度量衡ノ統一及普及ニ關スル事項
二　度量衡ノ檢査ニ關スル事項
三　其ノ他度量衡ニ關スル事項

附　則

本規程ハ大同元年五月二十六日ヨリ施行ス

第五輯　官　規

各省竝ニ特別區ノ簡任薦任職員ハ各省長特別區長官ヨリ國務院ニ申請シ辦理スヘキノ件（大同元年四月一日國務院訓令第三號）

各省竝ニ特別區ニ隷屬スル各官廳ノ簡任薦任職員ハ均シク省長竝ニ特別區長官ヨリ主管各部ヲ經テ國務院ニ申請シテ辦理スヘシ御査照ノ上所部ニ通告シテ之ヲ遵守セシムヘシ右命令ス

警察官吏ノ紀律身分及服務ニ關スル件（大同元年三月二十三日民政部訓令第一號）

奉天省長吉林省長黑龍江省長
東省特別區長官
ニ令ス

警察管轄ノ權限ハ既ニ本部ヨリ明瞭ニ區劃シ之ヲ命令シテ遵照セシメタリ惟フニ警察官吏ノ最モ重ンスルコトハ紀律ナルニ付暫時タリトモ其ノ身分及服務ヲ規定シ以テ遵守ニ資スヘシ以後各警察官吏ヲ左列各條ニ依リテ辦理セヨ

一　現行警察制度ノ改廢及現任警察官吏ハ特別ノ情形アル者ヲ除クノ外故ナクシテ之ヲ變更スルコトヲ得ス
二　警察官吏ノ免黜ニ關シテハ國民政府及東北舊政權ニ消息ヲ密通シ及不

正行爲アル者ヲ除クノ外各々ヲシテ安心セシメ職務ニ精勵從事セシムヘシ

三　警察官吏ハ從來ノ官吏服務規則及警察須知等ニ依リ切實ニ之ヲ遵守スヘシ

以上各條ハ各省長及特別區長官ヨリ所屬警察機關ニ嚴命シ之ヲ遵照辦理セシムヘシ右命令ス

行政勤務時刻ハ新京ノ時刻ヲ以テ標準トナスノ件（大同元年四月一日院令第四號）

各省長
興安局總長
東省特別區長官ニ令ス

行政勤務時間ハ必ス一様ナルヲ要ス然ルニ各省各埠ニ於テハ區々トシテ齊シカラス依テ今後ハ必ス新京ノ時間ヲ以テ標準トナシ之ヲ一律ニ歸ス該總長省長長官之ヲ所屬ニ通告シテ遵照セシムヘシ

行政勤務時刻ハ新京ノ時刻ヲ以テ標準トナスノ件（大同元年四月十五日國務院訓令第十號）

民政部總長
各部總長ニ令ス
中東鐵路督辦

行政ノ勤務時刻ニ關シテハ各省區一様ニアラス爾後務メテ新京ノ時刻ヲ以テ標準トナシ以テ一律ニ歸ス該總長督辦之ヲ所屬ニ轉令シ遵照セシメ並ニ布告ノ形式ヲ以テ所屬ニ轉令遵奉セシムヘシ右命令ス

各省長ニ配布シ印刷セシメ所屬ニ貼附方ヲ命令シ人民ニ周知セシムヘシ右命令ス

官署休日表ヲ制定スルノ件（大同元年四月十六日院令第五號）

各部總長
興安局總長
法制局長
奉天吉林黑龍江熱河各省長
東省特別區長官ニ令ス

各官署ノ休日ハ臨時特別規定ヲ除ク外アラユル休日及日曜日ヲ既ニ規定シタルニ付寫ヲ送付シ該總長局長省長長官之ヲ所屬ニ通告シ一様ニ遵守セシムヘシ右命令ス

官署休日表

官署休日表添附

左記ノ節日及日曜日ハ休日トス

元旦　陽暦一月一日二日三日
春節　陰暦正月一日二日三日四日五日ニ相當スル陽暦ノ日
執政萬壽　陰暦ノ正月十三日ニ相當スル陽暦ノ日
元宵節　陰暦ノ正月十五日ニ相當スル陽暦ノ日
建國日　陽暦三月一日
祀孔春祭　陰暦ノ二月上丁ノ日ニ相當スル陽暦ノ日
祀關岳春祭　陰暦ノ二月上戊ノ日ニ相當スル陽暦ノ日

端午節　陰暦ノ五月五日ニ相當スル陽暦ノ日
祀孔秋祭　陰暦ノ八月上丁ノ日ニ相當スル陽暦ノ日
祀關岳秋祭　陰暦ノ八月上戊ノ日ニ相當スル陽暦ノ日
中秋節　陰暦ノ八月十五日ニ相當スル陽暦ノ日
孔誕　陰暦ノ八月二十七日ニ相當スル陽暦ノ日
年末　陽暦十二月二十九日三十日三十一日
除夕　陰暦ノ十月末日ニ相當スル陽暦ノ日
毎日曜日

各官署職員勤務時間表ヲ制定スルノ件（大同元年四月十六日院令第六號）

各部總長
興安局總長
法制局長
奉天吉林黑龍江熱河各省長
東省特別區長官ニ令ス

茲ニ各官署職員勤務時間表ヲ制定シ其ノ寫ヲ配付ス當該總長局長省長長官ヨリ所屬各機關ニ命令シテ之ヲ遵照セシムヘシ

各官署職員勤務時間表添附

各官署職員勤務時間表

各官署職員勤務時間ハ休日及ヒ日曜日休息ノ外左ノ通リ勤務スルモノトス

一　三月一日ヨリ六月三十日迄
　午前九時ヨリ十二時迄　午後二時ヨリ午後五時迄
二　七月一日ヨリ八月三十一日迄
　午前八時ヨリ十二時迄
三　九月一日ヨリ十月三十一日迄
　午前九時ヨリ十二時迄　午後二時ヨリ五時迄
四　十一月一日ヨリ翌年二月末日迄
　午前十時ヨリ午後三時迄

右勤務時間ハ地方ノ情形又ハ事務ノ性質ニヨリ變更スル必要アルトキハ主務長官ヨリ國務總理ニ申請シ許可ヲ得テ之ヲ變更スルコトヲ得

又事務ノ都合ニ依リ必要アル場合ハ勤務時間外ト雖モ勤務セサルヘカラス

又七月一日ヨリ八月三十一日迄ノ間ニ主管長官ハ事務ノ繁簡ヲ視テ所屬職員ニ二十日以内ノ休暇ヲ與フルコトヲ得但シ事務ノ都合上此ノ期間ニ休暇ヲ與フルコト能ハサルトキハ其ノ他ノ期間中ニ於テ之ヲ補給スルモ妨ケス

又外勤從事員ノ勤勞時間及休暇期日ハ主管長官別ニ之ヲ定ム

院令第六號中ノ改正事項ニ關スル件（大同元年五月二十五日院令第九號）

各官公署ニ令ス

院令第六號ヲ以テ公布シタル各官署職員勤務時間表内ニ「七月一日ヨリ八月三十一日迄ノ間ニ主管長官ハ事務ノ繁簡ヲ視テ所屬職員ニ二十日以内ノ休暇ヲ與フル

コトヲ得但シ事務ノ都合上此ノ期間内ニ休暇ヲ與フルコト能ハサルトキハ其ノ他ノ期間中ニ於テ之ヲ補給スルモ妨ケス」ト規定シタリ然ルニ建國ノ初ニ當リ公務多忙ナルニ鑒ミ本年ニ限リ上記ノ休暇ヲ與ヘス右趣ヲ御査照ノ上所屬ニ通告シ之ヲ遵守セシムヘシ右命令ス

第六輯　地方制度

興安省ニ三分省ヲ分設スルノ件（大同元年三月九日敎令第十二號）

茲ニ興安省ニ三分省ヲ分設スルノ件ヲ制定シ之ヲ公布セシム

興安省ニ三分省ヲ分設スルノ件

興安局ノ統治區域ハ之ヲ興安省ト定メ、三分省ヲ分設ス北部ヲ興安北分省トシ南部ヲ興安南分省トシ東部ヲ興安東分省トシ興安局ニ於テ境界ヲ劃定ス

本令ハ大同元年三月九日ヨリ施行ス

興安各分省公署ノ所在地ヲ規定スルノ件（大同元年四月五日國務院佈告第三號）

興安各分省公署ノ所在地ヲ規定シテ左ノ如シ

興安北分省	海拉爾
興安東分省	布西
興安南分省	達爾漢王府

興安東南兩分省公署臨時辦事處ノ所在地及事務開始期日ヲ規定スルノ件（大同元年五月二十七日國務院佈告第四號）

興安南分省公署臨時辦事處ハ暫ク遼源ニ設ク

興安東分省公署臨時辦事處ハ暫ク龍江ニ設ク

六月一日ヨリ事務ヲ開始ス

第七輯　外交

對外通告（大同元年三月十二日政府公報揭載）

茲ニ奉天吉林黑龍江熱河東省特別區並蒙古各旗盟ノ民衆ハ全體奮起シテ獨立政府ヲ組織シ一九三二年三月一日ヲ以テ中華民國ヨリ完全ニ分離シ滿洲國ヲ建設ス本總長ハ貴外總長ニ對シ此旨ヲ通告シ得ルハ至極光榮トスル所ナリ惟フニ舊來軍閥東北諸省ニ盤踞シ人民ノ休戚ヲ顧ミス惟私利ヲ是レ圖ル内ハ苛歛誅求ヲ擅ニシテ人民ヲ塗炭ノ苦ニ陷ラシメ外ハ信義ヲ蔑棄シ各國ヲ目シテ仇敵ト爲ス加之中原ニ統一政府ナク群雄角逐シ戰禍連年同胞ヲ殺戮シ人民生ヲ聊スルノ時ナシ是ニ於テ滿洲國人民ハ此ノ舊軍閥覆滅ノ機ニ乘シ同心協力シテ新國家ヲ建設シタル次第ナリ故ニ滿洲國政府ハ内ハ法律制度ノ完備ニ力ヲ竭シ以テ人民ノ安寧ヲ保證シ其ノ福利ヲ增進セシメ外ハ左ノ諸原則ヲ遵守シ以テ國交ノ親睦ヲ期シ世界平和ニ貢獻セントス

一　信義ヲ尊重シ事ノ大小ヲ論セス總テ和睦親善ノ主義ニ基キテ之ヲ處理シ以テ國際平和ノ維持增進ヲ圖ル

二　國際間ノ信義ヲ尊重シ國際法規及慣例ヲ遵守ス

三　中華民國ノ各國ニ對シテ有スル條約上ノ義務中國際法及國際慣例ニ照シ新國家ニ於テ當然繼承スヘキモノハ直ニ之ヲ繼承シ誠意ヲ以テ之ヲ履行ス

四　外國人ノ滿洲國領土内ニ於テ有スル既得權利ヲ侵害スルコトナキハ勿論其ノ生命財產ニ對シテハ當然之ヲ保護ス

五　外國人ノ滿洲國ニ來住セントスル者ハ均シク之ヲ歡迎シ各民族ニ對シテ平等公正ナル待遇ヲ與フ

六　各國トノ通商貿易ハ努メテ之ヲ容易ナラシメ以テ世界經濟ノ發展ニ貢獻ス

七　門戶開放主義ヲ遵守シ外國人ノ滿洲國ニ於ケル經濟活動ニ對シテ便宜ヲ與フ

以上ノ諸原則ハ乃チ滿洲國建設ノ趣旨ナリ

茲ニ貴國政府ノ完全ナル諒察ヲ得且我滿洲國トノ間ニ正式ニ外交關係ヲ成立セラレンコトヲ切望ス

本通告ハ既ニ左ノ各國外務大臣又ハ外交總長宛ニ夫々發送セリ

英國	エストニヤ
米國	伊太利
日本	ラトビヤ
佛國	リスアニヤ
獨國	和蘭
蘇聯國	波蘭
墺地利	葡萄牙
白耳義	チエッコ、スロバキヤ
丁抹	

東鐵財產ノ處理ニ關スル件（大同元年五月五日外交部訓令（外總文第二十一號））

哈爾濱駐在吉林交涉署長施履本ニ令ス

中東鐵路督辦公署辛字第三〇二號公函ニ依レハ「來翰拜誦本件ハ新聞紙上ニ揭載ノ初ヨリ弊督辦ハ充分ナル注意ヲ拂ヒシモ該鐵道局ヨリノ呈文中機關車及ヒ貨車並ヒニ其他材料等ニ關シテハ何等ノ報告モ無シ監事會張恕監事長ト密談シタリシカ本件ハ東路財產ニ重大ナル關係ヲ有スルニ付眞僞ヲ論セス忽視シ難キヲ以テ張監事長ハ鐵路稽核局ニ本件ノ調査方ヲ正式ニ命令シタリ其ノ結果ニヨレハE字ノ機關車六十四輛ハ前後綏芬河ヨリ烏蘇里路ニ又一部分ハ滿洲里ヨリ後貝加爾路ニ駛去サレタリ從前ノ後貝加爾路及ヒ烏蘇里路ノ持去ラレタル東鐵ノ貨車ハ未タ全部之ヲ返還セス又綏芬河驛ヨリ祕密裡ニ材料運搬等ノ事凡テ眞實ナリ東鐵ノ規則ニ依レハ此等ノ事件ニ關シ該鐵路局ノ報告無キ時ハ監事會ヨリ正式ニ理事會ヘ提出スルニアラサレハ理事會トシテハ提案スル由ナキヲ以テ監事會ヨリ理事會ヘ照會シ依法討論セントスル處豈料ランヤ蘇聯監事側ハ其ノ照會ノ草稿ヲ修正スルコ

ト數回アルモ同意セス直チニ張監事長ニ自ラ調印シテ理事會ニ送達スルコトヲ請ヒタルニ依リ監督吏ハ其ノ來翰ヲ根據トシテ本年四月七日ニ理事會ニ提出シ非正式會議ヲ開キ（理事ノ人數七人ニ滿タサリシ）復タ四月九日繼續シテ開會シ種々辯論シタルモ毫モ結果無ク最後ニ雙方ヨリ草案ヲ提出シ正副理事長ニ交付シ別ニ協議シ以テ解決ヲ圖リタルモ本月十一日（月曜）正副理事長ト再三會商セシモ意見ノ一致ヲ見スシテ散會セリソビエット側ノ意見ヲ綜合スルニ貨車及材料ニ關シテハ別ニ問題ナシ其ノ言ニ據レハ嘗テ材料ヲ國境外ニ運搬シタ事ナク貨物車ハ已ニ一千五百餘輛（現ニ華側ノ報告ニ依レハ貨物車ハ引續キ三千輛ヲ返還シ來レリ）ヲ返還シタリト最モ重要ナルハ機關車ノ件ナリ蘇聯側ハ機關車ノ數ハ百二十四輛ニシテ已ニ運出サレタルモノハ返還致シ難キノミナラス現在殘餘ノモノモ更ニ運出サレルモ保チ難シ本件ハ鐵路ノ財產ニ關スル事ナレハ弊督辦ハ職責ヲ以テ交涉シ其ノ全數ノ返還ヲ期ス現在ノ對策トシテ（一）本鐵路及地方行政各方面ヨリ共同調査シ以テ意外ヲ防クヘシ但シ綏滿兩驛ハ蘇聯鐵路ト隣接シ流弊容易ニ弊害生スレハ政府ハ綏滿兩鐵路ニ於ケル軍警機關ニ對シ本鐵路ノ機關車ヲ嚴重ニ注意シ國境外ニ運出サレサルヤウ通令ヲ發セラレンコトヲ乞フコト（二）現在理事會議ハ既ニ何等ノ結果ヲ見サル以上大部分ヨリ本件ノ經過ヲ哈爾濱交涉委員公署ニ通告シ駐哈蘇聯領事ト交涉セシメ已ニ運出サレタル機關車ノ即日返還竝ニ今後東鐵財產ノ一方的處分ヲ爲ササル擔保ヲ取リ以テ東鐵ノ滿蘇合辦ノ精神ニ副ハシメ御審査ノ上御指示ヲ願度記錄二部及本年四月七日九日ノ會議記錄各一部ヲ添附ス」ト査スルニ東鐵ノ車輛材料ハ鐵路財產ニ重大ナル關係ヲ有スルニ付之カ對策ヲ熟考スヘシ該署長ハ急速ニ眞相ヲ究明シ駐哈蘇聯總領事ト嚴重ニ交涉シ運出サレタ機關車ヲ即日ニ返還セシメ竝ニ今後蘇側ハ東鐵財產ヲ一方的ニ處分セサルヤウ擔保セシメ以テ路政ヲ重ンシ權益ヲ均等ニスヘシ尚辦理ノ情形ヲ隨時ニ密報スヘシ右命令ス

第八輯　內務

警察管轄權限ヲ區劃スルノ件

（大同元年三月二十九日 院令第三號）

奉天吉林黑龍江熱河各省長
興安局總長
東省特別區長官　ニ令ス

新國家成立以後總テノ警察管轄權限ヲ速カニ區劃シ以テ遵守ニ便ナラシムヘシ茲ニ管轄權限ヲ左ノ如ク規定ス

一　滿洲國ノ警察權ハ爾後中央ノ管轄トス

二　東省特別區警察管理處ハ東省特別區長官之ヲ指揮監督ス

三　首都警察ハ民政部總長之ヲ直轄ス

四　奉天營口錦州齊齊哈爾安東吉林等各地ノ警察ニシテ從前市ノ管轄ニ屬シタルモノハ均シク省長ニ於テ直接之ヲ指揮監督ス

五　各縣ノ警察ハ縣長ノ指揮監督ヲ承ケ警察事務ニ從事ス但シ匪賊ヲ討伐スル場合ニ於テハ警備司令官ノ命令ヲ承クルコトヲ要ス

六　各鐵道局ノ路警處ハ暫ク從來ノ章程ニ依リ之ヲ辦理ス

以上各項ノ辦法ハ該總長 省長 長官 御了承ノ上之ヲ所屬ニ通告シ一樣ニ遵守セシムヘシ右命令ス

外國居留民ノ調査取締ニ關スル件

（大同元年四月五日 民政部令第一號）

奉天吉林黑龍江熱河各省長
東省特別區長官　ニ令ス

本部警務司ニ於テ國內在住外國居留民ノ調査取締ノ必要アルニ付各省長特區長官ハ速ニ所屬管內ニ於ケル外國居留民ニ就キ左ノ諸項ニ關シテ明確ナル調査ヲ爲シ亟ニ報告セヨ

左記

一　國籍別

二　居留縣別

三　性別

四　職業別

五　生活狀況

六　其ノ他外國居留民ノ狀況ニ關シ本部ニ於テ必知スヘキ事項

附記

一　各國人ハ從來ノ國際法ニ據リ處理ス

二　建國後入國シタル民國人ハ之ヲ外國人ト看做ス

入國竝ニ銃器彈藥密輸入ノ取締ニ關スル件

（大同元年四月一日 民政部訓令第二號）

奉天吉林黑龍江熱河各省長
東省特別區長官　ニ令ス

邦基新ニ奠マリ凡ソ我國民皆鼓舞謳歌シ各其ノ生業ニ安スト雖モ治安ノ維持未タ完全ノ域ニ至ラサル爲外國人中ノ不良分子ハ往々ニシテ此ノ機ニ乘シテ入國擾亂シ竝ニ銃器彈藥刀劍等ヲ密輸入スル者多シ此ノ儘推移センカ後患何ソ堪ヘン速カニ各省區長官ヨリ部下ニ對シ嚴重取締方命シ以テ國境ヲ衛リ閭里ヲ安ンセシムヘシ尚一切ノ施政ニ對シテハ民心ヲ以テ基トシ康樂和親ノ實效ヲ擧ケシムヘシ右ノ旨宜シク遵照シテ處理セヨ尚今後ノ情形ハ詳細ニ之ヲ報告スヘシ右命令ス

外國人入國取締ニ關スル件

（大同元年四月一日 民政部訓令第三號）

奉天省長ニ令ス

外國人ノ入國ハ悉ク禁止スルモノニ非サルモ每年解氷期ニ當リ民國ノ山東及其ノ他ノ各地方ヨリ下層勞働者ノ入國スル者甚タ多ク此等勞働者中ニハ良莠不齊ニシテ便衣隊ノ混入セルヲ免レ難ク其ノ鑑別

ハ殊ニ雜事ナリ新國家建設ノ始ニ當リ治安及公衆衛生上均シク之ヲ豫防スルノ必要アルヲ以テ本部ハ之等ノ者ニ對スル入國取締辦法ヲ全般ニ亙リ計畫中ナルカ本辦法未タ發布セサル以前ニ於テ前記勞働者ノ入國アルトキハ嚴重ニ之ヲ取締ルヘク凡ソ通行證及保證書ヲ有セス又ハ資力ナク且保證確實ナラサルモノニ對シテハ其入國ヲ阻止シ以テ治安ヲ維持シ衛生ヲ重ンスヘシ右ノ旨國境ニ於ケル所屬警察官ニ轉令シテ一樣ニ之ヲ邊守辦理セシムヘシ右命令ス

鐵路警備及路警編製事項ノ調査ニ關スル件（大同元年四月二日 民政部訓令第四號）

東省特別區長ニ令ス

鐵路警備及ヒ鐵道警察編製ニ關スル事項ハ本部ニ於テ目下研究中ナルニ付該長官ハ所轄各鐵路路警ニ關スル左記事項ヲ調査シ記載ノ上直ニ本部ニ確實ニ報告スヘシ右命令ス

記

一 警備狀態ノ概況
二 組織
三 人數
四 配備ノ情形
五 糧秣
六 將來ノ編製ニ關スル希望
七 其ノ他現在ノ狀況ヲ明瞭ニスル爲本部ニ於テ知ルヘキ各種ノ情形

討匪區域ヲ劃定シ竝ニ討撫ノ辦法ヲ評定スルノ件（大同元年四月三十日 民政部訓令第五號）

奉天吉林黑龍江各省長
東省特別區長官ニ令ス

事變以來匪患猶ホ已マス宜シク亟ニ討伐シ以テ閭里ヲ保衛スルハ本部ノ職責トスル所ナリ依ッテ各省區地方長官ハ警備司令官ト協議ノ上所轄區內ノ匪禍狀況ニ照シ討伐區域ヲ定メ軍警ニ命シ期限ヲ附シテ肅淸シ且討伐慰撫ヲ兼ネ行ヒ匪巢ノ淸査討伐成績ノ調査等ニ關スル諸辦法ヲ詳細ニ規定シ適切ニ施行スヘシ但シ匪賊中ニハ脅迫ニ依リ盲從シ及ヒ生計ニ迫ラレ身ヲ挺シテ險ニ走レル者無キニ非ス此等更新ノ路アル者ニ對シテハ法外ノ仁慈ヲ施スヘシ茲ニ本部ハ佈告ヲ制定シ其ノ過悛自首ヲ許シ既往ノ罪狀ハ之ヲ追究セサルヘク先ニ國務會議ノ議決ヲ經タリ茲ニ同布告　枚ヲ添附スルニ付御了知ノ上所屬ニ命シテ之ヲ張貼シ民衆ニ周知セシムルト同時ニ速カニ剿匪區域ヲ劃定シ前記各項ノ辦法ヲ制定シ至急施行ノ上狀況ヲ報告セヨ右命令ス

露國人ノ未拂請求ニ對シテ現金ヲ支拂セス竝ニ彈壓ノ準備ヲナスヘキノ件（大同元年五月五日 國務院電訓令第九號）

哈爾濱中東鐵路李督辦殿、書翰及ヒ文件均シク了知ス露國人ノ未拂請求ハ單ニ多數回ノ分期辦法ヲ取リ現金ノ支拂ハ不可ナリ豫メ喧囂滋擾カ無益ナルコトヲ說諭シテ之ヲ納得セシメ竝ニ一方ニ於イテ彈壓ヲ預備シ以テ事ナキヨウニ努力スヘシ特ニ電報ヲ以テ囘答ス孝胥三日電

極力露國人ヲ彈壓シ以テ秩序ヲ維特スヘキノ件（大同元年五月五日 國務院電訓令第十號）

東省特別區張長官殿、中東鐵路ハ露國人ノ聚衆騷擾ヲ豫防スル必要アリ當地ノ警察ヲシテ極力之ヲ彈壓セシメ以テ秩序ヲ維持スヘシ國務院三日印

舊軍閥及軍閥ニ依附シテ合資共營シタル財產ノ讓渡讓受ニ關スル件（大同元年三月四日 東省特別區長官公署訓令第九九三號）

地畝局　銀行公會
市政局　特別市市政局
警察管理處　ニ令ス

舊軍閥及ヒ軍閥ニ依附シ合資共營ノ官吏ニシテ本區內ニ於テ所有スル不動產及ヒ動產ハ頗ル多シ新國家ノ初創ニ當リ凡テ民權ヲ妨害シ及ヒ權勢ニ恃ミテ侵佔スルカ如キ惡政ハ自ラ宜シク先ツ第一ニ革除スヘシ依而上記ノ財產數額ヲ詳細且ツ明確ニ調査シ暫ク本署ニ於イテ之ヲ監督管理シ新政府ノ成立ヲ待チテ其ノ實地調査ヲ經テ法ニヨリ解決スヘシ民國二十年九月十八日ヨリ此ノ監督管理ノ期間內ニ於テハ內外人民ヲ問ハス均シク讓受讓渡及ヒ抵當トシテ使用スル事ヲ得ス若シ何等カノ口實ヲ借リテ移轉變更ノ契約ヲ爲シ或ハ國家ノ名義ニシ或ハ私人ヨリ之ヲ引受クルモ一旦發覺シタル場合ハ一切無效ト認ム右ノ旨該處（局・會）ヲ遵奉シ辦理スヘシ竝ヒニ該處（局・會）ヨリ各站分署（分局所・銀行號）ニ轉令シテ詳細ナル調査報告ヲナサシムヘシ右命令ス

穀物輸出禁止ニ關スル件（大同元年三月十六日 東省特別區長官公署竝公函第三十五號）

特路兩警處　濱江公安局
市政管理局　兩商會
商務聯合會　糧食交易所
糧業公會　火磨公會
吉林交涉署駐哈辦事處　ニ令ス

穀物ノ輸出ハ嘗テ嚴禁セラレタリシカ新國家創設ノ際ニ當リ元氣ヲ培養スル要アリ「民生ノ疾苦ハ食ヲ以テ天トナス」依而此ノ禁糧問題ノ關係スル所ハ最モ切要ナリ本署ハ各機關ノ長道裡道外ノ兩商會及穀物商ノ各法團代表ヲ召集討論ノ結果食糧ハ民生ニ關係スル所大ナルニ付其ノ輕重ヲ權衡シ當ニ申令ヲ以テ輸出ヲ禁止スルヲ適當トナスヘシトノ決議ヲ見タリ今後小麥雜穀麵粉等ノ如キ純粹ノ食糧ハ綏芬滿洲里ノ各驛ハ一律ニ輸出ヲ嚴禁シ以テ民食ヲ維持スヘシ本年ノ秋穫ハ情形斟酌ノ上之ヲ處理ス輸出禁止期間中ニ於テ若シ不良ナル商人ノ密輸出スル者アル場合ハ其ノ輸出セル穀物ヲ直チニ抑留シ嚴重ニ取調ヲナシ以テ奸商ヲ誡ムヘシ國境內ニ於テハ依然トシテ商民ノ自由運輸ヲ許シ何等ノ制限ヲモ加ヘス黑河三江口等ノ水路ハ殊ニ輸出ノ要地ニシテ遠カラス解氷スルニ付吉江兩省ニ禁止方御傳達シ以テ共策共力ノ效ヲ收ムヘシ

中東鐵路督辦公署宛右依賴ス路局ヘモ移牒ノ上協力相願度
濱江關監督公署宛右依賴ス稅務司ヘモ移牒ノ上協力查禁願度

處　局　會
右所屬ニ轉命ノ上查禁ヲ嚴行スヘシ
右各糧商ニ轉知シ遵照勵行セシムヘシ

交涉辦事處
駐哈各國領事館ニ通牒ノ上外商ニ轉知查照セシムヘシ

官吏ノ職務上ノ死傷ニ對スル救邮金ノ處理ニ關スル件（大同元年四月三十日民政部指令第五號）

黑龍江省公署ニ令ス

各所屬官署ノ官吏ノ職務傷亡ニ對スル救邮金ハ條例未發布前ニ於イテ如何ニ處理スヘキヤノ件

伺ヒノ件了承ス官吏ノ職務傷亡ニ對シテハ救邮金ヲ給與スヘシ今般國務院會議ニ於テ新條例ノ未發布前ニ於イテハ從前通リノ辦法ニ援用シ處理スヘシト議決シタリ直チニ之ニ遵照シテ辦理セヨ右命令ス

農民牲畜買賣取締辦法ノ制定ニ關スル件（大同元年五月十三日民政部訓令第四〇號）

奉天吉林黑龍江各省公署
東省特別區長官公署ニ令ス

近來匪患未タ平ケラレス到ル處ヲ擾亂シ其ノ蹤跡ノ到ル處財物皆空ニ歸スルノミナラス農民ノ飼養スル牲畜モ亦之カ爲メ盡蕩サレタリ春耕遠カラス農民將ニ牲畜ヲ必要セントスルトキニアタリ之ヲ此處ニ掠奪シテ彼處ニ販賣スルハ固ヨリ容易ナリ長キニ亘リ之ヲ放任セハ匪賊時機ヲ利用シテ掠奪ヲ恣ニシテ已ムコト無ク人民農時ヲ失シテ患害永續センアア我カ小民何ソ之ニ堪ヘンヤ速カニ對策ヲ講シ之ヲ杜絕シ以テ救濟ニ資シ民生ヲ利スヘシ玆ニ本部ヨリ農民牲畜買賣取締辦法四箇條ヲ規定ス各省長宜シク之ヲ各縣署及征收局ニ命シ之ヲ一同ニ公布シ聞知セシメ匪賊ノ掠奪セル牲畜ヲ販賣スル所ナカラシメ以テ匪患ヲ制シ人民ヲ安スヘシ各別ニ通牒スル外該省署ニモ通牒シ直チニ所屬各縣、局ニ命シ之ヲ確實ニ遵奉シテ實行シ實績ヲ納メンコトヲ期スヘシ

取締辦法一部添附

農民牲畜買賣取締辦法

第一條　凡テ城市（省縣及ヒ各鎭ニ牲畜ノ集市アルモノヲ指シテ云フ）ニ在リテ牲畜ヲ買賣スル者ハ左ノ辦法ニ依リテ辦理ス

一　牲畜ヲ販賣スルモノハ原有ノ納稅證ヲ携帶スルヲ要ス該證ヲ遺失シタル場合ハ保證人ニ依リテ之ヲ證明スヘシ保證人無キ者ハ市ニ賣出スコトヲ得ス

二　牲畜ヲ購買スル者ハ賣主ニ納稅證又ハ保證無キ時ハ之ヲ購買スルコトヲ得ス違反者ハ之ヲ處罰スルコトヲ得

三　凡テ牲畜ノ集市ニ在リテ牲畜ヲ買賣スル場合ハ牙紀（仲買人）ニヨリ之ヲ紹介ス各牙紀ハ前二項ノ規定ヲ

遵守スルヲ要ス違反者ハ輕重ニ從ヒ之ヲ處罰シ又ハ其ノ牙紀ノ資格ヲ取消スコトヲ得

第二條　凡テ農民カ鄕村ニ在リテ牲畜ヲ買賣スル者ハ左ノ辦法ニヨリテ之ヲ辦理ス

一　牲畜ヲ販賣スル者ハ原有ノ納稅證ヲ携帶スルヲ要ス納稅證無キ場合又ハ遺失シタル場合ハ鄕長或ヒハ近隣ノ證明ヲ得テ始メテ賣出スコトヲ得

二　牲畜ヲ購買スル者ハ賣主ニ納稅證無キ場合又ハ鄕長近隣證明ヲ與ヘサル場合ハ之ヲ買受ケルコトヲ得ス違反者ハ之ヲ處罰スルコトヲ得

第三條　本辦法ハ各縣公署及ヒ所在地ノ稅捐總分各局共同シテ違反者ヲ搜查シ之ヲ發見シタル場合ハ縣公署ニ於テ執行ス

第四條　縣公署ハ前項ノ處罰ヲ爲ストキハ其ノ罰金額買價額ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

第五條　本辦法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

景星南半部ノ行政境界及索倫山設治局ノ行政管理ニ關スル件（大同元年五月十日民政部指令第九號）

黑龍江省公署ニ令ス

景星南半部ノ行政境界ヲ如何ニ區劃シ玆ニ索倫山設治局ハ洮遼ノ管轄ニ歸スヘキヤノ件

伺ヒノ件了知ス查スルニ以前ニ規定シタル各省警備司令官ノ擔任區域ハ討匪限界ヲ劃定シタルモノニシテ既ニ軍事上ノ警備ニ屬シタル以上行政ノ範圍ニ涉及スルモノニアラス泰來縣及ヒ景星縣ノ西南半部ノ各行政權ハ仍ホ該省長ニ於テ之ヲ管理ス蒙邊公署ノ爲シタル索倫防務及ヒ一切行政ノ引受ハ軍事期間ニ於ケル暫時ノ辦法ニ過キス現在既ニ命令ヲ以テ明白ニ之ヲ規定シタルニ付該警備司令官ハ應ニ新防ヲ遵守シ其ノ設治局ノ行政事務モ該省長ヨリ引受ケテ之ヲ管轄スヘク以テ政權ヲ一ニスヘシ右軍政部ニ移牒シ之カ遵守ヲ洮遼警備司令官ニ轉命セシメ置キタリ右命令ス

第九輯　財　政

砂糖輸入稅ヲ從前通リ徵收スルノ件（大同元年三月二十九日財政部訓令第一號）

關監督ニ令ス

本部近頃得タル報告ニ據レハ總稅務司ハ現行ノ砂糖輸入稅率ニ對シテ從來擔每ニ二九海關金單位タリシモノヲ二倍ニ增加シ四月一日ヨリ之ヲ施行スル旨ヲ各海關ニ電令シタリ惟フニ現在滿洲國ハ既ニ中華民國ヲ離レテ完全ニ獨立シ關稅自主權ヲ行使シ居ルモノナレハ該電令ノ稅率引揚ハ玆ニ承認スルヲ得ス仍テ右實施期タル四月一日以後ニ於テモ本部ヨリ何分ノ指示アル迄ハ現行稅率ニ依リテ徵收スヘシ貴監督之ヲ遵奉セヨ右命令ス

滿洲中央銀行ヲ組織スルノ件（大同元年三月二十九日國務院電訓令第三號）

奉天臧省長吉林西煕省長黒龍江馬省長殿、東三省官銀號吉林永衡官銀號黒龍江官銀號邊業銀行ヲ以テ中央銀行ヲ組織シ其ノ總行ヲ長春ニ設クルコト先ニ國務會議ヲ通過シタリ玆ニ各行號ノ當事人ヲ招集シテ屢々會議セシメタリ今後凡テノ合併手續及ヒ一切ノ事務ハ中央銀行創立委員ニ命シテ責任ヲ以テ之ヲ辦理シ玆ニ各行號ニ命シテ相互ニ聯絡ヲ取リ進行ノ便ヲ計ラシメタルニ付右御了承ノ上各行號ニ轉令シテ之ヲ遵奉セシムヘシ國務院二十九日印

鹽税ハ國庫ノ收入ニ歸シ吉黒榷運局ハ財政部ノ管理ニ歸スルノ件（大同元年四月十日國務院訓令第六號）

吉林省長ニ令ス

滿洲國政府カ成立以後鹽税ヲ國庫收入項目ノ中ニ入レ吉黒榷運局ハ財政部ノ管轄ニ屬スト規定シタリ該局長及ヒ其ノ所部ノ職員顧問諮議等ノ職員ハ從來通リ在職スルモノトス右命令ス

邊業銀行株券管理辦法（大同元年四月三十日教令第二十一號）

玆ニ參議府ノ諮詢ヲ經テ邊業銀行株券管理辦法ヲ制定シ之ヲ公布セシム

邊業銀行株券管理辦法

邊業銀行株券中現ニ株主權ヲ行使シ能ハサル株券ハ政府ニ於テ之ヲ管理シ竝ニ其ノ株主權ヲ代行ス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

遼寧四行號聯合發行準備庫整理辦法（大同元年四月三十日教令第二十二號）

玆ニ參議府ノ諮詢ヲ經テ遼寧四行號聯合發行準備庫整理辦法ヲ制定シ之ヲ公布セシム

遼寧四行號聯合發行準備庫整理辦法

第一條　遼寧四行號聯合準備庫ハ本辦法ニ依リテ之ヲ解散ス

第二條　遼寧四行號聯合準備庫ノ發行シタル兌換券ノ中中國銀行及交通銀行ノ領用シタルモノハ各當該銀行ヨリ其ノ領用金額ニ準シテ東三省官銀號ニ現金若ハ東三省官銀號邊業銀行兌換券ヲ以テ之ヲ支拂フモノトス

第三條　前條ノ辦法ニ依リ支拂濟ノ後ハ東三省官銀號ハ遼寧四行號聯合發行準備庫券ニ對シ發行額全部ノ兌換義務ヲ負ヒ中國銀行及交通銀行ノ兌換責任ハ直チニ終了スルモノトス

第四條　本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鹽税以外ノ諸豫算ハ從前通リ辦理スヘキノ件（大同元年四月二十八日國務院訓令第十八號）

奉天省長ニ令ス

貴省ノ鹽税事務ハ既ニ中央ニ移管サレタルカ其ノ他一切ノ歳入事項ノ規定カ未タ完全ニ中央ノ引繼ヲ經サルヲ以テアラユル豫算ハ從前ノ通リ處理シ緊急ノ事項ハ

ソノ都度特別ニ規定スル外凡テ原豫算ノ範圍ヲ超過スルヲ得ス追而中央ノ管理ニ歸スヘキアラユル各種ノ歳入事項カ完全ニ中央ニ引繼カレタル後貴省長ヨリ各歳出豫算表ヲ作製シ詳細説明ヲ加ヘ中央ニ提出スヘシ中央ニ於テ之カ査定ヲ行ヒ更メテ何分ノ示達ヲナス一切ノ收支ハ凡テ中央ニ於テ管理スルニ付御諒承ノ上管下ニ此ノ旨轉達スヘシ右命令ス

第十輯　軍政

陸海軍條例（大同元年四月十五日軍令第一號）

玆ニ陸海軍條例ヲ制定シ之ヲ公布セシム

陸海軍條例

第一條　陸海軍ハ國内ノ治安竝ニ邊境及江海ノ警備ニ任ス

第二條　執政ハ陸海軍ヲ統率ス

第三條　執政ハ警備司令官擔任區域ヲ定メ之ニ所要ノ軍隊ヲ指揮セシメ當該區域ノ治安ニ任セシム

第四條　執政ハ艦隊司令官ノ擔任水域ヲ定メ之ニ所要ノ艦隊ヲ指揮セシメ當該水域ノ警備ニ任セシム

第五條　警備司令官ハ陸軍上中將ヲ以テ之ニ充テ執政ニ直隷ス

第六條　艦隊司令官ハ海軍將官ヲ以テ之ニ充テ執政ニ直隷ス

第七條　警備司令官ノ責任ハ擔任區域ニ於テ隨時情況ヲ詳察シ不逞ヲ掃除シ以テ域内ノ安全ヲ保ツニ在リ

第八條　警備司令官ハ隣接警備司令官ノ請求アルトキハ所要ノ兵力ヲ派遣スルコトヲ得若シ緊急ニシテ其ノ請求ヲ待ツヲ得サルトキハ自ラ責ニ任シ所要ノ兵力ヲ派遣スルコトヲ得

但シ前項ノ場合ニ於テハ遲滯ナク軍政部總長ニ報告スルト共ニ隣接警備司令官ニ通報スルコトヲ要ス

第九條　警備司令官ハ治安維持ノ爲兵力ヲ使用スルトキハ其ノ期間内ニ限リ當該主管地方ノ縣警察隊ヲ指揮スルコトヲ得

第十條　艦隊司令官ノ責任ハ絶ヘス其ノ擔任水域ヲ巡邏シ竝ニ其ノ水域ヲ警備シ漁業船ヲ保護シ及密漁密賣ヲ監察スルノ任務ヲ有ス

第十一條　警備司令官及艦隊司令官ハ軍政及用兵ニ關シ軍政部總長ノ指揮ヲ受クルコトヲ要ス

洮遼警備司令官及各省警備司令官ノ擔任區域竝ニ其ノ指揮ニ屬スヘキ軍隊ヲ規定スルノ件（大同元年四月十五日軍令第二號）

玆ニ洮遼警備司令官及各省警備司令官ノ擔任區域竝ニ其ノ指揮ニ屬スル軍隊ヲ規定シ之ヲ公布セシム

洮遼警備司令官及各省警備司令官ノ擔任區域竝ニ其ノ指揮ニ屬スル軍隊ヲ左ノ如ク規定ス

一　洮遼警備司令官

擔任區域

通遼・泰平・昌圖・梨樹・懷德・雙山・遼源・開通・瞻楡・安廣・鎭東・洮安・洮南・泰東ノ各縣・突泉縣ノ東半部及景星縣ノ西南半部

其ノ指揮ニ屬スル軍隊

獨張海鵬軍

二 奉天省警備司令官

擔任區域

洮遼警備司令官ノ擔任區域以外ノ奉天省

其ノ指揮ニ屬スル軍隊

現ニ奉天省ニ駐在スル軍隊中新ニ洮遼警備司令官ノ指揮ニ屬セシメタル軍隊ヲ除ク以外ノ全部

三 吉林省警備司令官

擔任區域

吉林省

其ノ指揮ニ屬スル軍隊

現ニ吉林省ニ駐在スル軍隊

四 黑龍江省警備司令官

擔任區域

黑龍江省（泰來縣及景星縣ノ西南半部ヲ除ク）

其ノ指揮ニ屬スル軍隊

現ニ黑龍江省ニ駐在スル軍隊（張海鵬軍ヲ除ク）

軍令中ノ變通ニ關スル規則（大同元年四月二十五日 教令第二十號）

茲ニ軍令中ノ變通ニ關スル規則ヲ制定シ之ヲ公布セシム

軍令中ノ變通ニ關スル規則

軍令中軍ノ統率及機要ニ關スルモノハ種種ノ情形ニ依リ國務院官制第六條法制局官制第一條第一號公文程式令第五條及同令第六條ヲ適用セサルコトヲ得但シ前項ノ軍令ハ國務總理次回ノ國務院會議ニ於テ之ヲ宣布ス

滿洲國海軍旗式（大同元年四月二十五日 軍令第三號）

茲ニ滿洲國海軍旗式ヲ制定シ之ヲ公布セシム

滿洲國海軍旗式

軍艦旗艦首旗海軍上將旗海軍中將旗海軍少將旗海軍代將旗長旗ノ制式ハ左圖ノ如シ

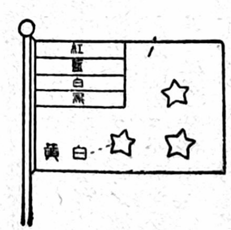
一 軍艦旗及艦首旗



國旗ニ同シ

但シ横幅ハ縱幅ノ一・五倍トス

二 海軍上將旗



横幅ハ縱幅ノ一・五倍トス

軍艦旗ニ白色ノ星三箇ヲ加フ

星ノ大サ

外徑 縱幅ノ六分ノ一トス

內徑 縱幅ノ十二分ノ一トス

星ノ角五

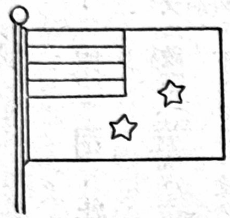
星ノ位置

一 旗ノ中央縱線上ニテ下緣ヨリ四分ノ一ノ處ニ在リ

二 （一）ノ星ノ右ニシテ其ノ距離ハ横幅ノ四分ノ一ノ處ニ在リ

三 （二）ノ星ノ上方ニシテ其ノ距離ハ横幅ノ四分ノ一ノ處ニ在リ

三 海軍中將旗



星ノ數二

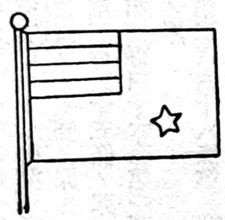
星ノ位置

一 中央縱線上ニテ下緣ヨリ四分ノ一ノ處ニ在リ

二 中央横線上ニテ右緣ヨリ四分ノ一ノ處ニ在リ

其ノ他ハ海軍上將旗ニ同シ

四 海軍少將旗



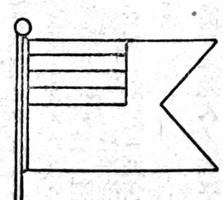
星ノ數一

星ノ位置

對角線上ニテ右下隅ヨリ四分ノ一ノ處ニ在リ

其ノ他ハ海軍上將旗ニ同シ

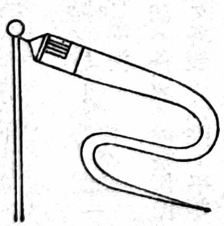
五 海軍代將旗



燕尾型ニ開裂ス

從幅二分ノ一ヲ上下ニ等分ス

六 長旗



横幅ハ縱幅ノ四十ヨリ九十マデ

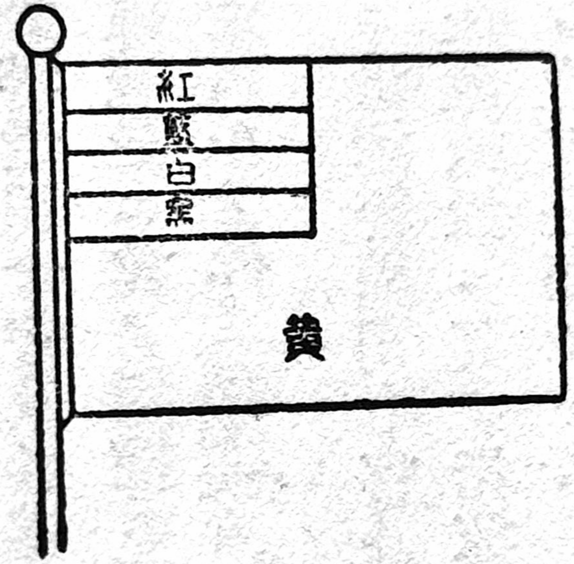
上端ハ軍艦旗ニ同シ其ノ他ノ部分ハ白

西南半
（張海
號五日）
制定シ
ノハ種
條法制局
條及同
シ前項
議ニ於
號日）
ヲ公布セ

滿洲國海軍旗式

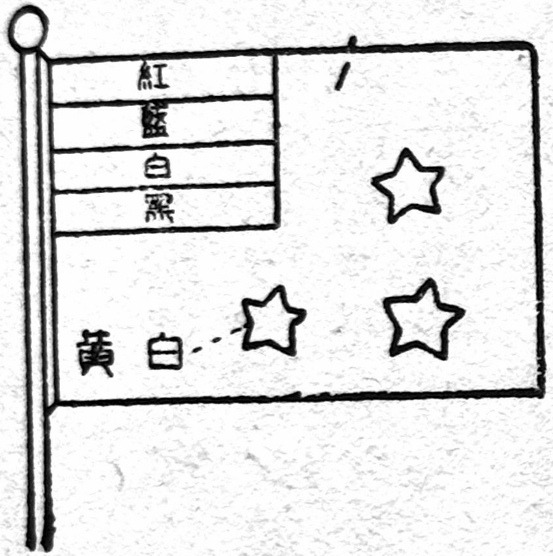
軍艦旗艦首旗海軍上將旗海軍中將旗海軍少將旗海軍代將旗長旗ノ制式ハ左圖ノ如シ

一　軍艦旗及艦首旗



國旗ニ同シ
但シ横幅ハ縦幅ノ一・五倍トス

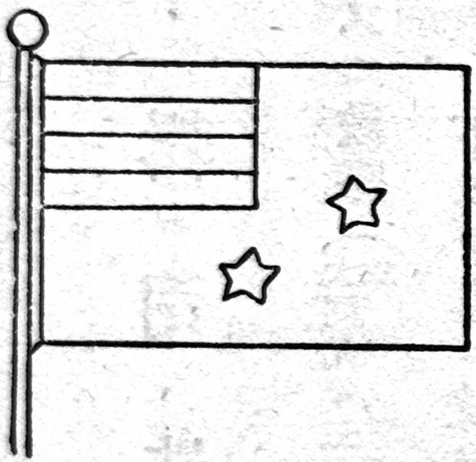
二　海軍上將旗



横幅ハ縦幅ノ一・五倍トス
軍艦旗ニ白色ノ星三箇ヲ加フ

星ノ大サ
外徑 縱幅ノ六分ノ一トス
內徑 縱幅ノ十二分ノ一トス
星ノ角五
星ノ位置
一 旗ノ中央縱線上ニテ下緣ヨリ四分ノ一ノ處ニ在リ
二 (一)ノ星ノ右ニシテ其ノ距離ハ横幅ノ四分ノ一ノ處ニ在リ
三 (二)ノ星ノ上方ニシテ其ノ距離ハ横幅ノ四分ノ一ノ處ニ在リ

三 海軍中將旗



星ノ數二
星ノ位置
一 中央
一ノ處
二 中央
一ノ處
其ノ他ハ海

四 海軍少將旗

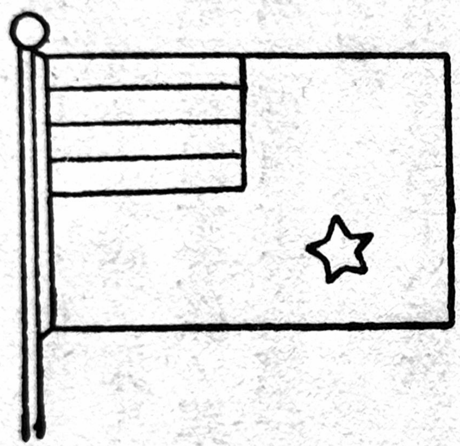
星ノ數一
星ノ位置
對角線上ニ
處ニ在リ



ス
トス
縁ヨリ四
其ノ距離ハ
在リ
ノ其ノ距離
ニ在リ

星ノ數二
星ノ位置
一　中央縱線上ニテ下縁ヨリ四分ノ
一ノ處ニ在リ
二　中央横線上ニテ右縁ヨリ四分ノ
一ノ處ニ在リ
其ノ他ハ海軍上將旗ニ同シ

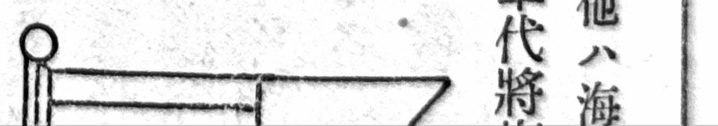
四　海軍少將旗



星ノ數一
星ノ位置
對角線上ニテ右下隅ヨリ四分ノ一ノ
處ニ在リ

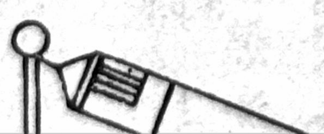
其ノ他ハ海

五　海軍代將



六　長　旗

燕尾型ニ開
從幅二分ノ



横幅ハ縱幅ノ
上端ハ軍艦旗

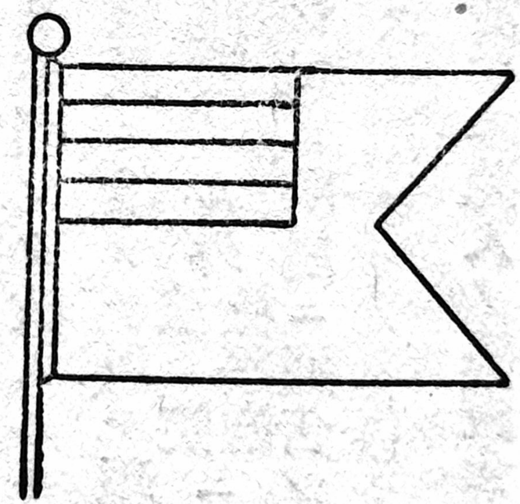
ヨリ四分ノ

ヨリ四分ノ

四分ノ一ノ

五　海軍代将旗

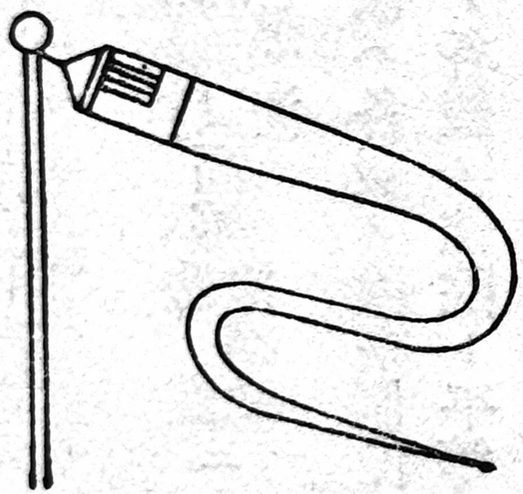
其ノ他ハ海軍上将旗ニ同シ



燕尾型ニ開裂ス

從幅二分ノ一ヲ上下ニ等分ス

六　長旗



横幅ハ縱幅ノ四十ヨリ九十マデ

上端ハ軍艦旗ニ同シ其ノ他ノ部分ハ白

色トス

第十一輯　司法

大赦ニ關スル敎書（大同元年三月十一日政府公報揭載）

古ノ聖人車ヲ下リテ罪ニ泣ク敎ヘスシテ誅スルハ誰カ能ク之ヲ忍ヒン今政府組織法第十三條ニ依リ特ニ大赦ヲ行ヒ民ニ更始ヲ與フ萬方罪有ラハ予一身ニ在リ

大赦令（大同元年三月十一日敎令第十六號）

茲ニ大赦令ヲ制定シ之ヲ公布セシム

大赦令

滿洲國ニ在リテ大同元年三月十一日以前ニ於ケル犯罪ハ左ノ犯罪ヲ除クノ外輕罪重罪既發覺未發覺既判決未判決既執行未執行ヲ問ハス政府組織法第十三條ニ依リ悉ク免除ス

刑法第百二十一條第一項ノ罪
刑法第二百四十條第六項ノ罪
刑法第二百八十二條第一項ノ罪
刑法第二百八十三條第一項第二項ノ罪
刑法第二百八十四條第一項ノ罪
刑法第二百八十五條第一項ノ罪
刑法第二百九十八條第一項第二項及第二百九十六條ノ罪
刑法第三百四十五條ノ罪
刑法第三百四十六條第一項第二項第三項ノ罪
刑法第三百四十八條第一項ノ罪
刑法第三百四十九條ノ罪
刑法第三百五十條ノ罪
刑法第三百五十二條ノ罪
刑法第三百五十三條ノ罪
刑法第三百七十二條ノ罪
懲治盜匪暫行條例第一條ノ罪
懲治綁匪條例第二條ノ罪

凡テ共產及建國ニ危害ヲ與ヘル犯罪並ニ右ノ各罪ト同種ノ犯罪ハ如何ナル法令ニ依テ處斷セラレタリトモ凡テ之ヲ免除セス

各級檢察制度ヲ均シク檢察廳ニ改稱スルノ件（大同元年三月二十九日司法部訓令字第一號）

奉天黑龍江
東省特別區高等法院
吉林熱河　檢察廳ニ令ス

政府組織法ハ各級ノ檢察制度ヲ均シク檢察廳ト名ケ各級ノ法院ト平等ナル地位ニ列セシメタルニ付從前ノ凡ユル各級ノ法院檢察處ハ本令到着ノ日ヨリ某省區高等法院檢查處ヲ某省區高等檢查廳ニ某地方法院檢查處ヲ某地方檢察廳ニ改メ其ノ分院檢察處モ亦同シク改ムルモノトス首席檢察官ヲ廳長ニ改メテ以テ現制度ト符合ス各別ニ通牒スル外法院檢察廳ニ通令シ之ヲ辦理スヘシ並ニ所屬ニ通告シ遵照セシメヨ右命令ス

赦令前ニ於ケル犯人ノ保證金ノ處理ニ關スル件（大同元年五月十四日司法部訓令（字第十八號））

東省特別區高等檢察廳ニ令ス

赦令前ニ於ケル犯人ノ保證金ノ處理方ヲ請示スルノ件

伺ヒノ件了知ス凡テ保證ニ因リ被告カ住所ノ制限ヲ受ケ其ノ拘留ヲ免セラレタル者ニシテ大赦令ノ發布前住所制限ノ命令ニ違反シテ逃走シタル時ハ其ノ未タ納メサル保證金ハ大赦令ノ發布後ト雖モ尙ホ之ヲ徵收シテ沒入スヘシ茲ニ本部ノ適用スル法律上ノ理由ヲ次ノ如ク指示ス

大赦ハ一定ノ犯罪ニ對シ其ノ科刑權ノ實體上ノ作用ヲ消滅セシムルコトニアリ沒入制度ハ刑事訴訟法ノ第八十二條第一項ノ規定ニ依ルモノニシテ保證ニ因リテ拘押ヲ停止セラレタル被告ハ逃亡シ或ハ正當ナル理由無クシテ招喚ニ應セサル時ニ於イテ之ヲ行フヘキコトナリ此レニ據リテ論スレハ住所制限命令ノ違反ヲ理由トシタルモノハ實ニ刑事訴訟手續法上ノ制裁ノ性質ヲ有スル者ニシテ犯罪制裁ノ刑罰ト其ノ目的性質各異ルニ付大赦ニ依リテ消滅セラルル科刑權ト共ニ其ノ効力ヲ消長セシムル者ニアラス蓋シ保證ニ因リ拘留ヲ停止セラレタル被告ハ大赦令ノ發布前ニ住所制限ノ命令ニ違反シテ逃走シタル時ハ其ノ逃亡ト同時ニ保證金ヲ沒入スル法律事實發生スルモノトス故ニ法律效果ノ沒入處分ハ大赦令ノ發布ニ因テ消滅スル者ニアラスシテ法上依然トシテ存續スル者ナリ赦令ノ發布前既ニ執行終了シタル者ハ之ヲ返還セサルノミナラス大赦後ニ於イテ納メサル者モ亦法ニ依リテ之ヲ追徵シテ沒入スヘキコト多言ヲ要セス事法上ノ沒收ニ關スレハ僅少ナコトナリト雖モ嚴重ナル性質ヲ有ス該廳ハ速カニ法ニ依リテ之ヲ處理スヘシ右命令ス

最高法院ニ廷及推事ヲ置クノ件（大同元年五月十九日司法部訓令（字第四十二號））

最高法院ニ令ス

該院成立早々事務尙簡ナリ暫ク刑事一庭民事二庭ヲ設ケ每庭ニ推事五名ヲ置キ一名ヲ庭長トス別ニ人員ヲ選ヒテ充任セシムル外該院之ヲ遵守スヘシ並ニ事務取扱規程ヲ起案シタル上呈報スヘシ右命令ス

最高檢察廳ニ廷及推事ヲ置クノ件（大同元年五月十九日司法部訓令（字第四十三號））

最高檢察廳ニ令ス

該廳成立早々事務ハ左程多カラス暫ク檢察官四人ヲ設クヘシ別ニ人員ヲ選ヒテ充任セシムル外該廳ニ命令シテ之ヲ遵守スヘシ右命令ス

第十二輯　產業

第十三輯　敎育、天象、曆時

各學校ノ課程ハ黨義ヲ廢止シ暫ク四書孝經ヲ以テ講授スルノ件（大同元年三月二十五日院令第二號）

民政部ニ令ス

爾後各學校ノ課程ハ暫ク四書五經ヲ用ヒテ教授シ以テ禮教ヲ崇フ凡テ黨義ニ關係ヲ有スル教科書等ハ一切之ヲ廢止ス該部長宜シク各省長ニ右ノ旨ヲ轉令スヘシ尚文教司ヨリ各省ノ學校ニ通令シ之ヲ遵奉セシムヘシ右命令ス

重要ナル教育命令ノ發布法規ノ改廢教科書ノ編纂等ニ關スルコトハ本部文教司ノ認可ヲ經ヘキノ件

（民政部代電（訓令）大同元年五月二日政府公報掲載）

奉天吉林黑龍江各省長
東省特別區長官ニ電達ス

奉天省長吉林省長黑龍江省長東省特別區長官 御中

惟フニ建國ノ要政ハ最モ教育ヲ重スルニアリ而シテ教育上ノ一切ノ施設ハ目下急務ニシテ本部ハ職責トシテ應ニ順次實行セントスル所ニアリ

（一）凡ソ省ニ重要ナル教育命令ヲ發シ又ハ法規ヲ改廢セントスル時ハ須ク事前ニ本部ノ審査許可ヲ受ケタル後施行スヘキコト

（二）各種教科書ノ編纂ニ關シテハ目下文教司ニ於テ着手進行中ニシテ將來永久的ニ通用スヘキ教科書ヲ急速ニ編成センコトヲ期セリ但シ此ノ編纂期間ニ於テ若シ他處編纂ノモノヲ採用スルモノ又ハ各省ニテ教材ヲ制定シ臨時ニ教科書ヲ編纂セントスルモノハ暫定的性質ト看做スモ右何レノ場合ヲ問ハス必ス凡テ本部ノ審査許可ヲ經ヘシ若シ既ニ決定セルモノアラハ其ノ原書ヲ本部ニ送達シ追認ヲ經ヘク以テ愼重ヲ示ス

以上各項ハ何レモ極メテ重要ナルニ付直チニ之ヲ所屬ニ轉命シ勵行セシムヘシ

右特ニ電令ス之ヲ査照セヨ民政部十八日電

第十四輯　交通

第十五輯　統計報告

各部（局）司（處）ニ統計官吏一人ヲ置キ統計ヲ掌ラシムルノ件

（大同元年五月三十一日國務院訓令第三十三號）

各官公署ニ令ス

統計ノ創設及改善ニ關シ須ク各部（局）司（處）ノ統計ヲ掌ル官吏一名ヲ以テ統計主任トナスヘシ茲ニ事務處理ノ便宜上國務院法制局統計處ト屢々連絡協議スルコトヲ要ス之ヲ遵照辦理セヨ右命令ス

大同元年九月十日現在

滿洲國國務院法制局

昭和八年二月三日印刷
昭和八年二月十一日發行

大滿洲國建設錄

定價 一圓二十錢

著者　駒井德三

發行者　木田開　東京市麹町區丸ノ内二丁目二ノ一

印刷者　秋葉信　東京市牛込區市谷加賀町一ノ一二

發行所　中央公論社　東京市麹町區丸ノ内二丁目 丸ノ内ビルディング五八八區　振替口座東京三四番　電話丸ノ内二三五一—五三七番

印刷所　株式會社秀英舍